

一人ひとりの 暮らしに寄り添って

愛知県被災者支援センター10年のまとめ



愛知県被災者支援センター
(発行・編集：認定NPO法人レスキューストックヤード)

2021年3月31日

発刊にあたって

本書「一人ひとりの暮らしに寄り添って」は、2011年6月13日に設置された愛知県被災者支援センターの10年間の活動の記録です。愛知県被災者支援センターは県が設置し、NPOが民間のネットワークと創意を活かして運営しています。本記録も、受入被災者支援に関わってきた専門家・団体・研究者とセンタースタッフの協力でまとめることができました。10年の経過をたどり、関係者ヒアリングを行い、意見交換を重ねながら、「発足の経緯」「愛知県被災者支援センターの事業」「市町村や社会福祉協議会による受入被災者支援の具体例」「専門家による相談支援の推移」「交流会や情報提供等」「これからの課題と展望」について分担・執筆しています。新型コロナウイルス感染症の影響下の制約にもかかわらず、協力いただいた皆様にはお礼申し上げます。

本書は、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故により愛知県に避難された方々、一人ひとりの暮らしに寄り添って積み重ねてきた活動を、これからも活かすと同時に、継続する地震や年々激しさを増す豪雨水害、さらには南海トラフ地震への備え～次に生きる支援ネットワーク～に活かすことを目的に編集しています。そのため、これまでの経験や到達点のふりかえりや今後どう引継ぐかについては、各執筆者の考えも盛り込まれています。参考にしていただければ幸いです。



はじめに 愛知県被災者支援センター・センター長 栗田暢之

当センターは、東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故により、愛知県に避難された方を支援するため、2011年6月13日に開設された。現在、福島県が全国26箇所に広域避難者支援の拠点を設置しているが、当センターもその一つとなっている。時期的にはその整備の方が遅いので、当センターは全国でもいち早く独自の支援活動を展開していたといえる。とはいえ、広域避難者への支援は、1995年阪神・淡路大震災で少し経験があったのみで、東日本大震災は、広範囲にわたる地域が壊滅状態となった津波被害に加え、まったく経験のない原発事故によるものであり、支援の方策は、まさに手探りの状態からのスタートであった。今でも暗中模索を繰り返してはいるが、全国の拠点からも注目されている当センターの特徴的なポイントについて記しておきたい。

一つ目は、官民連携である。当センターは愛知県が設置し、NPOが受託している。震災発生から約3ヶ月という短期間で設置できたのは、大村秀章愛知県知事によるトップダウンの英断があった。愛知県では、震災直後から「被災地域支援対策本部」を県庁内に設置し、職員派遣や各種支援にあたる一方で、県外避難者のための支援にもいち早く理解を示した。他方、被災者支援に熱心な県内の任意のNPOらが、それぞれの支援活動の情報共有等の場を持つなどしてきた。こうした背景は、「防災のための愛知県ボランティア連絡会」という官民連携の母体が1996年に創出され、2000年東海豪雨水害では、「あいち・なごや水害ボランティア本部」を愛知県庁内に設置・運営した経験が大きい。つまり、行政の法や制度による支援と、民間による柔軟な対応やそのノウハウの提供が組み合わせられ、個人情報に基づいた避難者への直接支援につなげることができたのである。愛知県には、こうした10数年来の連携に伴う互いの信頼関係の蓄積があったことが、公設民営による迅速なセンター設置を可能ならしめたのである。二つ目は、センター運営を託されたNPOだけではなく、避難者支援に協力を惜しまず、一緒に

考えた多様な支援主体の存在が大きい。特に、生活協同組合コープあいち、2011～2014年度まで実施したお米の全戸配布に全面協力いただき、そこで避難者一人ひとりの「生の声」を聴き出していただいた。また、現在までに230回を数える「パーソナルサポート支援チーム会議（PS会議）」をけん引していただいている。この会議には、弁護士・司法書士・臨床心理士・医師・看護師などの専門家やその組織、外国人支援をはじめとする様々なNPO、名古屋大学などの研究者やその学生など、地域の社会資源が集っている。これまでのセンター事業は、こうした専門家等のバックアップ体制を下支えにし、避難者への電話やメール、個別訪問（事情によっては緊急訪問）、交流相談会の企画運営、避難当事者や支援者が主催する各種企画の支援など、幅広いメニューで実施できている。現在、ほぼ全世帯の状況を把握できているのは、多様な支援主体の善意と熱意に満ちた協力、そして献身的なスタッフが日々の対応を行っているからである。それにより、「センターは常に避難者のそばにいる」という安心感をもたらしている。三つ目は、こうした様々な支援メニューを可能にする財源が確保されていることであり、いずれも国による支援策を活用している。長期にわたる避難生活を支える支援活動は、民間だけでは賄いきれない。いくら壮大な理念を描いても、財源がなければ何も進められないことは明白である。

以上、「官民連携」「多様な支援主体の集結」「財源の確保」が絶妙に組み合わせられ、避難者一人ひとりへの支援につながっているのである。

震災から10年。時間の経過が必ずしも課題解決とはならないことは言うまでもない。むしろこの間の家庭環境の変化や、コロナ禍も追い打ちをかける孤立や孤独、経済的な暮らしへの直撃は、避難者が抱える課題を、ますます個別化、深刻化、複雑化させている。これまでの当センターに対するご支援・ご協力に感謝しつつ、これからも、こうした多様な支援主体とともに、官民連携の強みを生かしながら、必要な支援を届けていく覚悟である。

認定NPO法人レスキューストックヤード代表理事

東日本大震災から10年に当たって 愛知県知事 大村秀章

本年3月11日で、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から10年を迎えます。犠牲となられた方々に対して、改めて哀悼の意を表するとともに、被害にあわれた皆様にお見舞いを申し上げます。

本県では、震災直後から「被災地域支援対策本部」を立ち上げ、一日も早く被災地域が復旧・復興をとげ、被災者の皆様が生活を再建していただくことができるよう、様々な支援を続けてまいりました。

今も、本県には800人を超える方々が被災地域から避難されており、長引く避難生活での不安やストレスを抱えておられることと思います。県といたしましても、愛知県被災者支援センターにおいて、被災者の皆様への個別訪問や交流会等を開催するほか、保健師による健康相談などの心や体のサポートを行っているところであります。来年度も、引き続き被災地からの要請や被災者の皆様のニーズに合わせ、職員の長期派遣や住宅の提供など、きめ細やかな支援を行ってまいります。

また、県の防災対策につきましても、これまでも東日本大震災から得られた教訓を踏まえて、愛知県地域防災計画を抜本的に見直すとともに、愛知県地域強靱化計画やあいち地震対策アクションプランに基づき、住宅・建築物や河川海岸堤防等の耐震化、浸水・津波からの迅速な避難につながる対策等、ハード・ソフト両面から、防災・減災に向けた取組を進めているところであります。

「備えあれば憂いなし」今後も自然災害のリスクに負けない安全・安心な県土づくりを目指し、全力で取り組んでまいります。

目次

はじめに 愛知県被災者支援センター・センター長 栗田暢之
東日本大震災から10年に当たって 愛知県知事 大村秀章

第1章 愛知県被災者支援センターの事業	9
第1節 発足までの経緯	9
第2節 愛知県における受入被災者登録制度	
1. 愛知県への広域避難者と避難理由	11
2. 住宅の確保・住宅入居登録と受入被災者の登録	13
3. 「全国避難者情報システム」と愛知県の「受入被災者登録制度」	16
第3節 愛知県被災者支援センターとその事業	
1. 愛知県による東日本大震災の受入被災者支援	19
2. 愛知県被災者支援センター（年次別の事業概要）	21
第2章 受入被災者支援の多機関連携	
第1節 愛知県と市町村における受入被災者支援の体制	32
第2節 市町村ヒアリングより明らかになった当事者参加型の広域避難者支援をめぐる多機関連携	
1. はじめに	35
2. 愛知県と市町村における上記の基本的状況（防災・福祉・保健センター）（県と政令市、市町村）	38
3. 多機関連携の多様性—市・社会福祉協議会等による実践	40
4. 事例の分析	47
第3章 パーソナルサポート支援チーム会議（PS会議）	
第1節 PS会議の構成と概要	
1. 発足にいたる経緯	54
2. PS会議の概要と参加団体・専門家	55
第2節 PS会議（及び参加団体・専門職）が関わった主な事業	59
第4章 個別支援の相談体制	
第1節 避難生活の推移と必要な支援	
1. 相談内容の特徴・推移	64
2. 避難の経験から「役に立ったこと」「不足していたこと」の振り返り	65
第2節 相談支援の全体像	
1. 相談内容と相談支援の方法の変化	69
2. 交流会を軸にした相談支援の経緯	77
第5章 各分野の相談・支援	
第1節 法的支援	
1. 愛知県弁護士会・福島原発事故愛知弁護団	83
2. 司法書士の支援活動	85
第2節 心の支援（愛知県臨床心理士会）	
1. 愛知県被災者支援センターへの参加	87
2. 相談の諸相	88
3. この10年を今後に活かすために	88
第3節 家族の支援（在宅保健師会「あいち」）	
1. 在宅保健師会「あいち」	90
第4節 健康・医療的支援	
1. 避難者の健康相談に協力（愛知県保険医協会）	92

2. 甲状腺エコー検診（愛知民医連）	94
第5節 日常生活支援	
1. アウトリーチ支援の開始	97
2. 時の経過が分けた明暗	97
3. 日常を取り戻すためのアウトリーチ支援	97
4. 要支援者に対する個別支援	98
5. 地域力をつなぐ要	98
6. 10年を迎えるにあたって	99
第6節 多文化支援	
1. 海外出身者とその家族の避難の状況	101
2. 愛知県被災者支援センターにおける海外出身者とその家族への支援	101
3. 避難した海外出身者とその家族の支援に必要な知識と配慮	104
第6章 当事者の参加と交流会	
第1節 当事者を主体にした支援への試行錯誤	
1. 出会った一人ひとりの話を聴き、できることを考える	107
2. 交流会と生活支援物資お届けによるつながり	109
3. 当事者を中心に、専門家や支援者が一緒に考える	110
第2節 交流会をつくりあげた当事者の力	
1. 母子父子元気回復事業	112
2. 大交流会とふるさとサポーター	115
3. 様々な交流会のかたち	118
第3節 避難者の想いが詰まった交流会	
1. ゆるりっと会	119
2. ふれあいひろば小牧	119
3. 岩手・宮城 気軽にお茶のみ交流会	119
4. ふくしま交流会	120
5. めぐりあいの会	121
第7章 あおぞら・広報・定期便	
1. あおぞら	124
2. 広報	126
3. 定期便	127
第8章 愛知県の取り組みの特徴と課題	
第1節 愛知県と埼玉県における広域避難者支援の比較から	129
第2節 継続支援の先にみえる課題（災害看護）	133
第9章 到達点・成果と今後への課題	
1. 短期目標～10年以降も取り組むべきこと	140
2. 中長期目標～次に生きる支援ネットワークをめざして	141
資料	
愛知県被災者支援センター 事業実績一覧	144
アンケート結果から	146
愛知県受入被災者支援要領	157
事項索引	162
執筆者一覧（氏名・所属）	166

第1章. 愛知県被災支援センターの事業

第1節 発足までの経緯

第2節 愛知県における受入被災者登録制度

1. 愛知県への広域避難者と避難理由
2. 住宅の確保・住宅入居登録と受入被災者の登録
3. 「全国避難者情報システム」と愛知県の「受入被災者登録制度」

第3節 愛知県被災者支援センターとその事業

1. 愛知県による東日本大震災の受入被災者支援
2. 愛知県被災者支援センター（年次別の事業概要）

本章では、あいち・なごや東日本大震災ボランティア連絡会が発足後に、愛知県被災者支援センターが開設された背景、愛知県における広域被災者支援の制度と事業の概要、住宅入居登録と受入被災者登録の違い、愛知県受入被災者登録制度の意義、及び愛知県被災者支援センターの事業概要と10年間の年度ごとの内容を紹介する。

避難の状況や理由については、2011年～2013年アンケートより様子を紹介する。

1. あいち・なごや東北関東大震災ボランティア連絡会の設置

東日本大震災から3日後の2011年3月14日、「防災のための愛知県ボランティア連絡会」の臨時会が招集された。それぞれが持つ被災地の情報や、各団体等がどのような支援活動を行い、また今後どんな支援を考えているかなどを共有し、愛知県全体でどう支援していくかを模索するためである。そのため、名古屋市の「なごや災害ボランティア連絡会」や県内の様々な支援団体等にも参加を呼び掛けた。しかし、震災当初は、あまりに甚大な被害を前に情報収集もままならず、今後の支援も何から取り組めばいいかさえも決めかねる団体がほとんどであった。それでも、こうした機会を持つことは重要だということで合意し、「あいち・なごや東北関東大震災ボランティア連絡会(後に「東北関東大震災」を「東日本大震災」と改称、以下、連絡会)」が発足した¹。その後も、より幅広くに参加を呼び掛け、できる限りの情報共有を繰り返した。

東日本大震災への支援は、あの凄まじい津波によって壊滅的になった東北沿岸部各地へとのおのずと目が向けられた。一方で、東京電力福島第1原子力発電所事故(以下、原発事故)による影響で、多くの方が被災県などから、全国のさまざまな都道府県へと避難していた。避難の理由は様々だが、その中で特に多いのが原発事故による放射性汚染の影響を避ける目的の人、そして津波等によって住む場所を失った人などである。放射線の問題に至っては、福島県やその近隣の人々だけでなく、関東からも避難した人も多くいた。

2. 愛知県・名古屋市の動き

¹平成23年3月 ボランティア活動について 愛知県防災局危機管理課
<https://www.pref.aichi.jp/saigaijoho/pdf/20110314-v.pdf> 平成23年3月15日「あいち・なごや東北関東大震災ボランティア支援連絡会」を立ち上げました。
<https://www.pref.aichi.jp/saigaijoho/pdf/volunteer1.pdf>

この時期は、全国的にも広域避難者への支援は後回しになる傾向があった。しかし、愛知県では4月6日の知事会見で、被災者受け入れに関する住宅として3,030戸を確保したこと、災害被災者支援資金貸付事業を国による20万円に愛知県が30万円を上乗せすること、31品目に及ぶ生活支援品を提供すること、そして、避難を余儀なくされた方々の情報を把握し、支援が必要な方に適切なサポートを行うため、受入被災者登録制度を開始したことを発表した²。ちなみに全国の他の自治体でも広域避難者の受け入れが表明され、4月12日には、総務省全国避難者情報システムの運用が始まった。

連絡会においても、当初は沿岸部支援の色合いが濃い中、広域避難者の課題も徐々に認識され始めた。いち早く反応したのは名古屋市であった。政令指定都市である大都市への避難者が愛知県全体の約半数を占めたことから、避難者への直接支援の機能が求められた。そこで、なごや災害ボランティア連絡会の協力を得て、「東日本大震災被災者支援ボランティアセンターなごや(以下、ボラセンなごや)」を市社協に委託する形で4月14日に開設したのである³。ボラセンなごやは、開設からすぐにその対応が求められた。

3. 連絡会の協力

県による生活支援品の提供は各市町村を通じての支援となるが、市町村が指定する場所まで取りに行けない方への対応が問題となった。物資提供は、企業等からの支援の申し出も相次いだことから、せっかくの善意を確実に避難者へお届けするためには、支援情報の周知や配布方法などが大きな課題となった。そんな中、布団の搬送には、戸

²4月6日記者会見における知事発言要旨より
<https://www.pref.aichi.jp/saigaijoho/pdf/20110406-chiji.pdf>

³名古屋市社会福祉協議会ホームページ 東日本大震災支援ボランティアセンターなごや <https://www.nagoya-shakyo.jp/mokuteki/m-volunteer/v-torikumi/vc/>

配のノウハウを持つコープあいちが協力を申し出た⁴。当時の配送担当者は、「中には、多くを語られない方もいましたが、現在抱えている不安を話していただける方もいらっしゃいました。一週間、人と話していないという高齢の男性は、津波の恐怖から、水が怖くて、今もお風呂に入らないとおっしゃっていました。妊娠しながら愛知に避難して、こちらで出産された女性は、夫が原発近くでまだ働いており、放射線への不安な気持ちを話してくれました。この仕事は、ただ単に、支援物資を届けることだけが任務ではない、そう痛感しました」と語っている。5月には家電の提供があり、愛知県職員も同行して、避難者の声を直接聞いた⁵。避難者が相当深刻な状況に追い詰められていることは、徐々に日本社会に広く知れ渡るようになり、それまで主に沿岸部支援に向いていた目が、原発事故という誰も経験したことのない支援活動を模索することとなった。

必要な支援とは、単にモノを届けることだけではない。突然の災害や事故に翻弄されつつ、慣れない土地でようやく仮の暮らしを始めた方々にとって、今、何が必要とされるか、誰が、どのように支援していくべきかなど、根本的な課題と向き合う必要性は明白になった。こうして愛知県としての中間支援や直接支援の機能の必要性が必然となっていく中、愛知県は連絡会への参加団体とも協議しながら、愛知県被災者支援センター構想を急ぎ取りまとめ、2011年6月13日の開設につなげたのである。

⁴ 愛知県被災者支援センター・センター長補佐（当時コープあいち参与）の記録より。

⁵ 同前。

第1章 第2節 愛知県における受入被災者登録制度

執筆者・文責：向井 忍（センター長補佐）

1. 愛知県への広域避難者と避難理由⁶

愛知県の受入被災者は2021年2月28日（日）現在で328世帯838名、避難元は、青森県・岩手県・宮城県・福島県・栃木県・茨城県・東京都・千葉県・神奈川県・埼玉県・群馬県である。登録世帯が最大の月は2012年6月30日で547世帯1269名である。この頃に避難者が1000人を超えた都道府県は北海道・東北・関東に集中しており愛知県は全国14番目、被災三県以外への避難総数の約2%となる。どのように愛知県に避難したのか、2011年～2013年に実施したアンケート結果から特徴を示す。

●2011年 愛知県調査

7月実施 郵送無記名

回答数174世帯（回収率42.8%）

●2012年 名古屋大学黒田由彦研究室調査

5月実施 郵送・記名式

回答数157世帯（回収率28%）

●2013年 名古屋大学黒田由彦研究室調査

9月実施 郵送・記名式

回答数212世帯（回収率41.7%）

（1）愛知県を避難先に選んだ理由

2011年調査、2012年調査とも、愛知県に避難した理由では「家族・親族がいる」「原発や放射能の不安が少ないと思った」が1.2位を占めている。

（2）愛知県に避難した時期

愛知県に避難した時期（月）は、2011年調査では3-4月が85.6%であり、受入被災者登録制度が始まる前（3月）の避難が62.1%を占める。

（7月22日現在登録：479世帯1257名）

2013年調査で、避難した年は2011年が66.2%、2012年が26.6%、2013年が7.2%である。

（10月24日現在の登録：532世帯1230名）

愛知県への避難理由（3つ）（2011年7月調査）

家族・親族がいるから	76%
原発や放射能の不安が少ないと思った	36%
知人・友人がいるから	15%
自分や家族が以前住んでいたから	12%
地震や津波の不安が少ないと思ったから	12%
会社等の関係があるから	10%
仕事が探せそうだから	9%
行政や地域の支援が期待できそう	8%

愛知県への避難理由（あてはまるもの）

（2012年5月調査）

愛知県の親・子・孫から+親戚がいる	49%
原発や放射能の不安が少ないと思った	47%
知人・友人から避難を勧められた	14%
自分や家族が以前住んでいたから	24%
仕事が探せそうだから	15%
行政や地域の支援が期待できそう	8%

避難した時期（月）（2011年7月調査）

2011年 3月	62.1%
4月	23.5%
5月	7.5%
6月	6.9%

避難した時期（年）（2013年9月調査）

2011年	66.2%
2012年	26.6%
2013年	7.2%

⁶ 愛知県は「原子力災害対策本部が求める検査対象自治体：17都県に含まれず」「（就労機会のある）中部経済圏に位置し」「東京圏から200km程度の距離（高速道路での移動可能）」にある。

(3) 避難による世帯とその家族の状況

●2011年調査では、避難世帯で被災地に家族が残っている割合は48.1%で、家族人数が多い世帯ほどその割合は高かった。2012年調査では、愛知に避難した世帯家族類型は「母子・父子」が27.7%あり(P147)、避難に伴って家族の分離が進んだことが伺える。

家族の人数をお答えください(2011年7月)。

家族人数別	回答数	割合	内、被災地に家族が残っている世帯数	割合
1人	16	9.9%	0	0%
2人	31	19.1%	5	16.1%
3人	31	19.1%	14	45.2%
4人	34	21.0%	22	64.7%
5人	24	14.8%	16	66.7%
6人	16	9.9%	13	81.3%
7人	4	2.5%	2	50.0%
8人	5	3.1%	5	100%
9人	1	0.6%	1	100%
合計	162	100%	78	48.1%

(4) 情報入手・生活物資や生活環境

2011年調査では、避難当初困ったこととして4割以上が「生活物資や家電がなかった」「見知らぬ土地での生活環境変化」「生活資金が少なかった」を挙げている。愛知県の避難者受入の情報の入手は「愛知県に来てから入手した」が50.6%であり、突然の避難による困難さが顕れている。

避難当初特に困ったこと(3つ)(2011年7月調査)

1 生活物資や家電製品がなかった	47.1%
2 見知らぬ土地で生活環境変化	46.6%
3 生活資金が少なかった	40.2%
4 家族が離れて生活することに	33.3%
5 災害や避難生活で体調を崩した	21.8%
6 入居住宅の設備環境が良くない	14.9%

利用したサービス(全て)(2011年7月調査)

1 保育所への入所	14.9%
2 介護保険サービス	8.0%
3 妊婦・乳幼児健診	7.5%
4 健康相談	5.7%
5 障害福祉サービス	4.6%
6 こころの健康相談	2.3%

愛知県の避難者受入れ情報の入手(2011年7月調査)

1 愛知県に来てから入手した	50.6%
2 友人や家族から入手した	38.5%
3 自分で調べた	19.0%
4 事前には入手できなかった	16.1%
5 避難所や自治体の情報で入手	8.6%

現在の主な情報の入手先(3つ)(2011年7月調査)

1 愛知県や市町村からの情報	74.1%
2 テレビ・ラジオ	48.9%
3 新聞	35.1%
4 インターネット・携帯サイト	35.1%
5 知人・友人等からの口コミ	19.0%
6 被災時の自治体からの郵送物	16.1%

(5) 住民票の移動の有無

2013年調査で、家族全員の住民票を移動した割合は59%であり、移動していない理由は「一時的な避難と考えている」が50%で、賠償や行政サービスへの心配がそれぞれ45%、40%あった。

住民票の移動(2013年9月調査)

移動した(家族全員)	59%
移動した(一部家族)	22%
移動していない	19%
合計	100%

住民票を移動していない理由(2013年9月調査)

一時的な避難と考えているため	50%
東電への賠償が心配なため	45%
行政サービス等支援の影響が心配	40%
地元と関係を保つため	25%
その他	10%

2. 住宅の確保・住宅入居登録と受入被災者の登録

(1) 住宅無償提供と住宅入居登録

愛知県における住宅支援の内容は「愛知県受入被災者支援要領」(巻末資料)に記されている。

震災直後、避難世帯を無償で受け入れる「集団避難用住宅」が提供された。

県営住宅・県教職員住宅・市町村の職員住宅・市営住宅・雇用促進住宅、都市公団住宅 (UR) 等は「住宅に困窮している受入被災者に無償で提供」された。

個人が所有する住宅貸付は、社団法人愛知共同住宅協会等が情報提供をサポートしたが⁷、契約は通常の建物賃貸契約として行われた⁸。

2011年11月1日より福島県、宮城県、岩手県から避難した被災者に災害救助法に基づく応急仮設住宅として賃貸住宅を借り上げる制度(民間賃貸住宅借り上げ)が始まった⁹。

(2) 住宅入居登録者と受入被災者登録

愛知県では4月6日に次項で紹介する「受入被災者登録制度」が始まった。当初は住宅入居者と受入被災者登録に乖離があった。入居登録者には、公営住宅の半年延長の際に登録制度を説明するなどして周知が図られた。

民間賃貸住宅借り上げ制度を利用する際には、受入被災者登録を求めた¹⁰ことで、2011年11月中旬には受入被災者登録者数と公営住宅や応急仮設住宅等の住宅入居者数が一致するようにな

⁷<https://www.pref.aichi.jp/saigaijoho/pdf/20110323-juutakukashituke.pdf>

⁸平成23年3月25日(金)被災者の方への民間賃貸住宅等の関する情報の提供について

<https://www.pref.aichi.jp/saigaijoho/pdf/20110325-chintai.pdf>

⁹平成23年10月14日(金)東日本大震災の被災者の方に賃貸住宅を借り上げ提供します。

<https://www.pref.aichi.jp/saigaijoho/pdf/20111014->

った¹¹。

参考資料

被災者への県営住宅の提供 県営住宅管理室
東北地方太平洋沖地震等で被災された方

・平成23年3月18日から申込み受付
・手続きが終了次第入居可能で6ヶ月以内(入居者の事情により、当初許可日から1年間を限度として更新可能)

・国からの要請に基づく被災者の方々に対する支援の一環として、住宅に困窮されている方に対して県営住宅を提供するもので、住宅の使用料は免除、敷金及び保証金は徴収しない。

155団地 450戸(うち50戸は人工透析患者向け優先入居)

申込件数 3月19日現在 202件

(被災地支援対策進捗状況管理票平成23年3月16日午後五時現在【被災者の受け入れ】より)

参考資料

平成23年3月25日(金) 愛知県被災地域支援対策本部 被災者受入対策プロジェクトチーム 担当 丹羽・松井 内線5381-5383 ダイヤル 052-954-6724 愛知県建設部建築担当局公営住宅課 県営住宅管理室 住宅管理グループ 担当 小久保・内藤 内線2818・2819 ダイヤル 052-954-6581

東北地方太平洋沖地震等の被災者への 県営住宅の入居対象者の変更について

このたび、原子力災害対策特別措置法第15条第3項に基づく屋内避難指示区域の市町村に対して、自主的な避難の要請が出されたことに伴い、福島第一原子力発電所から半径30キロメートル圏内にお住まいの方が新たに県営住宅の受入対象となりますので、お知らせします。

記

変更前

- 1 入居対象者
東北地方太平洋沖地震等で被災された方

変更後

- 1 入居対象者
 - (1) 地震被災者
東北地方太平洋沖地震等で被災された方
 - (2) 原発避難者
原子力災害対策特別措置法第15条第3項に基づく、避難指示が出されている地域にお住まいの方(福島第一原子力発電所から半径30キロメートル圏内の市町村にお住まいの方を含む。)

chintai.pdf

¹⁰ 2011年11月16日第10回PS会議議事録より

¹¹ この経験からは、今後大災害により緊急避難時や応急仮設住宅として住宅提供が行われる際、“住宅入居者登録”に留めず、継続して避難・被災生活の支援を行えるよう“被災者登録”を兼ねた登録制度を行なう必要性を示している。

平成24年3月30日（金）
 愛知県被災地域支援対策本部
 被災者受入対策プロジェクトチーム
 担 当 丹羽・山本 内線2514・2515
 ダイヤル 052-954-6724
 愛知県建設部建築担当局公営住宅課
 県営住宅管理室住宅管理グループ
 担 当 小久保・太田 内線2818・2819
 ダイヤル 052-954-6581

東日本大震災の被災者への住宅支援の状況について

愛知県内における、地震被災者への県営住宅の提供状況は以下のとおりです。
 （平成24年3月29日（木）午後5時現在）

区 分	確保戸数	申込戸数	残り戸数
一般被災者用 ※1	200戸	91戸	109戸
人工透析者用 ※2	10戸	0戸	10戸
計	210戸	91戸	119戸

- ※1 一般被災者用の県営住宅のうち、申し込みのなかった残り戸数については、先着順により受付を行っております。
- ※2 確保戸数210戸のうち10戸は人工透析が必要な被災者の方に提供しています。
- ※3 8月29日付けで確保戸数450戸から210戸に変更しております。
- ※4 申込辞退があったため、3月22日時点の申込戸数（98戸）から減少しております。

【参考】愛知県内の入居世帯数・人数（平成24年3月29日（木）午後5時現在）

	入居 世帯数	入居者数				
		(人)	岩手県	宮城県	福島県	その他
愛知県営住宅	91	251	8	37	200	6
名古屋市営住宅	60	122	8	33	81	0
その他市町村営住宅	14	35	1	12	22	0
県・名古屋市公社	4	14	0	0	6	8
その他（※）	365	838	67	155	499	117
合計	534	1,260	84	237	808	131

（※）「その他」は、愛知県受入被災者登録制度の登録者で、県営・市町村営住宅（公社）以外にお住まいの方の総数（UR賃貸住宅・雇用促進住宅を含む）。

平成24年度からは、これまで毎週発表していた「東日本大震災の被災者への住宅支援の状況について」の記者発表に替わり、毎月1回（原則月末締めの日1日発表）愛知県受入被災者登録制度の登録人数を発表します（なお、平成24年度第1回目は5月1日発表とします）。

平成24年5月1日（火）
 愛知県被災地域支援対策本部
 被災者受入対策プロジェクトチーム
 担当 丹羽・森田
 内線 2514・2515
 ファイル 052-954-6724

愛知県における東日本大震災の避難者数について

平成24年4月30日（月）現在における愛知県への避難者数は以下のとおりです。なお、避難者数については、愛知県受入被災者登録制度に登録されている世帯数及び人数です。

		住宅種別				合計	
		県営住宅	市町村営住宅	県・名古屋市公社	その他※		
避難元都県別	岩手県	人	6	9		69	84
		世帯	4	7		38	49
	宮城県	人	32	50		164	246
		世帯	17	24		85	126
	福島県	人	185	92	3	529	809
		世帯	70	41	1	208	320
	青森県	人				6	6
		世帯				4	4
	茨城県	人	6	2	5	34	47
		世帯	3	1	2	16	22
	栃木県	人		3		14	17
		世帯		1		5	6
	埼玉県	人				3	3
		世帯				1	1
	千葉県	人				20	20
		世帯				10	10
	東京都	人				14	14
		世帯				5	5
	神奈川県	人				8	8
		世帯				3	3
合計	人	229	156	8	861	1254	
	世帯	94	74	3	375	546	

※「その他」は、民間賃貸住宅、雇用促進住宅、UR賃貸住宅、社宅・寮、親戚宅等へお住まいの方の総数。

過去の愛知県における東日本大震災の避難者数をお知りになりたい場合は、記者発表資料「東日本大震災の被災者への住宅支援の状況について」において参考数値として示しておりますので、ご参照ください。

県ホームページ 東日本大震災 被災地支援に関する情報

記者発表資料

住宅関係 (<http://www.pref.aichi.jp/saigaijoho/kisya.html#kisya01>)

3 「全国避難者情報システム」と愛知県の「受入被災者登録制度」

(1) 広域避難時の被災者登録制度の必要性

震災等による県外への避難者は1995年阪神淡路大震災でもあったが、兵庫県が県外避難者への施策（情報提供）に着手したのは数年後であり、人数把握は住民票移動（震災前後の転出数の差）からの推察によらざるをえなかった。2000年三宅島噴火による全島避難では、東京都内の避難であり避難者は把握された。東日本大震災での避難者は人数も多く、かつ避難先は全国各地に広がった。

1995年 阪神淡路大震災	約5～10万名
2000年 三宅島噴火全島避難	約3800名
2011年 東日本大震災	約10万名

(2) 「愛知県受入被災者登録制度」の役割

愛知県は4月6日「受入被災者登録制度」を開始した。当初は(1)東日本大震災によるり災証明書の対象者(災害救助法適用市町村に限る。)(2)福島原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象者(福島原発30km圏内)が登録の対象者とされたが¹²、のちに「東日本大震災及び福島原子力発電所の事故に伴う原子力災害により避難してきた者」が登録対象者となった(資料参照)。

また、受入被災者支援要領(平成23年6月6日策定)にもとづき6月13日に愛知県被災者支援センターを設置して、受入被災者登録情報を活用した支援を開始した。

4月12日には、総務省の全国避難者情報システムが開始されたが、愛知県は受入被災者登録制度と総務省の全国避難者情報システムを一体に管理(運用)している。全国避難者情報システムは個人別に登録する様式であるのに対し、愛知県受入被災者登録制度は世帯全体を記載できるようになっており、避難による世帯分離や、避難元と離れて暮らす家族の有無も把握でき、その後に支援に

生かされた。

また、「支援に関わりたくても、どこに避難者がいるかわからない」という企業や支援団体も、愛知県被災者支援センターが送付する定期便をとおして、登録世帯に情報提供することが可能となった。受入被災者登録制度は、住宅契約の更新や、市町村窓口(市民課・保健所・保育所・学校等)での手続き、災害ボランティアなど支援者による紹介、被災者間の情報などで周知され、登録人数は増加した。

(3) 愛知県の独自性

「愛知県受入被災者登録制度」を設けて「支援が必要な方をサポートし、被災自治体からの情報提供を行う」ことを掲げ、官設民営の被災者支援センターを開設し受託したNPOが登録情報を活用できる体制をとったことは愛知県の特徴である¹³。

資料

○愛知県受入被災者登録制度

「東日本大震災で被災された方や、福島原子力発電所の事故の影響で避難を余儀なくされている方々の情報を把握し、支援が必要な方には適切なサポートを行うとともに、これまでお住まいの被災自治体からの情報を登録者に提供し、登録者の情報を被災自治体に提供するための制度です¹⁴。」

資料

総務省「全国避難者情報システム」

(2011年4月12日開始)

「このシステムにより、避難元県が、避難者に関する情報を活用して避難者に対して各種通知等を行うとともに、避難元市町村に対して避難者に関する情報を提供し、避難元市町村から避難者への各種通知等に役立てることができるようになる

¹² 4月6日知事記者会見における発言要旨資料より

¹³ 今後予想される南海トラフ等でも、全国的に避難者情報を把握するシステムと同時に、災害対策を行う各県単位で登録情報をもとに支援活動を行える避難者登録制度を準備し、か

つ広域で運用できる体制が必要と考えられる。

¹⁴ 愛知県受入被災者登録制度について(平成23年6月6日)
<https://www.pref.aichi.jp/saigaijoho/pdf/20110606-tourokuseido.pdf>

ものと考えられます。」HP (4月12日62号)

資料 愛知県受入被災者登録票

愛知県受入被災者登録制度		記入年月日 平成 年 月 日	
登 録 票		市(区)町村名	NO.
①氏名 ふりがな みやぎ たろう 漢字 宮城 太郎	②生年月日 明・大(昭)・平 35年12月10日 ③性別 (男) ・ 女	④避難元市町村における住所(避難前に居住していた住所) 市町村名より下の住所(指定都市の区、町、字等) 宮城県 <input type="radio"/> △郡 <input checked="" type="radio"/> ◇▼1番地2号 宮城ハイツ101号 (マンション・アパート名及び部屋番号) 市町村 <input type="checkbox"/> ▲町	⑥避難先の名称(施設名又は個人宅等) ⑦当該避難先における滞在開始日 平成○年○月○日 ⑧当該避難先における滞在終了日 平成○年○月○日 ⑨連絡先代表者電話番号 自宅:なし 携帯:090-1234-5678
⑤避難先(避難所又は個人宅等)の所在地 愛知県 市町村名より下の住所(指定都市の区、町、字等) 郡 ○市 町 ◇□▲2番地3号 ◎市営住宅2棟205 村 (マンション・アパート名及び部屋番号) ◎市営住宅 既に避難先市町村に転入届を行っている場合には「○」を記入 ○			
⑩被災の状況	1 地震による家屋損壊(全壊 半壊 一部損壊) 2 津波による家屋損壊(全壊 半壊 一部損壊) 3 原発関連		
⑪原発影響	1 警戒区域 2 計画的避難区域 3 緊急時避難準備区域 4 地域外		
⑫り災証明	1 全壊 2 大規模半壊 3 一部損壊 4 なし 1 ⑬被災証明 あり ・ なし		
⑭愛知県への避難者数	4人 ⑮愛知県に避難した理由 愛知県に知人がいるため。		

＜家族構成等＞

続柄	ふりがな 氏名	生年月日	年齢	性別	愛知県 への避難 の有無	特別支援の必要性 障害 認定 介護 認定	上記④～⑧の項目が上記と異なる場合は、その 項目の番号及びその項目に該当する事項を記入 してください。	備考(その他 特記事項)
(世帯主)	みやぎ たろう	明・大(昭)・平		男	有			
	宮城 太郎	35年12月10日	51	女	無			就労希望
妻	みやぎ はなこ	明・大(昭)・平		男	有			
	宮城 花子	40年2月1日	46	女	無			慢性疾患有
長男	みやぎ いらろう	明・大(昭)・平		男	有			
	宮城 一郎	2年9月2日	20	女	無			東京に 在学 (大学生)
長女	みやぎ はるこ	明・大(昭)・平		男	有			
	宮城 春子	6年11月15日	16	女	無			高校に転 入希望
父	みやぎ きょういちろう	明・大(昭)・平		男	有			
	宮城 京一郎	10年8月8日	75	女	無	○	④ 宮城県○●市口▲2-3-1	○●手帳 ○級 車椅子希 望
		明・大(昭)・平		男	有			
		年 月 日		女	無			
お住まい・お仕事・学校関係・生活資金等お困りのことがありましたらご記入ください。 ・ 財産がすべて流され当面の生活資金に困っている。 ・ 長女の転入を受け入れていただける高校、転入の手続等を教えてください。 ・ 以前○○の仕事をしており、同じような仕事をしたい。 ・ 妻が○○の持病があり、現在治療を中断している。								
市町村記入欄 【個人情報の取扱いに関する同意の有無】 有 ・ 無								

(別紙1)

【避難先等に関する情報提供書面】

都道府県コード	市町村コード
登録番号(a)	

太枠内のみ記入してください。

① 氏名		② 生年月日		④ 避難元市町村における住所（避難前に居住していた住所）	
(ふりがな)		明・大・昭・平		市町村名より下の住所（指定都市の区、町、字等）	
(漢字)		年 月 日		番 号	
		③ 性別		(マンション・アパート名及び郵便番号)	
		男・女			
⑤ 避難先（避難所又は個人宅等）の所在地				⑥ 避難先の名称（施設名又は個人宅等）	
都	市	市町村名より下の住所 (指定都市の区、町、字等)		⑦ 当該避難先における 滞在開始日	
道	区	(特別区の場合)		平成 年 月 日	
府	郡	番 号		⑧ 当該避難先における 滞在終了日(b)	
県	町	(マンション・アパート名及び郵便番号)		平成 年 月 日	
	村	既に避難先市町村に転入済を行っている 場合には「○」を記入		⑨ 行政機関から世帯等を代 表して連絡を受けることが できる者（連絡先代表者） 及び連絡先(c)	
				連絡先代表者で ある・ない	
				(連絡先電話番号)	

<記入時の留意事項>

(a) 避難先市町村において、登録番号を付すこと。

(b) ⑧については、当該避難所での滞在が終了し、避難先市町村に対し、その旨の情報提供があった場合には、避難先市町村が記入。

(c) ⑨については、連絡先代表者である場合（一人世帯である場合を含む。）には、「ある」に丸をつけ、連絡先電話番号を記入。代表者でない場合は、「ない」に丸をつけ、「-」を記入。

【個人情報の取扱いに関する同意】

私は、東日本大震災等への対応に活用するため、避難先市町村、避難先都道府県、避難元県、避難元市町村等の関係行政機関へ上記に記入した情報を提供することに同意します。

平成 年 月 日 (氏名)

(口頭了解の場合) 確認日時:平成 年 月 日 (確認者氏名)

第1章 第3節 愛知県被災者支援センターとその事業

執筆者・文責：森本佳奈（センター事務局長）・向井 忍（センター長補佐）

1. 愛知県による東日本大震災の受入被災者支援

(1) 東日本大震災の受入被災者支援

愛知県による東日本大震災の被災地支援の内容は「東日本大震災被災地支援対策進捗状況表」に記載されている¹⁵。進捗状況表（2020年9月30日現在）をもとに、被災者の受け入れ施策の基本となる施策を紹介する。いずれも被災者受入対策プロジェクトチームが実施部署となっている。

1) 被災者受入対策プロジェクトチーム設置

（支援先）愛知県に避難された（避難を検討している）被災者の方、被災自治体

（支援期間）平成23年3月22日～

○平成23年3月22日東北地方太平洋沖地震に関し、被災された相当数の方が当県に避難されることが予想されたことから、全庁体制で円滑かつ迅速に被災者支援に取り組むため、被災者受入対策プロジェクトチーム（以下PT）の設置
○平成23年3月29日 被災者受入対策プロジェクトチーム内に生活福祉班の設置

○平成23年6月1日 PT組織体制の見直し

○平成23年6月6日 愛知県受入被災者支援要領の策定

○平成23年8月1日 PT組織体制の見直し

2) 愛知県受入被災者登録制度

（支援先）愛知県に避難された被災者の方、被災自治体

（支援期間）平成23年4月6日～

東日本大震災及び福島原子力発電所の事故に伴う原子力災害により県内に避難してきた被災者の情報を把握し、支援を行うとともに、避難元の被災自治体からの情報を登録者に提供したり、登録者の情報を避難元の被災自治体に提供する。

3) 受入被災者への情報提供

（支援先）受入被災者登録制度の登録者

（支援期間）平成23年4月8日～

愛知県受入被災者登録制度登録者に対して、様々な支援情報や被災県からの情報等を、月一回程度、郵送により提供する。

4) 愛知県被災者支援センターの設置

（支援先）愛知県に避難された被災者の方、県内市町村

（支援期間）平成23年6月13日～

市町村や地域のみでは対処できない東日本大震災の受入被災者の広域的なニーズに対応するとともに、県民、企業等の支援の声を具体的な活動につなげるために設置。

場所：東大手庁舎1階（名古屋市中区三の丸）

時間：平日（月曜日から金曜日）午前10時から午後5時まで

5) 各種団体との連携・情報提供

（支援先）愛知県に避難された被災者の方

（支援期間）平成23年3月～

愛知県弁護士会、愛知県司法書士会等の各種支援団体による支援情報を県受入被災者登録制度に登録した避難者へ送付するとともに、愛知県被災者支援センターが行う交流会場で被災者の個別相談に対応。

¹⁵<https://www.pref.aichi.jp/saigaijoho/kisya.html#kisya08>

(2) 愛知県受入被災者支援要領

受入被災者の支援は「愛知県受入被災者支援要領」¹⁶によって行われている。「愛知県受入被災者支援要領」は平成23年6月6日に策定され、毎年改定されている（現在は令和2年4月1日改正）。支援要領には、愛知県における受入被災者支援の基本的事項が定められている。

1) **趣旨**：「平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、愛知県に避難された被災者（以下「受入被災者」という。）は、地震による人的・物的被害によるショックに加え、遠く離れた慣れない環境の中での生活を余儀なくされている。こうした受入被災者の方々に安心して生活していただき、その生活の再建等を支援するため、県は、全庁的な体制のもとで、受入被災者を総合的に支援していくものとする」。

2) **受入被災者の定義**：「東日本大震災及び福島原子力発電所の事故に伴う原子力災害により、愛知県に避難してきた方」。

3) **期間**：「支援の実施については、原則として愛知県被災地域支援対策本部を設置している間とする。ただし、法令等により期間が定められたものについては、この要領で整理する」。

4) **内容 (44 事業)**：「愛知県は、次に掲げる支援策を講じることにより、受入被災者に対し、住宅確保、健康福祉、教育、就労など、きめ細やかで総合的な支援を行う。また、支援策については、市町村をはじめ、県民、企業、NPO、ボランティア団体等との連携・協力のもとで取り組む。以下の支援策の詳細は必要に応じ各所管部局が別に定めるものとし、合わせて、支援策の見直しや追加を図っていくものとする」。

支援策は7分野44事業が行われてきたが、2021年2月現在では25事業（5分野）が継続されており、その内訳は次のとおりである（継続事業には当初事業の一部が継続されているものを含む）。

支援策（2021年2月現在）

I. 受入被災者等への情報提供（継続）

- 愛知県受入被災者登録制度
- 受入被災者への情報提供
- 被災自治体との情報共有
- 広報活動

II. 住宅の確保（12事業中3事業継続）

- 県営住宅の入居資格の特例
- 民間宿泊施設に関する情報提供
- 民間賃貸住宅等に関する情報提供（一部継続）

III. 生活物資・資金の支援（3事業とも終了）

IV. 健康福祉の支援（11事業中9事業継続）

- 健康相談
- こころの健康相談
- 児童生徒の健康相談
- 子どもの心のケア
- 保育所への入所
- 高齢者支援
- 障害者支援
- 社会福祉施設等における要配慮者の受入調整
- 元気回復支援

V. 教育の支援（9事業中5事業継続）

- 公立学校への受入れ
- 私立学校の受入れに関する情報提供
- 私立学校の授業料等の軽減
- 看護師等養成所の学生受入
- 就学援助

VI. 就労の支援（1事業は終了）

VII. その他の支援（4事業は継続）

- 愛知県被災者支援センターの設置
- 各種団体との連携・情報提供
- 施設利用手続き等の緩和
- 外国人の受入被災者への情報提供

¹⁶ <https://www.pref.aichi.jp/saigaijoho/pdf/20200401->

hisaisyayouryou.pdf 巻末資料（P157）に掲載

2. 愛知県被災者支援センター（年次別の事業概要）

（1）愛知県被災者支援センター

愛知県被災者支援センターは「愛知県受入被災者支援要領」に基づき 2011 年 6 月 13 日（月）に、愛知県庁東大手庁舎一階に開設された。

受託団体

- ・2011 年：NPO 法人愛知ネット
- ・2012 年～：NPO 法人レスキューストックヤード

運営協力団体（NPO）¹⁷

- ・2011 年：3 団体
NPO レスキューストックヤード
NPO ボラみみより情報局
岡崎まち育てセンターりた
- ・2012 年～
NPO 愛知ネット
NPO ボラみみより情報局
岡崎まち育てセンターりた

運営協力団体

（2011 年度～）

愛知県社会福祉協議会
生活協同組合コープあいち

財源

- ・2011 年：新しい公共支援事業基金事業
- ・2012～13 年：社会的包摂・「絆」再生事業
- ・2014 年：社会的包容力構築・「絆」再生事業
- ・2015 年：被災者健康・生活支援総合交付金
- ・2016 年～：被災者支援総合交付金

（2）「新しい公共支援事業」としての性格

2011 年 5 月 24 日付け「愛知県被災者支援センター運営事業委託募集要領」は、事業内容や要件を次のように定め、地域の諸課題の解決につながる協働の取り組み継続を求めた¹⁸。

（通則）

第 1 愛知県被災者支援センター運営業務は県が愛知県東大手庁舎 1 階に設置する「愛知県被災者支援センター」の運営を行うことで、市町村や地域のみでは対処できない東日本大震災の受入被災者の広域的なニーズに対応するとともに、県民、企業等の支援の声を具体的な活動につなげることを目的とする。なお、本事業の実施にあたっては、新しい公共支援事業実施要領及び愛知県財務規則に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（事業の内容）

第 2 NPO・ボランティアの機動力、ネットワーク等の特性を活かして、「愛知県被災者支援センター」の運営業務を行う。具体的な業務の内容は下記のとおりとする。

- (1) 市町村が行う受入被災者支援のバックアップ業務
- (2) 受入被災者からの広域的なニーズへの対応業務
- (3) 県民、企業からの広域的な支援希望への対応業務
- (4) その他上記業務に共通、関連、付随する業務

（委託期間）

第 4 委託期間は契約の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

（事業実施の要件）

第 5 新しい公共支援事業実施要領に基づき、事業実施の要件は下記のとおりとする。

- (1) 地域の諸課題の解決に向けた先進的な取り組みであり、他の地域のモデルになるものであること。
- (2) 新しい公共の担い手など地域からの提言をもとに、NPO 等と愛知県が連携する事業であること
- (3) 多様な担い手（NPO 等、企業、行政を可能な限り含む。）が協働して、自ら地域の諸課題に当たる仕組みによる会議体を立ち上げ、「新しい公共」による取り組みを進めるものであること。

なお、事業成果が一時的なものとならないように、本事業終了後も本会議体を活用した取り組みを継続させること。

¹⁷ 各団体の参加年度は次頁以降の年度実績を参照

¹⁸ 知事から県民の皆様へ（平成 23 年 4 月 6 日）

<https://www.pref.aichi.jp/saigaijoho/pdf/20110524-chiji.pdf>

2011年度：運営体制と事業概要

- 受託団体：NPO 法人愛知ネット
 - ・協力団体：NPO レスキューストックヤード、NPO ボラみみより情報局、NPO 岡崎まち育てセンターりた
 - ・運営協力団体：愛知県社会福祉協議会、生活協同組合コープあいち
- 財源：新しい公共支援事業基金事業(内閣府)
- 開設：2011年6月13日～2012年3月31日
- スタッフ体制：センター長4名、相談役2名、常勤スタッフ3～4名、各団体からの派遣スタッフ数名

□受入被災者登録数（2011年6月）

避難元	世帯数・人数	構成比
岩手県	43世帯 79人	7.8%
宮城県	98世帯 211人	20.8%
福島県	236世帯 664人	65.6%
その他	30世帯 58人	5.7%
合計	407世帯 1,012人	

□事業実績

	事業名	回数
1	定期便の発送	19回
2	臨時便の発送	8回
3	「あおぞら」の発行	19回
4	招待イベント等案内	37回
5	交流会	28回
6	大交流会	139人参加
7	相談会	16回
8	生活支援品提供	1,871点
9	米の全戸配布	2月：97%
10	見守り活動	複数頻度
11	支援調整会議	—
12	市町村訪問	複数頻度
13	人材養成・意見交換会	—
14	パーソナルサポート支援チーム	会議18回 勉強会等開催

□主な事業の特徴

愛知県被災者支援センターが発足し、1年目は、支援制度や交流会・相談会、企業等からの招待イ

ベントの案内や報告など、情報提供すべき内容も多くあったことから、情報紙「あおぞら」を月2回発行。定期便を月2回（10日と25日頃）に発送し、臨時便を合わせると、郵送での情報提供を延べ27回行った。「あおぞら」は2012年度より月1回の発行となったが、定期便は2017年6月まで月2回発送している。

避難者が入居できる公営住宅等の情報を取りまとめ、適宜情報提供も行った。しかし、急な避難を余儀なくされた避難者にとって、家具や家電、生活用品は何一つないところからの生活再建スタートは、非常に厳しい環境であった。そんな中、多くの企業や団体等から生活物資を提供いただくことができ、必要な方へお届けした。冬を迎えるにあたっては、各世帯が希望する暖房器具（石油ストーブ、ガスファンヒーター、ホットカーペット、電気こたつなど）を提供するため、全世帯へアンケートをとって希望する物品をお届けした。また、飛島村の協力による米の全戸配布は、避難者との信頼関係構築と安否確認につながった。

生活物資マッチング実績（一部抜粋）

- ・羽毛布団（6～9月）：64セット
- ・生活家電（7月）：10種約70品
- ・扇風機（7～8月）：88台
- ・ベビーベッド、紙おむつ、カーテン、タオル等の生活用品（7～10月）：約400点
- ・暖房器具（11～12月）：約300点
- ・米（年1回）：全世帯

避難者同士および避難者と支援者のつながりづくりを目的に、各地域で交流会を行い、2012年2月には「ふるさと大交流会」を開催。また、避難によってこれまでのつながりと切り離された暮らしの苦労や孤独さ、放射能への不安が綴られた手紙が避難者から届き、避難当事者同士が想いを共有できるような活動の必要性を認識。そこから、避難者の気持ちが綴られた冊子の作成や、避難者が主体となる交流会も開催した。災害避難で活用できる支援制度や、東京電力福島第一原子力発電所事故の避難に伴う損害賠償に関する説明会や相談会も専門家の協力を得て各地で実施した。

2012 年度：運営体制と事業概要

- 受託団体：NPO レスキューストックヤード
 - ・協力団体：NPO 愛知ネット、NPO ボラみみより情報局、NPO 岡崎まち育てセンターりた
 - ・運営協力団体：愛知県社会福祉協議会、生活協同組合コープあいち
- 財源：社会的包摂・「絆」再生事業（厚労省）
- 開設：2012年5月1日～2013年3月31日
- スタッフ体制：センター長4名、相談役2名、常勤スタッフ3～4名、各団体からの派遣スタッフ数名

□受入被災者登録数（2012年4月）

避難元	世帯数・人数	構成比
岩手県	49世帯 84人	6.7%
宮城県	126世帯 246人	19.6%
福島県	321世帯 812人	64.8%
その他※	50世帯 112人	8.9%
合計	546世帯 1,254人	

※青森県、茨城県、栃木県、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県

□事業実績

	事業名	回数
1	定期便の発送	22回
2	臨時便の発送	6回
3	「あおぞら」の発行	12回
4	招待イベント案内	61回
5	交流会	40回
6	大交流会	264人参加
7	相談会	5回
8	生活支援品提供	1,067点
9	米の全戸配布による安否確認	秋：95% 冬：94%
10	見守り活動	複数頻度
11	支援調整会議	—
12	市町村訪問	延べ81市町村
13	人材養成・意見交換会	3回
14	パーソナルサポート支援チーム	会議20回 勉強会等開催
15	その他	いっしょにやりますのつどい：5回

□主な事業の特徴

2012年度は、市町村および地域における支援体制構築の一助となるよう、各市町村へのヒアリングを行い、市町村が避難者を支えるために取り組んでいる事例をまとめた「市町村による広域避難者支援好事例集」を作成。独自に予算化し組織を立ち上げた名古屋市、社協と連携し個別・長期支援を日常業務の仕組みにあてはめた安城市、防災局と福祉部局とで連携している岡崎市や小牧市、管内の担当部署と社協・コープあいち等と連携している海部・津島地域など、先進的取組事例を取り上げた。

2011年度は交流会と支援制度に関する説明会を個々に開催することが多かったが、2012年度以降は、各地で開かれた交流会に弁護士等の専門家が参加し、支援制度を説明する時間を設けた。このことにより、より幅広く避難者へ支援情報を直接届けることが可能となった。また、2012年度からは宿泊型の大交流会も実施し、多くの初参加者を含む避難者が一同に会し、これまでの避難生活での苦労を癒し、交流できる機会をつくった。

生活支援物資の提供は、スキンケア用品や玩具、菓子類など、生活必需品よりは日常を豊かに楽しく過ごす物品の支援が多くあった。米の全戸配布はコープあいち・JA あいち経済連の協力で年2回となり、50歳以上の単身世帯については、支援センタースタッフが直接配達を行い、状況把握に努めた。外国人世帯に必要な情報が届いていないこと、原発事故以外の理由（地震・津波）による避難者へのケアが不足していること、独居や高齢の男性が地域とのつながりが稀薄であることなどが、この米を通じた個別訪問によって把握できた。個別訪問には、必要に応じて弁護士や司法書士、通訳などの専門家にも協力いただき、個別で相談できる体制も整えた。

その他にも、避難者支援に関わる人材養成事業として、「大震災から2年目、どんな支援が有効か？」と題した意見交換会、「原発事故子ども・被災者支援法」に関するシンポジウム、「大震災・原発事故一人ひとりを地域で支える」フォーラムなどを開催した。

2013 年度：運営体制と事業概要

- 受託団体：NPO レスキューストックヤード
 - ・協力団体：NPO 愛知ネット、NPO ボラみみより情報局、NPO 岡崎まち育てセンターりた
 - ・運営協力団体：愛知県社会福祉協議会、生活協同組合コープあいち
- 財源：社会的包摂・「絆」再生事業（厚労省）
- 開設：2013 年 4 月 22 日～2014 年 3 月 31 日
- スタッフ体制：センター長 4 名、センター長補佐 1 名、相談役 1 名、常勤スタッフ 3～4 名、非常勤スタッフ 4 名

□受入被災者登録数（2013 年 4 月）

避難元	世帯数・人数	構成比
岩手県	42 世帯 75 人	6.0%
宮城県	120 世帯 228 人	18.3%
福島県	318 世帯 790 人	63.3%
その他※	64 世帯 155 人	12.4%
合計	544 世帯 1,248 人	

※青森県、茨城県、栃木県、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県

□事業実績

	事業名	回数
1	定期便の発送	23 回
2	臨時便の発送	4 回
3	「あおぞら」の発行	12 回
4	招待イベント案内	53 回
5	交流会	46 回
6	大交流会	339 人参加
7	相談会	3 回
8	生活支援品提供	(ランドセル) 6 点
9	米の全戸配布による 安否確認	秋：95% 冬：96%
10	見守り活動	28 件
11	支援調整会議	5 回
12	市町村訪問	延べ 48 市町村
13	人材養成・意見交換会	1 回
14	パーソナルサポート 支援チーム	会議 22 回 懇談会 17 回
15	その他	元気回復事業： 2 回

□主な事業の特徴

2013 年度は、孤立防止を目的として、地域とのつながりが希薄な世帯や独居世帯等に対して個別訪問を行う見守り支援事業を、新規の重点事業として掲げていた。登録ボランティアを含めた支援センタースタッフと、新たに避難当事者も訪問支援員として加えて事業を展開していくにあたり、6 月に市町村訪問と個別訪問のための説明会を開催。スタッフと訪問支援員で市町村訪問を実施し、避難者情報の共有と個別訪問先や訪問者を市町村と相談し、見守り訪問支援の調整を行った。個別訪問は、基本的に市町村とスタッフ、訪問支援員で行ったが、世帯の状況に応じて、社協や専門家等も同行。訪問支援員として避難当事者が事業に関わることで、市町村担当者への理解促進と、当事者性を活かした個別訪問につながった。

母子避難(両親のいずれかが別居している世帯)の特に親への負担軽減を図ることを目的に、元気回復事業を実施。「パパ・ママ・キッズ☆ゲンキ・すまいる・プロジェクト」と題したイベントを夏と冬の 2 回開催し、延べ 56 世帯 128 人が参加した。企画内容は避難当事者とも一緒に作り上げ、市町村や支援団体、大学、専門家など多くの協力もあり、交流や個別相談ができる会となった。一方で、福島県の避難区域内と区域外避難の支援の差によって「同じ交流会では賠償に関する話が難しい」という声や、岩手県沿岸部の避難者から「地震・津波避難者を忘れていませんか」という声から、避難元別での交流会なども開催した。

「原発事故子ども・被災者支援法」に関する懇親会が 17 会場で開催され、支援団体や専門家等が参加して、避難者の声を聴き支援課題を共有。

「私たちの抱える問題と支援を考える」と題した会も実施し、避難当事者による「今だからできる証言として」の課題発表、支援関係者との意見交換を行った。

名古屋大学黒田研究室による調査「広域避難された方々の現状を正しく理解し、今後のより有益な支援等につなげるアンケート」に協力し、避難者が抱える諸問題の実態を把握した。

2014 年度：運営体制と事業概要

- 受託団体：NPO レスキューストックヤード
 - ・協力団体：NPO 愛知ネット、NPO ボラみみより情報局、NPO 岡崎まち育てセンターりた
 - ・運営協力団体：愛知県社会福祉協議会、生活協同組合コープあいち

□財源：社会的包容力構築・「絆」再生事業
(厚労省)

□開設：2014 年 4 月 17 日～2015 年 3 月 31 日

□スタッフ体制：センター長 4 名、センター長補佐 1 名、相談役 1 名、常勤スタッフ 3 名、非常勤スタッフ 5 名

□受入被災者登録数 (2014 年 4 月)

避難元	世帯数・人数	構成比
岩手県	36 世帯 66 人	5.6%
宮城県	108 世帯 208 人	17.6%
福島県	288 世帯 723 人	61.2%
その他※	72 世帯 185 人	15.7%
合計	505 世帯 1,182 人	

※青森県、茨城県、栃木県、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県

□事業実績

	事業名	回数
1	定期便の発送	23 回
2	臨時便の発送	6 回
3	「あおぞら」の発行	12 回
4	招待イベント案内	27 回
5	交流会	63 回
6	全体交流会	267 人参加
7	相談会	1 回
8	生活支援品提供	237 点
9	米の全戸配布による 安否確認	秋：93% 冬：96%
10	見守り活動	216 件
11	支援調整会議	—
12	市町村訪問	延べ 49 市町村
13	人材養成・意見交換会	11 回
14	パーソナルサポート 支援チーム	会議 23 回 研修会 2 回
15	その他	生き甲斐づくり 事業：51 回

□主な事業の特徴

2014 年度は、避難者個々の状況を確認するための全戸個別訪問が新規事業として加わった。健康状況や日常生活の様子や課題を確認するため、個別訪問は基本的に保健師同行とし、市町村保健師での対応が難しい場合は、在宅保健師に協力依頼した。個別訪問での確認事項や要支援度チェック、総合所見が記載できる個別訪問報告書フォーマット等を整え、在宅保健師や専門家、スタッフに向けてのオリエンテーションや事前勉強会も開催した。また、個別訪問に先立って避難者の現状の課題を把握するためのアンケート調査も実施し、個別訪問前に訪問関係者と共有。基本的な状況を踏まえた上で訪問を実施することで、それぞれの状況に寄り添った支援が行えるように心がけた。

名古屋市内は、名古屋市保健師が訪問や電話で健康調査を行い、愛知県被災者支援センターでは、名古屋市以外の避難世帯対象に全戸個別訪問を行った。全戸個別訪問で把握した状況については、報告書にまとめ、全体傾向をつかむための資料として避難者支援関係者と共有し活用した。また、訪問スタッフの精神面の健康を保つため、臨床心理士とスタッフとの面談も取り入れた。

2014 年 5 月には、福島県が実施するホールボディカウンタによる内部被ばく検査が、愛知県東大手庁舎を会場に行われ、134 名が検査を受けた。検査当日は、支援センター事務所を待合休憩室として開放し、検査に来た避難者の状況把握やフォローを実施。外国人世帯については、情報が確実に届くように、翻訳した案内文書を届け、検査実施時に通訳者をつけるといった対応も行った。

2014 年度は、避難当事者が主体となる「生き甲斐づくり」事業として、避難者から「やりたいこと」を募集し、活動実現に向けた体制作りのサポートや、活動に必要な資金の補助等を行った。アロマ講座やパッチワーク教室、合唱団指導など、自分の特技を活かした教室活動や、放射能や健康、防災に関する勉強会や情報交換会など、経験を活かした学び合いや分かち合いの場が各地で開催された。

2015 年度：運営体制と事業概要

- 受託団体：NPO レスキューストックヤード
 - ・協力団体：NPO 愛知ネット、NPO ボラみみより情報局、NPO 岡崎まち育てセンターりた
 - ・運営協力団体：愛知県社会福祉協議会、生活協同組合コープあいち
- 財源：被災者健康・生活支援総合交付金（復興庁）
- 開設：2015 年 4 月 6 日～2016 年 3 月 31 日
- スタッフ体制：センター長 4 名、センター長補佐 1 名、相談役 1 名、常勤スタッフ 3～4 名、非常勤スタッフ 5～6 名

□受入被災者登録数（2015 年 4 月）

避難元	世帯数・人数	構成比
岩手県	31 世帯 62 人	5.5%
宮城県	96 世帯 193 人	17.2%
福島県	262 世帯 680 人	60.7%
その他※	69 世帯 185 人	16.5%
合計	458 世帯 1,120 人	

※青森県、茨城県、栃木県、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県

□事業実績

	事業名	回数
1	定期便の発送	23 回
2	臨時便の発送	4 回
3	「あおぞら」の発行	12 回
4	招待イベント案内	17 回
5	交流会	101 回
6	全体交流会	128 人参加
7	相談会	6 回
8	生活支援品提供	—
9	米の全戸配布による安否確認	秋：94% 冬：95%
10	見守り活動	訪問 114 件 電話 115 件
11	支援調整会議	7 回
12	市町村訪問	延べ 44 市町村
13	人材養成・意見交換会	意見交換会 2 回 他 3 回
14	パーソナルサポート支援チーム	会議 24 回 学習会 2 回

□主な事業の特徴

2015 年度は 2014 年度同様に、避難者近況アンケートを実施し、スタッフと県職員が避難者のいる全市町村を訪問して、避難者の情報共有と個別訪問等の支援の相談や調整を実施。名古屋市以外の全避難世帯に電話等で連絡し、承諾が得られた世帯に対して、市町村や保健師、社協等と個別訪問を行った。そして、2015 年度からの取組みとして、地域での継続的な支援が必要と考えられる避難世帯に対しては、市町村や地域包括支援センター、社協、支援団体等者と情報共有し、役割や支援方法等を調整する個別支援調整会議を開催し、具体的な支援につなげていくための支援体制づくりを進めた。2015 年度は、知多市、小牧市、瀬戸市、稲沢市、江南市で支援調整会議を開催した。

個別支援の連携強化の取組みとして、市町村、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどの支援関係者を対象とした「個別支援のための研修会」も 2 回開催。避難者が抱える多様な問題に対して多様なセクターによる支援者同士がお互いにできることについて相談し合える環境づくりの推進を行った。

2015 年度は、「富岡町タウンミーティング in 豊橋（主催：とみおか子ども未来ネットワーク）」「宮城県避難者交流会相談会（主催：みやぎ避難者帰郷支援センター）」「福島県帰還・生活に関する相談会（主催：福島県避難者支援課）」といった、避難元に関わる機関・団体が実施する交流会への協力も多くあった。センターの交流会にも、被災県の県外避難者支援担当職員や復興支援員等に参加いただき、避難元の復興状況の情報提供や、定住・帰還等の意向に合わせた相談体制を準備するなど、被災県との連携が進んでいった。

2014 年度までは宿泊型の大交流会を年 1 回開催していたが、2015 年度は日帰りの全体交流会を開催。専門家や避難元自治体等へ相談できる場や、同様の悩みを抱える当事者同士で意見交換できる場を設けた。避難当事者によるボランティア「ふるさとサポーター」の協力で、リラックスクーナーや活動展示コーナーも設置した。

2016 年度：運営体制と事業概要

- 受託団体：NPO レスキューストックヤード
 - ・協力団体：NPO 愛知ネット、NPO ボラみみより情報局
 - ・運営協力団体：愛知県社会福祉協議会、生活協同組合コープあいち
- 財源：被災者支援総合交付金（復興庁）
- 開設：2016 年 4 月 1 日～2017 年 3 月 31 日
- スタッフ体制：センター長 3 名、センター長補佐 1 名、相談役 1 名、常勤スタッフ 4 名、非常勤スタッフ 4 名

□受入被災者登録数（2016 年 4 月）

避難元	世帯数・人数	構成比
岩手県	28 世帯 55 人	5.3%
宮城県	87 世帯 178 人	17.0%
福島県	242 世帯 631 人	60.4%
その他※	66 世帯 181 人	17.3%
合計	423 世帯 1,045 人	

※青森県、茨城県、栃木県、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県

□事業実績

	事業名	回数
1	定期便の発送	24 回
2	臨時便の発送	6 回
3	「あおぞら」の発行	12 回
4	招待イベント案内	19 回
5	交流会	86 回
6	全体交流会	—
7	相談会	7 回
8	生活支援品提供	—
9	米の全戸配布	—
10	見守り活動	訪問 49 件 電話 53 件
11	支援調整会議	7 回
12	市町村訪問	延べ 40 市町村
13	人材養成・意見交換会	意見交換会 2 回 他 4 回
14	パーソナルサポート支援チーム	会議 24 回 学習会 2 回
15	その他	相談件数：177 件

□主な事業の特徴

2016 年度は、福島県の避難区域外からの避難者（自主避難者）に対する住宅の無償提供が終了（応急仮設住宅の供与期間終了）するという転機を迎え、愛知県内では 100 世帯以上が今後の住まいの決断を求められることとなった。このことから、アンケート調査は定住や転居・帰還のサポートができるよう、今後の生活拠点に関する設問に重点をおいて実施した。また、震災から 5 年経過したことから、子どもたちにあった支援を考えていくために、子ども向けのアンケートも同時に行った。

住宅無償提供終了世帯への支援として、引き続き避難先で生活する世帯に対しては「福島県民間賃貸住宅等家賃補助」、福島県へ帰還する世帯に対しては「福島県ふるさと住宅移転(引越し)補助」の支援制度があったため、それぞれ該当者への情報提供や申請サポートを丁寧に行った。家賃補助に関しては、愛知県を通して福島県から申請状況の情報を共有いただくことができ、よりの確に対応を進めることができた。

「これからの暮らしをいっしょに考えよう」と題した被災者情報交換会・専門家相談会・交流会を県内各地で 7 回開催。被災 3 県の担当部署や愛知県・名古屋市の住宅担当部局、専門家等の協力により、今後の支援制度の説明や住宅、仕事、家族などの課題に対する相談体制を強化して行った。帰還希望世帯の参考となるように、既に帰還した世帯にも参加いただき、帰還後の生活状況や心境を共有してもらった。

避難者の自立・生活支援に向けた支援体制の構築を促進するために「個別支援のための研修会」を 2 回開催し、関係機関の支援事例を共有。市町村や社協、専門家、支援団体等が、各地域での具体的な支援方策の気づきを得られる内容とした。

2016 年度より、福島県が全国約 25 ヶ所に生活再建支援拠点を設置することとなり、愛知県も福島県に協力し、愛知県被災者支援センターで福島県生活再建支援事業を実施することになった。拠点事業を通して、福島県や全国の避難者支援団体とのつながりが深まっていった。

2017年度：運営体制と事業概要

- 受託団体：NPO レスキューストックヤード
 - ・協力団体：NPO ボラみみより情報局
 - ・運営協力団体：愛知県社会福祉協議会、生活協同組合コープあいち、NPO 愛知ネット
- 財源：被災者支援総合交付金（復興庁）
- 開設：2017年4月1日～2018年3月31日
- スタッフ体制：センター長2名、センター長補佐1名、相談役2名、常勤スタッフ3名、非常勤スタッフ4名

□受入被災者登録数（2017年4月）

避難元	世帯数・人数	構成比
岩手県	27世帯 50人	5.1%
宮城県	76世帯 163人	16.6%
福島県	225世帯 596人	60.6%
その他※	64世帯 174人	17.7%
合計	392世帯 983人	

□事業実績

	事業名	回数
1	定期便の発送	15回
2	臨時便の発送	6回
3	「あおぞら」の発行	12回
4	招待イベント案内	29回
5	交流会	66回
6	全体交流会	—
7	相談会	6回
8	生活支援品提供	—
9	米の全戸配布	—
10	見守り活動	訪問 25件 電話 80件 要支援 19世帯
11	支援調整会議	8回
12	市町村訪問	延べ 38市町村
13	人材養成・意見交換会	意見交換会 2回 他 2回
14	パーソナルサポート支援チーム	会議 24回 学習会 1回
15	その他	相談件数：166件

□主な事業の特徴

2017年度からは、地域とのつながりが稀薄な世帯、孤立するリスクの高い独居の高齢者、避難生活の長期化に伴って家計への経済的な圧迫やストレスの蓄積が特に懸念される母子避難世帯など、深刻な課題を抱え継続的な支援が必要となる「要支援者」への支援に重点をおいた。

要支援者への個別支援を担当する専門スタッフを配置し、まずはこれまでの活動を通して把握した個別情報から要支援者の絞り込みを行った。そして、要支援者への個別支援の方針を、市町村や地域の支援組織、専門家等と協議し、支援計画を立案。支援計画に基づき、要支援者への個別訪問等を実施していった。

2017年度の「個別支援のための研修会」は、地域支援をテーマとした意見交換会を2回開催。被災県である岩手県での専門スキルを持った職員による伴走型ワンストップ支援や、地域力を活かした支援について学び、避難者支援にどのように活かしていくかを支援関係者と共に考えた。また、年月の経過に伴い、より複雑化・潜在化していく避難者の課題に対応していけるように、スタッフの相談対応等スキルを向上させるためのケース検討研修会や、地域支援やコミュニティソーシャルワーカーについて学ぶ内部のスタッフ向け学習会も行った。

交流相談会としては、放射能の健康への影響に不安を抱える避難者が多いことと、愛知県民主医療機関連合会による避難者対象に無料の甲状腺エコー検診が2015年から実施されていたことから、2017年度から共催で「甲状腺エコー検診&交流相談会」を開催。普段の交流会には参加していない避難世帯の参加も多く、検診だけでなく専門家等へ各種相談ができ、避難者同士がつながる機会にもなっている。

2017年度は、これまでの愛知県被災者支援センターおよび専門家等による支援の中間まとめとして、主に相談対応に関わる団体の避難者支援の取組みを紹介する冊子を作成した。

（※その他：青森県、茨城県、栃木県、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、群馬県）

2018 年度：運営体制と事業概要

- 受託団体：NPO レスキューストックヤード
 - ・運営協力団体：愛知県社会福祉協議会、生活協同組合コープあいち、NPO 愛知ネット、NPO ボラみみより情報局
- 財源：被災者支援総合交付金（復興庁）
- 開設：2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日
- スタッフ体制：センター長 1 名、センター長補佐 1 名、相談役 3 名、常勤スタッフ 1 名、非常勤スタッフ 4 名

□受入被災者登録数（2018 年 4 月）

避難元	世帯数・人数	構成比
岩手県	25 世帯 48 人	5.2%
宮城県	70 世帯 154 人	16.8%
福島県	202 世帯 547 人	59.7%
その他※	61 世帯 168 人	18.3%
合計	358 世帯 917 人	

※青森県、茨城県、栃木県、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、群馬県

□事業実績

	事業名	回数
1	定期便の発送	12 回
2	臨時便の発送	5 回
3	「あおぞら」の発行	12 回
4	招待イベント案内	—
5	交流会	46 回
6	全体交流会	—
7	相談会	3 回
8	生活支援品提供	—
9	米の全戸配布	—
10	見守り活動	訪問 22 件 要支援 17 世帯
11	支援調整会議	(未カウント)
12	市町村訪問	延べ 12 市町村
13	人材養成・意見交換会	意見交換会 2 回
14	パーソナルサポート 支援チーム	会議 24 回 学習会 3 回
15	その他	相談件数：178 件

□主な事業の特徴

2018 年度は、生活困窮や孤立・孤独、精神不安定といった課題を抱えている避難者は、より潜在化・深刻化している傾向にあることから、要支援者に対するきめ細かな相談体制の継続、避難先の福祉サービスへのつながりや地域社会の理解促進に重点をおいて活動した。市町村訪問は、要支援者のいる市町村を中心に行い、支援計画に関する調整を実施。福祉部局や社協にも同席を依頼し、地域で継続的に要支援者をサポートしていく体制づくりをした。

2017 年度に作成したこれまでの相談支援に関する中間まとめ冊子を活用し、市町村や社協、地域団体、専門家と支援団体等をつなぐ意見交換会を 7 月に開催。また、要支援者支援のモデル事例を共有し、他地域での支援を具体的に進めていくための基盤づくりを目的に、「避難者支援に地域力を活かす」と題した意見交換会を 11 月に開催した。

避難世帯個々の情報から要支援者への個別支援を行う一方で、2018 年度からは、これまで把握した全世帯の世帯状況を整理した個別支援管理表を作成。住宅支援を受けている世帯、母子父子避難（家庭）世帯、高齢世帯、生活保護世帯、障がいがある世帯、外国人世帯など、個々の世帯の特徴や気になる点をチェックし一括管理することで、何かあった時に要支援となるリスクの高い世帯を把握した。また、甲状腺エコー検診対象世帯（原発事故理由による避難）や、原発 ADR 対象世帯のチェックもすることで、交流相談会の声掛けなどにも活かしている。

2018 年度は、福島県が長期化している避難生活に伴う様々な不安の軽減を図ることを目的に、福島県県外避難者心のケア訪問事業を開始。実施主体である日本精神科看護協会と情報交換し、避難者の心のケアに関する連携の幅が広がった。

交流会では、避難者が気軽に愛知県被災者支援センターに足を運び、日常的に相談したり、避難者同士が交流できるようするため、センター内のスペースを使った小規模交流会「あおぞらカフェ」を開催。避難当事者の特技を活かした講座や放射能に関する勉強会などを行った。

2019年度：運営体制と事業概要

- 受託団体：NPO レスキューストックヤード
 - ・運営協力団体：愛知県社会福祉協議会、生活協同組合コープあいち、NPO 愛知ネット
- 財源：被災者支援総合交付金（復興庁）
- 開設：2019年4月1日～2020年3月31日
- スタッフ体制：センター長1名、センター長補佐1名、相談役2名、常勤スタッフ1名、非常勤スタッフ5名

□受入被災者登録数（2019年4月）

避難元	世帯数・人数	構成比
岩手県	25世帯 47人	5.3%
宮城県	69世帯 149人	16.8%
福島県	193世帯 535人	60.2%
その他※	58世帯 157人	17.7%
合計	345世帯 888人	

※青森県、茨城県、栃木県、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、群馬県

□事業実績

	事業名	回数
1	定期便の発送	12回
2	臨時便の発送	4回
3	「あおぞら」の発行	12回
4	招待イベント案内	—
5	交流会	46回
6	全体交流会	—
7	相談会	3回
8	生活支援品提供	—
9	米の全戸配布	—
10	見守り活動	訪問 58件 要支援 17世帯
11	支援調整会議	10回
12	市町村訪問	延べ 14市町村
13	人材養成・意見交換会	意見交換会 2回
14	パーソナルサポート支援チーム	会議 24回 学習会 2回
15	その他	相談件数：137件

□主な事業の特徴

2018年度に引き続き、深刻な問題を抱える要支援者に対する個別支援を、市町村等と連携し丁寧に進めていくことに尽力した。

一方で、2018年度に作成した個別支援管理表に基づき、急務の支援体制構築の必要性はないものの気になる世帯については、電話連絡や個別訪問によって積極的に現状を把握し、必要に応じて具体的な支援につなげる「積極的見守り支援」を開始。6～7月は母子父子避難（家庭）世帯と2018年度住宅支援終了世帯、8～10月は高齢世帯、10～11月は2019年度住宅終了予定世帯、12月は障がいのある方のいる世帯に対して現状把握の連絡を行った。外国人世帯に関しては、外国人ヘルプライン東海と連携し、言葉の壁から正しい情報を把握ができないことを避けるため、母語での会話が望ましいと思われる世帯に対しては、通訳者の協力によって現状把握を行った。

愛知民医連と共催の「甲状腺エコー検診&交流相談会」では、原発事故の放射能の影響に関する健康不安を抱える世帯に対し、案内を積極的に実施。不安を抱えながらも日々の生活に精一杯で、これまで検診に行く余裕がなかったという世帯もあった。

2019年度は、避難者のおかれた状況について共有し、地域力を活かした支援事例を紹介する「避難者の暮らしと健康を支える地域力について考えよう」と題した意見交換会を8月に開催。また、一人ひとりに寄り添った支援を行う「災害ケースマネジメント」の取組みについて、2016年鳥取県中部地震での生活復興支援および、山形県の避難者ケースマネジメント事業から学び、愛知における避難者への個別支援について考える意見交換会を12月に開催した。

2020年2月頃より、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、3月に予定されていた交流会企画は、外部団体企画のものも含めて全て中止となった。各イベントの中止・延期、開催方法変更の情報を取りまとめ、新型コロナウイルス感染予防対策資料や、感染症状が見受けられた場合の相談窓口情報と一緒に、臨時便で情報提供を行った。

2020年度：運営体制と事業概要

- 受託団体：NPO レスキューストックヤード
 - ・運営協力団体：愛知県社会福祉協議会、生活協同組合コープあいち
- 財源：被災者支援総合交付金（復興庁）
- 開設：2020年4月1日～2021年3月31日
- スタッフ体制：センター長1名、センター長補佐1名、相談役1名、常勤スタッフ1名、非常勤スタッフ5名

□受入被災者登録数（2020年4月）

避難元	世帯数・人数	構成比
岩手県	27世帯 50人	5.8%
宮城県	63世帯 137人	15.9%
福島県	187世帯 519人	60.1%
その他※	58世帯 157人	18.2%
合計	335世帯 863人	

※青森県、茨城県、栃木県、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、群馬県

□事業実績（※暫定数）

	事業名	回数
1	定期便の発送	12回
2	臨時便の発送	2回
3	「あおぞら」の発行	12回
4	招待イベント案内	—
5	交流会	21回
6	全体交流会	—
7	相談会	3回
8	生活支援品提供	(マスク) 1,000点
9	米の全戸配布	—
10	見守り活動	訪問 27件 要支援 18世帯
11	支援調整会議	4回
12	市町村訪問	延べ 45市町村
13	人材養成・意見交換会	—
14	パーソナルサポート支援チーム	会議 24回
15	その他	相談件数：123件

□主な事業の特徴

2020年度は、コロナ禍による外出等の自粛によって、避難先地域との関係が稀薄な高齢者等の孤立や心身の健康悪化、また、避難生活の長期化に伴い暮らしへの不安がある中、更に経済的に不安定な状況に陥る世帯の増加も心配された。一方で、交流会など人が集まる活動や、個別訪問といった対面での活動をこれまでと同じように実施することは難しく、スタッフの勤務体制も在宅勤務を取り入れるなど、これまでとは異なる対応が必要となった。

4～5月頃は、マスクの供給不足がある中、企業や支援団体からマスク型紙セットや布マスクの提供があり、コロナウイルスに関する支援情報と一緒に定期便で発送。また、コロナ禍の影響が心配される高齢世帯等に対し、電話による状況確認や声かけを行った。

秋頃までは大人数が集う交流会開催が難しく、延期や中止が多かった。6月の「甲状腺エコー検診&交流相談会」は、エコー検診が中止となったが、オンラインを活用し「やってみよう！オンラインでつながる・ひろがる講座&懇親会」を実施。「あおぞらカフェ」もオンライン開催に切り替えて行い、コロナ禍でも避難者同士が情報交換や交流できる場を設けた。一方で、オンラインの活用が難しい避難者も多く、感染状況が一時落ち着いた10～11月頃には感染予防対策を徹底したリアルでの交流会も開催した。

2020年度は、震災から10年が経過することもあり、避難者のニーズを改めて確認し、今後の支援に活かすためのアンケート調査を実施。一人ひとりの状況を把握するため、一世帯に一通ではなく、18才以上全員を対象とした。

市町村訪問は、今後も地域で必要に応じて支援が受けられるよう、避難者が居住する全市町村を訪問（オンライン含む）。市町村関係各課および社協等と、避難者情報の共有と今後の支援の必要性や支援体制等について確認を行った。緊急性や必要性がある世帯に関しては、地域の支援関係者や専門家と個別訪問等を行い、具体的な支援へのつなぎや地域支援者との顔の見える関係づくりを行った。

第2章 受入被災者支援の多機関連携

第1節 愛知県と市町村における受入被災者支援の体制

第2節 市町村ヒアリングより明らかになった当事者参加型の広域避難者支援をめぐる多機関連携

1. はじめに
2. 愛知県と市町村における上記の基本的状況（防災・福祉・保健センター）
3. 多機関連携の多様性—市・社会福祉協議会等による実践
4. 事例の分析

本章では、受入被災者支援における、愛知県・愛知県被災者支援センターと市町村の関わりを概括する。愛知県被災者支援センターは、市町村での防災部と福祉部・保健センター等との連携や、社会福祉協議会等との連携による先進事例から学び、また事例を市町村に紹介しながら、要支援者への支援を進めてきた。多機関連携の特徴的事例は、名古屋大学大学院法学研究科荒見玲子准教授（行政学）よりヒアリング調査をもとに紹介されている。

なお、名古屋市は、4月14日より独自に「東日本大震災被災者支援ボランティアセンターなごや」を設置し、名古屋市社会福祉協議会に委託して、受入被災者への支援を進めている。本冊子では事項索引で、関連する取り組みを掲載している。

第2章 第1節 愛知県と市町村における受入被災者支援の体制

執筆者・文責：向井 忍（センター長補佐）

1. 受入被災者支援の体制

（1）市町村での受入被災者登録

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、原発事故）により愛知県に避難した方は、居住する市町村で受入被災者登録を行う。受入被災者の担当部署は市町村により異なるが、大きくは防災部署が担当する市町村と、福祉部署が担当する市町村にわかれている。

市町村での受入被災者登録に基づき、登録名簿が愛知県に報告され、愛知県全体の受入被災者登録名簿にまとめられる。市町村が行った新規登録や、転居（転出）による変更、登録者からの登録終了等の状況は愛知県に報告される。被災者受入対策プロジェクトチーム（PT）は、適宜、受入被災者人数を発表している。

（2）市町村担当者会議

愛知県（災害対策課）は、毎年市町村の受入被災者担当者会議を開催している。担当者会議は、市町村及び愛知県社会福祉協議会を通じて各市町村の社会福祉協議会にも案内されている。担当者会議では、被災県からの被災・復興状況の報告、愛知県被災者支援センターからの報告、また愛知県社会福祉協議会からの報告、愛知県弁護士会・愛知県司法書士会等からの相談支援に関わる報告なども行われてきた。

愛知県被災者支援センターからは、事業概要と重点を説明するとともに、各市町村担当部署への訪問等の計画を案内している。

（3）愛知県被災者支援センターと市町村

愛知県被災者支援センターは「市町村や地域のみでは対処できない東日本大震災の受入被災者の広域的なニーズに対応するとともに、県民、企業等の支援の声を具体的な活動につなげることを目的」とし、市町村による受入被災者支援をサポートしてきた。

1) 受入被災者担当部署の訪問（年に1回）

目的：受入被災者登録と情報の突合・共有、市町村による施策の把握等

対象：受入被災者登録がある市町村（要支援者が居住する市町村に限定した年もある）

体制：センタースタッフと愛知県PTを基本

・名古屋市については、東日本大震災被災者支援ボランティアセンターなごや（名古屋市）との定期協議を行う。

2) 要支援者への支援体制の構築

・「個別支援計画」の協議。社協・福祉部・保健センター等との連携。

3) 要支援者の見守り情報の共有

- ・市町村担当者と見守り情報の突き合わせ、
- ・要支援者の見守り訪問（計画の相談）
- ・要支援者への見守り訪問

2011年11月：50才以上、単身世帯への見守り訪問：市町村・社協・愛知県被災者支援センター

2013年7月：要支援者への訪問：市町村・専門家・支援協力員（当事者）・愛知県被災者支援センター

2014年、2015年：保健師による各世帯訪問（健康等の把握）

2. 市町村による広域避難者支援事例の紹介

市町村の受入被災者支援を促進するため、2013年1月、市町村による支援の具体例を抽出した「市町村による広域避難者支援好事例集」をまとめ、市町村に紹介した。2011～2012年の時点での事例であるが、その概要を紹介する。

(1) 4つの具体例(要約)

■「予算化し組織を立ち上げた事例(名古屋市)」

・2011年4月14日に「東日本大震災被災者支援ボランティアセンターなごや」を設置。

・運営は市社協に委託。なごや防災ボラネットが運営協力として活動の多くを担ってきた。年に数回市関係部局等で構成する「運営委員会」を開催している。

「被災者訪問プロジェクト」「お茶っこサロンなごや」を実施。

■「社協と連携し、個別・長期支援を日常業務の仕組みにあてはめた事例-安城市」

・被災者支援をするために、関係機関と協議し、被災者の登録や関係機関との役割分担を確認。

・具体的な支援のため、市社協・民生児童委員・ボランティア団体への登録情報の提供を行う。

■「防災部署と福祉部署で連携している事例(岡崎市等)」

・単身独居高齢者・要支援者等の見守り訪問にあたって社協・地元の避難者(訪問協力員)同行を重視している。防災部署と福祉部署が協力している。

■「管内の担当部署と社協・コープ等と連携している事例(海部・津島管内の市町村)」

・2011年9月より、当該7市町村・社協・コープによる交流会相談会を開催し、2014年3月までに全市町村を会場に交流会が開催されている。

・地元のボランティア等の協力も広がっている。飛島村は、受入被災者登録者はいないが伊勢湾台風の経験もあり毎年全世帯にお米10kgを提供し、地元には支援のボランティアグループがつくられている。

(2) 「支援を進める力と支援の課題や困難さ」(特徴づけ)

■支援をすすめる上で力になっている条件

- ・当事者との連携がすすんでいる
- ・首長・部局長のリーダーシップ
- ・担当者の熱意と理解
- ・幅広く防災ボランティアやコープなど地元の団体と連携がある。

■支援をすすめる上での課題や困難な条件

- ・市町村に対象者が少ない。
- ・個別支援・長期支援は防災部署の業務範囲を超える。
- ・県内の広域連携・広域避難支援の仕組みに不備がある。
- ・予算がつかないと動きにくい。
- ・国からの依頼がないと動きにくい。

（1）はじめに

1) 課題設定

本節では、愛知県被災者支援センターの協力により実施した市町村ヒアリングから、愛知で行われてきた当事者参加（主体）型の被災者支援について検討する。行政（県や政令市と市町）、社会福祉協議会、生活協同組合、地域のNPO等民間団体が、広域避難者支援にあたり、どのように多機関連携関係をこの10年間で築き、支援につなげてきたのかを明らかにする。具体的には、広域避難者支援という、必要性は明確にもかかわらず行政としては実施に困難が伴う支援について、どのように工夫をして乗り越えてきたのか、それでもなお残る課題は何か、そして今後のこの経験を類似の課題の解決にどのように生かしていけるのか、について行政学の観点から考察する。多機関連携とは、行政学では「関連する分野の行政機関の連携によって、政策目標や政策情報の共有を図り、行政サービスの質やサービス利用者の利便性を向上させる」（伊藤2019:4）と定義されるが、本稿では、行政機関だけではなく、地域の支援に関わる様々な団体も含む概念として捉える。

愛知被災者支援センター長補佐の向井は、愛知での支援の特徴を「全登録世帯を対象にした系統的な支援を行ってきたこと」「一人ひとりの支援ニーズを把握し施策に反映する努力を進めてきたこと」「それを可能にする多様な支援ネットワークをめざし、関係者のコミュニケーションに努めてきたこと」の3点（向井2014:75）にまとめる。本報告書の他章で記録されるように、愛知県被災者支援センターを中心とした愛知の広域避難者支援の試みは、多様な専門家が参画して月2回定期的に集まり、広域避難者の個別性に応じた個別支援

と見守りのケアプランを組み立て、関係団体と調整を行い、支援を継続的に実施してきた。実際、2011年7月20日の第2回PS会議での事務局試案では、「多様・多層な専門分野の経験と知見を活かし、災害被災者の支援会議（のような場）を設けて、「被災の事実」と「一人ひとりの現況」に応じた個別支援プラン（被災カルテ）をつくり、個別支援を（自治体の条件に応じて）実施できる体制をつくる。また、身近な専任支援者が継続的な支援をサポートし、フォローできる関係をつくる。」¹⁹ことを到達イメージとしていたという。

このような支援における多機関連携のあり方を検討することは、以下の2点において、重要な意義と示唆をもつ。第一に、他の生活課題にかかわる支援でも目指されているながら十分には実現できていない支援のモデル実践例となるからである。広域避難者は複合的に課題を抱えており、既存の縦割りの対象者別の支援制度では「制度の狭間」に落ちてしまう。同様に複合課題を抱えた様々な世帯に対し、地域のニーズのある「全世帯」を把握しつつ、「一人ひとりの支援ニーズに応じた」支援を「多様・多層な専門家の参画」により実現していく仕組みの構築は、災害支援の分野に限らず求められている。例えば、高齢者分野における地域ケア会議や、児童福祉分野における要保護児童対策地域協議会、貧困対策における生活困窮者自立支援調整会議をはじめ、厚生労働省所管の社会サービスにおける複合課題の対応方法として施策課されてきた。特に地域共生社会²⁰にかかわる様々な分野で目指されている支援（荒見2020a:51-53）では、こうした支援を多層的に組み合わせられることで、地域力の強化をめざすという政策が展開されている。それにもかかわらず、実際にどのように、「全世帯」を把握しつつ、「一人

¹⁹第2回パーソナルサポートチーム報告（2011年7月21日）資料「向井レポートNo.57&58 今週の執行報告と大切に思ったこと」

²⁰地域共生社会とは、「対象者別・機能別に整備された公的支援についても、昨今、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対応が困難なケースが浮き彫りとなっている」なかで、「社会構造の変化や

人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す」と定義されている。厚生労働省HP「地域共生社会の実現に向けて」<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184346.html>（2021年2月26日最終アクセス）

ひとりの支援ニーズに応じた」支援を「多様・多層な専門家の参画」により実現していく仕組みを構築していくのかは、国からは十分に示されておらず、モデル実践例の提示のみで地域に丸投げされているのが実情である。特定の地域で成功した支援の方法は、他の地域で横展開しても成功するとは言いえないものの、事例の蓄積から示唆を得ることは重要である。愛知県被災者支援センターを中心とした愛知の広域避難者支援の取り組みは、分野を超えたモデルケースとなり得る。

第二に、災害支援の分野では近年「災害ケースマネジメント」（例えば津久井 2020）と呼ばれる支援のあり方をめざす動きが広がっているが、愛知の広域避難者支援のあり方は、類似しているものの、「災害ケースマネジメント」と異なる側面をもち、一歩進めたものともいえる²¹。「災害ケースマネジメント」とは、「被災者一人ひとりに必要な支援を行うため、被災者に寄り添い、その個別の被災状況・生活状況などを把握し、それに合わせてさまざまな支援策を組み合わせた計画を立てて、連携して支援する仕組み」と定義される（津久井 2020:6-7）。愛知の広域避難者支援は、「災害ケースマネジメント」に加えて、①支援ニーズに応じた支援主体の入れ替わり、②支援ニーズが変化する中で見守りの深度を変える柔軟な対応、③支援者同士、また支援者と被支援者をつなぐ媒介者としての役割を果たしている点で、被災者および支援に関わる当事者すべての主体性（エージェンシー）を重視・実現している。具体的には、①「愛知県受入被災者登録制度」による名簿の整備、②「パーソナルサポート（PS）会議」の長期的な継続と個別ケアプランによる見守りと PS 会議のメンバーの多様性により外国にルーツを持つ避難者までもカバーする間口の広さ、③地域資源を把握しながら市町レベルでの関係団体と避難者をつなぐコーディネートなどに現れる。既存研究でも十分に議論されていない、このような取り組みを検討することは、「災害ケースマネジメント」の考えかたを、より地域の保有する資源にあった形で実践できるようにアップデートしていけるだろう。

以下では、広域避難者支援の難しさ、すなわち

支援への障害を確認する。そして制度上の役割分担と愛知の避難者支援の取り組みを確認し、愛知の広域避難者支援の傾向と各自治体の取り組み事例の紹介、それに対する分析と、今後の活動への提言の順で論じていく。

2) 自治体レベルで見る広域避難者支援の難しさ²²

埼玉県における広域避難者支援について検討した西城戸・原田（2019:第6章）は、広域避難者支援に関わるローカルガバナンスは、多様な避難者が存在し、ニーズも変化しつつ、支援内容に順応的に対応をかえる順応的ガバナンスが求められるという。これは、埼玉県に限らず、今回の東日本大震災の福島原発事故による広域避難者の支援の全般的な特徴である。しかし、この順応的ガバナンスというのは、行政機関にとって原理的に難しいものである。ここでは、なぜ行政機関にとって難しいかを分析し、市町村の取り組みが何を乗り越えたのかを明確にする。

第一に、広域避難者のニーズが多極化・分散化・複合問題化している点である。避難者のニーズは非常に多様である。避難元の地域も、避難した経緯（原発、津波・震災）も、被害の状況も、避難の仕方も家族構成も、頼ることのできる資源もすべて異なる。その結果、被災前の状況、被災後の状況に応じて、避難当時から変わらない、支援がなければ生活の維持が難しい人から、避難者ではないという人、さらには、避難者であることを知られたくないという人まで様々である。また、時間軸によっても、状況は異なる。一旦は、避難者でない状況まで回復した人も、一度生活基盤が途切れ脆弱になっているために、何かの拍子に支援が必要になったりもする。何がきっかけで、支援が必要になるかは、事前には予測が難しい。

行政による給付は、行政が対象者をカテゴリーに分けることで、対象者を制度と照らし合わせ、受給資格を認定し、画一性、公平性を保ちながら大量に迅速に給付を行う仕組みが取られている。これは、一つの行政組織内でもまた、都道府県や国との法的権限、補助金、情報のやり取りといっ

²¹ 第9章では「愛知県版災害ケースマネジメント（仮）」と位置づけている。

²² この項については、愛知県被災者支援センター「市町村に

よる広域避難者支援好事例集」（2013年1月）や、埼玉県の広域避難者支援を研究した西城戸・原田（2019）も参照し、著者の分析を加えて論じている。

た様々な行政資源のやり取りが、この縦割りを基本にすることで、機動的に動く仕組みである。加えて、申請主義といい、日本の給付は、受給資格者からの受給申請を経て、受給資格の有無を審査したのちに給付を行なうこととされている。申請の手続きが物理的にも能力的にも可能な人にしか給付がなされない。支援が必要なときにはすでに支援を求める余力がなくなっている場合が多い。加えて、行政職員は2年から5年ごとに異動がありゼネラリストとして育成されるため、一般の行政職員は、支援を行う専門性を持たない。このような日本の行政の給付の仕組みを前提にすると、多極化・分散化・複合問題化した広域避難者のニーズを捉え、支援し続けることは難しいため、この点を乗り越える必要がある。

この点を乗り越えられないと次のような問題が生じて支援が進まなくなる。例えば、個別支援・長期支援は防災部署の業務範囲を超えるのは難しいからである。当初の広域避難者支援は防災局が中心となって対応したとしても防災部署の本来の事務分掌の範囲は地域全体の防災計画の策定や、災害時の緊急支援を想定している。当該市町村の避難者のニーズが変化して福祉部局で対応が求められる場合に、保健師などの要支援者の見守りの専門性を持った職員がいるにもかかわらず、福祉部署が積極的に対応できなかつたり、防災部署と福祉部署の役割分担が進まなかつたり連絡調整がうまく行かなかつたりする。また、地域の支援団体も防災部署と関連が深い自主防災組織や、福祉部署と関連が深い社会福祉協議会などの組織など縦割りになっているものの、こうした地域組織との連携がうまく行かないこともありうる。さらに、同様の理由で、災害救助法に基づいて市町村は避難者の支援を行うものの、具体的な施策については、国や上位政府の通達ないし積極的な姿勢がないと縦割りで対応している各部署が主体的に動けないといった問題も生じる。復興庁が積極的でないと県や市町での防災部署が動かないといったことである。防災部署や福祉部署に限らず、広域避難者支援に関わる他の部署でも同様のことが生じ

得る。

第二の困難は、市町村単位で見たときに広域避難者の対象者が少ない、対象者の絞り込みが難しいということである。後者については、他章で記述されるように、愛知県の場合は震災直後の2011年4月6日に「愛知県受入被災者登録制度」が整備され、6月に公設民営の「愛知県被災者支援センター」が設置されたことで、民間組織が運営する被災者支援センターで登録名簿を基に支援や、国の支援策²³を一元化・ワンストップで実施することができたので比較的成功しているが、一般的には、個人情報保護の問題及び第一の困難である、ニーズの多極化・分散化・多問題化の観点からも難しいと考えられる。前者については、愛知県は、登録者数916人約357世帯²⁴の受け入れからスタートして、約1200名約500世帯、2021年2月28日現在では838名328世帯²⁵の登録避難者がいる。県内市町村の登録世帯数を見ると、豊橋市が66名、豊田市が57名、岡崎市が50名程度と一定の人数がいるものの、多くは、10~20名、少ないところは1自治体一桁の人数である。

自治体は予算ごとに人員が配置され、予算ごとに事業が編成され、それについて市民に説明責任を果たさなければいけない。なぜ広域避難者の支援を行うのか、行政組織の意思決定は政治的側面を常に持ち、最終的に何らかの支援に予算をつけるのであれば議会の承認が必要である。したがって、人数が少ないという時点で、行政に対する無限のニーズがある以上、政治的な声としては小さくなり優先順位は下がらざるを得ない。この点を乗り越える工夫が必要である。

この点を乗り越えられないと次のような問題が生じて支援が進まなくなる。まず、何か対応しなければ、ということがあったとしても、複数の部署間でお見合い状態になり物事が進まなくなる。責任の所在が不明確になるのである。また、近隣市町村と連携しなければいけないケース(例えば、広域避難者の世帯が複数の自治体に分かれて居住する場合など)などに、自治体ごとに責任を持つ部署が違えば、自治体間の広域連携がうまく行か

²³ 例えば生活再生支援拠点の受託など(西城戸・原田2019:198)など。

²⁴ 被災地支援対策進捗状況管理表より。

²⁵ 愛知県における東日本大震災の避難者数について(2021

年3月1日(月)

<https://www.pref.aichi.jp/saigaijoho/pdf/20210301-hinansyasuu.pdf>(最終閲覧日2021年3月10日)

ないこともありうる。

このように、市町行政で広域避難者の支援は困難を伴い、強く意識をもって仕組みを整えていかなければ、広域避難者の存在は「制度の狭間」に落ちていくのである。こうした組織間連携にかかわる困難を乗り越えていくために、愛知県被災者支援センターが県の立場から、国や県の関連部署との連携、市町村のサポート、受入被災者担当部局への年1回の訪問、要支援者の把握と個別支援、要支援者の見守り訪問や、市町村担当者への情報フィードバック、市町管内の交流会開催の支援、市町村での支援体制の構築、避難世帯の状況に応じた支援調整、市町村ごとの関連部署との連携、関係団体・専門家等との連携、市町村ごとの事例の把握と紹介等を様々な形で行ってきた。しかし、この10年間で被災者支援センターの動きだけでなく、市町村ごとに地域資源に合わせて独自に広域避難者支援に伴う困難を乗り越えてきた。以下ではそのような取り組みを検討していく。

(2) 愛知県と市町村における上記の基本的状況(防災・福祉・保健センター)(県と政令市、市町村)

1) 県と市町村の制度的な役割分担²⁶

本稿が対象とする広域避難については、災害対策基本法では、「広域一時滞在」と位置づけられ、第八十六条の八から十三に規定されている。市町村長は、災害が発生し、被災住民の生命や身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合には、他の市町村長に避難住民の受け入れを協議することができる。この場合、協議を受けた市町村長は、自らも被災しているなど正当な理由がなければ、受け入れを拒否してはならない(佐々木 2017:48)²⁷。また、都道府県外広域一時滞在については、災害対策基本法第八十六条の九に定

められている。また、「都道府県を越える場合には、知事同士が協議を行い、協議を受けた都道府県知事は、自らも被災しているなど正当な理由がなければ、受け入れを拒否してはならない」(佐々木 2017:48)。加えて財政面でも厚生労働省における「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について」の「3広域にわたる避難が行われた場合の取り扱い」²⁸に基づき、被災した都道府県から要請を受け、災害救助法が適用された市町村からの避難者を受け入れて行われた救助については、受け入れた都道府県から災害救助法の適用を行った都道府県に対して求償することが法律上もできることとされた。

愛知県知事が、被災住民の受入れについて、県内市町村長と協議を行い(第86条の9第4項)初動対応を行った。具体的には、県知事を本部長とした被災地域支援対策本部を設置し(2011年3月16日)、防災局長を会長とする幹事会のもと、被災者受け入れ対策プロジェクトチームを設置し、国、被災県、知事会、市町村等との連絡調整、住宅の確保、生活支援、健康福祉に係る支援をスタートしている。2011年6月6日には、愛知県受入被災者支援要領を策定し、受入被災者等への44事業を開始し、被災地支援対策進捗状況管理表という形で整理し、随時公表をしている²⁹。

また、受入先市町では次のような対応になる。都道府県から被災住民の受入れについて協議を受けた市町村長は被災住民を受け入れ(都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供)(第86条の9第5項)を行い、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定・通知(第86条の9第6項)し、受け入れた避難者に対して、毛布、食料、その他生活物資を提供、避難所を運営といった形で初動対応が開始される。

²⁶ 災害対策基本法の各条文及び佐々木(2017)及び西城戸・原田(2019)を参照に記述。

²⁷ 都道府県内の広域避難は知事が、都道府県を越える広域避難は内閣総理大臣が調整を行う。また、市町村が広域避難の協議をできない状況になった場合には、災害対策基本法86条の11及び86条の12に基づき、都道府県知事が協議の代行を行う。また、市町村及び都道府県が被災した絵競技できない場合は、86条の13に基づき内閣総理大臣が広域避難の代行を行わなければならない(佐々木 2017:49)。

²⁸ 各都道府県災害救助担当主管部(局)長あて厚生労働省社会・援護局総務課長通知「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について」(平成23年3月19日発出社援総発0319第1号)

(https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb7284&dataType=1&pageNo=1)

(2021年3月3日最終アクセス)

²⁹ 詳細は第1章第3節参照。

避難が長期化し、生活支援が中心となる中で、県と市町の役割分担のあり方は、災害対策基本法を基にしつつも徐々に変化していく。公設民営の愛知県被災者支援センター（2011年6月13日）が支援の実働を担い、愛知県は、防災局、福祉局、住宅局などが連携しつつ、市町村担当者会議を開催し、連絡調整に努める。また、政令市である名古屋市は、2011年4月14日に東日本大震災被災者支援「ボランティアセンターなごや」が設立され活動を開始しており、愛知県被災者支援センターとの定期協議を行っている。

中核市及び一般市町村に対しては、愛知県被災者支援センターは次のような関わりをもった³⁰。関係団体調整を始めとするサポート、支援センタースタッフ、県プロジェクトチーム担当者、訪問協力員等で年に1回の受入被災者担当部局の訪問、ヒアリング、要支援者情報の共有、連携しての市町村の要支援者への訪問の実施、各市町村の特徴的施策の把握と交流、要支援者の見守り訪問と市町村担当者への情報のフィードバック等を行った。

市町村は、それぞれの地域に応じた避難者の状況や首長のリーダーシップに応じて「見守り活動実施要領」などを策定し見守りを行ったり、自治体ごとの支援メニューや支援パンフレットをホームページで公開したりして、避難者の支援を実施している。個別の支援は各自治体の事務分掌に応じて分業している。防災部署では、災害時の緊急支援業務の延長としての支援になり、福祉部署は、要支援者を福祉制度につなげていく形の支援になる。見守り等は、専門職が所属する保健センターや民間の社会福祉協議会等が行うこともある。

2) 愛知県内市町村における広域避難者支援体制の現況³¹

愛知県被災者支援センターが2020年度の市町

村訪問の記録をまとめた資料から、基本的な傾向をまとめる。なお、対象自治体は県内54市町のうち、受入被災者登録のある40市町³²である。

①被災者登録世帯数

40自治体のうち、2020年度の登録世帯数が5世帯以下の自治体が29自治体、6世帯以上10世帯以下の自治体が6自治体、11世帯以上20世帯以下が4自治体、21世帯以上が1自治体である。

②2020年度の要支援世帯³³数

40自治体の登録世帯数のうち13自治体が要支援世帯ABに該当、12自治体が要支援世帯Cに該当する世帯を含み、あわせて21自治体が要支援世帯をかかえている。要支援世帯に該当する世帯を含まない自治体は19である。

③担当部署

防災・危機管理系の部署が担当しているのは20自治体、市民協働・市民相談の部署は2自治体（豊田市市民部市民相談課、みよし市市民協働部協働推進課）、福祉系（地域福祉、健康安全等）の部署が担当していたのは、7自治体、防災・危機管理系の部署と福祉系の部署が両方で担当している自治体は11自治体である。要支援世帯数の数と担当部署に関連は特に見られない。

④支援体制について

市町独自の名簿を作成している自治体は9自治体（うち1自治体は現在作成していない）である。7自治体が被災者登録情報と住民基本台帳との照合を行っている。また、自治体によっては、住民基本台帳システムに広域避難者の被災者登録情報を組み込んでいるところもある。

また、要支援者の把握を行っている自治体は8

³⁰ 愛知県被災者支援センター2017『ひとり一人の生活の復興に向けた挑戦—愛知県被災者支援センター資料（2017.11.15）』。

³¹ 愛知県被災者支援センター作成資料。ただし、市町訪問の際に暫定的に集めた情報なので、数字は確認できている大まかな値である。

³² 名古屋市は登録被災者はいるものの、県の所管ではないため、除いている。それ以外で登録被災者がいない自治体は、岩倉市、豊明市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、美浜町、知立市、東栄町、設楽町、豊根村となる。

³³ 要支援世帯とは愛知県被災者支援センターのアセスメントの基準で、アウトリーチ支援を要するケースについて、PS会議で専門職からの助言を受けながら、①緊急性がある、②行政、支援センターだけでなく行政、社協、その他多くの地域資源との連携を要する、③専門職による相談支援を要する、という3点で、①②③すべてに該当する世帯を要支援A、緊急性はないが②③に該当する世帯を要支援B、②③に該当するリスクがあるため継続的に見守りを要する世帯を要支援Cとして絞り込みを行っている（詳細は本報告書p.99参照）。

自治体、広域避難者に年1回以上の連絡を行っている自治体は8自治体、年1回以上の訪問や面談を行っている自治体（もしくは社協が実施）は4自治体ある。

複数機関との連携状況は、2020年度の被災者支援センターの市町村訪問のうち、防災部署が担当で、担当部署でもないにもかかわらず福祉系部署が出席した自治体は8自治体、保健センターが出席したのは4自治体である。また行政の担当部署がどちらかにかかわらず、社協が出席した自治体は7自治体であった。

⑤その他独自の支援について

上記の広域避難者への声がけ以外に、自治体独自の支援としては、アンケートの実施（小牧市）、小中学校人権教育委員会による「絵手紙プロジェクト」の実施（あま市）、市社協が交流会実行委員になっている（東海市・田原市他）、ウィズカード（公共施設他割引）の配布（岡崎市）、社協・生協と協働で交流会の開催（田原市）、お米を持って訪問（幸田町）などの試みがなされている。

（3）多機関連携の多様性—市・社会福祉協議会等による実践

（2）での全体像を踏まえた上で、各自治体がどのように広域避難者支援について多機関連携を行ってきたのか、をいくつかの自治体の聞き取り³⁴及び過去のセンターの資料を参考にまとめる。

多機関連携の方式としては伊藤（2019）の分類に従うと大きく分けて3つの視点がある。第一に連携を促す「人」の要素である。専門性を持つ組織や職員をつなぎ、場の招集・運用や行政職員の役割、行政職員の能力や技術、「つなぐ」人材や専門人材の確保・育成まで含む。第二に、連携が行われる「場」である。公式・非公式にかかわらず、当事者が参加する場がどのように設定・運用され当事者が目標や規範を共有する上でどのような機能を果たしているかである。場のコミュニケーションだけでなく、空間設計（アーキテクチャ）も含む概念である。第三に、連携を規定する制度で

ある。法制度や協定、マニュアルのような公式なものもあれば、関係者間で共有されている規範のように非公式なものもある（伊藤2019:8）。

以下では、連携のあり方を「人」「場所」「制度」に着目しながら検討をすすめる。

1）安城市…制度的工夫による組織内の縦割りの打破

安城市は、現在8世帯16人が登録しており、危機管理課が広域避難者の担当部署である。安城市の取り組みで特徴的な点は大きく分けて3つある。

第一に、2011年の3月の早い段階で、危機管理課が中心となって関係部署間で調整を行い、避難者を受け入れるときの業務フローを明確化したことである。「愛知県受入被災者登録制度」の窓口は市民課とし、受入被災者の総合的な相談窓口は社会福祉課となり、総合相談を受け、相談内容に応じて各課窓口につなぐという流れになっている。社会福祉課で各種の資料を渡すため、市民課で登録表に記入後、登録票を持ったまま、社会福祉課へ案内する仕組みにしており、初めて市役所を訪れた人を確実に社会福祉課の窓口につなぐことに成功している³⁵。登録情報は危機管理課が情報管理を行うことにしている。

業務フローを明確化したことの効用としては、第一に、業務のフローがそのまま把握をしにくい広域避難者を掴む情報のルートとなっていることである。住民票を動かしたりすれば、関係課が皆把握することができるわけである。第二に、一旦社会福祉課で総合相談をうけることで、避難者に限らず支援の必要な市民に対する対応に専門性、慣れのある社会福祉課でワンストップ化を図られていることである。第三に、関係する課が一目瞭然になることである。実際、避難者が困っていたら、どこでもいいので市役所に相談してもらい、最初に対応した課が適宜関係各課に電話連絡をするというやり方になっており、たらい回しはしないように対応することが意識されていた。結果的にどの部署でもワンストップ化が実現していたといえる。行政から当初は困ったことがないか連絡をしていたが、その後は、被災者支援のメニュー

員に聞き取り調査を行った。

³⁵ なお、住宅の受入名簿は、市民課と建築課がすり合わせて作成していた。

³⁴ 2021年2月8日（月）から16日（火）にかけて、安城市危機管理課・岡崎市地域福祉課・西尾市危機管理課の職員及び、小牧市社会福祉協議会職員、田原市社会福祉協議会元職

だけは HP で公開するという形にしており、毎年一回更新している。

第二の優れている点として、社会福祉課は、社会福祉協議会・民生委員への個人情報提供に同意した登録者の情報を、社会福祉協議会・民生委員へ提供し、社会福祉協議会・民生委員は、これに基づいて戸別訪問等支援を行う仕組みができています。避難者の登録をする時点で、個人情報提供への同意を得ることで、支援対象者を最初にきちんとつかまえることに成功している。その結果、安城市の社会福祉協議会は当初から積極的に避難者支援に動いてくれたこともあり、こうした情報を使いながら、地域によっては地区社会福祉協議会³⁶の職員が見守り活動を行っている。地域の民生委員や福祉委員や近隣の住民の協力を得て、ある避難者のところへは、地区社協が情報提供し、民生委員が訪問するなど、日常生活上の困りごとの相談対応や安否確認体制なども取れている。また、約 80 ある地域の自主防災組織も地域に根ざした活動をしており、日頃から避難者と積極的に連絡をとっているという。

第三の優れている点として、外国人や高齢者などに対する支援など、当初の応急的な支援のあり方と変化するときでも対応が可能な体制になっていることである。高齢者については、介護保険担当の部署³⁷を業務フローに加えている。また、もともと市内に外国籍の住民が多いため、翻訳ができる職員がいることや、翻訳のできる端末があるため、連絡を取るのが容易になっているという。

興味深いのは、特に部署間でどこで何をやるかについての会議、部署間での連携の決めごととはしないまま、自然とこのような仕組みができたことと市職員には認識されていること³⁸である。つまり、既存の行政資源・地域資源をうまく行かせるような小さな「制度」の工夫（標準化された業務フローを作成する、ワンストップ化を図る、個人情報の提供に関わる同意を早い段階で取る）が功を奏しているといえる。一方で、繋がりたいすべての課

と連携できたわけではなく、各課の担当者の考え方も大きいとのことであった³⁹。

現在は見守りが必要な世帯は少ないため、危機管理課が仕組みの現状維持を行い、必要に応じて支援を行っているという。

図 1：避難者支援の流れ



出典：安城市危機管理課提供資料（防災危機管理課は発災当時の名称）

2) 岡崎市—福祉部局が担当し、防災部局との連携により庁内連携・縦割りの打破

岡崎市では、現在 17 世帯 50 人⁴⁰が登録されており、地域福祉課が広域避難者の担当部署となっている。岡崎市で特徴的な取り組みは大きく分けて 3 つある。

第一に、当時の福祉総務課（現・地域福祉課）が、担当部署となり庁内調整を行ったことである。発災当時は被災者の受け入れに関する事務分掌がなくすぐには決まらなかったが、当時の福祉部長の英断もあり、福祉部が担うこととなった。岡崎市では広域避難者の受入れと相談の窓口、名簿の管理は福祉部が担い、その他の後方支援や支援メ

³⁶ 安城市では、中学校区単位で「地域社会福祉協議会（地区社協）」が市内に 8 か所設置されており、町内会単位で町内福祉委員会が設置され、住民による地域福祉活動が推進されている。安城市社会福祉協議会 HP (<https://www.anjo-syakyo.or.jp/welfareactivity/community/page02>) (2021

年 3 月 3 日最終アクセス)

³⁷ 介護保険課、平成 27 年以降は高齢福祉課へ統合。

³⁸ 安城市危機管理課への聞き取りから。

³⁹ 安城市危機管理課への聞き取りから。

⁴⁰ 2021 年 2 月 10 日岡崎市地域福祉課担当者聞き取りより。

ニューの取りまとめなどは防災担当が担うこととなった。岡崎市も安城市と同様に、受入避難者登録を行うときに、行政各課への情報提供の同意をとっている。

岡崎市では、平成23年12月に「岡崎市被災者見守り活動実施要領」⁴¹に基づき、登録世帯に対して、職員が1世帯15分程度の玄関での面談及び訪問をしている。このとき、把握した生活状況を「被災者生活確認表」というチェックシートに記載し、関係機関に支援を要請し、個別支援に結びつけるという取り組みが行われていた。要領では、実施の取りまとめについては、防災危機管理課(当時)が愛知県や関係機関との調整を、福祉総務課(当時)は全般的な調整を行っており、実施の協力については、生活福祉課(当時)が生活保護世帯の把握、長寿課が保健師による健康相談、住宅課が市営住宅入居世帯の把握といった形で役割分担をしていた。

現在では、要支援者が少ないことと、要支援者以外の戸別訪問は行っておらず、電話がかかってくるたびに傾聴することが中心になっているが、それ以上の支援が必要なときは課題が複合的になっているので、適切な支援に繋がりやすい保健所との情報共有をはじめ、各部署につなぐための気配りが重要だと考えているようである⁴²。

第二に、Withカードの配布⁴³である。Withカードとは、「愛知県受入被災者登録制度」に登録した人に配布し、文化施設、スポーツ施設などの公共施設や、企業が運営する商業施設の利用料⁴⁴の割引がきくなどのサービスを提供するものである。防災担当主導でWithカードをつくることになり、平成23年7月1日から始まった。支援メニューの確定については、防災課が各課等と調整し、メニューを取り揃えている。支援メニューは毎年1月から2月に防災課が年に1回更新している。また、Withカードも名簿と連動していることが特徴で、年に1回更新しており、地域福祉課が更新した最新の名簿を提供し、防災課が送付し、名簿から外れると送られなくなるという仕組みである。

Withカードは毎年色(デザイン)を変えており、各種相談・証明の避難者の身分証明になる点で、支援する行政にとっても、また、避難者にとっても利便性が高い仕組みになっている。行政はこのカードを毎年配布することで避難者の情報確認にもなり、被災者支援メニューの案内や各種手続きや相談の案内をアウトリーチできる。特に、震災後当初は、防災課と福祉課で一緒に訪問してWithカードを渡して被災者の様子の確認にもなっていた⁴⁵。

図2 岡崎市のWithカード

①平成23年度版

岡崎市は東日本のみなさんを応援しています！



②平成28年度版



③令和2年度版



出典：岡崎市地域福祉課提供資料

⁴¹

https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1113/1177/p012527_d/fil/9.pdf (2021年3月4日最終アクセス)

⁴² 岡崎市地域福祉課聞き取りより。

⁴³ 実際に送付したのは18世帯52名だという(岡崎市地域福

祉課聞き取りより)。

⁴⁴ 商業施設については、最初の数年のみ参加。

⁴⁵ その後2015年からはカードは郵送で送ることになり、要支援者について重点的に戸別訪問している。

第三に、当事者（被災者）や市民と連携した支援体制を当初取っていたことである。菅生神社および菅生祭保存会などにより花火大会への招待や手弁当での数回の交流会が開催された。このときは、岡崎に知り合いもない避難者が同郷の人との会話に盛り上がり、中には交流会以後も個別に連絡を取り合うグループもできたそうである。また、市民活動団体（岡崎南ロータリークラブ、真宗大谷派岡崎教区災害ボランティア実行委員会など）が実施している支援活動を協働で実施したり、後方支援をしてきた。特に活動が盛んな福島県の子どもたちを支援する保養プロジェクト（福島のみんな！あそびにおいでんプロジェクト in 愛知）については、春休みには中学生のバスケットボール交流試合（昨年度はコロナのため中止）や、夏休みにはバレーや剣道のスポーツ交流、岡崎を中心に行うキャンプなど現在でも続いている活動がある。

また、岡崎生まれで福島に嫁ぎ避難者として戻ってきた人に、本人同意のもと市の訪問に同行したりした。訪問では行政には言いにくい本音のところを聞き出すこともでき、ピアカウンセリング的な効果もあったそうである。

岡崎市の避難者支援にかかわる多機関連携は、1年更新の「Withカード」という公式の「制度」により毎年福祉部局と防災部局が連携を取る仕組みを作ることで、両者の連携をより緊密にした。また、庁内調整については各課からの支援メニューの収集は防災部局が、見守り時や要支援者に対する各部署との連携は福祉部局が、というように得意な作業を分担している。加えてカードの送付により避難者へのアウトリーチが自動的にできる仕組みとなっている。Withカードが単に避難者へのサービスに留まらず、行政内の連絡・調整のルートを決める役割になっているのである。また、当事者（被災者）や市民と連携した支援体制を取ることで、行政に限らない「人」による連携が進みやすくなったと考えられる。

3) 西尾市—防災部局起点にした複数の自治体と

⁴⁶ 発災当初1年ほどは、中部電力の料金の支払いの特例措置なども支援メニューに掲載していた。その他毎年3月11日、西尾市内の康全寺というお寺での法要なども実施しており周知している。

の連携

西尾市では、発災当初から現在までの延べ避難世帯数は25世帯で、現在6世帯20人が登録しており、西尾市危機管理課が広域避難者の受入れの担当になっている。要支援世帯には、こまめに見守り連絡を実施し、年1回以上の連絡をしている。

西尾市の取り組みの特徴は大きく分けて3つある。第一に、防災課（現・危機管理課）が主導で他部署と連携を行った点である。西尾市では、発災一か月後の頃から、防災課で把握している被災者への支援策を、A4の紙にまとめた（平成23年4月18日時点）。各課に配布し、防災課の課長名で平成23年4月22日の通達で、各窓口に来られた方に配布するとともに、またこれ以外の支援がある場合は、随時報告するように伝えていた。防災課以外の関係各課は、県の対応の部署から各課の被災者支援策について通知は来ていたこともあり、各課で支援できることを防災課がとりまとめて⁴⁶、平成24年2月頃まで6回ほど更新している。避難者登録についても発災当初は、各課の窓口で被災者が来た際に登録を促すよう防災課から通達（平成23年4月6日）を行っていた。今では既存の登録が動くとき市民課から危機管理課に連絡が来る仕組みができています。

第二に、防災課が定期的に避難者と関わっている点である。被災者支援センターの記録⁴⁷によれば、発災直後は誕生日のお祝いや年2回ほど個別訪問等を行っており、現在も担当職員が年1回ほど連絡をいれている。担当者がかわることが多い行政において10年間このような仕組みを維持できているのは、引き継ぎによるところが大きい。西尾市では、発災当初から3年、4年と長く担当する職員がおり、その後2年、1年、1年と担当職員が交代している。長く担当した職員から引き継いだ職員は前任者から、被災者支援センター職員が来訪したあとに、避難者に電話するよういわれていた。状況把握のため連絡はしており、電話して困ったことがあったら対応するようにしている⁴⁸。西尾市職員の認識としては、多くの避難者は生活が安定されているが、要支援者もいるからこそ

⁴⁷ 東日本大震災受入れ被災者支援状況等調査シート。

⁴⁸ 個別訪問について平成29年以降は電話で調整して会ってもらえそうならば、訪問するとしている。

状況を把握する必要があると考えた。ただし、担当者が短いスパンで頻繁に変わっているため、引継ぎに漏れが生じていたり、発災当初と比べ、被災者支援に対する意識が希薄になってきている気がするなど、引き継ぎのあり方に課題を感じているようではあった。とはいえ、被災者との信頼関係を築く上では、なにか避難者の方が困ったときに声がけをしているだけでは、双方が躊躇していきというときのコミュニケーションがうまくいかないことがある。毎年一声かけるという習慣にするだけで関係性が変わってくるといえよう。

実際、西尾市内の受入被災者への支援の事案においては、長かった職員とその次の職員（しかも新採職員）が入れ替わるといふ難しい時期に、事態の深刻化するケースがあった。そのときには、市社協や民生委員、収納課、福祉課というように、多くの部署との連携が必要になった。また、被災者の気持ちを損ねずに柔軟に対応し、支援につなげなければいけないという、見守りについて専門性の高い対応が求められていた事案でもある。このときは、愛知県被災者支援センターに相談の電話があり、センターと危機管理課の担当が長かった職員とその次の職員で対応を開始し、引き継いだ職員も危機管理課を起点にして一か所一か所関係各課に確認していく、という方法をとることができていた。現在では、その被災者については、福祉課が主に担当していることから、福祉課が毎月連絡はしており、危機管理課としては、年に一回くらいしていくつもりである。二つ相談できる部署があることで逃げ場をつくることは大事なのではないかと考えている⁴⁹という。

西尾市の取り組みの3つ目の特徴は、他の自治体との連携もスムーズにできたことである。被災者世帯が、複数の自治体に分かれて居住する場合、自治体としては自分の自治体に居住していない住民への対応は難しく、問題に深く関わっていくことが一般的には難しく、情報収集も断片的になり、対応も後手に回りやすい。西尾市と西三河管内の近隣自治体は担当者との連携などが比較的スムーズに行っていた。その要因としては、担当が長かった職員から必要があればきちんと近隣自治体にも申し送りがされていた。加えて、西尾市の引き

継いだ担当者も防災に関する西三河の連携を推進する研究会に参加しており、幹事市として動いていたため、西三河地域の各市町村と連携ができる状態にあったという。防災分野は研修が多く、他の自治体と話をすることが多く、西三河管内の近隣自治体職員とも懇意であり連携が取りやすかったと考えられる。

また、愛知県被災者支援センターでは異なる職員がそれぞれの自治体を担当しており、それぞれの市町村訪問の状況を共有できるようにしている。受け入れ被災者の状況が深刻化した場合にも、センターの中で共有が図られ、センターの職員が西尾市を訪問したときには、西尾市ではすでに対応が取られており、更に近隣自治体同士で協議も出来てタイミングよく動くことができ、さらに困難な状況にならなくて済んだという。

西尾市の事例は、危機管理課が中心となり、ここ数年は担当者が短期間で変わっているにも関わらず、丁寧な引き継ぎとそれを着実に実行する職員の動き（「人」と「制度」）や防災の研究会による顔つなぎ（「場所」）による連携ができた事案だと評価できる。防災部局が起点となり、1課1課確認することでスムーズな連携が実現した。西尾市としては、今後も危機管理課が中心になり、必要あればほかの課を巻き込んで、考えていくという。また、なかなか発災当初に比べると関わりが手薄になっている自治体が多い中で、外から見ると引き継ぎがしっかりしていたと評価ができるものの、西尾市としては、十分ではないと認識している。とはいえ、見守りなどに専門性を持たないはずの防災部局で、こうした取り組みが行われていることは、他の自治体にも示唆をもつ。

4) 小牧市—社会福祉協議会を核とした連携

小牧市は11世帯29名が現在登録しており比較的避難者は多い。防災危機管理課が担当になっている。小牧市は市役所として2012年に全世帯の個別訪問を実施したり、全世帯にアンケートをとっているものの、社会福祉協議会が中心になって支援を続けている。避難当事者も実行委員として行う交流会には社協が協力し、地元ボランティアも参加して年に2回ほど行われている。

⁴⁹ 西尾市危機管理課聞き取りより

発災当初 20 世帯 40 名の避難者がいた。小牧市社協が直接的な対応をするような避難者の方はいなかったものの、社協は 2011 年 7 月、2012 年 5 月、12 月に市の防災担当部局と相談し、日頃取り組んでいる活動の延長で何かできないか協議をした。避難者についての情報共有が個人情報の関係で難しいということで、保健センターや福祉部局で支援が必要な方がいれば社協で対応することとなった。

社協が避難者に関わることになったきっかけは、当事者が声を上げたことである。自主避難の方が、様々な制度の対象にならず、自分は被災者ではないのか、放射能を心配して避難してきたのにもかかわらず、支援制度の対象になるのかを不安に感じており、手紙が被災者支援センターに届いた。センターと当事者の方と小牧市社協の会場を借りて話し合い、交流会を開けないかという議論が行われた。2012 年 2 月頃から 3 回（2 月 12 日、5 月、11 月）ほど交流会が開催され、自主避難者の方などが多く参加した。当該避難者の方が小牧市から引っ越したものの、参加者がこういう集まりが続いていくといいよねという話があり、形を変えて違った形で継続を決め、2013 年の 9 月に、津波避難者の方などを中心に「ふれあいひろば小牧」として再開したのである。

小牧市社協の取り組みの特徴の 1 つ目は、また地域のボランティアも多く参加し、その調整、舵取りを小牧市社協が核になって行っていることである。「ふれあいひろば小牧」は、日頃、社協とかかわりの強いボランティア、災害ボランティア、託児をしてくれる高校生などに協力を依頼し、セカンドハーベストに食材提供を依頼したという。これまで 22 回開催し、最近も 10 名前後が協力してくれており、多くて 20 名くらいが手伝い、参加者も多い時は、10 世帯ぐらいが参加する。費用面では、開催にかかる費用はセンターが予算を組んでいるものの、このようなボランティアを多く巻き込めるのは、社協ならではの取り組みといえる。

特徴の 2 つ目は、被災者支援の活動を通じて当事者の主体性やエンパワーメントを促していることである。勉強会の開催も継続も避難者の方が中

心になって行っており、当事者の方が実行委員会を組織して、社協が会場を貸し出すなど後方支援・開催協力をするというような形で進んでいる。また、交流会などで避難者に講師になってもらって避難したときの気持ちなどを話す機会を設けるなどをしており、当事者自身がエージェンシーをもって主体的に動くことで、自己効力感や有効性感覚を高めることに寄与していると考えられる。

特徴の 3 つ目は、社協の支援の避難者に対する距離感である。「小牧ができることは何か」⁵⁰という姿勢で避難者に寄り添っており、結果的にリーチしにくい避難者をつかまえ、キャッチしにくい避難者の体調の変化を捉え、関係機関につなげているように見える⁵¹。例えばあるケースでは、高齢夫婦のケースで妻が ADL 低下により階段を降りられなくなっていた。夫は誰にも相談せず生活していたが、外でポロッと妻が手術をするという言葉が社協職員が聞き、地域包括支援センターの専門職から介護保険の申請につくことができた。デイサービスの利用につながり、後に介護度も 4 から要支援 1 に状態の改善がみられた。夫についても家庭菜園の経験を聞き、地域のボランティアの方と、畑を耕すなど、生きがいを日常の楽しみの中で持ってもらうように支えている。また、小牧市は桃花台、県営住宅など離れているところに住んでいる避難者もいて、皆が直接交流会に参加できるわけでもないので、ひとり一人にあわせてやれる支援をめざしているという。他方、避難者が避難者であることを言うたびにづらい気持ちになるという人もいる。そういう方には声をかけずに、そっと社協で把握するようにしている。このような避難者への距離感と関わりの中、自然と社協と避難者の関係ができていき、避難者も予定がなくても立ち寄ってくれて、元気というように声をかけてくれたり、社協の職員でも知っている人が増えてきて、つながりと信頼関係ができたという。小牧市役所から避難者の個人情報の提供がないにもかかわらず、時間のかかる人間関係の構築を徐々に可能にしている小牧市社協の取組みは示唆に富む。

⁵⁰ 小牧市社会福祉協議会職員聞き取りより

⁵¹ 社協は普段、介護・障がい個別相談の専門性が強いので、関係機関につなぐこともあるという（小牧市社会福祉協議会職員聞き取りより）。

5) 田原市—社会福祉協議会や生協との連携

田原市は3世帯7名が現在登録しており、健康福祉部地域福祉課が担当している。また、福祉事業のほとんどが社協に委託されていることや、介護保険の事業者も社会福祉協議会であり、社会福祉協議会は人事異動もなく専門性が高く、福祉については社協が見識を述べるよう意見を求められるような存在である。田原市では、避難して長期的に住むのならば福祉課題だという認識のもと、広域避難者の受け入れは地域福祉課が担当することになった。もともと、地域防災計画をたてる時にも社協も市も双方とも、避難者は福祉課題という共通認識があり⁵²、様々な行政計画の策定を通して市と社協の意思疎通もとれている。

田原市には、9世帯17名が発災当初から1年くらいかけて避難してきた⁵³。行政は社協に避難者の名簿は渡さなかったが、社協が訪問に同行をして、二重生活の基盤を安心して整えられるように、電化製品などを届けにいった。社協は地域福祉課と事業等で密接にかかわりがあった。愛知県の避難者登録の1番は田原市だったこともあり、5月、6月の早い段階で社協と地域福祉課で避難者への対応を話し合ったという⁵⁴。

田原市の特徴の1つ目は、社協がイニシアチブを取りながら、つながりのあった災害ボランティアセンターや、地域の農家の方を巻き込みながら避難者支援に積極的に取り組んでいることである。発災から1年程度経過し、心のケアが必要だという段階になったときには、ボランティアから混声合唱団、クラシックの同好会などのコンサートに招待をしようというアイデアが出て、行政が案内をスムーズに通知した。田原市は農業、漁業がともに盛んで、農家が被災地に出向いて農産物を運んだり、炊き出しをするという活動をしていたり、トヨタ工場の企業ボランティアが被災地へ向かう

活動をしていたので、市民に理解を深めてもらえるようにこうした活動について話をしてもらった。震災を遠い東北の出来事としてとらえていた市民たちが、自分たちの地域にも避難者がいると知り、身近なことと感じるきっかけとなったという。船をもっている市民の方が魚を釣ってきてお刺身にする、煮魚にしてふるまったり、農家の方の近くに住んでいる避難者もいて、育てているものを好きにもっていったよ、というような関係性が築かれていった。また、2014年の全戸訪問の際には、センター、保健師、社協のメンバーで訪問し、センターと市が日程調整をすると、社協が同行できない日程のこともあったが、保健師が、訪問してきたけど、とこんなところが心配だよ、飲みすぎるといのように情報を共有し、再度保健師と社協と訪問したりということもあった。保健師はセンターにかかわらず定期的に避難者を訪問していたという。

加えて、全戸訪問をきっかけに、交流会の企画の発案があり、2015年頃からは生協関係のボランティアも交流会をやろうと持ちかけてくれて、年に1~2回開催⁵⁵されることになった。交流会は田原市内の避難者に限定せず、三河全域の避難者に案内することにして⁵⁶。行政は当初、当市に住民票がある人以外を対象とすることに抵抗があったようだったが、愛知県被災者支援センター、愛知県社協からの助言を取り付け、被災者はより多くの当事者たちと交流を望んでいると説得したのである。

具体的には、交流会は、町の良さを知らせてもらうことを目的に開催し、田原で収穫できるものとはとってくるという形⁵⁷で開催し、収穫物を社協が料理をして出したり、地域福祉ネットワーク事業⁵⁸として社協が市から予算を取り付け、バスをチャーターして渥美半島いいところ巡りなども開催さ

⁵² 田原市は、平成の合併を経験しており、田原市は3町合併、それもまず2町が合併して田原市となり、そこから2年後に残る1町が編入されるという変則的な経過を辿ったなかで住民感情はなかなか複雑であった。しかし、特に2005年の渥美町の合併後、旧3町で異なっていた計画を一本化したり、旧3町の職員が一つの庁舎で働くので、地域福祉計画、総合計画、介護保険事業計画などは、自治体内部できちんと調整を行えるよう代表者会議が繰返し行ってきたという(田原市社会福祉協議会元職員聞き取りより)。

⁵³ 残っている方以外は、皆生活再建して帰還された。

⁵⁴ 田原市社会福祉協議会元職員聞き取りより。

⁵⁵ 2016年だけ年度内に2回。

⁵⁶ 2回目以降は抵抗なく三河全域、4回目からは愛知県被災者支援センターを通じて、県内全域に案内を送付。交流会の様子も情報誌に掲載した(田原市社会福祉協議会元職員聞き取りより)。

⁵⁷ いちごを摘んだり、みかんを摘んだり、アサリを海から拾ってくる、魚を釣ってくるなど自然の恵みを活かすイベントとなった(田原市社会福祉協議会元職員聞き取りより)。

⁵⁸ 社協の会費をみなさんからいただく意義としてネットワークを作りたいと主張したという(田原市社会福祉協議会元職員聞き取りより)。

れた。また、避難者自身から、普段は下を向いてご飯を食べているから、皆で会話しながら食べられるものとして鍋を食べたいという発案があり、生協が食材の寄付という形で支援をして交流会で鍋パーティが行われるようになったという。

このような形で、避難者自身も交流会に参加することで、社協と地域福祉課の担当者と人間関係ができていたので、コロナで収入が激減するなど支援が必要なときにも、センターが少しつなぐだけで、すぐに支援につなげやすい。また帰還の問題にかかわり、福島の自治体と田原市が両方関わるときなどは、社協同士で情報収集・連絡を取るほか、社協から行政に頼んで動いてもらったりと迅速に対応ができていたという。

田原市の取組みの特徴の2つ目は、支援者も楽しみながら活動していることである。上記のように、地域住民がそれぞれの得意分野を生かして支援を行っていることに加え、田原市交流会は、田原市地域福祉課、田原市社会福祉協議会、コープあいち田原地域委員の3者で行っている。行政も2名または3名、必ず参加し、企画から実施までかわる。特に行政職員は課長でも早く来て皿を洗ったり、海に出て、魚を釣ってくれたりする。目の前の人がありがとうね、と声をかけてくれることが活動のモチベーションとなり、田原市交流会はリピーターも多く、被災者、ボランティアともに増えているという⁵⁹。

田原市の取組みの特徴の3つ目は、同じく田原市も避難者の名簿については、社協には渡していないものの、地域福祉計画や地域福祉活動計画といった既存のツールをきちんと使いこなして、行政と社協の連携をとっていることである。地域福祉活動計画⁶⁰のなかで、県外避難者も含めていくことが位置づけられており、地域福祉活動計画は行政（地域福祉課）と一体になって策定しているために、こうした計画を策定していく中で、連携しやすい関係が作り上げられていったと考えられる。日本福祉大学の原田正樹先生に、地域福祉計画策定時に社協職員、行政健康福祉部職員対象に

講義を依頼し、「地域福祉計画や地域福祉活動計画はみんなの行動計画になる、計画を立てることが、みんなの行動のツールになる。字面だけでなくきちんとやるべきだ」と示唆を受け、それを実行しようと必死に行政も社協も動いた。総合計画の中でも地域福祉計画の比重は大きく、地域福祉計画と地域福祉活動計画の役割は避難者支援において大きかった。

6) その他の事例—管内の担当部署と社協・コープあいちの連携、当事者の参加など⁶¹

上記の5つの事例以外にも、海部・津島地域では、発災初期の時期、7市町の避難者支援担当部署と社協とコープあいち（地元組合員）で構成する交流会相談会を開催していた。この相談会には避難している当事者も参加し、交流会のもち方について意見を出したりしている。これはある被災者が2011年7月末に愛西市に避難してきてコープあいちの組合員になったため、他の組合員と懇談をした。そこで他の避難者と会いたい・話したいというニーズが会ったため、2011年9月に海部総合庁舎を会場にして、あま市、津島市、大治町、蟹江町、弥富市、愛西市等に案内をして管内で交流会の開催について相談が始まった。海部・津島地域で特徴的なのは、コープあいちが市町村の枠を超えた組合員の組織があることで、管内の7市町村のどこにでもかかわることができ、7市町村の行政や社協、その他地元の団体のそれぞれの役割や状況にあわせて、食事や託児の分担ができていた。現在は3市に各1世帯ずつの避難者しかいないため、活動は発災当初ほど盛んには行われていないが、こうした地域の各主体と連携した活動の経験は、今後の災害や福祉課題の見守りに示唆深い。

(4) 事例の分析

1) 避難者支援に関わる多機関連携がスムーズに進んだ要因

市社会福祉協議会『第2期地域福祉活動計画（平成28年から平成30年度）』p.93

⁶¹ 愛知県被災者支援センター『市町村による広域避難者支援好事例集』（2013年1月）を参照している。

⁶² 本報告書で扱った事例は、センターからみて連携がスムー

⁵⁹ 田原市社会福祉協議会元職員聞き取りより。

⁶⁰ 合併の経緯もあり、田原市はすべての地区で地区社協を立ち上げるのが難しかったので、地域福祉計画を策定するときに『生活ささえあいネット』という地域通貨「菜」を使った住民参加型システムを小学校単位で立ち上げている。（田原

(1)の2)で議論したように、広域避難者支援の多機関連携は困難がある。第一に、広域避難者のニーズが多極化・分散化・複合問題化している点、第二に市町村単位で見たときに広域避難者の対象者が少ない、対象者の絞り込みが難しいという点であった。もちろん、愛知県下における社会福祉協議会や生協、NPOの体力や専門性の高さが基礎となっていることは論を俟たないものの、仕組みとしてこの2点を乗り越えている側面もあるため、事例から確認していく。

①避難者へのアウトリーチに関わる工夫

広域避難者のニーズは、多極化・分散化・複合問題化しているため、通常の福祉課題以上に行政に出向いて支援を求める(Welfare Claiming)ことがとても難しい。支援をする側の課題は、支援ニーズがある避難者を、スティグマを付与しない形でいかに把握し、当事者の意向を尊重しながら、必要に応じて支援を行うという、「見守り」「寄り添い」の姿勢が求められる。そして、このような個々のニーズに応じた支援は、支援にかかわる機関の連携が進んでいないとうまくいかない、鶏と卵のような関係にある。

1つ目は、情報提供に同意した避難登録者の名簿を支援者と共有する仕組みであろう。安城市や岡崎市は社会福祉協議会・民生委員への個人情報提供に同意した登録者の情報を提供し、社会福祉協議会・民生委員は、これに基づいて戸別訪問等支援を行う仕組みをとっていた。結果、地区社協や自主防など地域資源でもある地域の活動団体が積極的に連絡を避難者ととることができる。

2つ目は、安城市では、避難者に負担をかけないようにたらい回しにしない、ワンストップ化を図ることである。これは「場所」を使った連携である。

3つ目は、岡崎市でやっている「Withカード」の配布のような、各種相談・証明の避難者の身分証明と行政からの被災者支援メニューの案内や各種手続きや相談の案内を行うことができるなどアウトリーチを両立できる仕掛けである。

4つ目は、アウトリーチに関わる姿勢として、

ズにいつているように見える自治体について記述している。これについては、定量的・定性的な客観的な指標に基づくものではないものの、帰納的に仮説を抽出するような形での論

毎年1回程度ルーティンで声をかけることの重要性と、一方でつかず離れずの距離感をとることである。前者については、西尾市の取り組みでみられたように、やはり信頼関係を築く上では、困ったときよりも、定期的な連絡があったほうが、コミュニケーションに躊躇しないし、避難者も不安や心配を口にしやすい。また後者については、西尾市のように、避難者に福祉課など他の部署がかかわっているときは、逃げ場を作るといような姿勢は、避難者との関係が難しくなったときに効果を発揮すると考えられる⁶³。小牧市社協でも、「小牧ができることは何か」「ひとり一人あわせてやれる支援」という姿勢で避難者に寄り添っており、結果的に避難者を関係機関につなげていた。田原市でも日常的な避難者と住民の関係性ができていた。人間関係は一朝一夕には構築されず、日頃の信頼関係がなければ、なにか困ったことがあったときにつながることができないのである。

②見守りを行う体制の構築—行政内

広域避難者の多様なニーズ及び、絞り込みが難しい、支援ニーズを見極めにくいことは、行政内で制度的な対応の難しさを生じさせる。しかし、行政の対応を職員個人の熱意や能力に委ねないためには、できるだけ「制度」「仕組み化」「ルーティン化」した役割分担や連携、情報共有、意思決定の仕組みを整えることが重要となる。

1つ目は、支援開始初期の段階での組織間の情報流通経路のルーティン化である。安城市では、危機管理課が中心となって関係部署間で調整を行い、避難者を受け入れるときの業務フローを明確化した。またフローに関係する部署を加えることで、外国人や高齢者などに対する支援など、当初の応急的な支援のあり方と変化するときでも対応が可能な体制になっている。岡崎市では、広域避難者の受入れと相談の窓口、名簿の管理は福祉部が担い、その他の後方支援や支援メニューの取りまとめなどは防災担当が担うといった役割分担が明確にできていた。「岡崎市被災者見守り活動実施要領」の実施についても、防災危機管理課(当時)が愛知県や関係機関との調整を、福祉総務課(当

じ方になる。

⁶³ このような仕組みを行政学ではシステムの「冗長性」という。

時)は全般的な調整を行っており、実施の協力については、生活福祉課(当時)、長寿課、住宅課も巻き込んだ役割分担が明確になっている。こうした役割分担は「With カード」⁶⁴の配布をルーティン化することで、更に明確化される。西尾市でも、当時の防災課長名での通達により、防災課が各課からとりまとめた支援メニューをまとめて窓口で配布するようにしたり、登録が動くと市民課から連絡が来るなど連携の仕組みができています。やり方は自治体それぞれで良いが、いずれも担当者が変わっても、連携・役割分担が続く仕組みとなっている。

2 つ目は、人事の際の引き継ぎできちんと連携を支える仕組みを構築することである。西尾市では、長く担当した職員から引き継いだ職員は、引継ぎのときに、被災者支援センター職員が来訪した後は避難者に電話する、といった引き継ぎを忠実に守り、要支援世帯の訪問に前任者と一緒に行ったり、他の組織と連携しなければいけないときは、防災課を起点の一つ一つ調整していた。また、他の自治体職員にも申送りがきちんとされていた。職員としてはまだ引き継ぎ体制には課題があるようではあったが、それが課題であることに気づかないまま、支援がウヤムヤになる場合も想定される。それよりは良い形で引き継がれているといえる。

3 つ目は、他の自治体との連携に、既存の仕組みのネットワークを使うことである。西尾市と近隣自治体の連携などは、2013年7月からの西三河9市1町の防災研究会でのつながりや研修などでの職員同士のネットワークが連携の良さにつながったといえる。また、岡崎市と安城市は、「相互に災害発生時における広域避難に関する協定書」を締結し、地域防災計画⁶⁵で位置づけている。協定のなかでは避難者の受入れや職員の派遣、経費の負担、連絡担当部局について定めている。西三河地域での日頃の連携やネットワークが、自治体間での協力が必要な避難者支援においても生きるのである。

4 つ目は、計画の活用である。上記の岡崎市と安城市の協定書の締結と地域防災計画への位置づ

けや、田原市のように地域福祉計画や地域福祉活動計画に避難者への支援を位置づけるなど文書の形できちんと残すことは、1点目のルーティン化にもつながる。また、計画策定を通じて、関係部署の調整を行うことができる。講学上、計画は、「未来の複数又は継起的な人間行動について、一定の関連性のある行動系列を提案する活動」(西尾1990:195)と定義されるが、この「関連性のある行動系列」を決定していく中で、誰がどのように動くのかを文書の形で定めることができ、自然と調整が図られる仕組みになっている。田原市で、行政、社協、保健師等の連携がスムーズにはかかれたのは、計画の策定の際の代表者会議で意思疎通がとれていたことは大きい。

③見守りを行う体制の構築—地域の関係づくり

愛知県の各地域の取り組みでは、行政が直接被災者の日常的な支援を行うよりも、社会福祉協議会や生協などが核となり、交流会を支援したり関係部署につなぐ役割を果たしている事例が多く見られた。そのアプローチとして2点検討したい。

1 つ目には、当事者(避難者)、市民と連携した支援体制をとっている自治体が複数あった。岡崎市、小牧市、田原市、海部・津島地域などである。岡崎市、小牧市や海部・津島地域では、当事者が交流会を企画したり支援活動を行い、それを行政や社協・生協が後方支援で支えることで、ピアセラピー的な機能を果たしたり、当事者の主体性やエンパワーメントを促している。避難者の声を受け止めることはまた、小牧市や田原市では、地域のボランティアや地域の農家などを多く巻き込んだ形で支援を行う仕組みを作っている。地区社協や自主防などの地域組織がしっかりしていなくても、社協や生協のネットワークを使いながら、支援ができる。また、避難者と支援者の区別を明確につけない形での支援ができることは、支援にかかわる支援者と被支援者の非対称性を和らげることができる。「災害ケースマネジメント」では「個別対応」のみが力点に置かれることが多いが、通常の福祉課題と異なり、被災者の課題は突然発生しており自分が被支援者であることを受け入れる

⁶⁴ マイナンバーカードなどの配布も部署間の連携・分担を促進するという観点からは同様の機能をもつといえる。

⁶⁵ 岡崎市地域防災計画(令和2年3月)「009-1 岡崎市地域防災計画(附属資料)9 相互応援(自治体)」174 ページ

ことも難しいケースも有る。支援者と被支援者の関係性そのものも問い直すという点では、このような取り組みの意義は大きい。

2 つ目に、社会福祉協議会や生協が、アントレプレナーシップを発揮している点である。アントレプレナーシップとは、経営学の概念で起業家精神と訳され、「コントロールできる経営資源を超越して、機会を追求する姿勢」のことをさす。もちろん行政が力と余裕があれば、行政がそのような動きをしても良いが、実際は難しい。田原市では、社協が企画したバスツアーに行政の予算をつけてもらうように働きかけたり、海部・津島地域ではコープあいちの組合員の組織が自治体の区域を超えて複数の自治体とかかわり、その地域に応じた役割分担ができていた。避難者の人数が少ないことにより、行政の公平性の論理では、なかなか避難者へ思うように支援ができない場合も多い。そのようなときに、社協や生協が行政の論理も踏まえた上で、行政がすべきことと、民間団体ができることの区別をしつつ高い専門性をもって、地域資源をうまく把握してコーディネートを進めていくことで、行政が地域の団体を巻き込んでいくよりもより良い成果をだせる可能性も大きい。社協や生協、NPO など民間団体がどのようにすれば力を発揮できるのか条件を整えていくのは行政の役割である。

2) 課題

広域避難者支援に関わる多機関連携について聞き取りを進める中で、いくつかの課題も提起された。第一に、被災者支援（避難者支援）と住民支援の区別についてである。被災者支援の目的、一般の住民サービスの違いは何かという点である。これは減免等（例えば印鑑の登録証の発行などの無料措置）の発災直後に行っていた支援をいつまで続けるのかという問題にも関わる。「利用者が少ない」から「支援をやめる」のか、「とりあえず続けていく」のかは、自治体の姿勢が出やすく、一つの自治体がやめるとほかも横並びでやめるという結果になりがちである。また、避難者支援を主に担当していない課からもいつまで支援をするの

かという問い合わせが来ることも多いという。

第二に、長期化した被災者支援というよりも「困っている人」への体制づくりそのものが課題である。特にADLが変化するなど身体的な課題が出たときに相談できる相手や支援する人を決めておくことは重要だが⁶⁶、人間関係の構築が難しく相談相手が決められない避難者、地域に根ざして生活ができていないなどに対して、適切な情報提供をどのように行うのが難しい。

第三に、個の支援に対する体制構築に関わる課題である。被災者に限らず地域福祉分野では長らく総合相談体制を構築する必要性が指摘されており、2017年頃から国の政策でも「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の整備のための「重層的支援体制整備事業」といった形で政策を具体化する動きが進んでいる。行政においてもまた社会福祉協議会においても⁶⁷組織的な対応を取るためには、基本的に支援は対象者をカテゴリー分けして相談を受けることとなってしまう。その結果、制度の狭間に陥ったり、どのカテゴリーにもひっかからない人がでてきてしまう。カテゴリー分けをする前に個としての支援が必要だが、カテゴリーに分ける前にかかわりをもつこと自体が難しい。被災者というカテゴリーで支援をする場合には被災者としての支援しかできないし、被災者というカテゴリーではなく別の福祉課題を持ったカテゴリーと位置づけると被災によって福祉課題が生じた面が考慮されなくなり、第一の課題である、一般の福祉サービスとの区別をつけづらいという問題が生じてしまう。そして、被災者にとっては、「被災によって生じた」ことをなかったことにされるのは、最も傷つく。したがって、カテゴリー分けをしない支援が求められるものの、総合化が行き過ぎると今度は本当に必要な人に必要な支援が届かないという問題も生じ得る。

愛知県被災者支援センターが「被災」による「福祉課題」の支援というこの2つのバランスを両立させているのは、「はじめに」で述べられているように、「官民連携」「多様な支援主体の集結」「財源の確保」があるからこそ成立しているともいえる

⁶⁶ 災害時要援護者の発想はこうした考えに基づいているといえる。

⁶⁷ 社会福祉協議会でも個の相談については、セッションごとに得意不得意があるという。

し、それに加えて構成メンバーの入れ替わりが少なく「継続的に」「専門性を持ったスタッフが」関わることができているからでもある。市町村でもどのようにしてそのような体制を確保するかが鍵となる。

(5) 南海トラフ地震に備えて

上記のように課題はあるものの、これまでの10年の積み重ねを南海トラフ地震に向けて生かしていくべきであることは間違いない。被災者支援センターも各市町も東日本大震災の支援は前例がない動きをしてきたが、前例がないと一般に組織は二の足を踏むことがあり、一度何かをしたという経験があるというだけでも動きやすくなったりもする。特に行政組織はよほど首長などが意識的にリーダーシップを取らない限り、迅速に動くのが難しい。また、社協は課題を把握していても事業の全体の中で力を割けないよね、ということがあるという。それぞれ専門性をもつ生協や民間団体は、機敏に動けるものの、他の団体との連携は、経験の積み重ねが必要である。いずれにせよ、取組み・実績があると選択肢が増えることから、まずは、本報告書のようにどのように活動を行ったのか、詳細な記録が必要であり、どのような対応が取れるのか整理をし、参照できる前例を蓄積する必要がある。

加えて、南海トラフ地震では、愛知県が被災者になり、県内での広域避難、愛知県からの県外避難、他県から愛知県への避難と様々なパターンが想定される。市町と地域において、それに備えてどのような対応をとることができるのか、整理する必要はある。一つの例として昨今企業等では災害BCP (Business Continuity Planning) という事業継続計画の立案が進んでいる。企業が、テロや災害、システム障害や不祥事といった危機的状況下に置かれた場合でも、重要な業務が継続できる方策を用意し、生き延びることができるようにしておくための戦略を記述した計画書である。自

治体でも業務継続計画を策定しているところは増えてきているが⁶⁸、あくまで自治体の業務に関わる優先順位を明らかにしたものである。災害時の避難者支援における市町と地域の団体等でネットワークを作り、自治体と民間団体を含めた形で地域版BCPのようなものを作ることもできるだろう。また、災害対策としては地域防災計画や災害時要援護者施策で支援の対象として避難者を位置づけることも重要である。

ただし、こうした計画は実効性のあるものを事前に作ることは現実的には簡単ではない。既存のツールを生かして備える必要があるといえる。具体的には、「困っている人」への体制をどのように整えていくのか、「個の支援」をどのように進めていくのかを、被災者以外の複合・多問題課題を抱えた人全般への支援として検討する必要がある。特に長期的な被災者支援と福祉の連携は、社会福祉協議会やボランティアが中心に担っていることが多いものの、自治体行政でも地域包括ケアシステム、地域共生社会等に位置付けることも視野に入れながら、浸透させていかなければならない⁶⁹。

加えて、支援のアウトリーチに関わる工夫として、個人情報支援者に適切に提供する仕組みをどのように構築するのか、行政組織内での連絡・連携方法をどのように取るのか、地域の団体とどのように連絡・連携をとっていくのか、近隣自治体とはどのように連携をとるのか、支援にはどのようなツールがあるのか、といった点も検討しなければならない。田原市のように地域福祉計画や地域福祉活動計画を策定する過程で、関係団体との協議を積み重ねてネットワークを作っていくのも一つの方法である。人事異動のある行政が実は苦手とする「継続的」な支援をどのようにこうしたネットワークの役割分担で行っていくのかも考えなければいけない。

最後に、こうした支援の多機関連携における備えも「冗長性」の視点を取り入れたい。冗長性とは、システムの設計に際して、システムの全部ま

⁶⁸ 例えば愛知県豊明市

(<https://www.city.toyoake.lg.jp/5345.htm>) や、岐阜県羽島市

(<https://www.city.hashima.lg.jp/0000008883.html>) など(2021年3月1日最終アクセス)。

⁶⁹ 内閣府と厚生労働省により防災と医療・保健・福祉の連

携は議論されているものの発災直後の対応が中心であり、中長期的な支援における連携については、議論が十分ではない。内閣府令和元年度「医療・保健・福祉と防災の連携に関する作業グループ」

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/workin.html> (2021年3月17日最終アクセス)

たは一部が故障・停止してもシステムに支障を来すことがないように、予備のシステムまたはその一部を多重的に準備しているような状態である(伊藤 2011)。今回の事例の聞き取りでも避難者支援における多機関連携をスムーズに進めている自治体は様々な連携手法を組み合わせていた。災害支援に限らず支援に関わるとこれが理想のモデルを追求しがちではあるが、地域の様々な社会資源を組み合わせながら連携のあり方を探る以上、一つの理想モデルはありえないし、事例の横展開は簡単ではない。また、行政・ボランティア・NPOをはじめとする地域団体との多機関連携というと、連携の「場」の確保のための会議体の設置が対応策として選ばれやすい。会議体の設置も重要な連携手段ではあるものの、本稿の事例から明らかになったように、行政の構造的な課題として、連携の「場」を確保するだけでは多機関連携はスムーズに進まない。多機関連携を支え得る組織の様々な暗黙知を言語化し、日頃から実践できる複数の仕組みを多重的、重層的に組み合わせた備えを講じなければならないと考える。

<参考文献>

- 荒見玲子 2020a 「「制度の狭間」問題の解消・多機関連携・冗長性(1) —共生社会型・地域包括ケアシステム構築の事例から—」『名古屋大学法政論集』(286):49-68.
- 荒見玲子 2020b 「「制度の狭間」問題の解消・多機関連携・冗長性(2) —共生社会型・地域包括ケアシステム構築の事例から—」『名古屋大学法政論集』(288):21-54.
- 伊藤正次 2011 「行政における『冗長性』・再考」『季刊行政管理研究』(135):3-13.
- 伊藤正次 2019 「多機関連携とはなにか」伊藤正次編『多機関連携の行政学』有斐閣、序章。
- 関西学院大学災害復興制度研究所・東日本大震災支援全国ネットワーク・福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク編 2015 『原発避難白書』人文書院。
- 佐々木晶二 2017 『最新 防災・復興法制 東日本大震災を踏まえた災害予防・応急・復旧・復興制度の解説』第一法規。
- 西尾勝 1990 『行政学の基礎概念』東京大学出版会。
- 西城戸誠・原田峻 2019 『避難と支援 埼玉県における広域避難者支援のローカルガバナンス』新泉社。
- 津久井進 2020 『災害ケースマネジメント ガイドブック』合同出版。
- 向井忍 2014 「広域避難者支援の到達点と支援拠点および体制の課題：愛知での経験から」『災害復興研究』(6):65-107.

第3章 パーソナルサポート支援チーム会議（PS 会議）

第1節 PS 会議の構成と概要

1. 発足にいたる経緯
2. PS 会議の概要と参加団体・専門家

第2節 PS 会議（及び参加団体・専門職）が関わった主な事業

本章は、愛知県被災者支援センターで進めてきた「個別支援」の中核的役割を担ってきた、パーソナルサポート支援チーム会議（PS 会議）について紹介する。PS 会議は 10 年間で 230 回開催され、相談支援に関わる 28 の団体・個人が参加している。ヒアリングや学習会講師・センタースタッフ研修などを含めるとのべ参加は約 70 になる。

相談支援に協力いただいた方は、この他、交流会・相談会・世帯訪問のみに参加された専門家・団体・行政機関は 34 に及ぶ。

当初の事業計画になかった PS 会議が設置された経緯、相談内容の変化に応じて、各分野の団体や専門家がどのような時期に参加してきたのか、PS 会議として関わってきた主な事業について紹介している。



個別支援研修会



県外避難者の現状と支援を考える公開セミナー

第3章 第1節 PS 会議の構成と概要

執筆者・文責：向井 忍（センター長補佐）

1. 発足に至る経緯

東日本大震災で、被災・避難された方が抱える問題は、地震・津波・原発事故の影響により当初から一律ではなかった。そのことから「一人ひとり」に目を向けた支援ができるよう、愛知県被災者支援センター（以下支援センター）開設後に「パーソナルサポート支援チーム会議（PS 会議）」が発足した。運営事業委託募集要領⁷⁰や当初事業計画になかった PS 会議が発足した経緯を紹介する。

一つは、支援センター開設時に一人ひとりの様子がある程度わかってきたことである。4月4日に受入被災者登録制度がスタートし、4月14日には東日本大震災被災者支援ボランティアセンターなごやが開設された。あいち・なごや東日本大震災支援ボランティア連絡会では「市営住宅に妊婦が避難してくる」という地区社協の報告や、被災地では心のケアが必要になっており、避難指示区域かどうかにかかわらず支援してほしいことが県 PT から訴えられていた。4月末、名古屋市・県の依頼で、企業から寄贈された布団お届けを担ったコープあいちとなごや防災ボラネットは、布団等を届けながら、5月15日（日）に予定する「ふるさと交流会（千種区）名古屋市県外避難者支援交流実行委員会主催、なごや防災ボラネット共催、東日本大震災被災者支援ボランティアセンターなごや協力」への参加を案内した。当日は9世帯25人、ボランティア団体65名、県人会10名、県・市の担当者を含め総勢100人が集まり、支援者で支援方法や課題を把握するワークショップも行われた。5月末頃には、受入被災者登録約400世帯中、布団（28世帯）、冷蔵庫・炊飯器（70世帯）のお届けでのべ約100世帯の様子がわかっており、その内容は県 PT にも報告されていた。

もう一つは、県内で避難者の個別支援を行うボランティア団体や専門職・大学等との接点広がっていたことである。6月13日（月）支援センター開設直後の6月19日（日）には豊橋市カリオン

ビルで開かれた「東北ふるさと交流会」には、愛知大学ボランティア部の学生が豊橋・豊川・蒲郡・田原の4市を通して案内した豊橋・蒲郡の5世帯が参加した。この交流会には愛知県弁護士会、日本司法支援センター三河法律事務所（法テラス三河）からも参加しており、ここで支援センタースタッフは愛知県弁護士会や法テラス三河の弁護士に個別支援の考え方を相談できた。その後、6月21日（火）に「反貧困ネットワーク愛知」事務局長（金城学院大学O先生）より、弁護士から聞いたとして、6月30日に愛知県司法書士会館で開催する「第一回愛知における被災者支援活動と反貧困活動」学習会での報告依頼がされた。6月27日の支援センターの会議で、個別支援のための専門家会議を設置することが合意された。6月30日の学習会では弁護士から支援の実際と個別支援の必要性が報告され、支援センターからは、被災者支援（布団や生活物資のお届け）の概要・支援センターの開設とともに「430世帯に対して430通りの支援を」「専門家や専門団体の皆さんに市町村が行う支援の応援団になってほしい」と個別支援への協力を呼びかけた。この場でパーソナルサポート支援チーム会議への弁護士・司法書士・法テラス三河の参加を打診し・賛同された。こうして7月6日に弁護士、司法書士、法テラス三河、愛知県社会福祉協議会、愛知県 PT、支援センタースタッフにより第一回 PS 会議を開催することができた。PS 会議が設置されたことは7月28日（木）に開かれた「受入被災者支援に係る市町村等連絡会議」で紹介され、愛知県弁護士会、愛知県司法書士会、法テラス三河から支援内容が紹介された。同連絡会議では、愛知県 PT より被災者個人の状況を把握する必要があるとして、8-9月に「被災者見守り活動（訪問しチェックシートを活用して気づいたことを記入する）」の実施と、PS 会議の制度の利用が呼びかけられた。

⁷⁰ 知事から県民の皆様へ（平成23年5月24日）
<https://www.pref.aichi.jp/saigaijoho/pdf/20110524->

2. PS 会議の概要と参加団体・専門家

(1) 「PS 会議」として目的としたこと

7月20日第2回には、愛知県弁護士会（災害対策本部）2名、愛知県司法書士会（災害対策室）2名、日本司法支援センター法テラス三河1名、愛知県社会福祉協議会（地域福祉部）1名、愛知県被災者支援センター3名、愛知県PT2名が参加し、PS 会議の目的として、次のような事務局試案が報告されている。

「大規模で複雑な災害・原発事故に因る、初めての長期&広域避難者に対する個別支援を行う。その内容及び方法を検討・起案し、企画・実施を推進し、進捗と結果を検証し、まとめる。

○モデル自治体での実施事例及び愛知県全体での進捗状況をふまえ、こうした組み立ての有効性や妥当性を検証し「広域避難者（時）の支援課題と支援プラン」をまとめる。

○モデル自治体・愛知県だけでなく全国各地の広域避難者支援の経験に学んで補強する。

○東海・東南海・南海地震等に備えた各自治体（広域自治体）の施策への提言にまとめる。

※「広域避難者支援プラン」は、生活復興までの期間が長期化すれば、日常の「地域福祉計画」や「パーソナルサポート（生活と雇用）政策」等の一つひとつになる。

※こうした実践と思考と文化を積み上げ「自己責任論」や「格差・貧困・社会的排除」の進行を是正できる力にする。

（到達したい状態イメージ）

・多様・多層な専門分野の経験と知見を活かし、災害被災者の支援会議（のような場）を設けて、「被災の事実」と「一人ひとりの現況」に応じた個別支援プラン（被災カルテ）をつくり、個別支援を（自治体の条件に応じて）実施できる体制をつくる。また、身近な専任支援者が継続的な支援をサポートし、フォローできる関係をつくる。」

第1回以降の協力依頼の状況として、愛知県弁護士会副会長への挨拶・土業連絡会での協力呼びかけ・医療介護分野・労働安全衛生・食とアレルギー・多重債務分野・健康管理士への協力依頼、

愛知民医連・女性土業ネットワーク WITH・反貧困ネットワーク愛知との協議を行ったこと、引き続き協力要請する分野として、税理士・社会保険労務士・障害福祉・精神（臨床心理）・消費生活相談員・FP（ファイナンシャルプランナー）・就労支援NPOなどを挙げている。

(2) PS 会議の開催と参加団体・個人

会議は隔週（2014年より月2回）開催され2021年3月末で230回を迎える。参加団体や専門職は、時々課題や相談会に即して広がってきた。

○開催場所

東大手庁舎（愛知県被災者支援センター）

○開催日時

隔週水曜日 17時半～20時頃

○交通費・謝礼等

なし

○主な議題

（報告事項）

- ・登録世帯数、支援制度の特徴
- ・交流会等の開催と参加
- ・全国及び各団体の支援活動の状況

（協議事項）

- ・交流会等での相談支援と参加体制の調整
- ・相談会の開催方法、相談員体制の調整
- ・個別支援のケース検討、支援への助言
- ・スタッフ・支援者向け研修等
- ・調査・政策提言に関する意見交換

（学習会等）

(3) PS 会議への参加団体及びその出席時期

支援センターで行う相談支援には、内容の変化に応じて様々な専門職・支援団体・生活支援員・研究者等が関わってきた。「PS 会議」への参加は約70、相談会等のみ参加は34の団体・個人となる。PS 会議は隔週・夜間開催であり、PS 会議には参加しないが、日常の相談支援や交流・相談会に参加する団体や専門職も多い。PS 会議メンバーは、そうした多くの団体や専門職による相談支援をコーディネートする役割も担ってきている。

この10年間にPS会議に参加した団体・個人

PS会議に出席した団体・個人は、学習会講師や避難当事者ヒアリングなどを含め70近い。各分野から参加した団体・個人は28となる。

分野	参加単位	所属団体
法的支援	5	愛知県弁護士会 愛知県司法書士会 日本司法支援センター法テラス三河 日本司法支援センター法テラス愛知 福島原発事故損害賠償愛知弁護団
心の支援	2	愛知教育大学心理学教室 愛知県臨床心理士会
多文化支援	2	通訳・多文化ソーシャルワーカー 外国人ヘルプライン東海
医療・健康支援	3	愛知県保険医協会 愛知民医連 日本赤十字豊田看護大学（災害看護）
研究者等	4	名古屋大学社会学（黒田由彦研究室） 中京大学現代社会学部（成元哲研究室） 名古屋大学大学院法学研究科（荒見玲子先生・行政学） 金城学院大学（原田峻ゼミ）
行政相談	1	総務省中部管区行政相談課
支援センター関係	5	愛知県被災者支援センタースタッフ 愛知県PT 認定NPO レスキューストックヤード 愛知県社会福祉協議会 生活協同組合コープあいち （組合員活動支援部・くらしの相談室）
支援団体・個人	6	南医療生協 全国大学生協連東海ブロック チェルノブイリ救援・中部 泉京・垂井 311 みえネット 生活支援ボランティア
合計	28	

各団体・専門家が初めて参加した時期

各団体・専門家が、PS 会議に参加した時期は以下の通り（表左側）。右側は、PS 会議ではないが支援センターが主催・共催する交流会や相談会に初めて参加した時期を示す。

2011 年度 (PS 会議新規 10) 研修会	個別相談 (新規 5)
7 月～ <input type="checkbox"/> 愛知県弁護士会 <input type="checkbox"/> 日本司法支援センター法テラス三河（～2012 年 3 月） <input type="checkbox"/> 愛知県司法書士会 <input type="checkbox"/> 愛知県社会福祉協議会 <input type="checkbox"/> コープあいち <input type="checkbox"/> NPO レスキューストックヤード 8 月～ <input type="checkbox"/> 南医療生協 9 月～ <input type="checkbox"/> 愛知教育大学心理学教室（～2013 年 10 月） 12 月～ <input type="checkbox"/> 総務省中部管区行政相談室（～2013 年 3 月） <input type="checkbox"/> 全国大学生協連東海ブロック（～2013 年 3 月） ※災害法制度等に関する学習会 ※水俣病の経験に学ぶ学習会 ※三宅島避難に学ぶ学習会	<input type="checkbox"/> 東海コープ商品安全検査センター技術顧問 <input type="checkbox"/> 認定 NPO アレルギー支援ネットワーク <input type="checkbox"/> 愛知教育大学教育臨床総合センター <input type="checkbox"/> 女性士業ネットワーク WITH（弁護士・司法書士・税理士・社会保険労務士・行政書士・ファイナンシャルプランナーなど） <input type="checkbox"/> 福島県名古屋事務所
2012 年度 PS 会議 (新規 4)	個別相談 (新規 5)
4 月～ <input type="checkbox"/> 福島原発事故損害賠償弁護団 <input type="checkbox"/> 日本司法支援センター法テラス愛知（～2013 年 10 月） 6 月～ <input type="checkbox"/> 愛知県臨床心理士会 7 月～ <input type="checkbox"/> 名古屋大学（黒田由彦研究室）（～2013 年 11 月）	<input type="checkbox"/> 中京大学スポーツ科学部医師 <input type="checkbox"/> 名南病院医師 <input type="checkbox"/> いわき市復興支援室 <input type="checkbox"/> 弁護士（子ども被災者支援法） <input type="checkbox"/> 名古屋キリスト教社会館
2013 年度 PS 会議 (新規 3)	個別相談・相談会 (新規 8)
9 月～ <input type="checkbox"/> コープあいち組合員活動支援部（～2015 年 5 月） 10 月～ <input type="checkbox"/> 311 みえネット 2014 年 3 月～ <input type="checkbox"/> 外国人支援（通訳） ※名古屋市・長期派遣保健師研修（スタッフ研修）	<input type="checkbox"/> 看護師：南生協病院・西尾市保健センター <input type="checkbox"/> 乳歯保存ネットワーク <input type="checkbox"/> 愛知共同住宅協会（見守り大家さん） <input type="checkbox"/> キャリアコンサルタント <input type="checkbox"/> 放射線専門家（名古屋大学名誉教授） <input type="checkbox"/> 東海学園大学健康栄養学部 <input type="checkbox"/> 名古屋市母子自立支援員 <input type="checkbox"/> 産業カウンセラー
2014 年度 PS 会議 (新規 2)	個別相談・相談会 (新規 6)
4 月～ <input type="checkbox"/> チェルノブイリ救援中部、	<input type="checkbox"/> 岐阜環境医学研究所 <input type="checkbox"/> ケアマネージャー（地域包括豊橋中央保

8月～ □愛知県保険医協会 ※名古屋大学黒田研究室（アンケート調査） ※対話型ファシリテーション研修（スタッフ研修）	健師、福祉サービス豊橋北社会福祉士 □保健師（在宅保健師会「あいち」） □ライフプランアドバイザー □コープあいちくらしのすけあいの会 □ママスタートクラブ学び舎 MOM
2015年度 PS会議（新規0）	個別相談・相談会（新規7）
	□岩手県復興局生活再建課 □宮城県震災復興・企画部震災復興推進課 □福島県避難支援課、原子力損害対策課 □愛知県建設部建築局公営住宅課 □名古屋市住宅都市局住宅部 □あいちマザーズハローワーク □ふくしま連携復興センター
2016年度 PS会議（新規5）	個別相談・相談会（新規1）
2016年4月～ □外国人ヘルプライン東海 □中京大学現代社会学部（成研究室） 2016年10月～ □コープあいちくらしの相談室（～2017年1月） 2016年12月～ □生活支援ボランティア 2017年1月～ □愛知医科大学（災害看護） 2019年4月～ □日本赤十字豊田看護大学（災害看護）注；所属異動 ※新潟大学での学習支援（スタッフ研修）	□いわて内陸避難者支援センター
2017年度 PS会議（新規2）	個別相談・相談会（新規0）
2017年4月～ □愛知民医連（甲状腺・エコー健診） 2017年6月～ □多文化ソーシャルワーカー ※外国人在留資格・高齢者の支援（スタッフ研修） ※コミュニティソーシャルワーク（スタッフ研修）	
2018年度 PS会議（新規0）	個別相談・相談会（新規0）
2019年度 PS会議（新規2）	個別相談・相談会（新規0）
6月～ □名古屋大学院法学研究科（行政学） 8月～ □金城学院大学人間科学部（原田峻ゼミ）	
2020年度 PS会議（新規0）	個別相談・相談会（新規0）

第2節 PS会議（及び参加団体・専門職）が関わった主な事業

1. これまでに担った分野

分野の知見に学ぶスタッフ研修を実施してきた。

(1) 各時期の相談支援の具体化

○時間の経過とともに変化する相談支援の内容（第4章第1節参照）に応じて、相談体制を変化させてきた。

- ・団体ごとの相談窓口を紹介（2011～）
- ・支援制度説明会の開催・共催（2011～2012）
- ・交流会での説明、傾聴と対応（2011～）
- ・大交流会の相談コーナー併設（2011～2015）
- ・健康状況の把握を含む世帯訪問（2014～）
- ・住まい等これからのくらしの相談会（2016）
- ・甲状腺エコー健診と交流・相談会（2017～）

- 2011年 11月「三宅島噴火による全村避難から」
11月「災害支援の法制度を学ぶ」
- 2012年 2月「水俣病の支援から学ぶ」
- 2013年 2月「避難する権利を考える」
- 2014年 7月「対話型ファシリテーション」
10月「長期派遣保健師から学ぶ」
- 2015年 5月「遠隔被災地支援をどう進めるか」
11月「甲状腺・エコー健診の結果から」
- 2016年 5月「田原市社協の支援に学ぶ」
9月「新潟大学の学習支援」
- 2017年 7月「外国人避難者と在留資格制度」
7月「単身・独居の高齢者の支援」
8月「コミュニティソーシャルワーク」
- 2018年 5月「埼玉県の広域避難者支援」
6月「福島子ども調査の結果から」
- 2019年 7月「原発事故損害賠償訴訟（証人意見書）」

(2) 個別支援及び個別支援計画への助言

○相談窓口や相談会だけでなく、個別相談に対応し、また個別支援計画の検討にあたっては、関連する分野の専門職が参加した。

- ・訪問への同行・個別相談への対応（2013～）
- ・支援調整会議等への参加（2016～）
- ・個別支援及び個別支援計画への助言（常時）

(5) 支援センタースタッフメンタルケア

○支援センタースタッフの健康管理（メンタルケア）のため、愛知県臨床心理士会の臨床心理士によるスタッフ面談を行った。

- ・2015年2月
- ・2019年2月

(3) 実態把握と調査、政策課題の検討

○避難・被災の実態把握に努め、また実態調査を実施（協力）してきた。

- ・避難当事者ヒアリング（2011～2012）
（PS会議等で実施）
- ・避難者アンケート（2012～2013、2020）
- ・子ども被災者支援法基本方針の提言（2012）
- ・子ども被災者支援法に関するアンケート（2013）
- ・子ども被災者支援法に関する懇談会（2013）
- ・受入被災者に「行政の相談対応の評価」アンケートを実施（総務省中部管区行政相談課が実施。改善課題を行政相談に関わる愛知官公庁行政相談連絡協議会（9月21日）で報告（2012年）。

(6) 意見交換会・研修企画の準備・振り返り

○愛知県被災者支援センターが実施する意見交換会や研修企画について、目的に照らして企画や講師を検討し、また事例報告等を分担してきた。

■2015年

□「個別支援のための研修会」

日時：2015年9月25日（金）9月28日（月）

目的：多様化する避難者の問題に対応するには？
行政・支援者の役割とは？

ファシリテーター 渡辺 ゆりか（一般社団法人草の根ささえあいプロジェクト代表）

報告・県内の避難者の実態 栗田 暢之

・今年度の個別訪問概要と個別支援について
事例紹介：行政・支援者・専門家等

ワークショップ：行政・支援者・専門家等と連携

(4) スタッフ・支援者研修の実施

○初めての広域避難者支援であり、先行事例や各

し、相談しながら避難者の個別支援を行うことのイメージができるよう、自分の経験や特性を活かして事例を検討

■2016年

□「個別支援研修会」

日時：2016年10月3日（月）10月17日（月）

目的：行政・社協・専門家等が連携した支援計画を考える

報告：知多市・幸田町・小牧市社協・田原市社協・在宅保健師・臨床心理士

グループワーク：「単身高齢者」「外国人世帯」「重度障害」「単身高齢女性」の4グループで事例検討

■2017年

□「第1回個別支援研修会」

日時：2017年11月30日（木）

目的：被災地での生活課題と個別支援の事例を学び、愛知県での個別支援のための関係機関・団体・専門家等による個別支援の方法をモデル事例（ワークショップ）を通して考える。

報告：「岩手県における災害避難者の生活課題と個別支援—被災者を地域につなぐ実践事例—」

講師：NPO法人インクルいわて

□「第2回個別支援研修会」

日時：2017年12月13日（水）

目的：「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）』座長より、災害時避難者の生活を支える地域力の考え方やアプローチを学ぶ。

講演「災害時広域避難者の生活を支える地域づくり（原田正樹 日本福祉大学教授）」

■2018年

□「東日本大震災受入被災者支援情報交換会」

日時：2018年7月23日（月）

目的：「中間まとめ」をもとにこれまでの相談支援を振り返る

報告：7年間の支援の推移と特徴を振り返る

報告：相談支援・個別支援に関する取り組み

愛知県弁護士会・福島原発事故損害賠償愛知弁護士団・愛知県司法書士会・愛知県臨床心理士会・在宅保健師会「あいち」・外国人ヘルプライン東海・キャリアコンサルタント・生活協同組合コープあいち・コープあいちくらしたすけあいの

会・認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード・社会福祉法人名古屋キリスト教社会館・社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会（東日本大震災被災者支援ボランティアセンターなごや）

グループ別意見交換会

■2019年

□「第一回意見交換会」

日時：2019年8月1日（木）

目的：避難者の暮らしと健康を支える地域力について考えよう

基調講演：東日本大震災・原発事故による広域避難の経緯と支援の課題

（原田峻 金城学院大学人間科学部講師）

事例報告「支援の必要がある方に対する地域支援」

社協、専門家、支援団体、ボランティア・在宅保健師・臨床心理士・多文化SW・医師

意見交換と全体共有

□「第二回意見交換会」

日時：2019年12月4日（水）

目的：避難者支援×災害時ケースマネジメント

報告：平成28年鳥取県中部地震の生活復興支援の報告（公益財団法人とっとり県民活動活性化センター 白鳥孝太氏）

報告：避難者ケースマネジメント事業の現状と課題の報告（山形県防災くらし安全部 防災危機管理課 復興・避難者支援室 工藤明子氏）

グループディスカッション

（7）参加団体が主催する関連企画等

○PS会議として、及び参加団体が主催・共催する企画も実施された。

■2012年

□「大震災・原発事故による広域避難とパーソナル支援」

日時：2012年3月21日（水）

主催：PS支援チーム会議

目的：愛知県での広域避難へのパーソナル支援を振り返り、全国や各分野の経験にも学び、3～5年先への中期的課題を探る。

第一部：支援者から報告

第二部：当事者から報告

第三部：専門分野から報告

□「チェルノブイリと福島」

日時：2012年7月4日（水）

主催：PS チーム会議

講演：チェルノブイリ原発事故から見た福島原発事故と避難者支援（チェルノブイリ救援・中部 理事 河田昌東氏）

□「原発事故子ども被災者支援法シンポジウム」

日時：2012年11月29日（木）

目的：支援者のための講座として開催

講師：弁護士（サフラン）

報告：安城市社協

■2016年

□「東日本大震災・原発事故より5年一県外避難の現状と支援を考える公開セミナー」

日時：2016年4月24日（日）

主催：認定NPO レスキューストックヤード

講演：避難生活の現状

成元哲・中京大学現代社会学部教授

報告：乳歯の保存と放射能検査

中村琢・岐阜大学教育学部

報告：福島原発事故の損害賠償と課題・弁護士団

パネルディスカッション：愛知での支援の到達点と課題

■2018年

□「原発ADR説明会」

日時：2018年3月17日（土）3月21日（水）

主催：愛知県被災者支援協議会

報告：原子力損害賠償紛争解決センターについて

■2019年

□「東日本大震災・原発事故による被災・避難と健康被害を考える」

日時：2019年12月23日（月）

主催：認定NPO レスキューストックヤード・NPO 地域と協同の研究センター。

報告：福島子ども健康プロジェクト・健康調査

成元哲・中京大学現代社会学部教授

報告：甲状腺エコー検診・相談会に取り組んで：

早川純午・愛知民医連被ばく対策委員長・名南病院医師

報告：乳歯による放射線（ストロンチウム）測定

星野香・乳歯保存ネットワーク

中村琢・岐阜大学教育学部

全体討論：原発事故による健康不安に応える、公的・社会的な環境として何が必要か？

2. 到達点と今後への課題と目標

（1）当初の目標に照らした到達点

第2回PS会議で到達したい状態として掲げた

1) 多様・多層な専門分野の経験と知見を活かし、災害被災者の支援会議を設けて、「被災の事実」と「一人ひとりの現況」に応じた個別支援プランをつくり、個別支援を実施できる体制をつくること、は、2015年以降の意見交換会や個別支援研修会で取り上げており、第4章で紹介するように相談支援の考え方の基本になっている。

2) 身近な専任支援者が継続的な支援をサポートし、フォローできる関係をつくること、については、第2章で紹介した市町村での連携事例や、第5章で紹介するコミュニティソーシャルワーカーの関わりなど、事例を積み上げてきている。

目標とした項目ごとにみると

1) 「大規模で複雑な災害・原発事故に因る、初めての長期&広域避難者に対する個別支援を行う。その内容及び方法を検討・起案し、企画・実施を推進し、進捗と結果を検証し、まとめる」点では、本書はその一部である。

2) 「モデル自治体での実施事例及び愛知県全体での進捗状況をふまえ、こうした組み立ての有効性や妥当性を検証し、広域避難者（時）の支援課題と支援プランをまとめる」点では、第2章の分析は重要な指針となる。

3) 「モデル自治体・愛知県だけでなく全国各地の広域避難者支援の経験に学んで補強」し「東海・東南海・南海地震等に備えた各自治体（広域自治体）の施策の提言にまとめる」点では、本書も活かしつつ、引き続きの探求が必要である。

4) 「広域避難者支援プランは、生活復興までの期間が長期化すれば、日常の地域福祉計画やパーソナルサポート（生活と雇用）政策等の一つひとつになる」と想定したことは、第8章第2節で高齢避難者の継続的支援の課題として示されている。

5) 「こうした実践と思考と文化を積み上げ自己責任論や格差・貧困・社会的排除の進行を是正できる力にする」とした想いは、引き続き大切にしていきたい。

(2) PS 会議を継続できた要件

当初計画になかった「PS 会議」が継続できた要件に照らしての振り返りは以下のようである。

1) 個別支援のための独自体制が必要とされた。

広域避難者の受入において、愛知県被災者支援センターは基本業務（機関紙「あおぞら」の編集と月二回の定期便発送・避難制度等の周知・ふるさと交流会の開催・企業等の支援とニーズのマッチング）に集中していたが、こうした中で一人ひとりに目を向けた支援を行えるようにするためには、早期にセンタースタッフの体制とは別に、独自の「個別支援可能な体制」を補強する必要がある、専門家チームの会議体を提案して合意された。→独自体制の必要性は、今後も変わらない

2) 個別支援が可能と考える人数であった。

一般に職場や学校でも 3～500 人程度であれば顔と名前がわかり一体感を保つことができる。愛知県への避難は 500 世帯程度であり、顔の見える支援を行える見通しがあった⁷¹。→ただし、対象人数が多ければ個別支援ができない、というわけではない。人数が多いほど「支援を必要とする人には一人ひとりに即した個別支援を行う」という体制を整えることが避難者にとっても安心感につながる。

3) 専門職の後押しがあった

PS 支援を後押しした法テラス三河の弁護士は今後のサポートについて以下のように述べている。「被災者の個別支援体制は行政機関が鍵であり、法律家はエリアごとにサポートする。高齢単身世帯などに個別に働きかける常設のサポートチーム（市町村・防災課・民生委員・社協）と弁護士で連携し共有する。生活困窮者・高齢者が地域ごとにいつでもつながれる相談体制が大事である。『生活基盤を根こそぎ奪われている』被災者の話を聴くことは精神的に負担がある。また原発被災を補償する制度・システムがない中で相談をうけてもアドバイスできないフラストレーションがある。

支援者をサポートする体制づくりは大切。」

→実際の経過の中でも共通部分があることから、こうした多分野の専門職の関わりは必須である、

4) 参加団体の経験が生かされた。

愛知県社協ではコミュニティソーシャルワーカー養成の積み重ねがあり、生活協同組合コープあいちでも、弁護士や税理士による法律相談や税金相談・どこに相談してよいかわからない困り事をつなぐ相談センターがあり、会員制の家事援助や在宅介護事業も行っており、一人ひとりの困りごとに応じた安心して暮らせるネットワークづくりに着手していた。これらによる団体・専門職のつながりが PS 会議の参加や様々な相談に応える際に生かされた。

→こうした経験の蓄積は引き続き重要である。

(3) 今後の継続にむけて

支援センター開設時の財源である「新しい公共」支援事業は、その体制を事業終了後も継続することを求めている。その後の財源は変わっているが、「行政（県・市町村）と社会福祉協議会・NPO・生協、企業やボランティア等が一人ひとりをコミュニティで支え合う関係を県民の日常生活に活かす」ことは必要であり、また今後の災害時にも生きることを考える。現在の受入被災者支援の定着を図ることは重要である。

「PS 会議」は地域の体制であるが、日常生活圏での個別支援事例を継続してサポートするには、PS 会議をさらに多様な分野の専門職が常時関わられる体制にするとともに、市町村の関係機関・社会福祉協議会、地域組織、大学や企業・協同組合・団体等で窓口になる人のつながりが必要である。一つひとつの事例で連携できる経験がふえるほど、南海トラフに備える力になるのではないかと。

そうした意味でも、これまでの経験を「愛知型・災害ケースマネジメント」として定式化し、活かしていくことが重要と考える。

⁷¹ 当初の「受入被災者登録票」は市町村から提出された通し番号順に並んでおり、実際の支援に活用するには、市町村ご

と照合できるような並べ替えが必要であった（7月2日（土）に並替え）。

第4章 個別支援の相談体制

第1節 避難生活の推移と必要な支援

1. 相談内容の特徴・推移
2. 避難の経験から「役に立ったこと」「不足していたこと」の振り返り

第2節 相談支援の全体像

1. 相談内容と相談支援の方法の変化
2. 交流会を軸にした相談支援の経緯

本章では、避難者の抱える生活課題の多様性と時期によるその変化を示し、それらに応じて相談支援の内容や体制がどのように変化したかを紹介する。熊本地震の時に、東日本大震災での避難経験をふりかえって、どのような支援が必要と考えられるか、を聞き取った結果も紹介している。

相談支援の全体像では、時期による相談体制の変化と大交流会でも受けた相談コーナーの概要を紹介する。



個別支援研修会

第4章 第1節 避難生活の推移と必要な支援

執筆者・文責：向井 忍（センター長補佐）

1. 相談内容の特徴・推移

(1) 時間の経過による影響の大きさ

受入被災者の抱える課題は、先に紹介したように、被災・避難直後から多様で複雑であったが、避難の長期化（時間的要因）が大きな影響を与えている。

1) 東日本大震災は、震度7の巨大地震・沿岸部を襲った津波による甚大な被害と、水素爆発を伴うレベル7の原発事故により、直後には40万人を超える方が、地元を離れ自県内だけでなく北海道から沖縄まで各地に避難した。更に違う地域に避難先を求めて転居した方、地元に戻った方、避難先に自身の住まいを確保した方、見通しが決まらないまま長期に渡る避難生活を続けている方、それぞれである。

2) 原発から放出された放射能プルームが広域に広がり、政府による避難指示区域だけでなく、関東圏からも含めて多くの「自主」避難者がうまれた。情報が不十分な中で、放射能による健康被害を避けるために避難するかどうかの判断は個人に委ねられ、親族・職場・学校と突然離れる形も少なくなかった。「母親と子ども」だけが避難し、家族との二重生活が続く離婚に至った世帯も少なくない。

これらの状況は、愛知県被災者支援センターが実施したアンケートは、訪問聞き取りでも明らかになっている。

(2) 時期による相談内容の変化

そうした事情で、愛知県被災者支援センターには時間の経過に伴う多様な相談が寄せられてきた。例えば次のような分野である。

避難当初

居住や仕事の確保について
災害時の支援制度や損害賠償について

健康（福島県や関東から避難された方）

「かかりつけ医」（安心できる病院）について
関東圏の方の甲状腺検査に関して

子育てや家族の悩み

食品の原材料について
アレルギーの症状について
子どもの成長や不登校について
家族の精神不安に関して

避難にかかわる考え方の違いから

家族内の不一致に関して
避難元との不一致に関して
離婚・別居について

住まいの見通し

住宅無償支援の終了にともなって
民間住宅の物件や公営住宅について

経済的な困窮

帰還できるかどうか（仕事・復興）について
避難元との二重ローンの生活
子どもの高校進学や授業料・生活費について

働きざかりでの生活苦

転職で仕事が不安定になったことについて
病気・体調による仕事制限に関して

高齢化にともなう健康被害

単身男性の引きこもり
介護や入院について

外国人世帯

近隣からの孤立
言葉（通訳・翻訳）について

2. 避難の経験から「役に立ったこと」「不足していたこと」の振り返り

2016年に起きた震度7の熊本地震では県外への避難も想定されたため、愛知県と岐阜県に避難された方16名及び支援者3名より、東日本大震災での避難と支援を振り返り「役に立ったこと」「不足していたこと」「こうであればよかったこと」を伺った。回答を避難後の経過にあわせて並べ替えることで、東日本大震災における支援の実際や課題をふりかえることができる。

回答者；避難者16名：福島県（浜通り9名・中通り3名）、岩手県（3名）、埼玉県（1名）
ボランティア支援者：3名

避難の直後

■避難先へ移動する段階■

（避難前の最低限の準備）

- 故郷を離れる際、お金で買えない物（結婚指輪、位牌、写真等）など最低限の荷物を準備しなければ、不安で離れられないのではないか。
- ガソリンの確保・飲み水・紙おむつ・ミルク

（避難先に移動するための手助け）

- 自分で避難できる人はいいが、避難する手助けが必要なら、考えた方がいいかもしれない。

（実家・親族に避難する場合）

- 避難先の妹・娘達に教えてもらい助かった。
- 実家に避難したので特別不便がなかった。
- 実家にいたこともあり不足は特に感じなかったが、自宅にいたための心苦しさがあつた

（住まいの環境についての情報）

- 土地が離れ習慣等にズレがあつたが「お試しハウス（のようなもの）」を十分活用できなかった。アパート選びに失敗した。
- 家族がいて県営住宅を提供していただき今に至るが、何度も引っ越すことができないので、住宅環境（駅の近く・学校の距離・子供が多い・外国籍の人が多く等）を教えていただけると有難い。

（地元の自宅の不安）

- 原発事故で帰ることすらできず、その際自宅に空き巣が入らないか心配でした。

■避難先自治体での手続き時■

（住民登録と避難登録の連携）

- 住民登録手続きにあわせて防災課に行った際必要な日用品（ふとんや食器）を届けていただけた。物質支援もそうだが、対応の早さに心強さと安心感など気持ちが楽になった。

（避難時の手続きと対応）

- 行政の対応が一般の転入者と同じ扱いだつた。社協等福祉関連の紹介や連絡はなかった。
- 避難理由・時期は都合により変わるため住宅補助・日用品支給など緩やかに対応して欲しい。
- 避難の相談と転入手続きをひとつの窓口で出来るようにして欲しい。

（各自治体の情報提供）

- 各自治体が持っている、避難者が使える社会保障等の情報提供があると良かった。

（住居支援の見通し）

- 住宅の提供期限が最初1年だったので、避難後いつその制度が終わるか不安でした。

住宅への入居と生活のスタート

■公営住宅等への入居時■

（住宅入居時に困ったこと）

○住宅提供してもらったが居場所が確保されただけで何1つありませんでした。見知らぬ土地で先行きが見えないまま電気もなく本当にどうしていいかわからずに時間だけが過ぎていた。

○住宅の鍵をいただいてもすぐ生活できる環境でなく、一口ガスコンロ・お風呂・電気一つだけでした。カーテン・寝具・テーブル/こたつ・フライパンか鍋・少しでも食器等があれば有難い。

（生活物資、日用品の支援）

○社協から布団セット、食器、洗面セット等、避難生活に必要なものをいただき、住宅の窓口で蛍光灯を貸していただけた。一つ一つ揃えるにもお金がかかるので、着の身着のまま避難した当時、大変ありがたかった。

○人数分の布団一式や調理道具、お米・野菜、タオル類など毎日必要なものはとてもありがたく使わせていただいた。

（家電等の支援物資とその情報）

○知人は、テレビ・冷蔵庫・洗濯機等を買ってから家電セットが届いた。情報等があるなら提供していただけると有難いかも知れない。

（個人の物資支援の窓口）

○物資を個人的に持ってくる人の対応は、市役所などが間に入るようにしてほしい。物資は新品または、限りなく新品に近いものが良い。

（子ども服や着替え、保育園や学校で使うもの）

○最初に必要だったのは子どもの服の着替えと紙おむつで、地元の友だちにお下がりとかを譲ってもらえてとても助かった。

○子供が保育園や、学校で使うバックや、巾着。

■交通手段や近隣の生活情報の入手時■

（外出の交通手段）

○マナカなど避難生活を始めるにあたり足になるもの。（避難元と避難先の高速道路無料、レンタカーやレンタル自転車の優遇など）

○自転車はとにかく助かりました。

（生活情報、ゴミ袋、街の地図など）

○病院・スーパーなどに印がしてある地域（近所）の地図。

○避難先で使う可燃ごみ袋や資源ごみの袋。

（学校や病院の情報）

○愛知県の生活情報、学校情報などを早く正しく。

○かかりつけの医者を知り処にするか困りました。

（美術館、博物館、動植物園など公共無料券）

○イベント情報など。

日常生活を支える情報とつながり

■不安な気持ち、ストレス、介護・医療■

（話を聞いてもらえて救いに）

- 一番に話を聞いてもらえるのが救いになった。その後足りない物なども提供してもらえた。
- 被災により、今までの当たり前前の生活が当たり前でなくなるので心も病んでいきます。人に話を聞いてもらう、相談する、など人とのコミュニケーションで軽減する事もあると思う。
- 災害ストレスに関する知識が不足していた。

（子どもの思い）

- 子供たちは、大人以上に何も出来ず、大人が選択した流れに身を任せるしかなくなり、辛い思いをするかもしれない。(6歳の娘にリボンや髪止めを送ってくれたときの娘の笑顔が今も忘れられない。) 基本的な生活用品はもちろんだが、たった1つのリボンで心が暖かくなる。

（避難して介護施設に入所する家族）

- 本当に必要な人に必要なものが行き届いてほしい。(避難して家族が老人ホームに入居したがテレビ、布団は自分で購入した)。

■受入被災者登録と支援情報や相談■

（避難時に登録できる制度）

- 被災者登録制度を知る方法がなく1年近く思いを共有できる人がいなくて精神的に不安定になった。役所に大きく被災者登録を貼り出す。自治体ホームページに大きく掲示する。新聞に目立つよう一面で載せたり、テレビで流す。

（避難時の手順と窓口、支援情報）

- 避難する為の手順。窓口。窓口で名前を登録する事で情報が地域にいき届くので、その流れを被災者に知っていただく事が大切。
- 登録制度を知らせ、様々な情報を提供する。困り事、聞きたいことなど窓口が一つになれば安心。

（医療機関で説明時に支援情報の提供を）

- 本人がお世話になる可能性が高いのが病院。各医療機関で医療費の特別対応の説明だけでなく、各種支援・連絡先など案内する簡単なパンフが配られるとスムーズに支援に繋がるのではないかと。ワンストップであればなお助かる。

（受けられる支援情報と速やかな提供）

- 避難した人達が受けられる支援の一覧表等。
- 情報を得るのが遅く、住宅補助が得られなかった。

見守りや支援者とのつながり

■民生委員や支援者の関わり■

（民生委員の訪問、相談）

○土地勘が無かったが社会福祉協議会に行って被災者登録した事で市の民生委員が避難先の県営住宅に来てくださり、まったく人とのつながりがないうち、地域の方たちが色々訪ねてきて話を聞いてくれた。そして、生活用品（家電、家具）を揃えていただいた。

（近くの民生委員、ボランティアの見守り）

○いつでも相談や話を聞いてくれる人が近くにいて、主な相談は民生委員さんでしたが、そういう人が近所にいて心強かった。

（地元のお店や企業・生協の支援）

○避難先で受けられる地元企業などの支援策。2年間学習塾の学費免除の支援を受けていた。
○近くの薬局の店員が親切で日常会話が出来た。
○コープの人たちの篤い心が何より力になった。

（定期的に声をかけてもらえる）

○定期的にお声を掛けていただいたこと。
○最初は支援相談ということで色々話しを聞いてあげれば良いのではないかと。それぞれ辛い思いや大変な経験をして避難されてくると思うので、ストレス解消という意味でも、話を聞いてあげるといのは大事。

（支援センター・ボランティアセンターの支え）

○被災者支援センター、ボランティアセンターなごやのサポートや交流会が精神的な支えとなった。
○被災者支援センターの存在に助けられた。一人ではない、何時でも寄り添っているとのアピールが大切。
○支援に必要なことは、被災者の気持ちに寄り添うサポート（話をよく聞くなど）と、必要な情報をすぐに得られること。
○生活支援もだが「寄り添う心」が唯一の励みになる。

■支援者・支援団体との関わり■

（少人数でも集まれる場）

○趣味を通じた集まりで会話が出来た。
○同じ境遇で、同じ子育てしているママさん
○疲れを癒すための自分の時間と頼れる組織と人、何でもここに連絡したらどうにかなると思える場所。
○年代と家族状況にもよるが（高齢者ならデイサービスのような）交流できる場所。

（同郷・同じ境遇の人との交流）

○避難先で地元住民の方と話す機会がなく孤立していた。
○近くに避難している方同士の交流会も同じ気持ちの方がいるという安心感があった。
○どのくらいの方がどこから避難したかわかったこと。
○原発事故で避難した方たちの体験、どうして切り抜けてきたか、避難者同士の交流会が大切だと感じる。

（自分の心境を発信する）

○震災支援をしている方達の的確なアドバイス、又、被災者自らも自分の心境を発信する事は大切。相手に伝える事で、被災者がどんな思いでいるのかを知っていただき、支援する側も判断できる。自分の避難体験や現状を話す機会を与え、避難者や支援者と交流する場をもうける。
○人とつながりは大切だが、それぞれペースがあるので周りが強制して付き合いをせかささない。

専門家の相談体制や見通しをもてる情報

■一人ひとりへの専門的な相談体制■

(ストレスへの心のケアができる専門家)

○ストレスへの心のケアで話を聞いてもらえる傾聴ボランティア、臨床心理士、精神福祉士、保健師派遣など。

○避難生活では心労、知らない土地での生活に対する不安、ストレスが一番辛いため、相談というか話を聞いてくれる方、カウンセリング。

(弁護士の無料相談)

○避難者同士の交流会を通しての無料の弁護士相談も心強かった。同郷の方とも交流し、不安な事も相談にのっていただけるから。

(一人ひとりの悩み・解決の方向の理解)

○年齢職業、天災・人災（被災原因）等からくる考え方の違う人が一緒にされてもどうしようもない。抱えている悩み、解決の方向が全く違う。

○仕事を失った方は生活基盤がなくなるのでかなり不安。ローンを抱えている人。ご病気の家族がいる方。妊婦の方。色々抱えている問題が一人一人違う。

(経済的支援)

○実家に帰ったが、被災していれば、もっと経済的な支援が必要だったと思う。

○借家でも家賃遡及的措置が必要。自己負担できない人は避難が選択肢に入らない。

■判断し見通しが持てる情報・方策■

(判断できる情報)

○いつ帰れるのか判断に悩んだ。その場所で永住するのか、戻る方向に舵を切るべきか？あらゆる事ははっきりしない中、避難生活の中で自立を目指す為に判断する際きちんとした情報が必要。被災県や現地新聞の切り抜き集も大切。

○一時避難が永久避難となることなく可能な限り早期に（3年めど）古里へ帰還がかなう方策が欲しい。そうでないと新たな問題が発生しかねない。

○情報(放射能から身を守る方法など)が不足していた。

第4章 第2節 相談支援の全体像

執筆者・文責：林 一平（司法書士）・仲田法子（センタースタッフ）

第1節のとおり、長期の避難生活を維持するために必要な支援は時間とともに変遷し、相談内容も多様化している。そのため個別支援につながるような相談支援の方法を検討してきた。また気軽に相談できるよう交流会と相談会をセットで開催して避難者と一緒に考える複合的な相談体制を実施してきた。

1. 相談内容と相談支援の方法の変化

（1）2011年～医療、健康、心のケアのため、いち早く当事者自らが医療機関（医師）を探した。

・放射能汚染に対する健康不安から、ママたちのネットワークで自分たちで主治医探しが始まる。

（福島県からの避難者は、福島県立医大から委託された愛知県内4病院で2年に1回受診できるが福島県以外の関東圏の避難者は受けることができない。また、何よりも安心できるかかりつけ医に日常的に受診できることがママ達の願いでもあった。）

・あいち小児医療総合センター（大府）内分泌科が15才未満の福島県以外の避難者を対象に診察し、途中から福島県からの避難者についても要望があれば診察するようになる（2018年12月31日まで）。

・2015年より愛知民医連が甲状腺無料エコー検診を開始。2017年から支援センターの相談会と共催で実施され、登録全世帯に案内される。

（2）2013年～個別訪問に専門家が同行し、また個々の相談に応じて専門家を紹介する。

・福島原発事故損害賠償弁護士団が、依頼者への訪問説明を始める。

・支援センターが行う訪問時に専門家（弁護士、司法書士、多文化ソーシャルワーカー、通訳等）が同行し相談を受ける。

・支援センターへの相談や支援者・ボランティアが受けた相談に応じて、専門家の紹介、スタッフが専門家に聴いて助言、個別相談の場をもうけるなどの対応が始まる。

（3）2016年～定期便やおぞらで、専門機関や

大学の相談機関を紹介する。

・あおぞらで紹介した専門家や専門機関

○医療健康：あいち小児保健医療総合センター

○放射線と健康：名古屋大学名誉教授

○食品の安全：生協東海コープ商品安全検査センター顧問

○食生活：東海学園大学健康栄養学部准教授

○損害賠償・原発ADR：原発事故損害賠償愛知弁護士団

○くらしの法律：愛知県司法書士会

○子ども家族：愛知県臨床心理士会

○自立、就労：母子自立支援員、カウンセラー

○外国人の困りごと：外国人ヘルプライン東海

（4）2014年～2015年 行政保健師、在宅保健師による世帯訪問（聴き取り含む）を行う。

・4年目を迎え、多様化する避難者の生活状況を正確に把握し、今後の対策と地域の見守り体制を構築していくために全世帯を対象に訪問。

・愛知県内（名古屋市以外）の市町村は、受入被災者担当部署、保健師、支援センタースタッフの3者で訪問。当該市町村の行政保健師が参加できない場合は在宅保健師が訪問。

2014年度 282世帯対象 264世帯実施（94%）

2015年度 270世帯対象 225世帯実施（83%）

・名古屋市では、各区の保健師による訪問及び電話での聴き取り

2014年度 139世帯（対象193世帯）

■訪問の実際と成果■

統一した「避難者個別訪問報告書」（P72）を作成し、それにもとづいて保健師が中心となって聴

き取りを行い健康状態や日常生活、地域とのつながり、経済状況や仕事の様子、避難元への帰還状況等を把握した。避難者にとって保健師に相談できる安心感が示された。

訪問結果にもとづき、市町村の担当部署（多くは防災・危機管理課が担当）と福祉課等が連携した支援が行われた。以後、いくつかの市町村で訪問後のフォロー体制（定期的な訪問や電話での見守り体制）ができ、訪問時に保健師が同行することが定着した市町村もある。

支援センターでは新たに在宅保健師会との連携ができ今後の個別訪問や交流会で在宅保健師の参加が定着した。

訪問の結果、要支援度が高い方や、緊急度は高くないが支援や見守りが必要な方をあわせると全体の約3割になることがわかり、支援計画づくりに役立った。

→2014年、2015年の訪問結果は、「東日本大震災による避難者の状況 平成26年度・27年度個別訪問より」参照。（P73～）

（5）2017年～コミュニティソーシャルワーカーの参加で要支援世帯への対応が始まる

2014年、2015年2年間での全世帯訪問の結果、生活が安定し自立した生活への道を歩み始めた世帯がある半面、特別に支援の必要な世帯もみえてきた。そうした世帯は「要支援世帯」とし、地域の社会資源につなぐ支援の専門家であるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の参加により支援方法を検討した。市町村訪問は要支援世帯の居住する市町村を対象に行い、支援内容を共有し一緒に支援してきた。

→ 詳細は第5章 日常生活支援参照

（6）2019年～要支援世帯への支援に加えて積極的な見守り支援を開始

2019年は、要支援世帯だけでなく、見守り支援の枠を広げて、リスクが高いと思われる「高齢者」「高齢独居」「母子」「母子避難」「障害」「外国人」「健康不安」「住宅支援終了」などの世帯に対し積極的な見守り活動を行った。基本は電話訪問によって交流会や相談会等への参加を案内し、必要な

場合は個別訪問も行った。

- ・高齢者や障害、高齢独居世帯には介護保険・福祉サービスの利用や、地域のサロン、民生委員とのつながりを目的に、対象世帯が避難している市町村を訪問し、状況把握に努め支援につなぐ。

- ・健康については愛知民医連と共催で開催する甲状腺エコー検診&交流会を中心に電話で案内。甲状腺検査を一度も受けたことのない方、かかりつけ医がない方、福島県立医大の検査は受けているが説明がないことに不安をもつ方などを対象に案内した。

- ・母子世帯、住宅支援が終了する世帯に対しては、生活が厳しい方には原発ADR（原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続き）の申請を紹介した。

- ・外国人世帯には、個別訪問あるいは交流会にお誘いし、通訳とともに対面で相談対応を行った。それまで通訳してきた外国人ヘルプライン東海の担当者と支援内容を共有し、訪問（名古屋市の避難世帯はボランティアセンターなごやも含め3者で訪問）により母語で気軽に安心して相談できる体制をとった。終了後は課題共有と今後の支援につなげることを目的としたまとめの会を開催した。

■積極的個別支援の重要性■

近年、様々な場で個別支援やパーソナルサポートという言葉が使われるようになったが、愛知県被災者支援センターは、より積極的な個別支援を行っていることが特徴である。避難者であるからといってサポートが必ずしも必要という訳ではないが、当事者が「自分は問題ない」とすることで放置せず、上記のとおり世帯訪問などをおこなっている。見守りの必要があってもなくても常に声をかけ続け、相談員と常につながることが出来る状態を維持するという、非常に重要な役割を担ってきている。ある時点では課題を抱えていなかった避難者でも、時間の経過とともに生活の変化、病気や加齢により課題が発生する。常に避難者に対して積極的にアプローチしてきた結果、個別の問題を発見するとともに、被災者支援センターが一次相談の先となり、必要に応じて専門分野の相談員に繋げることができ、積極的個別支援を行ってきている。

避難者個別訪問報告書

お名前 世帯主	ふりがな			年齢 歳	性別	愛知県 滞在開始日	登録No
住所				電話①		避難元住所	
				電話②			
同居家族 (避難者以外 の同居人に★) 名前/ 年齢/関係	a (なまえ)	(続柄)	(年齢)	e		避難の状況	<input type="checkbox"/> 地震被害 <input type="checkbox"/> 津波被害 <input type="checkbox"/> 原発関連 (<input type="checkbox"/> 区域内 <input type="checkbox"/> 区域外)
	b			f		愛知県への 避難理由	
	c			g			
	d				<input type="checkbox"/> 母子・父子のみ避難 <input type="checkbox"/> 母子・父子家庭		
住宅	<input type="checkbox"/> 借上住宅 <input type="checkbox"/> 県営住宅 <input type="checkbox"/> 市営住宅 <input type="checkbox"/> 雇用促進住宅 <input type="checkbox"/> UR賃貸住宅 <input type="checkbox"/> 社宅 <input type="checkbox"/> 友人宅 <input type="checkbox"/> 実家 <input type="checkbox"/> その他 ()						
就業状況	<input type="checkbox"/> 正規職員 <input type="checkbox"/> 非正規職員・パート職員 <input type="checkbox"/> 無職 (休職中) <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他 ()						

■ 総合所見		■ 要支援 ①必要かつ緊急度が高い ②緊急度は高くないが、支援の検討が必要 ③特別には必要ない		■ 訪問時にお話しできた方 (主な方に◎)	
1 健康・医療 睡眠時間の長短、持病・既往症の有無、生活習慣上の問題(飲酒・喫煙・軽運動)、かかりつけの医療機関が近在するかなど	【健康状況】 ①よい ②ふつう ③よくない	■ 自由記述		【所見】 A: 問題が認識できた B: 問題があるかもしれないが、確認に至らなかった C: 深刻な問題はない	
	【睡眠】 ①よい ②ねつきが悪い ③途中覚醒 ④熟睡感なし ⑤安定剤等服用 ⑥不明				
	【医療受診状況】 ①必要なし ②通院中 ③必要だが中断・放置状況 ④不明				
2 日常生活 食生活(外食頻度など)、住環境の清掃・清潔状況、余暇活動・趣味など	【食生活】 三食とって ①いる ②いない ③不明 自炊の機会 ①多い ②少ない ③不明	■ 自由記述		【所見】 A: 問題が認識できた B: 問題があるかもしれないが、確認に至らなかった C: 深刻な問題はない	
	【引きこもりの傾向】 ①ある ②なし ③不明				
	【はりあいになっていること】 ①ある ②なし ③探したい ④不明				

3 地域/交友関係 町内会への加入状況、民生委員・福祉委員との接触状況、町内行事への参加状況 近隣の親類縁者・知人・友人との交流など	【近所づきあい】 ①家を行き来するなど活発 ②あいさつ程度 ③ない ④不明	■ 自由記述		【所見】 A: 問題が認識できた B: 問題があるかもしれないが、確認に至らなかった C: 深刻な問題はない	
	【訪問者】 ①ある □親族(子・親・兄弟姉妹・他) □友人 □民生委員 □保健師 □ボランティア □他 ②ない ③不明				
	【悩みを話せる人】 ①いる ②いない ③不明				
4 生活維持・再建 就労状況、生活費の捻出方法、経済的困窮度、居住予定など	【仕事状況の変化】 ①ある ②なし ③不明	■ 自由記述		【所見】 A: 問題が認識できた B: 問題があるかもしれないが、確認に至らなかった C: 深刻な問題はない	
	【経済状況】 □給与 □年金(老齢・障害・遺族) □生保 □他() □不明				
	【経済的困窮度】 ①高い ②低い ③不明				
	【住民票のある住所】 ①避難元 ②現住所 ③それ以外() 【今後の見通し】 ①帰還希望 (□目途あり □数年の間□時期未定) ②愛知定住希望 ③未定 ④他() ⑤不明				
5 支援等の希望 被災者支援センター・自治体(被災地・現住地)からの情報が届いているか、それぞれへの要望など	【各種連絡・情報の収集】 ①読んでいる ②読んでいない(□届かない □自身が読まない) ③不明	■ 自由記述		【所見】 A: 問題が認識できた B: 問題があるかもしれないが、確認に至らなかった C: 深刻な問題はない	
	【現住地の自治体への相談・希望】 ①ある ②ない ③不明				
	【センターへの相談・希望】 ①ある ②ない ③不明				
■ 訪問日時 平成 26 年 月 日 () / 時間 : ~ :					
◎所属 氏名 = 記録者				▼所属 氏名	
▼所属 氏名				▼所属 氏名	
				● レポートの提出日 平成 26 年 月 日	
				● レポートの種類 保健師作成 / センターメモ / 完成版	

1. 県内の登録避難者は、456世帯、1,116人です

○東日本大震災により愛知県内に避難され、受入被災者登録制度に登録された方の数は、右表の通りです(5月31日現在)。避難元は、福島県が最も多く、6割を占めます。岩手県、宮城県、福島県の他に、青森県、茨城県、栃木県、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県からの避難者もいます。

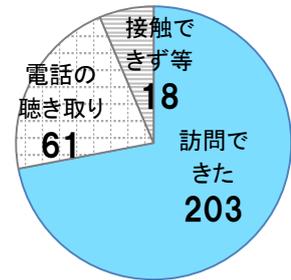
避難元	世帯	人数	構成比(人数)
岩手県	31	62	5%
宮城県	95	192	17%
福島県	261	677	61%
其他都県	69	185	17%
	456	1,116	

2. 平成26年度に生活状況を把握する個別訪問を行いました

○大震災から年月が経ち、避難者の生活状況は多様化しています。そこで、4年目を迎えた平成26年度に、そうした状況を正確に把握し、今後の対策と地域の見守り体制を構築していくため、登録避難者全世帯を対象に個別訪問を実施しました。

○当センターでは、名古屋市以外に居住されている282世帯に対して、保健師・市町村担当課・センター職員でチームを組み7月21日～3月27日に訪問を行いました。また、名古屋市に居住されている193世帯に対しては、市の保健師による訪問が6月9日～7月18日に実施されました(訪問または電話の聴き取りができたのは、139世帯=72%)。

●当センターの個別訪問の結果 (数値は世帯数)



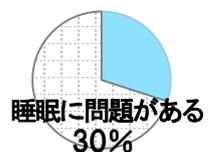
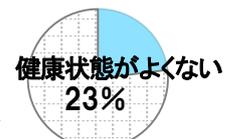
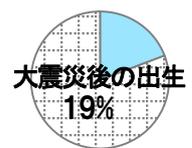
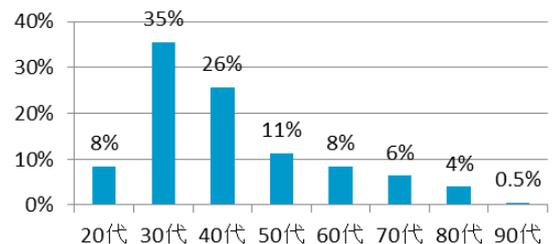
※当センターによる訪問または電話の聴き取りができた世帯は、計264世帯(94%)でした。以下では、訪問できた203世帯について、個別訪問で把握した状況を報告します。

3 個別訪問結果

1) 世帯主の性別・年代等について

○東日本大震災で県内に避難されている世帯の世帯主や家族構成の特徴は次のとおりです。

- 世帯主は男性56%、女性44%です。
- 世帯主の年代は多岐にわたりますが、20代～40代が約7割です。
- 大震災後に子どもが誕生した世帯の割合は19%、そのうち、愛知県への避難後に誕生した世帯の割合が85%です。住民票を移していない場合、乳幼児検診等の案内が届かないことがあります。積極的な接触・見守りを行う必要があると思われます。
- 配偶者と離れて暮らす母子父子避難が10%、母子父子家庭が8%です。子育て環境について支援ニーズを抱えている可能性があると思われます。



2) 同居家族の健康状況について (該当する同居家族がいる世帯数でのカウントです)

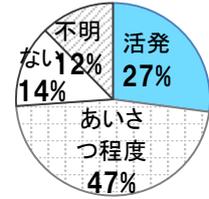
○被災や避難してきたことによる精神的ストレスが今なお続いており、健康状態がよくない方、睡眠について問題を抱えている方もいます。

- 「健康状態がよくない」家族がいる世帯の割合は23%です。また、何らかの形で「通院中」の家族がいる世帯は42%にのびました。「通院が必要だが中断している」と回答した世帯の割合は5%でした。
- 放射線による健康被害を心配し、診療情報を求める声も聞かれました。
- 「途中覚醒」「ねつきが悪い」「安定剤等服用」等、思ったように睡眠がとれていない家族がいる世帯は30%あり、こうした状況を今後も注視していく必要があります。

3) 近所づきあい・交友関係・悩みが話せる相手について

○避難者の中には、愛知県出身者や親類が県内にある方もいます。また、子どもや職場を通して、さまざまに人間関係を育んでいる方もいます。一方、地域とのつながりが薄く、孤立が心配される状況の方もいます。

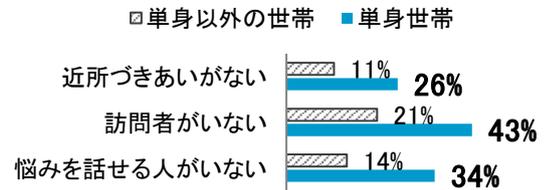
●近所づきあいの状況



●「近所づきあい」が家を行き来する等「活発」であるという回答は27%、「あいさつ程度」が47%、「ない」は14%でした。個別訪問に先立って行ったアンケート調査（回収数 105 通）では、「民生委員・福祉委員・保健師等からの声かけがある」との回答は29%、「町内会に加入している」は58%でした。

●孤立しがちな傾向は、単身世帯に見られます。中段のグラフのように、「単身世帯」だけで割合を出すと、「単身以外の世帯」よりも、人とのつながりが少ないことがわかります。

●単身世帯における、人間関係等の状況



●単身世帯の男女比・年代は右表の通りです。男性は30代までが68%であるのに対し、女性は60代以上の年代が65%で、男女で違いが見受けられます。

●単身世帯の属性(性別・年代別)

性別	合計	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
男性	19	5	8	3	3	0	0	0
		26%	42%	16%	16%	0%	0%	0%
女性	16	2	2	0	1	6	3	2
		12%	12%	0%	6%	35%	18%	12%

●単身世帯 35 世帯の内、「悩みを話せる人がいない」という方は12名で、その3/4が男性でした。

4) 生活再建について

○愛知県への避難に伴い、新たな職場を探さなければならぬ状況となり、慣れない職種や条件が厳しい仕事に従事されている方もいます。また、60歳未満のいわゆる現役世代が就業の安定に苦労されている状況も見られました。

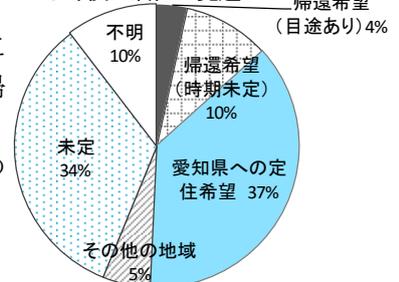
●就業の状況(世帯の中で就業者がいる状況)

全世帯	正規職員	非正規職員・パート職員	自営業等	無職	不明
203	89	43	13	46	12
	44%	21%	6%	23%	6%

●正規職員が世帯にいる割合は、44%でした。また、非正規職員・パート職員が世帯にいる割合は、21%でした。

●今後の見通しについては、「愛知県への定住希望」が37%と最も多く、中長期的に愛知で暮らしていくための生活の確立が重要です。「帰還したいが、時期は未定(帰還希望時期未定)」や「未定」の中には「見通しが立たない」「悩んでいる」という方もおり、避難元から情報提供や相談の機会等を提供しながら、多様な生活再建の選択ができるような支援が必要とされます。

●今後の居住の見通し



5) 今後必要な支援について

○訪問で「要支援度が高い」「緊急度は高くないが、支援や見守りの検討が必要」と訪問者が捉えた世帯は31%でした。ただし、それ以外の方についても生活状況に変化が生まれやすい現状があり、引き続き見守りや地域との関係づくりを行っていくことが大切です。

- 自治体への相談・・・ある 19% (以下抜粋)
- ・子育てに関わること(入園希望、進学について)
 - ・医療(医療費助成、医療機関がわからない)
 - ・住宅(公営住宅入居希望、住宅の借り上げ制度)
 - ・生活保護について
 - ・就職情報(市の臨時雇用、ヘルパー関連の職)
 - ・その他(市の情報が入らない、町内会の加入方法、避難者間の交流会を希望)

- センターへの相談・・・ある 23% (以下抜粋)
- ・話し相手・相談相手がほしい(避難元が同じ方、同世代の方と交流したい等)
 - ・精神的に不安定な状況下における必要時の支援
 - ・子育ての相談(不登校、いじめ、出産後サポート)
 - ・放射線の健康被害に関する医療機関の情報等
 - ・就職情報(現職離職後の不安)
 - ・生き甲斐の場/ボランティア活動

○制度や行政サービスで支援すべきことと、地域や市民団体等で温かく多様な形で関わり、支援することの両面が必要です。さらに「恒久的な住宅の確保をどうするか」も、切実な課題となっています。

※本資料は、受入被災者支援に従事される方に被災者の全体傾向を把握していただくため、作成したものです。(一部数値には、訪問者の判断によるものも含まれています。)

1. 個別訪問の概要について

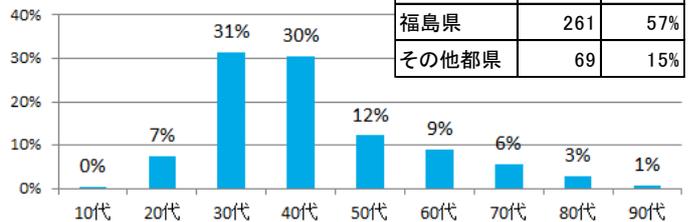
- 被災者の生活状況の多様化が進む中、正確な状況把握と今後の対策及び見守り体制の構築をねらいとして、平成 26 年度に全世帯を対象とする個別訪問を初めて実施し、平成 27 年度は 2 回目にあたります。名古屋市外に居住されている全世帯（270 世帯）に電話等で連絡し、訪問の承諾が得られた世帯に対して、センター・市町村・保健師・社会福祉協議会等でチームを組んで訪問を行いました。
- 平成 27 年度 5 月末時点で、愛知県内に避難され、受入被災者登録制度に登録された世帯は 456 世帯で、避難元の内訳は表の通りです。名古屋市在住が 186 世帯、名古屋市以外在住が 270 世帯です。

(1) 避難元 (全 456 世帯内) : 福島県が最も多く、57%です。岩手県、宮城県、福島県の他に、青森県、茨城県、栃木県、千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県からの避難者がいます。

避難元	世帯	構成比
岩手県	31	7%
宮城県	95	21%
福島県	261	57%
その他都県	69	15%

(2) 世帯状況 (名古屋市以外在住 270 世帯内) :

- ①世帯主は男性 57%、女性 43%です。
- ②世帯主の年代は多岐にわたりますが、30代~50代が多く、その計は約 3/4 です。
- ③単身世帯は 30%です。同居家族 1 人が 21%、2 人以上が 49%となっています。



2. 平成 27 年度の個別訪問の状況について

- ①平成 27 年 6 月から平成 28 年 3 月末までに、個別訪問または電話の聴き取りができた世帯は、225 世帯 (84%) でした。
- ②転居・登録削除の申し出・死亡による登録削除 17 世帯を除くと、居住の様子は確認したが会えなかった (=留守) 10 世帯、連絡がつかない (=接触できず) 18 世帯となっています。
- ③昨年度の訪問状況との照合結果は下記の通りです。<平成 26 年度訪問×平成 27 年度電話聴取>の割合が高くなっていますが、多くは 26 年度の訪問結果や 27 年度の電話によって「心配は少ない」と判断された世帯です。



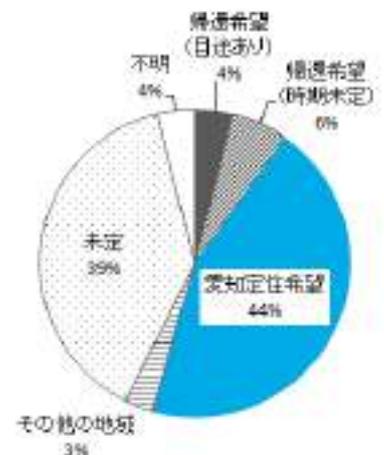
平成27年度		訪問できた	電話聴取	留守	接触できず	登録削除
		110(41%)	115(43%)	10(4%)	18(7%)	17(6%)
26年度訪問した	196(73%)	97(36%)	72(27%)	7(3%)	8(3%)	12(4%)
26年度訪問していない	74(27%)	13(5%)	43(16%)	3(1%)	10(4%)	5(2%)

↓以下では、訪問できた 110 世帯について、個別訪問で把握した状況を報告します。

3. 生活基盤 (現状と今後の見通し) について

●住宅の無償提供終了に伴い、住居・居住地に関する見通しを立てることが求められる中、検討・選択に向けての悩みが存在しています。

(1) 今後の居住の見通し ; 「愛知県への定住希望」が 44%と多く、中長期的に愛知で暮らしていくための生活基盤の確立が重要です。他方、「未定」39%、「帰還希望だが時期は未定」6%の計は 4 割超で、昨年度とほぼ同様の割合です。見通しを持つに至っていない理由はさまざまです。各世帯の状況をより丁寧に把握し、情報提供や相談対応にあたる必要があります。



(2) 住民票の所在地 ; 現住所が 71%、避難元が 13%、それ以外 (不明含む) が 16%でした。

(3) 住居形態 ; 借上住宅や公営住宅 (下表の借上住宅~雇用促進住宅まで)

に住む方は約 45%にのぼります。継続居住を希望する方、住宅の無償提供終了や家族の成長・変化に伴い

新たな選択をされる方、各々への情報提供が求められます。

(4)就業状況;正規職員が世帯にいる割合は27%、非正規・パート職員16%、無職19%、その他4%で

全世帯	借上住宅	県営住宅	市営住宅等	雇用促進住宅	民間	社宅	持ち家	実家等
110	21	20	4	5	31	4	8	17
	19.1%	18.2%	3.6%	4.5%	28.2%	3.6%	7.3%	15.5%

した。仕事状況の変化が「有」は20%で、勉強を経て就職したり、妻がパートを始めたり、と新たな生活設計に基づいた変化が多い傾向があります。他方、慣れない職種や条件の厳しい仕事に従事されている方もあり、また、住居と仕事場との折合う選択について問題が今後生じる可能性もあります。

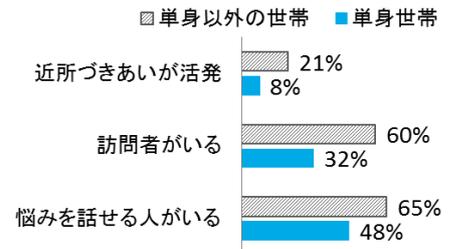
4. 同居家族の健康状況について (該当する同居家族がいる世帯数でのカウントです)

- 被災・避難による精神的ストレス、睡眠問題、放射線による健康被害の心配等を抱えている方がいます。
- ①「健康状態がよくない」家族がいる世帯は14%でした。うつ病やがんを発症している方もいます。高血圧や慢性疾患等も含めて医療機関に通院中の家族がいる割合は43%でした。また、近況アンケートでは、「体調変化や健康で気になることがある」は30%にのびりました。
- ②「途中覚醒」「ねつきが悪い」「安定剤等服用」等、思ったように睡眠がとれていない家族がいる世帯は22%です。3月11日前後の時期に不安感が大きくなり眠れなくなる方もいます。



5. 近所づきあい・悩みが話せる相手について

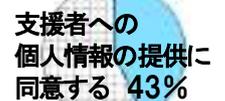
- 近所、親類、友人とのつきあい、子どもや職場を通じた人間関係等が築きにくい状況の世帯があり、孤立しないように配慮することが必要です。
- ①「近所づきあい」が家を行き来する等「活発」という回答は18%、「あいさつ程度」が53%、「ない」は11%でした。「活発」は昨年度の27%と比べて減少しています。また、「訪問者がいる」は54%、「悩みを話せる人がいる」は61%です。
- ②「単身世帯」では、近所づきあいや家族を介した関係づくりの機会が少なく、人間関係が希薄になる傾向があります。



※各々の世帯類型の全体数の中で占める割合

6. 今後、必要な支援について

- (1)要支援度:「要支援度が高い」「緊急度は高くないが、支援や見守りの検討が必要」と訪問者が捉えた世帯は34世帯(31%)で、昨年度と同じ割合でした。34世帯の中には、昨年度は「現在は特別な支援は必要ない」だった世帯が29%あり、毎年の個別訪問で状況の変化を見逃さないことが重要です。
- (2)見守り体制づくり:見守りに関して、支援者への個人情報の提供に同意が得られた世帯は47世帯(43%)でした。提供先は在宅保健師・社会福祉協議会、民生委員が6~7割と多く挙がりました(同意世帯の内)。一方、先述の「要支援度高」「支援や見守りの検討が必要」の34世帯の内、同意が得られなかった世帯が21世帯(62%)に上ります。引き続き、自治体や当センターで状況を把握しつつ、見守り体制の構築へとつなげていく努力が必要です。
- (3)相談希望:自治体、当センターへの相談希望は下記の通りです。引き続き、制度や行政サービスで支援すべきことと、地域や市民団体等で温かく多様な形で関わり支援することの両面や両者の連携が必要です。



- 自治体への相談希望...ある13% (以下抜粋)
 - ・住宅(住宅の借上制度、公営住宅の継続希望)
 - ・生活困窮者支援制度、年金について
 - ・子育てに関わること(託児、通学時の交通)
 - ・医療(医療機関の情報)
 - ・就職情報(市の臨時雇用、ヘルパー関連の職)
 - ・広報/健診情報が入らない/日本語が読めない

- センターへの相談希望...ある18% (以下抜粋)
 - ・避難元の情報を早く知りたい/帰郷に伴う就職情報
 - ・話し相手・相談相手がほしい(避難元が同じ方、同世代の方と交流したい等)
 - ・健康(アレルギー対応策、放射線に関わる検査について詳細な結果を教えてくれる医療機関情報)
 - ・子どもをどこで育てるか家族で考えるための相談
 - ・生き甲斐・リラックスができる場

※本資料は、受入被災者支援に従事される方に被災者の全体傾向を把握していただくため、作成したものです。(一部数値には、訪問者の判断によるものも含まれています。)

2. 交流会を軸にした相談支援の経緯

(1) 2011年度避難当初～生活にかかせない支援制度説明会やふるさと交流会での相談活動

避難当初は住居の確保、生活物資のお届け、避難に必要な情報の提供が中心的な支援活動となったが、同時にふるさと交流会、福島原発事故損害賠償説明会、支援制度説明会、相談会が各地で開催された。避難元の人たちとの体験交流等で顔なじみをつくり避難にかかわる不安への対応と生活に必要な支援制度の説明を行い具体的な支援につなげた。夫々の企画は市町村、市民団体、弁護士会、司法書士会、臨床心理士会等と愛知県被災者支援センターが共催で開催し、各分野での専門家が交流会の中で相談員として一緒に参加した。

■相談のあり方■

愛知県被災者支援センターでの相談会においては、様々な分野から多くの相談員が参加した。初期の頃は、各専門分野の相談員が相談ブースに座り、避難者からの相談を待つ形式であった。震災直後という事もあり、相談が全く無かった訳ではないが、相談件数が多くはなく、相談する行為の敷居の高さもあったと思われる。そこで、相談員が交流会の中で一緒に話をし、信頼関係の構築や話しやすい環境となるよう努めた。交流会の中で一緒に話をしていることで、相談員としても避難者の問題に気づきアドバイスできることが多くなった。避難者の話を聞き、不安の解消に努め、今後の生活に必要なことにお答えすることが、当時の相談として必要なことであった。

当初は、相談員も被災に対する相談への対応は経験がなく、どう対応していいかわからないという不安の声もあったが、手探りの中、避難者やボランティアと一緒に話をすることにより、次第にそれぞれの専門分野がどのように役に立つのかを理解していき、良い経験を積む場にもなった。



大交流会での健康相談

(2) 2012年2月～勇気づけられた大交流会

震災から概ね一年たち避難生活が少しずつ整いつつある時期、初の全体交流会を名古屋市アイリス愛知で開催した。大交流会は2015年度まで年1回継続され、相談の場となった。各地で開催される交流会や趣味のクラブ、畑作業体験、ハッピー講座、お茶っこサロン等にも臨床心理士や司法書士等専門家が参加し身近な距離で相談がすすめられた。交流会には避難元自治体からの参加もあり、避難元の復興状況や支援制度の紹介等があった。交流会の進め方は、当日参加予定の方々と支援者との話し合いや相談で内容を共に創り上げてきた。

第1回 名古屋市・ふるさと大交流会

○2012年2月25日：アイリス愛知

震災から1年が経ち、次の一步を踏み出すきっかけにしてほしいとの思いで開催された。

第2回 蒲郡市・温泉大交流会

○2013年1月31日～2月1日：蒲郡ホテル、ホテル三河海陽閣

震災から2年、支援団体の費用協力を得た一泊交流会（P112参照）で、避難からの苦労を一時的にもねぎらい、同郷の方とのふれあいを大切にし、くつろぐ場として位置づけた。特に専門家を招いての相談会は実施していない。（第6章第2節2大交流会とふるさとサポーター参照）

(3) 2014年度～2015年年度 複数の専門家で複合的相談への対応

この時期からくつろぐ場づくりとともに複合的な困りごとに対応できるよう相談体制を整えた。放射能や食生活を含む保健医療、子育てや家族のくらしや仕事への不安、損害賠償、人権など幅広い問題に対する専門家が対応。相談にあたっては複数の専門家がペアで対応するよう工夫した。又避難者でつくる「ふるさとサポーター」が相談会にお誘いした。「どこに相談したらよいかわからなかったが今回話ができて良かった」との感想が多数寄せられた。

第3回 西尾市・温泉大交流会

○2014年2月1～2日：三河湾リゾートリンクス
初めての大会とセットの相談会でもあり、避難者が馴染みやすいよう「わいわい・がやがや交流相談タイム」とタイトルをつける。相談については個別相談と相談テーマ別のグループに分けて開催。以後の相談会ではこのスタイルを採用。

<相談体制>

(相談体制 17名 相談者 20名)

※個別相談テーブル

(テーマ別相談コーナー担当兼務)

健康⇒医師

損害賠償⇒弁護士

法律⇒司法書士

子どもや家族⇒臨床心理士

※テーマ別相談コーナー

- ・医療、身体⇒ 南生協病院医師、看護師
西尾保健センター保健師
- ・健康 (放射線相談、食品の安全、食生活)
⇒ 名古屋大学名誉教授、東海コープ食品
安全センター技術顧問、東海学園大学
健康栄養学部
- ・損害賠償・法律⇒福島原発事故損害賠償愛知
弁護士会、愛知県司法書士会、子ども被災者
支援法 (aichikara)
- ・くらし・仕事⇒
子ども、家族 愛知県臨床心理士会
自立、就労支援 母子自立支援員、産業
カウンセラー
人権分野 中日新聞論説委員

(相談対応者の声)

・子どもの甲状腺はこれからどうなっていくのか、内部被ばくの影響はこの先何十年とみていく必要があるが、そのための健康チェック体制がないのが現状。
・被災されている方達は心が癒される一方時間がますます抱えているものを増強させる面がある。
・生活の基盤が出来て落ち着いてきて体調やお子さんのことで心配が出てきた。時間がたっているのにフラッシュバックや症状がでることのとまどい。

第4回 西尾市・温泉大交流会

○2015年1月31日～2月1日：三河湾リゾートリンクス

<相談体制>

※テーマ別相談コーナー、個別でも対応 (相談体制 25名、相談者 30名)

- ・健康 (医療・保健・介護・福祉) ⇒
愛知県保険医協会医師、南生協病院医師、看護師、名南病院医師、岐阜環境医学研究所医師、在宅保健師会保健師
ケアマネージャー (地域包括豊橋中央保健師、福祉サービス豊橋北社会福祉士)
- ・健康 (食の安全) ⇒
健康ノート記録 岐阜環境医学研究所
放射線相談 名古屋大学名誉教授
食品の安全 東海コープ食品安全検査センター
- ・家族 ころのケア⇒愛知県臨床心理士会
- ・法律 損害賠償
⇒愛知県弁護士会、愛知県司法書士会
- ・生活
家計の見直し ライフプランアドバイザー
家事援助 コープあいちくらしすけあいの会
母子自立支援 名古屋市母子・父子自立支援員
自立支援 前寄り添いホットライン愛知センター
ママの自立支援 ママスタート・クラブ学び舎
mom
通訳等外国人支援 前名古屋大学国際開発研究科

(相談対応者の声)

・甲状腺の専門医ではないが内科、小児科、耳鼻科や歯科医師等の参加で疲れ・不眠などの体調の異変、一般的症状や疾患の健康相談が寄せられた。
・近所や職場環境になじめず孤独な生活、また生活の不安定さからのストレスが原因と思われる頭痛や不眠の相談
・子どもの相談はするが自分の体内被曝の心配を話す場がこれまでなかった。
・子どもに対する放射能の影響についての心配や留意すべきことについて、甲状腺検査で子どもに嚢胞が多く見られる心配などの相談。

(相談者の声)

- ・震災で家も家族も失って、今も不眠が続いている。
- ・相談できただけでも良かった。初めて話すことができた。少し気が楽になった。

第5回 名古屋市・大交流会

○2016年2月11日名古屋国際会議場白鳥ホール
震災から4年目が経過した同年のアンケート結果では、健康が気になる35.4%、生計、生活費で困っている方30.3%、住宅相談21.7%、悩みを相談できる人がいない方32.6%であった。それらに少しでも応えられるよう専門家への相談や当事者同士での意見交換の場の提供が必要であった。

<相談体制>

※17の相談コーナー設置 相談者34世帯

- ・岩手、宮城、福島復興状況と支援策⇒
岩手県復興局生活再建課
宮城県震災復興・企画部震災復興推進課
福島県避難支援課、原子力損害対策課
- ・住まい⇒愛知県建設部建築局公営住宅課
名古屋市住宅都市局住宅部
愛知共同住宅協会
- ・仕事⇒あいちマザーズハローワーク
- ・福島県の高校進学⇒
ふくしま連携復興センター
学校法人尚志学園専修学校 福島高校予備校
- ・健康全般⇒
愛知県保険医協会医師・歯科医師
愛知民医連医師
中京大学スポーツ科学部医師
南医療生協医師・看護師
- ・食品の放射線物質検査⇒
東海コープ商品安全検査センター技術顧問
放射線 名古屋大学名誉教授
健康ノート 岐阜環境医学研究所
- ・仕事や生活設計⇒キャリアカウンセラー
生活の自立支援 母子・父子自立支援相談員
- ・家族の健康⇒愛知県臨床心理士会
在宅保健師会「あいち」
- ・高齢者等の生活支援、介護、家事の援助
⇒地域包括支援センターケアマネージャー
コープあいちくらしたすけあいの会

- ・外国籍の方の生活⇒外国人ヘルプライン東海
- ・その他、全般⇒愛知県被災者支援センター他

(相談者の声)

- ・民間借り上げ住宅で地元詳しい不動産屋さんを紹介してもらった。
- ・自分の願いを話し、現在の情報をいただいた。その中で納得できる方向をさぐっていききたい。
- ・考え方の整理ができて良かった。
- ・「健康ノート」のコーナーで相談。問題になっていることがわかりやるべきことがみえてきた。

■大交流会での相談体制■

交流会で相談を行う上で、避難者である相談者に的確な相談ができるかどうかが必要であった。相談員が沢山いても相談者に寄り添った相談を行うことが出来なければ意味がない。その際に努めたのが、複数分野の相談員が同席して行う相談である。一般的な相談会では複数分野の相談員がいる場合、それぞれの相談員が単独で相談にのり、複数の分野で相談がある場合は、相談者が複数回に渡って相談を受ける。その方式では、被災・避難している複雑な状況を抱える相談者は、現状を伝えるため同じ話を何度もする必要ある。また、相談者が複雑な状況のなかで自分の抱えている問題を正確に理解できていないという問題も解消する必要があった。

一つの分野の相談員だけでは、どうしても専門分野の相談になってしまい、他に抱えている問題を見落としてしまう可能性もある。そこで行ったのが、複数分野の相談員が同席して行う相談であった。具体的な相談方法としては、まずは、担当者が事前に受け取った資料や相談者との簡単な聞き取りにより、相談者に必要だと思われる相談員を複数決める。法律家と臨床心理士、法律家と医師、医師と臨床心理士、保健師と就労相談員などの組み合わせの相談員を決め、必要があれば支援ボランティアも一緒に参加する。

複数の相談員と一緒に話を聞き相談にのることで、相談者にとってより良い問題解決が出来る様に努めることができ、相談員からも違った視点からの話を聞く事ができ有用であったとの感想もだされた。

(4) 2016年度～生活圏域でのつながり・住宅相談

2017年3月末で、福島県の自主避難者に対する住宅の無償提供が終了することに伴い、愛知県では100世帯以上の生活に影響が及ぶと予想された。そのため、健康・就労相談に加え、物件探しや家賃補助等、支援制度の相談が課題となった。

2015年度までは年1回の大交流会で相談コーナーを設けたが、2016年度は地理的な面も考慮し6会場（生活圏域）を確保し、今後の暮らし方など自分の思いを語る場として「これからの暮らしをいっしょに考えよう」の名称で相談交流会を7回開催した。

「これからの暮らしを考えよう」

○2016年 のべ81世帯が参加

- 9月16日 名古屋市東区愛知県社会福祉会館
- 9月24日 東海市しあわせ村
- 10月12日 岡崎市役所分館
- 10月29日 一宮スポーツ文化センター
- 11月5日 豊橋市民センターカリオンビル
- 11月19日 名古屋都市センター
- 1月29日 名古屋都市センター（今後の住居が決まっていない方が多かったため追加開催）

<相談体制>

宮城県大阪事務所、愛知共同住宅協会、キャリアコンサルタント、コープあいちくらしの相談室、愛知県臨床心理士会、外国人ヘルプライン東海、いわて内陸避難者支援センター、ふくしま連携復興センター、名南ふれあい病院
(あおぞらにて紹介)

通訳を通じて案内したことで、中国語、タガログ語、インドネシア語、スペイン語を母語とする方々も参加され相談することができた。相談体制については特に住宅支援が終了する世帯を対象に住宅、雇用、進学、子育てサポート、外国人ヘルプライン東海などの専門家、岩手、宮城、福島の復興状況についての職員関係者等、幅広い相談に応える体制をつくった。又同時に市町村圏域での支援環境づくりを目的に支援調整会議も試みた。

■新たな生活に向けた相談体制■

震災から5年が経過し、この頃からは、避難者の生活もそれぞれの事情によって大きく異なってきた。避難者の相談は、これまでの震災に直接起因する話から、これからの生活をどこでどう過ごしていくかの悩みが反映されるようになった。また、これまで続いていた住宅支援の打ち切りが明確になり、家賃の心配や住んでいる住宅にそのまま住むことができるかななどの問題がでてきた。

「これからの暮らしを考える会」では、避難者が新たな生活に向けて少しでも心配を無くすことができるよう取り組んだ。相談内容も住宅の転居や就職の問題が多くなったのが特徴である。また、震災当時、幼子であった子ども達が小学校や中学校へ進んでいくなか、親は子育てや進学の悩みを抱えている人が多いが、それと同時に「子供のケアも必要ではないか」という意見が支援者側にて始めたのが、この頃の特徴である。

■みなし仮設住宅提供の打ち切り■

災害救助法に基づき、民間アパートや雇用促進住宅などを応急仮設住宅（以下、みなし仮設住宅という）として県外への避難者に対しても無償で提供がされた。福島県では原発事故の影響から強制避難区域の住民のみならず、自主避難者にも同じようにみなし仮設住宅の無償提供がされた。建設型の仮設住宅と同じ制度のため、提供期間は原則2年間で、必要に応じて1年間ごとに延長される形である。

一般的な震災であれば復興公営住宅の完成を目途に住宅の環境が整ったとして仮設住宅の提供も終了となるが、東日本大震災の特に福島からの避難者においては、放射能汚染の影響を恐れての避難であり、福島県内で「県内での除染の進捗や食品の安全性の確保など、生活環境が整いつつある」とされても、簡単に帰還する気になれない人達ばかりであった。また、自主避難者にとっては、仮設住宅の無償提供が唯一の支援であり、転職等により収入が減った状況下において新たに家賃が発生することになると、これまでの生活が維持できず、やっと落ち着き始めた避難生活に多くの影響を及ぼすものであった。

これまでいた住宅に家賃を払って居住することを希望しても、大家側や保証人の問題など様々な

事情で新たな賃貸借契約を結ぶことが出来ず、退去を余儀なくされるものもいた。また、これまで提供されていた住宅では家賃が高いため、あらたな住宅を探す必要がでてきたものも多かった。なれない地域であるため、引越し先を探すだけでも大変な困難が生じ、また、子供連れで避難している方が多かったことから、学校区を変えたくないなど、みなし仮設住宅提供打ち切りによる避難者への影響は大きかった。

(5) 2017年度～健康とくらしの充実にむけて愛知民医連と共催で甲状腺エコー検診&交流会・当事者でつくる交流会が定着

2017年より、愛知民医連との共催で甲状腺エコー検診&交流会を年2回開催している。甲状腺を始めとした健康相談に重点をおき、かつ交流相談会も開催した。

(→第5章第4節 健康・医療的支援 参照)

福島県からの避難者による双相地区のふくしま交流会(豊橋)、津波による避難者対象の気軽にお茶飲み交流会(東海市)ふれあいひろば小牧(小牧市)、めぐりあいの会(名古屋市)等、当事者が実行委員会を作って開催する交流会が定期的で開催された。社協・生協・市が中心となって開催された田原市のお鍋交流会もあり、それらが定着した形で常に専門家も参加し相談対応し現在も継続されている。

(交流会を軸とした相談支援の教訓)

交流会を軸とした相談支援で得た教訓としては、被災者同士のつながり、被災者と専門家とのつながり、専門家同士のつながりでの支援者間ネットワークの構築ができたこと。

又、相談は問題解決のため、アドバイスをもらうためだけでなく「話す」ことで問題が明確化し、ストレスの解消にもつながること。

相談までのプロセスに寄り添い、相談することを躊躇している方のサポートの必要性や、地域密着型の相談、情報提供、場づくりの必要性などが明らかになった。

■減っていく支援と見えなくなる避難者■

震災から経過した期間が長びくとともに東日本大震災について社会的に話題になることも減り、様々な支援制度にも終了するものがでてきた。愛知県被災者支援センターでは、回数は減ったものの上記のとりの交流会が継続的に開催され専門家が参加を続けてきた。交流会の中で明らかな相談は無くなりつつあるものの、生活の中での困りごとや将来に対する不安ごとなどの話があり、そこに専門家の立場として継続的にアドバイスを続けることが、今必要とされている。身近に相談者が常にいるという安心感がこれからの生活の一つの支えとなれば、これまでの活動の意味があったといえるのではないかと。

これからの課題として「避難者の実体がみえなくなりつつある」ことが挙げられる。避難者の生活に問題がなければ杞憂でしかないが、交流会の参加者も初期の頃に比べて減っており、支援体制が弱くなることで、避難元から離れ、近隣に親戚等がない避難者にとっては地域社会からの孤立などが起こりやすくなる。「避難者の実体がわからない＝相談がない」とするのではなく、いつでも避難者が困ったときに相談できる場所を確保し、相談できる体制をどう維持していくかが今後の課題といえる。



甲状腺エコー検診での健康相談



これからの暮らしを考えよう

第5章 各分野の相談・支援

第1節 法的支援

1. 愛知県弁護士会・福島原発事故愛知弁護団
2. 司法書士の支援活動

第2節 心の支援（愛知県臨床心理士会）

1. 愛知県被災者支援センターへの参加
2. 相談の諸相
3. この10年を今後に生かすために

第3節 家族の支援（在宅保健師会「あいち」）

1. 在宅保健師会「あいち」

第4節 健康・医療的支援

1. 避難者の健康相談に協力（愛知県保険医協会）
2. 甲状腺エコー検診（愛知民医連）

第5節 日常生活支援

1. アウトリーチ支援の開始
2. 時の経過が分けた明暗
3. 日常を取り戻すためのアウトリーチ支援
4. 要支援者に対する個別支援
5. 地域力をつなぐ要
6. 10年を迎えるにあたって

第6節 多文化支援

1. 海外出身者とその家族の避難の状況
2. 愛知県被災者支援センターにおける海外出身者とその家族への支援
3. 避難した海外出身者とその家族の支援に必要な知識と配慮

本章では、支援に関わった専門職・団体より、6つの分野から相談支援の具体的内容とその中で得られた知見と今度への課題を記載している。6つの分野は、概ね相談支援の分野が顕在化した時期にそって並べているが、多文化支援については、関係者ヒアリングをもとにその具体的経過が記されている。また、第2節3では「支援者への支援」体制の必要性が示されている。

第5章 第1節 法的支援

1. 愛知県弁護士会・福島原発事故愛知弁護団⁷²（執筆者・文責：澤 健二 愛知県弁護士会）

（1）東日本大震災対策本部の設置と県内への避難者支援

愛知県弁護士会は東日本大震災発災当日に対策本部の設置に動き、2011年3月22日に正式に東日本大震災対策本部を設置した。東日本の復興活動の支援を目的としたが、愛知県内に避難されている方も多いと聞き、県内への避難者の支援も目的とした。愛知県庁や名古屋市役所に確認すると公営住宅826戸を「避難先」として提供しているとのことであった。そこで、避難者を対象として同年4月18日から無料電話相談を開始した。当初は午前10時から午後5時までとしたが、相談件数は少なく6月からは午後のみとした。結局2012年1月で終了した。

（2）専門家を交えた総合支援～避難者相談会への参加

日弁連が、4月29日から5月1日の3日間宮城県に全国から弁護士100名を派遣して一斉の避難所相談を企画したため、愛知県から弁護士10名が参加し、石巻市・女川町・名取市等で避難所へ赴いて3日間相談会を実施した。これら相談活動で支援制度の勉強を積み、被災者に対し支援情報の伝達や相談活動をすべきところ、当時はボランティア等との連携もできていなかったため、相談はなく避難者が見えずにいた。同年6月に愛知県が被災者支援センターを設置し、パーソナルサポート支援チーム会議（以下「PS会議」という）を発足するとのことであったため、愛知県弁護士会として参加し、隔週の会議に1～2名参加するようになった。弁護士会で、被災者支援制度の説明等を記載した「愛知県弁護士会ニュース」を作成し、愛知県が送付するあおぞら等の情報書類と一緒に被災者宅に送付してもらうようにした。また、被災者支援センター等が開催する交流会や説明会には、弁護士を派遣し法的支援に関する相談

に対応してきた。支援センターによる専門家を交えた総合支援は被災者を勇気づけ安心を与えたと考える。

（3）福島原発事故損害賠償愛知弁護団の設立

2011年8月には、原子力損害賠償紛争審査会が、原子力損害の範囲の判定や当事者（被災者と東電）による自主的な解決に資する一般的・総合的な指針として、原子力損害の賠償に関する「中間指針」を公表した。同月、愛知県弁護士会として、中間指針についての説明会を開催した。中間指針の内容は避難者にとっては低額にすぎ、一部強制避難地域に限定されていたが、相談者（避難者）はいわゆる区域外からの避難者が圧倒的に多かった。

賠償の範囲を広げる必要があり、紛争が生じる蓋然性が高いと思われたことから、「弁護士会」としてではなく「弁護団」として原発由来の避難者の個別救済を図る必要があると考え、同年9月に福島原発事故損害賠償愛知弁護団（以下「弁護団」という）を設立した。以後、PS会議には弁護士会とともに弁護団としても参加するようになった。

（4）避難者支援の制度紹介

弁護士会としては、支援センター等が開催する説明会等や支援者を支援する会等に参加し、被災者支援制度集である「ここから」の紹介や、国連人権委員会の国内強制移動に関する指導原則を紹介し、避難することは権利であると周知してきた。また弁護団としては、原子力損害賠償紛争解決センターがいわゆるADRの一つとして賠償の仲裁・あっせんを始めたことからこれら制度の紹介と申立の支援をしてきた。

（5）災害ケースマネジメント今後への課題

⁷² 執筆者個人としての愛知県弁護士会や原発弁護団の活動報告である。

弁護士のみならず被災者支援は基本的に個別救済である。ひとりひとりの損害・悩み等々に寄り添い、その解決策を模索する。解決策がなければ立法を促すための立法事実を集積し、救済策を策定する作業を促すこととなる。

被災者支援に関しては、被災者支援員が被災者ひとりひとりが抱える課題を把握し、被災者ひとりひとりの被災者台帳を作成し、ひとりひとりの支援計画を策定し、その計画の実行を見守り、「平時」の生活ができるまでケアする必要がある。これを災害ケースマネジメントと呼んでいる。ここでは社協その他の福祉関係者やボランティア等との連携は不可欠である。PS 会議は、それらと連携し、被災者を避難先自治体とつなげ、被災者が「平時」を取り戻すまで個別訪問を含め活動をしてきており、まさに災害ケースマネジメントを実践してきた団体である。ひとりひとりが「平時」を取り戻すまで弁護士会は被災者支援センターとともに支援活動を続ける決意である。

弁護士会



県内に避難された被災者を支援する制度の説明会にて



県内に避難された被災者を支援する制度の説明会



原発事故損害賠償説明会

2. 司法書士の支援活動（執筆者・文責：林 一平 愛知県司法書士会）

（1）被災地支援

大きな災害が発生すると被災地において多くの問題が発生するが、その中でも災害時に適用される制度を被災者が利用するための支援や生活の立て直しのためにクリアしなければならない法的な問題が多数ある。特に東日本大震災では、被災地域は壊滅的なダメージを受けたうえ、もともと東北地方沿岸部は弁護士や司法書士が少ない地域であることから、法的な支援を受けられず、生活の復興が出来なくなる人が少しでも減らせるようにとの思いから、被災地域での支援活動に努めた。

被災地での支援活動の主な方法は、直接被災者と対話することである。震災初期の頃は、避難所に行き、一人ひとりに声をかけて困った事がないか聞いたり、支援制度の説明を行った。避難所によっては、車座になり話を聞いたりすることもあった。相談の内容は多種多様で、親族を亡くした方からの相談や先が見えないことに対する不安などの深刻な相談もあった。仮設住宅が完成した頃からは、仮設住宅への巡回相談を行った。一軒一軒の軒先で、扉をたたき、声をかけ、困りごとがないか聞いて回る活動である。復興に向かう過程であり、地域によって時期は様々であるが、住宅再建に関する相談が定期的に寄せられた。また、行政に対する要望を伝えて欲しいとの声も多く聞かれた。

全国の司法書士と協力をしながら、行った活動であり、2011年の5月から、多くの方が復興住宅への入居した2017年頃まで、毎週末どこかで巡回相談活動が行われていた。必ずしも効率の良い活動とはいえないが、地域での相談会場があっても会場に行くことが出来ない人や相談に行く事をためらっている人達からは、相談が出来る機会があってよかったとの声も頂くことが出来、意味のある活動であった。

（2）愛知県被災者への対応

震災直後から愛知県へ避難者がいることは、把握していたが相談に来る人はおらず、どう対応し

てよいか（愛知県司法書士会では避難者向けの電話相談を4月18日より1ヶ月程開設していたが相談件数はほとんどなかった）と模索していた。その後、愛知県被災者支援センターで行っているパーソナルサポート支援チーム会議（PS会議）の第2回から参加し、継続的参加を続けるとともに、各種交流会などにも参加をし、相談対応に努めてきた。

交流会での相談については、2011年は、住宅ローンや車のローンに関する相談、生活保護の相談などがあつた。以降は、相談の内容も多様化していき、生活に関連する相談として、仕事でのトラブルや家族間に関する問題などの相談などもあつた。2015年頃からは、住宅に関する相談が増えてきた。子どもが大きくなり現在の住居では手狭になったり、住宅環境が良くなく引越しをしたいと考えてきた時期かと思われる。特に2016年には、借り上げ住宅の終了期限が近づいていることから、住宅の問題並びに生活苦に関する相談もあつた。

（3）原発事故による避難者への支援（原発ADR申立の促進）

東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下、原発事故）によって受けた損害の賠償を請求するための方法の一つとして、原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介（以下、原発ADR）の申立がある。この手続きは、2011年9月から開始しているが、当初は概要がはっきりしないこともあり、制度を利用した人からも手続きが大変であるとの声も多く利用者が非常に少なかった。また、多くの避難者が弁護士による裁判手続きに参加することによっての被害回復に積極的かと思われたが、参加者は一部にとどまり、多くの避難者が賠償に対して諦めていたり、面倒なことに関わること避けていたりする節があつた。しかし、原発事故から数年が経過し、原発ADRの事例の積み重ねなどにより、比較的避難者に負担が少なく賠償手続きを進められることがわかってきた。そこで、我々は、原発ADR申立の促進を行った。

2018年3月に「原発ADR説明会・個別相談会」をあいち被災者支援協議会と愛知県司法書士会の共催で2回行い、17名の相談者に対応した。その後も各交流会での案内を行うとともに、愛知県被災者支援センターから直接声をかけてもらい、手続きの説明を行うとともに、申立の手続きができるように支援していくことによって、愛知県内へ避難した方からの申立件数の増加に貢献することができた。

司法書士会



大交流会での相談受付



ふくしま交流会での原発ADRの相談

第5章 第2節 心の支援（愛知県臨床心理士会）

執筆者・文責：渡邊素子・今村友木子・永田法子・中村美津子 愛知県臨床心理士会

はじめに

一般社団法人愛知県臨床心理士会は、県内に勤務または在住する 2100 人余りの臨床心理士が所属する職能団体である。東日本大震災に際しては会員が個人単位で避難所の支援に行ったり、各職場から医療・保健機関に派遣されたりしているが会としての組織単位では、文部科学省緊急スクールカウンセラー派遣事業に日本臨床心理士会を通じて参加し、現地の小・中学校の支援にあたった。

その後 2012 年には震災支援プロジェクトチーム (PT) が発足、翌 2013 年に災害対策ワーキンググループが、会長・副会長・事務局長および震災支援 PT で構成され、2014 年に災害対策本部を設置、有事には災害対策本部の下で災害支援を行うことになった。

また 2013 年以降は毎年定期的に災害支援研修会を行っているが、2015 年からは震災支援 PT を新たに災害支援部会に昇格、県外被災地での支援活動および災害支援に関する研修の企画を恒常的に行うようにし、支援要員の育成に努めている。

県内被災者への支援は、会員の各職場において、心理相談活動が行われた。とくに義務教育・高等教育の現場では、各校に配属されたスクールカウンセラーより、被災地からの転入生の支援活動が報告されており、県内避難者への支援が課題であるとの認識を共有していた。

そのような流れの中、被災地への直接支援活動がひと段落した 2012 (平成 24) 年度から愛知県被災者支援センターの諸活動に参入させていただき組織としての県内避難者支援活動を開始した。現在は、災害支援部会に所属する 14 名の専門委員および協力委員が交代で任にあたっている。

本節では、当会が愛知県被災者支援センターの諸活動に参加する中で行ってきた心の支援に関する問題と、その相談支援活動に関しての概要をたどる中で特徴をまとめ、今後の災害支援における心の支援に向けての課題を検討する。

(1) 愛知県被災者支援センターの活動への参加

1) PS 会議への参加

愛知県被災者支援センターの諸活動への参加は 2012 年 6 月 20 日の第 23 回 PS 会議から始めた。毎回の出席は他の業務や活動との兼ね合いで難しいものの、月に 1 回は部会から誰かが参加できるように、各委員の予定を調整している。

PS 会議においては、当初は臨床心理士は何ができるかを説明することや、心の支援が受けられる場の情報提供、また支援を行うに当たって必要な心理的配慮などを、PS 会議に参加している連携機関に伝達した。特に愛知県は他県と比べてスクールカウンセラー配置率が高く、愛知県立および名古屋市立の小・中・高等学校全校に配置されている。当会でも、被災により転入した児童・生徒やその保護者に対する支援が必要であることを、研修会を通してスクールカウンセラーに呼びかけた。また、心理的な問題について相談できる機関として、大学付属の心理相談室の一覧を作成し、被災者に配布して頂くようお願いした。それと並行して、各相談室に被災者の相談について相談料金の減免措置を講じる様に支援体制を整えた。

2) 交流会・相談会への参加

PS 会議に参加するようになってから、愛知県被災者支援センターの主催する避難者交流会・相談会に心身の健康相談のために参加を呼びかけられそれに呼応する形で参加することになった。これまで当会が参加した交流会・相談会を表 1 に示した。

2012 年から 2013 年途中までは、個別の心理相談は特に需要がなく、会の参加者との交流が中心であった。

2013 年度の途中から個別相談が入るようになった。また相談は被災者からだけではなく、被災者の支援に従事している支援者からも寄せられた。

2017 年 3 月に住宅補助が終了したことで、愛知県に定住するか否かの決断があったことも影響したのか、交流会への参加メンバーが固定化してい

った。それに伴い、個別相談よりも、その場において被災者に寄り添い話を傾聴することが増えた。

(2) 相談の諸相

1) 心身の不調

個別相談の中で、パニック発作や自律神経症状、抑うつ等、心身の不調に関して相談が寄せられた。一般に、災害が生じた直後は急性ストレス反応を示す割合が多く、おおよそ1ヶ月経つと多くの方に症状の消退が認められ、症状が残存しても半年後には治まっている場合が多いものの、一部は遷延して慢性化する場合がある。当会が個別相談に参加するようになったのは発災後2年以上経過した時期であるが、その時期に寄せられた心身の不調に関しては、専門的な治療が必要である場合が多かった。またこういった問題について、支援機関との繋がりがなければ、被災者はどこに相談をすればよいか、専門機関にかかる方がよいのか、かかるならばどこにかかればよいのか等の判断を被災者自身が行わなければいけない。特に避難者は、土地勘もなく、またその地域のことをよく知った知り合いも多いわけではない。そのため、専門機関を探すことも困難で、相談会での需要も存在したものと推測される。

2) 家族

避難をして現地から離れることに対して、現地に残る家族や親族に対して、罪悪感があったり、理解してもらえないという思いがあったりする、という相談も多く、実際に家族間で意見が食い違い、深刻な分断がもたらされている、といった相談もあった。津波被害および放射線被害という今回の震災の特徴の影響が大きい、「被害を受けた故郷を復興する」という一致した目標を持ちにくく、その水準が、社会を構成する最小単位である家族にまで及んでいるというのが、分断の深刻さを物語っている。

また、分断とまではいかないが、子どもの成長に伴い、親世代と子ども世代とで被災したことに対する意識や意味づけが異なってくる、ということも生じている。子どもにとっての10年と、大人にとっての10年とでは、生活の中で体験する内容や形成する対人関係も大きく異なる。また思春

期から青年期にかけて、子どもが親元から巣立っていくのが健全な発達のあり方でもある。このような隔たりが、家族を分断するものではなく、子どもの成長の一環として体験されることを願いたい。

(3) この10年を今後に活かすために

1) 記憶を風化させないための記録の整備

一般に、深刻な事態や悲劇的な出来事に対して、時間が経つにつれて人間はまるでそれがなかったかのように記憶の淵に沈めてしまう。それは今現在を生き抜くために必要なことではあるが、そこから得られた教訓も忘却されることが多い。次の世代に継承することは、意識的な努力が必要である。今回の10年誌の編纂もその一環であるが、支援者側でも支援記録を残して次世代に継承する努力が必要であろう。

2) 支援者に対する支援の重要性

愛知県被災者支援センターの取り組みの中で、当会が支援者側から助言を求められることや、支援者のケアの一環として相談の場が整備されるということがあった。実際に、深刻な体験をしている被災者に寄り添う支援者にも、守られたところで話をきくことによって、このような負担を軽減し、支援者自身が燃え尽きることがないようにサポートすることが必要である。また支援者は、長期間支援を行う中で、新しい支援の課題が立ち現れ、その都度何が適切かを悩み抜きながら対応をしている。支援に当たっているスタッフが真摯な姿勢で支援に取り組んでいる姿を、当会も長年見続けてきた。それだからこそ、10年支援活動が続いていると考えられる。良質でニーズに即した支援を被災者に届けるためにも、愛知県被災者支援センターが取り組んだように、支援者を支援する体制を構築し、支援スタッフが安定して支援に関われるようにしていくことが、今後の災害支援の体制づくりに必須の条件として組み込まれることが望ましいといえよう。

表1 愛知県臨床心理士会の参加した交流会

年月日	事業名	支援形態	内容
2012年7月26日	瑞穂区交流会	子育てつどいの広場in瑞穂	交流参加・傾聴・助言
2012年10月27日	津島市交流会	交流参加・見守り	
2012年12月16日	あま市交流会	交流参加・見守り	
2013年3月27日	蟹江町交流会	交流参加・傾聴・助言	
2013年8月25日	相双地区交流会	交流参加・個別相談(予約なし)・傾聴・助言	子育て・子どもの健康
2013年8月31日	母子元気回復事業	交流参加・個別相談(予約あり)・傾聴・助言	子育て・子どもの健康・避難先での孤立・元の地域からの孤立
2014年2月1日	温泉交流会	個別相談(予約あり)・傾聴・助言	子どもの健康・本人の健康
2014年4月12日	お茶飲み交流会	個別相談(予約なし)・傾聴・助言	現地への帰還・子どもの健康
2014年9月1日	第2回相双地区交流夏祭り	交流参加・傾聴・助言	現地残留の家族・現地行政について・現在の生活
2014年9月31日	温泉大交流会	個別相談(予約あり)・傾聴・助言	子どもの健康・現在の生活
2015年8月2日	岩手宮城お茶飲み交流会	交流参加・傾聴・助言	現地への帰還・子どもの健康
2015年8月20日	第3回相双地区交流夏祭り	個別相談(予約あり)・個別相談(予約なし)・交流参加・傾聴・助言	定住先・本人の健康
2015年11月22日	宮城県避難者交流会	個別相談(予約なし)・傾聴・助言	現在の生活・本人の健康・支援者の相談
2016年2月11日	第5回全体交流会	個別相談(予約あり)・個別相談(予約なし)・交流参加・傾聴・助言	定住先・本人の健康
2016年7月31日	岩手宮城気軽にお茶飲み交流会	交流参加・傾聴・助言	現在の生活
2016年9月16日	これからの暮らしをいっしょに考えようin名古屋	交流参加・傾聴・助言	定住先・子育て・介護
2016年9月24日	これからの暮らしをいっしょに考えようin東海市	交流参加・傾聴・助言	被災体験・定住先・現在の生活
2016年10月29日	これからの暮らしをいっしょに考えようin一宮市	個別相談(予約あり)・交流参加・傾聴・助言	子どもの健康・本人の健康
2016年11月5日	これからの暮らしをいっしょに考えようin豊橋市	交流参加・傾聴・助言	子どもの健康・本人の健康・定住先
2017年6月11日	甲状腺エコー健診・交流相談会	個別相談(予約あり)・交流参加・傾聴・助言	子育て
2017年10月1日	ふくしま交流会	交流参加・傾聴・助言	定住先
2017年10月29日	岩手宮城気軽にお茶飲み交流会	交流参加・傾聴・助言	現在の生活・本人の健康
2017年12月10日	甲状腺エコー健診・交流相談会	個別相談(予約なし)・交流参加・傾聴・助言	子育て・現在の生活
2018年3月18日	岩手宮城気軽にお茶飲み交流会	個別相談(予約あり)・交流参加・傾聴・助言	本人の健康・現在の生活
2018年6月2日	甲状腺エコー健診・交流相談会	個別相談(予約あり)・交流参加・傾聴・助言	子どもの健康
2018年7月8日	岩手宮城気軽にお茶飲み交流会	交流参加・傾聴・助言	現在の生活
2018年10月28日	岩手宮城気軽にお茶飲み交流会	交流参加・傾聴・助言	現在の生活
2018年11月25日	ふくしま交流会	交流参加・傾聴・助言	現在の生活
2019年9月29日	ふくしま交流会	交流参加・傾聴・助言	現在の生活
2019年10月6日	岩手宮城気軽にお茶飲み交流会	交流参加・傾聴・助言	現在の生活
2019年12月1日	甲状腺エコー健診・交流相談会	交流参加・傾聴・助言	現地行政について・支援者の相談
2020年6月14日	オンラインでつながる・ひろがる講座&懇親会	オンライン参加・傾聴	子どもと本人の健康・交流
2020年10月4日	岩手宮城気軽にお茶飲み交流会	交流参加・傾聴・助言	現在の生活・家族・支援者の相談
2020年10月17日	甲状腺エコー健診・交流相談会	交流参加・傾聴・助言	現在の生活・子どもの健康・支援者の相談
2020年11月15日	甲状腺エコー健診・交流相談会	交流参加・傾聴・助言	現在の生活

第5章 第3節 家族の支援（在宅保健師会「あいち」）

執筆者・文責：丸山路代（在宅保健師会「あいち」）

はじめに

2014年6月に、愛知県被災者支援センター（以下、「支援センター」とする）から、愛知県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」とする）を通して、愛知県内に避難している被災者への支援活動に協力依頼があり今日まで活動に参加している。

在宅保健師会「あいち」は、国保連合会の支援を受けて、地域における保健活動を実施している団体で、本会としても被災者の健康相談、生活相談に積極的に協力しようとの思いから、活動に参加することになった。

（1）全世帯訪問への参加（2014・15年）

1) 避難から4年目で、それぞれの世帯の生活は変化しており、やや落ち着いた人とは対面できずにいるとのことであった。「今、家族がどうしたか」「どんなことで困っているか」など不安を傾聴し、健康チェック等をして支援につなぐ目的で、行政保健師が協力困難な市町村を対象に、避難先市町村の防災担当者として支援センターの担当者、保健師の3者で訪問した。

対象者に応じて、血圧を測り脈をとったりしてスキンシップを図り、緊張をほぐしたりした。遠慮もあり、なかなか自分のことを話さないのので、本音を聞き出すまでにかなりの時間を要した。

2) 不安や怒りの声・生活状況の一部

・かかりつけ医がいなくなり受診控えする人や、なれない地域での生活、余震が来るのではという不安等からよく眠れない等。

・知り合いがいないから出かける所がない。避難者という特異な目で見られるような気がして外出を控えている。

・仕事のため被災地に残った家族の健康を心配する一方で、慣れない土地で乳幼児を抱えての子育ての負担感を訴える母子世帯では、健診や子育て支援の紹介等 保健センターに繋げた。

・狭い居住空間で、子ども同士の喧嘩にイラつきを覚える。

・対人関係が苦手な子供にとって、ゼロからのスタートはできない。子供が不登校になって。でも、子どもを責められない。この先が不安で・・・。

・好きでここにいるんじゃない。不本意な避難です。子供たちの命を守るための決断でした。震災のことは、家族内では禁句。あの恐怖を思い出したくないから。でも、苦しいんですと、涙ながらに胸の内を明かしてくれた。

・自分たちだけが、避難して新しい生活をスタートしている後ろめたさがある。子供のいじめが怖いので、近所には避難してきたと言っていない。

3) 全世帯訪問の必要性

生活の場に出向き、対面で話を聞くことで、生活環境や電話ではわからないその人の表情から、不十分ながらも、気持ちを引き出すことができたと思う。被災した恐怖体験と、余儀なく家族・友人知人たちと離別して故郷を離れたという共通の辛さを抱えている彼らの気持ちを受け止め、寄り添っていくことが大事だと痛感した。特に、子どもたちは被災体験がトラウマになってしまわないように、心のケアが必要である。

一般のケースの場合、生活が自立し健康であれば支援対象から外れることが多いと思うが、被災者の場合は様々な要因が重なり合っているのので、一回の訪問で簡単にトリアージせず根気よくメッセージを送ることが必要である。

（2）要支援世帯への訪問に参加

件数は少ないが、病気や社会復帰等保健福祉の要支援世帯へ、専門職、支援センター職員とともに訪問・面接相談を実施している。現在は、支援センター職員がコーディネーターとなり、随時同道訪問し、一緒に福祉の窓口に出向き牛歩の歩みを進めている。継続訪問で、相談内容がはっきり

してくる。自分が何をしたいか、自分の気持ちを整理する機会になっていると思われる。

ただ、私たちからの積極的な関わりができなかった。訪問のしっばなしで終わった気がしている。

(3) 専門家による複合相談に参加

住宅支援終了の時期が迫ってきた頃であったので、障害を抱える世帯にとっては居住地域の選択は深刻であった。専門職同士で持てる知識と情報でいくつかの選択肢を提供するにとどまった。管轄の行政職員の参加が望まれ、必要と感じた。

(4) 交流会への参加

同郷のよしみ、顔みしりの人との出会いは和気あいあいとした雰囲気、テーブルでの雑談にそっと参加し、必要時相談に乗るという形式で、参加者と気軽に話げできた。相談は、相談室で行うこともあるが、多くは集団から離れている人の隣に座り、つぶやきを聞き会話を進めることが多かった。訪問で気になった人に保健師から声をかけて誘い、その人が持つ能力(料理上手)を發揮する場を提供したこともある。

相談内容は、第4章第1節と重複するので省略するが、「残してきた家や墓の処理が思うように進まない。故郷に行くこともできない」と嘆く高齢者の声が重くのしかかっている。

(5) 甲状腺エコー検診での相談会に参加

会場によって検診介助に従事する機会があった。医師の懇切丁寧な説明に受診者たちは安心した様子。中には、涙する親の姿もあった。親としては、子どもの放射能に対する不安が大きく、放射能への不安を訴える相談が多かった。

- ・ 食べることへの不安が強く、子供に食べさせるものは安全なものを。せめて給食は地産地消で作ってほしい。
- ・ 被災地で、避難中に外に出たことを悔やみ自分を責めている親。
- ・ 検査データの説明を何度も何度もいろんな人に聞いている。

・ その他、仕事上の悩みや職場の人間関係、言葉の問題、分散家族の悩み等多岐にわたる。

(6) 今後に向けて

広域避難者は災害の恐怖、死別、離別を一度に体験し、今まで我々が想像しえなかった経験をしている。住み慣れた家や地域・仕事・学校など失った繋がりを取り戻せない。喪失感の中で必死に生きている人たちであることを、しっかりと肝に銘じていかなければならないと思った。安心して身体を休めることができる場の提供と、生きていく上での総合的な相談支援体制の構築が必要である。顔が繋がっている被災地での相談支援ではない。すべてがゼロからの関係づくりである。

何よりも必要なのは、問題が多岐にわたることから、行政の横の繋がりそれぞれ役割を明確化する必要があると思われる。今回、必要なサービス提供・見守りを担当する行政との事前の交流がなく、地域の状況・情報を得ておくことが必要と痛感した。特に、専門相談と要支援世帯への訪問でそれを強く感じた。行政の協力が一本化されていけば、連携はスムーズにできたのではないだろうか。

今年度、全国の被災地では、コロナ禍で避難者が安心して安全に避難生活を送れるように、災害救助法により避難所開設・運営する市町村と、避難者の感染防止対策を担う県の保健所との円滑な連携が見られる。感染症に関わらず、行政の横の繋がりを切に願うものである。今回の経験から出た課題や教訓を今後の被災者支援に活かしていただきたい。本会としては、点での関わりで終わってしまったが、この経験をどのように伝承するかが課題である。

在宅保健師会



健康についての相談

第5章 第4節：健康・医療的支援

1. 避難者の健康相談に協力（愛知県保険医協会）

執筆者・文責：日下紀生（愛知県保険医協会）

（1）きっかけは2012年。甲状腺の検査・治療体制の要望から

2012年、東日本大震災から一年を経た頃、当協会が原爆の放射線被害に関する学習会を開いたところ、「福島県郡山市から、実家のある豊橋市へ、昨年3月に避難してきました。同じく東北・関東から避難してきている人の子どもたちに甲状腺の異常が出ており大変心配しています。被ばくという観点から甲状腺の検査をしていただけることを希望しています。検査・治療の体制を整えていただきたい」「対応してもらえる病院、医師を紹介してもらおうことはできないでしょうか」などの声が寄せられるようになった。

（2）愛知民医連と共催で相談会・情報提供を開始

上記の声を受けて、愛知県民主医療機関連合会と共催で、「原発避難者向けの相談会の企画」を検討し、2012年9月に1回目として内部被曝についての学習会と健康相談会を開催。検査や相談を受けられる医療機関の情報提供を始めた（その後不定期ではあるが、同趣旨の企画を数回開催）。

（3）愛知県被災者支援センターの交流会に参加

2014年9月、当会は県被災者支援センターから、同センターが行う避難者全戸訪問調査で、「眠れない」「急な疲れ」「津波を思い出して不安に陥る」「放射線の健康影響（甲状腺検査や受診できる医療機関がわからない）」「子どもの体調（アレルギー、貧血等）」などの医療・健康面の不安が多く寄せられているとの情報を受けて、多くの避難者が参加する「全体交流会」で「健康相談」ブースを設置し、避難者の声を受け止める場の要請を受けた。

保険医協会会員に被災者支援の現状を知ってもらうために、機関紙に「避難者の現状を知る～医

療・健康・心のケアに取り組むために～」を2014年9月から5回連載した。被災者支援センターで個別支援や相談に関わった医師・臨床心理士・看護師などの報告を掲載した。

そして、2015年1月31日の大交流会「これからの暮らしをいっしょに考えよう」から、医師・歯科医師が参加・協力している。

甲状腺の原発事故・放射線との影響を巡っては、医学界でも意見が分かれており、見解を一つに絞ることは難しい。2016年10月に東海市・一宮市会場に参加した医師からは、「福島での甲状腺がんの発生をどう見たらいいのか、私の考えをお話しして一緒に考え合った」とコメントが寄せられた。被災者の関心・不安に対し、一人の医師として率直に向き合うことの重要性を示す場面だった。

その後の交流会には、甲状腺が専門ではない医師の参加もあり、耳鼻咽喉科医のもとには、子どもの聞こえや鼻づまりのことなど相談が相次ぎ、「診察が必要とわかり、今後治療をしていこうと背中を押してもらった」「鼻血が心配だったが相談できてよかった」などの感想が寄せられ、被災者が抱える健康面の不安は、原発事故による放射線に限らず、見知らぬ土地で孤立しがちな環境の中で子どもや家族に関して不安を抱えていることを示す場面で、その後の企画への医師・歯科医師の参加を具体化する指標になった。

（4）長期化する避難生活に、健康相談・検診活動で今後も協力

被災から10年を経過し、避難生活が長期化する中で、被災者支援センターの被災者へのアンケートでも健康面の不安の内容面の変化が浮き彫りになっている。2020年アンケートでは、「疲れ」「不眠」「孤独」などを訴える方が、少なくない割合で存在し、被災当初多くみられた「放射線が心配」を上回る指標も多い。健康相談や検診に対する要望は根強いことも特徴で、健康面での支援の

必要性は大きい。

放射線がもたらす癌をはじめとした健康への影響は長期にわたる。健康影響は甲状腺に限らず、各種臓器や組織にできる癌や血液癌、さらには脳卒中、慢性肝疾患など多岐にわたり発症することが考えられる。このため、健康観察も長期間の継続性が必要となる。自らの健康状態を記録・保管し、定期的な検査や受診が欠かせない。

開業医を中心とした当協会は、日常から地域住民のかかりつけ機能を重視しているが、個々の開業医は日常診療としての対応はできても、被災者として抱える生活や就業などの困難、あるいは健康不安への理解などの背景を理解するには、系統的な学習機会がなければ醸成されない面がある。そこで、被災者の健康管理に寄り添うことができるよう、会内での啓発活動、放射線とその健康影響の情報提供などの取り組みが課題としてあげられる。

医師・歯科医師団体として愛知県保険医協会は、今後も民医連とも共同して甲状腺検診や交流会などに協力を継続する方針である。

愛知県保険医協会



歯の健康についての相談

2. 甲状腺エコー検診（愛知民医連）

執筆者・文責：愛知県民主医療機関連合会被ばく対策委員会
事務局 島崎宏行

（１）被ばく対策委員会の設置

2011年秋から2012年にかけて、一宮、豊橋、小牧などで開催された「県内に避難された被災者を支援する制度の説明会」（愛知県被災者支援センター主催）に愛知民医連から会長、同事務局長が参加し、避難者の方々とのつながりを作った。

2012年5月に愛知民医連として、全日本民医連・肥田舜太郎医師の講演会、映画「福島原発事故を忘れない」上映会を実施し、避難者の方々との交流を持った。この中で、子どもの健康問題への不安や、受診時に原発事故での被ばくの相談をすると医師に嫌な顔をされた体験が語られ、「民医連で甲状腺検査をしてほしい」という訴えが強く出された。こうした要望を受けて、民医連での検査受け入れ（協立総合病院、南生協病院、名南病院が日常診療として実施）や保険医協会所属の内分泌専門医の紹介を行うこととなった。

その他、2012年9月に愛知県保険医協会との共催で「福島原発事故と内部被ばく学習と健康相談会」をひらき、2013年3月の「3・11明日につなげる大集会」でも愛知県保険医協会との共催で「健康相談ブース」をひらくなど、避難者の方々の健康不安にこたえる取り組みを進めた。

こうしたときに、全日本民医連から民医連各県に「被ばく対策委員会」の設置が呼びかけられた。原発事故被ばく対策を各県の民医連が主体的に進めていくことが提起され、これに応えて2012年11月に愛知民医連「被ばく対策委員会」を発足させた。

（２）甲状腺エコー検診の取り組み

被ばく対策委員会は避難者の方々に寄り添い健康不安にどのように応えていくか、議論を重ね、甲状腺エコー検診を実施していくこととした。実施方針としては、家族で揃って来られる日曜日に、無料で、医師がエコー結果を説明し、疑問・質問にお答えする時間をしっかりとる、エコー画像は後日郵送してお届けする、こととした。こうして

2015年2月に第1回甲状腺エコー検診を開催し、ほぼ半年に1回開催のペースで2020年11月までの実施回数は11回である。（表1参照）

2017年・第5回からは愛知県被災者支援センターとの共催となり、「交流相談会」も併せて開催されて甲状腺学習会や各種相談の場を持てるようになった。また、当初は県内避難者全員にお知らせする手立てがなく、愛知民医連ホームページでの告知やつながりのある避難者団体を通じた呼びかけに限られていたが、愛知県被災者支援センターとの共催以降は避難者全員に案内が届くようになるなど、画期的なことであった。

これまで11回の検診を通じて、受診者は延べ171世帯・425名、実人員では81世帯・200人である。これまでの甲状腺エコー検診全受診者の判定は、「正常範囲と思われる」A1とA2が合わせて94.5%を占め、「精密検査受診が必要」なBは5.4%、幸いなことに「悪性腫瘍が疑われ、確実に精密検査が必要」とされるCは一人も出ない結果であった。（表2参照）

（３）これまでの検診での受診者の感想から一部紹介する。

検診は全体として実施方針どおり取り組まれ、好評を得ている。

・2回目でしたが、いつも丁寧の説明して頂き本当にありがたいです。福島県の検査（子ども）だとその日に画像を見ての説明もないので、不安がつるので、きちんと教えて頂けるのは安心します。

・毎回、日曜に受診できるので、学校や仕事への影響がなく、ありがたいです。今後も日曜だと助かります。

・いつも丁寧にみていただき、本当にありがたいです。すぐにその場で説明して頂けるので、不安が増大せずすみません。（B判定なのですが、今後もきちんと見てもらえると思い、それほど心配はしていません）

・一度も検診を受けていなかったもので、1回は受

けなくてはとっていて、今のところ特に心配ないとのことで安心しました。

・丁寧にみて頂けて、先生も優しく分かりやすく説明して下さい、安心して聞けました。時間もかからず、負担が少なくて助かりました。エコー結果を郵送していただけるのも、とてもありがた

いです。

・特に大きな指摘事項もなかったもので、安心しました。無料なので、非常に助かっています。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

表 1 甲状腺エコー検診 各回の概要

回数	実施日	場所	受診者数	回数	実施日	場所	受診者数
第 1 回	2015. 2. 22	名南病院	13 世帯 35 名	第 7 回	2018. 6. 03	名南病院	20 世帯 44 名
第 2 回	2015. 9. 27	北病院	16 世帯 41 名	第 8 回	2018. 12. 09	北病院	13 世帯 32 名
第 3 回	2016. 4. 17	千秋病院	14 世帯 40 名	第 9 回	2019. 6. 02	千秋病院	13 世帯 29 名
第 4 回	2016. 11. 27	名南病院	12 世帯 34 名	第 10 回	2019. 12. 01	名南病院	19 世帯 50 名
第 5 回	2017. 6. 11	北病院	22 世帯 49 名	第 11 回	2020. 11. 15	北病院	14 世帯 37 名
第 6 回	2017. 12. 10	千秋病院	15 世帯 34 名				

表 2 甲状腺エコー検診 判定結果

判定	A 1	A 2	B	C
判定基準	正常範囲と思われる		精密検査受診が必要	直ちに精査が必要と思われるもの
	のう胞や結節を認めない	5 ミリ以下の結節、20 ミリ以下ののう胞	5.1 ミリ以上の結節、20.1 ミリ以上ののう胞	
全受診者の結果	108	292	23	0
全受診者に占める割合	25.5%	69.0%	5.4%	0%

(4) 世帯別「生活についてのアンケート」から

受診者への問診表送付の際、2019 年からはアンケートを同封し生活状況を聞いている。この間の回答の傾向をみると、世帯構成では子どももありが7割前後あり、子どもの健康に気づかった受診が多い。そのうち母子世帯は3割前後にのぼる。

ほとんどの世帯が「就労している」と回答しているが、半数の方が転職を経験している。避難前との年収比較では、「下がった」と「変わらない」を合わせると半数を占め、震災後 10 年を経ても

当時の年収を得られていないことになる。また、暮らしぶりについても「大変苦しい」「やや苦しい」を合わせると半数にのぼる状況である。

こうした回答を通じて、健康不安の背景にある避難生活の困難さを見てとることができ、受診時の相談対応に役立てている。

(5) 今後の課題と取り組み

福島原発事故から 10 年を経過したが、今なお避難者の方々の健康不安の声は強い。今後も避難

者に寄り添った支援を継続することに大きな意義がある。現状としては甲状腺エコー検診の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症への予防対策をしっかり講じることと、そのことをお知らせすることも重要である。

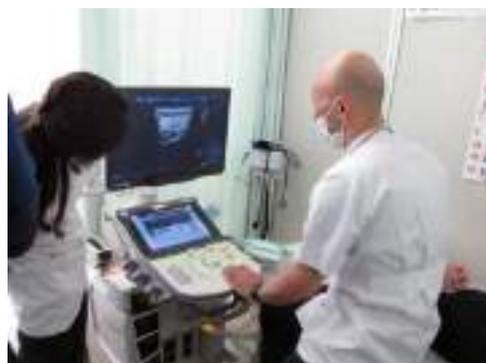
また、交流相談会の学習会等で被ばくによる甲状腺への影響について臨床的・疫学的な研究の到達点を伝えていくとともに、原発事故により長期にわたる避難生活を強いられている困難についても健康の社会的決定要因⁷³の視点から一緒に考える場としていくことが大切である。

福島原発事故も被ばく問題も風化させてはならない。愛知民医連として職員が知る機会・学ぶ機会づくりに努め、被ばく問題にとりくむ医師、技術者、若手職員の育成についてもすすめていきたい。

引き続き、愛知県被災者支援センターはじめ、避難者に寄り添った支援に取り組む団体と共同し、甲状腺エコー検診に取り組んでいくものである。



甲状腺と健康についての勉強会



甲状腺エコー検診の様子



甲状腺エコー検診に関わった医療従事者の皆さん



甲状腺エコー検診の結果説明と医療相談

⁷³ 健康の社会的決定要因 (Social determinants of health) とは、個人または集団の健康状態に違いをもたらす経済的、社会的状況のこと

第5章 第5節 日常生活支援

執筆者・文責：菊池邦子 センタースタッフ（コミュニティソーシャルワーカー）

（1）アウトリーチ支援の開始 ～避難者の日常生活を地域の人たちと共に知る～

2014～2015年度、愛知県被災者支援センターでは、県内（名古屋市を除く）で生活している受入被災者全世帯を対象に、愛知県被災者支援センター、市町村受入被災者担当者、保健師等でチームを組み、個別訪問を実施した。

大きな目的は2点あり、1点目は、それまで開催してきた交流会や相談会等に足を運ぶことが出来ない人たちのニーズをとらえるための実態把握。そしてもう1点は、避難者の皆さんと市町村の担当者との間に、顔が見える関係を作ることであった。行政職員は、役所内で相談や申請を待つことが多く、戸別訪問というアウトリーチ的アプローチを行う機会が少ない。しかし、日常生活の課題を把握するためには、その人の生活の場に出向き、相手の表情を見ながら話を聞くことが最も効果的である。どんな間取りの住居か、清潔が保たれているか、家族の様子・表情はどうか等、あるがままの状況を目にすることで、語られる言葉以上に見えてくる課題がある。そして訪問を受け、行政担当者や保健師から避難生活へのねぎらいの言葉をかけられた避難者側から見れば、『行政』『保健センター』といった抽象物ではなく、優しい表情や声、温かみを持った人たちが支援していることを実感できたことで、その後の関係性に大きな効果があったと言える。

（2）時の経過が分けた明暗 ～時が解決してくれたことは何もない～

避難生活4年余り経過した時点での戸別訪問で見えてきたのは、着実に生活再建を進めている人も多い一方で、明暗を分けるように取り残されている人達の深刻な状況であった。

戸別訪問で話をお聞きすると、避難前の皆さんは住み慣れた地域の住民として、人間同士のつながりを通じて、実に多くの『生活利益』を得ていた。小学生の登下校を見守っていた地元高齢者た

ちの温かいまなざし、毎日の買い物で少しだけおまけしてくれた商店、病気のことも家族のことも相談できたかかりつけ医、幼なじみ、老人会の仲間、ママ友・・・県外避難をするということは、単に場が変わるだけでなく、時間をかけてはぐくんできた関係性を根こそぎ失うことであった。この喪失感から、新たな生活に意欲や希望が持てないまま、生活再建が進まない人が少なくない。さらに、福島からの避難者の中には、被ばくに対する偏見、補償・賠償についての無理解等、震災の経験がない人たちの中で生活するつらさや孤独を訴える声もあった。ある避難者が語った「時が解決するというけど、何ひとつ解決してくれないよ」という言葉には、何年経っても心休まらぬ日々から抜け出せないやせなさがかめられ、胸を衝かれるものがあった。

「（もう〇年経過したのだから）新しい環境に慣れてもいいのではないか」という言葉が聞かれることもあった。しかし県外避難者は、単に新たな環境になれようとしている移住者ではなく、震災によって住む場所だけでなく、一人ひとりが大切にしてきた日常そのものを奪われ、避難を余儀なくされた人たちであるという背景を理解しなくてはならない。地域に慣れるのを待つのではなく、失われた日常をつなぎなおす支援こそが必要であるということが、全世帯訪問で被災者の皆さんの思いを聞くことから、明らかになってきた。

（3）日常を取り戻すためのアウトリーチ支援 ～見えてきた課題『医・職（役割）・住』～

全戸訪問を終えた2016年は、1年をかけて聞き取り情報を分析し、個別支援を要するリスクについて検討を行った。思うように日常生活を取り戻せずにいる世帯（人）の多くが抱えている課題、その中で特に目立ったのは、長引く避難生活の中で抱えることになった医・職（役割）・住の課題であった。

一つ目の医療的課題として、震災による心的外傷後ストレス障害、環境激変による適応障害等原

因が明確なものだけでなく、何となく体調が優れない日々が続くことへの焦燥感や不安等が多くの人に見られた。そこからくる不眠や不穏等の精神症状や、頭痛・腰痛・倦怠感等の身体症状、あるいはもともとあった持病の悪化等、子どもから高齢者まで多くの人達がつらさを抱えていることがわかった。

二つ目の職業的（役割）課題という点は、単に就労という大人に限定した問題ではなく、転校先になじめない子どもたちの不登校、高齢者の生きがい・居場所の喪失等、県外避難によって環境・所属が変わってしまったすべての世代に影響をもたらしていることがわかった。

三つ目の住に関する課題の背景として、この時期は、福島県が区域外避難者に対する応急仮設住宅の供与を終了する方針を決定し、それに代わる支援策として避難を継続する場合の民間賃貸住宅等の家賃補助や、県内に帰還する場合の移転費用補助などが期限付きで発表された時期であり、津波被害のあった宮城県・岩手県でも住宅供与終了が相次いだ時期でもあった。愛知県で生活しながら、避難元にある持ち家のローン・維持費を払い続けている人もおり、経済的負担から避難生活を維持できるのか、生活再建が後戻りするのではないかという不安も聞かれた。

これらの課題以外にも、高齢、障がい、ひとり親、外国人等、福祉的リスクを持つ人（世帯）については、一層深刻な事態に陥っているケースがあることもわかってきた。長引く避難生活の中で困りごとがあっても、どこに相談してよいかわからないまま、課題が重層化、複雑化していったと見られる。これらのケースについては、早急かつ適切に対応できなければ、さらに事態が悪化することも考えられるため、積極的に状況を把握し、一つずつ課題解決するアウトリーチ支援を提供する方針をとることにした。

（４）要支援者に対する個別支援 ～一人ひとりにオーダーメイドの味方づくり～

2017年からは、アウトリーチ支援を要するケースについて、PS会議で専門職からの助言を受けながら、①緊急性がある、②行政、支援センターだけでなく行政、社協、その他多くの地域資源との

連携を要する、③専門職による相談支援を要する、という3点で、①②③すべてに該当する世帯を要支援A、緊急性はないが②③に該当する世帯を要支援B、②③に該当するリスクがあるため継続的に見守りを要する世帯を要支援Cとして絞り込み、世帯ごとに支援方針を立てることとした。（初年度、要支援Aは8世帯、要支援Bは11世帯、要支援Cは73世帯。）

特に要支援Aについては、課題ごとに支援目標、支援内容、支援を行う役割分担について具体的に記載した支援計画を作成した。その世帯が日常生活を送っている市町村の役所に出向き、受入被災者担当課、福祉課、保健センター、社協等と連携を取り、地域の資源をつなぐための計画書である。世帯ごとにニーズが違い、住む地域ごとに資源が異なるため、単に福祉制度や専門支援機関にあてはめるのではなく、地域のボランティア、サロン、地元企業の求人情報等を組み合わせて、オーダーメイドで支援を考える必要がある。避難で途切れてしまった地域とのつながりを少しでも取り戻し、日常生活を安心して送れるよう、行政職員やコミュニティの人々との連携を図りながら、年度ごとに計画作成、支援実行、評価を繰り返す。支援実行の過程で、行政では受入被災者担当課と他課（福祉、保健、住宅、教育…etc.）の庁内連携をとること、さらに社協や民間力であるボランティア、NPO、民生委員等の協力体制が不可欠であり、すべての要支援Aケースで順調に進めたとは言いがたいが、少しずつ支援力を向上させているところである。

（５）地域力をつなぐ要 ～コミュニティソーシャルワーカーという味方たち～

要支援Aに該当したケースは、いくつもの生活課題と生きづらさを抱えている。愛知県被災者支援センターでは、オーダーメイドの味方づくりを進めるうえで、コミュニティソーシャルワーカー（以下CSWという）に、大きな期待を寄せている。CSWは2014年にNHKドラマ『サイレント・プア』で大きな話題となった、主に市町村社会福祉協議会に所属して“孤独”という現代の貧しさに立ち向かうために、地域の力を繋ぎ合わせ、困っている人を包摂する役割を担うソーシャルワーカーで

ある。ドラマでは、懸命に生きながらも社会的孤立の淵に沈みそうな人たちに対して、地域の人たちと協力しながら課題解決する姿が描かれた。愛知県においては、2006年から愛知県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会および地域包括支援センター職員等を対象に養成講座を開催し、毎年度20名前後のCSWが誕生している。彼らは養成講座終了後も各々の市町村で活動するだけでなく、自主的に実践研究グループを作り、定期的に勉強会や情報交換をおこなっている。

愛知県被災者支援センターでは、2017年12月13日『東日本大震災受入被災者の個別支援のための研修会』を開催、愛知県CSW養成講座講師であり、厚生労働省「地域力強化検討会」座長でもあった日本福祉大学原田正樹教授による「災害時避難者の生活を支える地域力づくり」をテーマとする講演を行った。参加を呼び掛けたのは、県下の行政、社協、地域包括支援センター、民生・児童委員、保健師、医師、司法書士等、被災者に寄り添ってほしい人々であった。これをきっかけとして、翌2018年には2度にわたって「東日本大震災受入被災者意見交換会」を開催した。これは実際に避難者が抱えている不安や苦悩について、当事者の声、避難者支援にかかわる専門家や地域支援者による代弁を通じて知り、具体的な支援策について検討する実践的な内容であった。2018年11月29日開催の会では、実際に要支援A世帯が居住する市町村を中心に行政職員16名、社協職員11名、民生児童委員12名、ボランティア15名等の地域を支える人たち、さらにそれを支える専門家たちとして司法書士会、民医連、在宅保健師会、精神科看護協会等12名のメンバーも加わって、震災前と避難後の生活環境が変わったことにより、どのようなニーズが生起しているかについて共有し、対応について検討した。地域の特性を生かした日常生活支援について話し合うために、グループワークでは名古屋市、東尾張、西尾張、知多、東三河、西三河と地域ごとにわかれて事例検討を行い、それぞれの地域で活動しているCSWがグループファシリテーターを務めた。初めて被災者の状況を知った参加者（民生児童委員等）の中には、要支援者が抱えている課題の深刻さ、それまでの田舎暮らしと全く異なる高層・集合住宅、狭い住宅環境による生活ストレス、新しい土地や人

間関係に馴染めないまま引きこもり、不登校、アルコール依存症に陥っているケースや、いつまでこの状態が続くのか明確な見通しが立たない中で出口の見えない不安から家族関係が崩壊していくケースなど、重篤な問題が複合的に起こっている状況に圧倒される人たちもいた。CSWらは、被災者が抱えている課題を他人事ではなく自分事としてとらえ、まず自分に出来ることは何か、共に考えようとグループメンバーに語り掛け、参加者ひとり一人から、何が出来るか、何をすべきか、具体的に行動を起こすために必要なことは何か等について、意見を引き出してくれた。この会議で出された具体的・実践的意見は、その後の要支援者支援に取り入れられ、行政、社協、関係者らの顔が見える関係づくりや連携などに資するものとなった。

復興10年を迎え、東日本大震災県外避難者に対する支援がいつまで続くのかという不安な声は、避難当事者からも支援者からも聞かれる。しかし、県外避難者の日常生活に10年の区切りなどなく、課題や困難さも含めて継続していく。今後の持続可能な支援を考えると、生きづらさを抱える人たちを地域で支え、包摂するCSWの存在は大きな力となると考える。

（6）10年を迎えるにあたって ～今まで、そしてこれからの支援～

現時点で、愛知県で生活されている被災者の過半数は福島県からの避難者である。放射能被害への危惧から、関東地方から避難している人たちもいる。原発事故の被害はいまだ収束しておらず、復興期間10年では問題が解決しないのは明らかである。国も復興庁による支援継続を明らかにしているところだが、復興公営住宅の整備や学校、病院等の施設、インフラ整備等、被災者に対する支援策は福島県内に集中する傾向があり、愛知で生活する避難者の中には、支援の先細りに不安を抱いている人達もいる。福島県内における復興が進んでも、避難先である全国各地で、県外避難者たちの苦悩は継続していることを忘れてはならないと考える。

岩手・宮城からの避難者の方からは、「立派な災害公営住宅が建ち、土地のかさ上げや堤防の整

備が行われているが、帰りたくても元の場所にコミュニティはない。3.11が起こる前に時が戻せるなら帰りたいが、変わり果てた場所で生活できるかどうか。」という声も聞かれる。

国の被災者政策は、「帰還 or 移住（避難終了）」という傾向がみられるが、実際に当事者の声に耳を傾けると、帰還か移住かの二択ではなく、現住地（今暮らしている町）で原住地（避難元の町）への思いを持ち続けながら生活するという選択も必要であり、それに対する支援策も必要だと感じる。

東日本大震災の経験から「災害対策基本法」の改正が行われ、大規模広域災害による甚大な被害、多数の避難者が出た場合、国や都道府県が応援調整を行い、県をまたいで避難者を受け入れる体制を図ることとなった。愛知県被災者支援センターとして、避難者の皆さんの苦悩や頑張りを10年にわたって見届けている立場から、これを絵に描いた餅にしてはならないと痛感している。広域避難という前例のない経験をされた当事者の皆さんから学び、将来に向けた教訓を明らかにしておくために、これからも当事者の声を聴き、行政や民間力との連携を進めておくことが必要だと感じている。

今後愛知県でも、南海トラフ巨大地震等の大規模災害がおきた場合、他県から避難者を受け入れること、逆に他県に避難すること両方が想定される。その時、避難者の日常生活が1日も早く回復し、再建できるように準備しておくこと。それが、大変な思いで避難生活を体験してこられた3.11県外避難者の皆さんに報いることであり、この10年間共に支援に関わってきた行政、社協、専門家、NPO、ボランティア等々多くの機関・人々と取り組んでおくべきことだと感じている。

日常生活支援



意見交換会にて
～暮らしと健康を支える地域力について～

多文化支援



個別支援研修会にて



通訳を介しての住宅相談

第5章 第6節 多文化支援

執筆著・文責：神田すみれ（多文化ソーシャルワーカー）

1. 海外出身者とその家族⁷⁴の避難の状況

（1）被災した外国籍住民の数、国籍と在留資格

2011年3月11日の東日本大震災で被災した青森・岩手・宮城・福島・茨城の5県には、約9万人の外国籍住民が生活しており、そのうち、災害救助法が適用された149市町村に住んでいた外国籍住民は7万5281人であった。（内、中国約2万7千人、韓国・朝鮮約1万2千人、フィリピン約9千人、ブラジル約7千人、タイ約4千人⁷⁵。）帰化をして日本国籍を有している海外出身者とその家族はこの数には含まれていない。在留資格別では「永住者」が約1万9千人、「日本人の配偶者等」が約8千人であった。この震災で配偶者を亡くした「日本人の配偶者等」の在留資格で滞在していた人の中には、日本国籍の子どもを養育するという理由で「定住者」へ在留資格を変更した人、学歴や日本語力等の条件を満たしており「技術・人文知識・国際業務」の就労のための在留資格へ変更したりする人もいたが、他の在留資格への変更条件を満たさなかったため在留資格を失い、本国へ帰国せざるを得なかった人も少なくない。

（2）愛知県へ避難した海外出身避難者とその家族の状況

愛知県には三大都市圏の名古屋市があり、自動車産業等の製造業が盛んな地域であることから、外国人人口は東京に次いで全国で2番目に多い。海外出身の避難者が愛知県に避難をした理由として①愛知県に親族や知人がいた ②就労の機会を

挙げる人が多く⁷⁶、愛知県に避難をした海外出身者とその家族は30世帯ほどであった⁷⁷。愛知県の被災者登録票には国籍等、その人の多文化背景を尋ねる項目はないため、帰化している人、通称名・日本名で登録している人もおり、名簿から海外出身者、海外にルーツがあるかどうかの判断はできない。2015年まで愛知県被災者支援センターの事務局長を務めていた瀧川氏は「日本名で登録している人は、訪問して初めて外国人だとわかった。」「最初の頃は、名簿に載っているカタカナの名前の人は皆フィリピン人、漢字名の人は皆中国人だと思っていた。」と話しており、実際にスタッフが訪問するまでは、出身国、海外出身者かどうかもわからなかった。

愛知県に避難した海外出身者のほとんどが「永住者」か「定住者」という身分に基づく在留資格を持つ人、帰化をして日本国籍を取得している人たちであったが⁷⁸、被災者支援に関する制度の対象であり、就労制限もないため、県外避難という選択が可能であったと言える。

2. 愛知県被災者支援センターにおける海外出身者とその家族への支援

（1）海外出身者への配慮が可能となった経緯

海外出身者とその家族の存在は、お米の全世帯配布により、明らかになった。2012年12月10日に開かれた第1回お米の全戸配布報告会では、中国、ブラジル、フィリピン出身の避難者の置かれている状況について「漢字が読めない」「情報が未

⁷⁴ 日本国籍以外の国籍を有する人を「外国籍」とし、日本国籍の人も含む場合は「海外出身者」とする。また「その家族」とは「日本生まれ」「日本育ち」の人のことを指す。

⁷⁵ 東日本大震災女性支援ネットワーク

<http://risetogether.jp.org/?p=924>（最終閲覧日：2021年2月23日）

外国人被災者支援プロジェクト

<http://gaikikyo.jp/shinsai/cn17/pg167.html>（最終閲覧

日：2021年2月23日）

⁷⁶ 筆者の聞き取り。愛知県避難者アンケートの結果では「家族・親類がいるから」は愛知県への避難理由の上位に挙げられている。2011年度 愛知県広域避難者アンケート結果 <https://www.pref.aichi.jp/saigaijoho/pdf/20110727-ankeito.pdf>（最終閲覧日：2021年2月28日）

⁷⁷ 当時の事務局長からの聞き取り。

⁷⁸ 筆者の聞き取り。

達「外国人向けの情報が不足」と報告されている。避難者から「情報は不要」という報告もあり、紙媒体で提供されていた文字情報は読むことができないという状況にあったと考えられる。

通訳の必要性について、愛知県被災者支援センターで初めて議論がされたのは、2012年6月20日のパーソナルサポート支援チーム会議（以下、PS 会議）、海外出身の避難者から、相談会への申し込みがあったことがきっかけであった。「電話で相談会の申し込みがあったが、本人が相談会に参加をして言葉がわかるかが心配だと言っている」というスタッフによる記録が残っている。この日の会議では「震災・原発事故による避難者への支援は情報へのアクセスの有無が大きく影響するため、言葉の支援ができるよう愛知県の被災者支援の枠組みを作りたい」ということが話し合われ「今後は通訳ボランティアも検討したい。このケースが、海外出身の人たちへの支援の先事例になるといい」という意見が出されている⁷⁹。

2012年12月5日、当時の事務局長であった瀧川氏が通訳を交えて、初めて海外出身の避難者と電話で話をした。それまでも何度か電話をかけてはいたが話はできておらず、この日初めて本人と話をすることができた。しかしなかなか話が通じない。そこで瀧川氏は、30分待っていてくださいと言って電話を切り、愛知県被災者支援センターから徒歩で15分ほど離れたところにある愛知県国際交流協会へ赴き、常駐している通訳者に通訳をお願いして、再度ご本人に電話をかけて意思疎通を図ることができた。この時訪問の約束をして、2013年1月15日、事前に手配をしたコミュニティ通訳者も同行し、瀧川氏は初めて通訳を使うという経験をする。この時のことを瀧川氏は「どんなことで困っているか聞いてくださいと通訳の方をお願いしたら「通訳は言われたことを訳します」と言われて、ああそうか、通訳とはそういうものなのか、と初めて知った」と話している。それでもこの通訳者は、瀧川氏に通訳の役割を説明した上で、必要とされていた役割を理解し、2者間コミュニケーションを行なった。母語で本人と直接話をすることで、緊張感を和らげ、この避難者の背景や生活上の困りごと、ニーズを把握し

て瀧川氏に伝えるという役割を担った。瀧川氏はこの時のことを振り返り「あの時は本当に助かった。私が日本語で通訳を介して話していただけでは、あそこまでのことは話してもらえなかったと思う。この人（通訳者）になら話しても大丈夫と思ったから話してくれたのだろう」と話した。

センター長の栗田氏も、母語で話すことの重要性について、通訳が同行した個別訪問の経験を次のように語っている。「「わかった」と言われるとわかっているのだと思ってしまっていたが、そうではなかった。」「大丈夫だ」と言っていた人が、通訳の人と母語で話した時は泣いていた。それを見て母語で話すことで本心を話すことができ、距離が縮まるのだということがわかった。通訳に間に入っていただくことによって対話ができるようになった。」

コミュニティ通訳者は、通常、話者のコミュニケーションの橋渡しをする3者間コミュニケーションを行うが、対人援助の場面では、2者間コミュニケーションを行い、母語で話をしたり、傾聴したりすることで安心感を与え、ラポールを形成する役割を担うこともある。

中国出身の避難者は、報告会で自身の被災体験を話したり、交流会で水餃子を振る舞って他の避難者との交流を深めたりしている。その経緯について、センター長補佐の向井氏は「（支援センターの）定期便では交流会の参加につながらないが、野菜やお米のお届けで伺ってできた信頼から、交流会で水餃子を作っていただき、報告会でご自身の被災した体験を話していただく願いができた」としている。記録によると、向井氏はこの中国出身の避難者Aさんに2013年4月の尾張温泉交流会で会う。Aさんは同月開催されたNPOでの交流会で被災体験を話している。向井氏は翌月8月に野菜を届けた際に依頼して、Aさんは9月に開催された「私たちの抱えている問題と支援を考える」で被災体験を話している。この時の報告は日本語であったが、サポートとして中国語通訳が手配された。10月には報告会のお礼・体験の取材・野菜お届けで3回訪問しており、Aさんは翌月11月には飛島村公民館で行われた交流会で他の避難者の人たちに水餃子を振る舞っている。以上3名のス

⁷⁹ 愛知県被災者支援センター第23回、第24回パーソナル

サポート支援チーム会議記録。

スタッフの話から、個別訪問をすることで信頼が生まれ、対話をする中で通訳の必要性や情報提供の方法、多文化支援のあり方を、模索しながら経験を積み重ねていったことがわかる。こうして徐々に支援センターの中で、海外出身の避難者が抱える特有の課題への対応が必要であるという認識が生まれていった⁸⁰。

文書による情報提供も、個別訪問で訪問した先での経験から、通訳の必要性が認識された。スタッフ2名が、ある海外出身者とその家族を訪問した際、愛知県被災者支援センターが発行するニューズレター「あおぞら」がどれも開封されないまま、押し入れの中に積見上げられていたことを知り、郵送している情報が届いていないことが分かった。このときから重要な情報は通訳をする必要があることが意識されるようになった。こうした経緯から、2013年1月30日のPS会議では、外国人向けの情報発信が不足していることが指摘されており、愛知県被災者支援センターのミッションとして2014年度以降は、①コミュニケーション・通訳、②「あおぞら」やホームページの通訳に取り組むことが挙げられた。記録によると、この会議では、言葉が通じないことから、自治体からは「連絡がない・連絡が取れない」「見守り対象ではない」と見做されてしまっている事例も報告されている。

支援センターから海外出身の避難者へ初めて多言語で情報提供がされたのは、2014年度に行われたホールボディカウンター検査⁸¹であった。当初は、関係者のネットワークでボランティア協力者に依頼をして英語、中国語、スペイン語で通訳文を作成、その後、支援センターから海外出身者には母語での案内を郵送することとなった。その際、先に述べた個別訪問の経験から、封筒に「大切なお知らせです。開けてください。」という文言を受信者のわかる言語で書き、開封して母語で書かれた案内を読んでもらえるよう工夫をした。またホールボディカウンター検査の当日にもボランティアで協力してもらえ通訳を手配した。

以上のような経緯で、2015年度までは関係者のネットワークでボランティアによる通訳を依頼していたが、2016年度からは、支援団体「外国人ヘルプライン東海」と連携し、事業として通訳・翻訳の依頼が可能となった。個別訪問時の同行通訳、相談交流会での通訳、相談交流会への母語によるお誘いの電話かけ、必要な情報の翻訳等、海外出身者とその家族への多言語対応（中国語、フィリピン語、英語、インドネシア語、スペイン語）をしている。

このような多言語対応体制ができ、2017年度の相談交流会には中国、フィリピン、インドネシア、ペルー出身の避難者が参加をした。事前の電話かけ、当日の通訳の手配と多言語での対応がされた。また2017年度には「外国人避難者支援のための支援センタースタッフ研修」としてセンタースタッフを対象に「外国人避難者と在留資格制度」について学ぶ研修も行われた。2019年度には「積極的見守り」年間計画が立てられ、10月が「外国人世帯」を見守る月間とされた⁸²。見守りが必要な世帯へ、外国人ヘルプライン東海の協力を得て電話をかけ、必要な世帯へは通訳が同行して個別訪問をした。

(2) 多文化ソーシャルワーカーの関わり

多文化ソーシャルワーカーとは、外国人が自国の文化と異なる環境で生活することにより生じる心理的・社会的問題に対して、ソーシャルワークの専門性を生かし、相談から解決まで継続して支援し、また、課題を抱える本人だけでなく、その人の周りの環境、家族、グループ、コミュニティに働きかけ、社会資源、サービスに繋げていき、必要とされるサービスやプログラムそのものを作っていく人である⁸³。愛知県被災者支援センターでは多文化ソーシャルワーカーが海外出身者の支援に関わり、個別訪問、相談交流会に参加をする等して、必要な配慮や支援に必要な知識、情報を提供した。PS会議への出席、相談交流会への参加、

⁸⁰ 当時の事務局長からの聞き取り。

⁸¹ 体内に存在する放射性物質の種類や量を体外から測定する検査

⁸² 5月は健康被害(甲状腺、その他の疾患)、7月母子・父子(子育て)+住宅支援、9月は高齢・独居、10月は外国人、11月は

健康被害(甲状腺、その他の疾患)、12月は障害児(者)

⁸³ 愛知県多文化ソーシャルワーカーガイドブック

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/0000038742.html> 最終閲覧日：2021年2月23日

個別訪問をし、センタースタッフや他の専門家と一緒に相談に対応、ケース会議への出席等、関係者や専門家へ、文化的言語的配慮や、海外出身者特有の課題や制度に関する情報を提供した。具体的には、次の項で述べるような異文化コミュニケーション、海外にルーツを持つ子どもが抱える課題、在留資格制度、文化的背景と価値観やそれに伴う行動様式等である。

海外出身の避難者が抱える課題として、親子間の文化の違いやコミュニケーション、家族間(夫婦、親子)のパワーバランス、生活困窮、精神不安、家庭内暴力(DV)、いじめ、教育・進学、就労、複雑な家族関係等、平時における困難と一見、変わりはない。しかし、移住先である日本で被災し、言葉や文化の壁のある中で時間をかけて構築したネットワークが分断され、その精神的ストレスやPTSDに悩まされる中で、新たな移住先で生活を再建する過程で生じるこれら海外出身者特有の課題を解決することは容易ではない。

3. 避難した海外出身者とその家族への支援に必要な知識と配慮

愛知県被災者支援センターの海外出身の避難者への支援で最初の取り組みが通訳、翻訳であったように、言葉をめぐる問題は可視化しやすい。母語によるコミュニケーションや情報提供は多文化支援において重要なことの1つである。一方で、文化的背景、習慣、宗教観、家族観、ジェンダー観等を含む価値観の違いや、コミュニケーションスタイルの違いは可視化されにくく、理解や配慮が必要である。無意識の日本的価値観の発想、場合によっては差別や偏見から海外出身者とその家族を擁護することも必要な役割であり、適切なタイミングと切り口で、理解を促す必要がある。

以下、愛知県に避難した海外出身者とその家族への支援の経験から、支援を行う上で優先度が高いと思われるものを抽出した。被災者支援センターの海外出身者とその家族への支援を通じて積み重ねられた経験や知見が今後の支援に活かされることを願う。

<在留資格>

「日本人の配偶者等」の在留資格で在留してい

る人が震災で配偶者を亡くした場合や、就労の在留資格で在留していた人が震災により失業した場合、日本に留まるという意味の確認や、引き続き滞在を希望した場合、出入国管理庁や関係機関、専門家に在留の可能性やそのための手続きを確認することが必要となる。外国籍の人は在留カードの携帯が義務付けられており(特別永住者を除く)、在留カードにその人の在留資格と在留期限が記されている。

冒頭で記した通り、愛知県に避難した海外出身者のほとんどが「永住者」か「定住者」という身分に基づく在留資格を持つ人、帰化して日本国籍を取得している人たちであった。就労制限がなく、被災者支援に関する制度の対象であり、就労制限がないからこそ県外避難ができたとも言える。

在留資格は海外出身の人を支援する上で必要な情報ではあるが、在留資格を知ることは来日理由を含むその人の職歴や家族構成等の背景にもつながる情報であるため、在留資格の確認は、信頼関係を構築した上で、在留資格を把握する必要性を説明する等の配慮が必要である。

<制度、手続き>

生活再建に必要な補償の情報提供、本人の意思の確認、申請手続きを進める際には必要な情報を翻訳したり申請書の記入を手伝ったりすることがある。その際、行政による補償という概念の理解、住民票や罹災証明書等、出身国の制度と照らし合わせながらの説明が必要になる。単なる言葉の置き換えでは、それらが何を指すのか正確には伝わらない。説明が意図した通り正しく理解されているか、1つひとつ丁寧に確認をしながら進める必要がある。翻訳に関しても、翻訳した情報を郵送するだけでなく、訪問や電話を通じた双方向でのコミュニケーションを通じてニーズや意思、理解の確認が大切である。生活再建をする上で、制度へのアクセス、正しい理解は重要である。

<声掛け、相談・交流会への参加>

新しい地域での生活は人との接点が限られ、言葉や文化の壁により、新たな人間関係の構築に時間がかかる場合が多く、引きこもりがちになりやすい。被災や避難の体験から精神不安や鬱になる人もいる。孤立しないよう電話や訪問をして積極

的に声をかけ、外出したり、母語で話をしたりする機会をつくることが重要である。日本人ばかりの交流会への参加は、人によっては大きな負荷がかかる。母語で一緒に時間を過ごせる人を手配したり、行き帰りを共にしたりする等、安心して参加ができる工夫が必要である。

＜予約・約束、時間＞

検査や相談会への参加は、事前に予約、約束をしても、数日前と当日に確認の連絡をすることで参加の可能性が高まる。予約の概念や習慣がなかったり、約束の概念が日本とは異なったりする文化背景の人にとって、「予約」「約束」の意味合いは日本の文化習慣の中で過ごしている人たちとは異なる場合が多い。予約をしたのに来ない、キャンセルの連絡もない、というすれ違いが生じることがないように、直前に複数回連絡をして確認、念押しをすることで、そのようなすれ違いをある程度避けることができる。時間の感覚も文化によって異なる場合がある。日本で10時という場合には、その10分前の9時50分のことを指す等、場面や状況に応じて具体的な説明が必要なこともある。訪問に関しても同じことがいえる。

＜コミュニケーション＞

個別訪問や相談交流会では通訳が手配できることが望ましいが、そうでない場合もある。そのような場合のコミュニケーションの方法として、相手の日本語力に合わせたやさしい日本語⁸⁴・つたわる日本語を使う、自動翻訳機能の活用、補助的に絵や写真、数字やローマ字（漢字圏の人には漢字）を使う等、視覚に頼ることも有効である。

＜通訳＞

家族や子どもが通訳をする場面は珍しくないが、相談、制度の説明や専門的な話に及ぶ場合、家族間のパワーバランスが影響したり、解釈が変わってしまったり、誤訳が生じることがあるため、家族による通訳ではなく、事前に通訳を手配することが望ましい。特に、子どもが通訳を担うことは避けたい。話の内容によっては、精神的に大きな

負荷がかかり、心身に影響を及ぼすこともある。また、知識、経験や語彙不足により通訳としての正確性に欠ける可能性が高く、子どもへの配慮により本来必要であることが話せないということも生じやすい。

＜震災経験の有無＞

地震のない地域の出身者である場合、初めて経験した地震により受けた精神的負荷は、日本で幼少時より学校教育等を通じて避難訓練を受けてきた人とは大きく異なるため、その違いに配慮をした支援が必要である。

最後に、「外国人だから特別な支援をしたわけではなく、避難者の方の話を聴き、その人が必要としていることをした」という当時の事務局長 瀧川氏の言葉からも分かるように、支援センターが行ってきた海外出身者とその家族への多文化支援は、避難者1人ひとりに向き合う姿勢から生まれた行為であることを付け加えておきたい。愛知県被災者支援センターがこの10年を通じて積み重ねてきた経験や知見が、今後の被災者支援に生かされることを願う。

参考文献

- ・石河久美子『異文化間ソーシャルワーク 多文化共生社会をめざす新しい社会福祉実践』川島書店、2003年
- ・石河久美子『多文化ソーシャルワークの理論と実践 外国人支援者に求められるスキルと役割』明石書店、2012年
- ・公益財団法人 愛知県国際交流協会『相談窓口担当者のための「多文化」ってこういうこと』2018年
- ・社団法人 日本社会福祉士会編集『滞日外国人支援の実践事例から学ぶ多文化ソーシャルワーク』中央法規、2012年

⁸⁴ 出入国在留管理庁・文化庁「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930006072.pdf>

第6章 当事者の参加と交流会

第1節 当事者を主体にした支援への試行錯誤

1. 出会った一人ひとりの話を聴き、できることを考える
2. 交流会と生活支援物資お届けによるつながり
3. 当事者を中心に、専門家や支援者が一緒に考える

第2節 交流会をつくりあげた当事者の力

1. 母子父子元気回復事業
2. 大交流会とふるさとサポーター
3. 様々な交流会のかたち

第3節 避難者の想いが詰まった交流会

1. ゆるりっと会
2. ふれあいひろば小牧
3. 岩手・宮城 気軽に茶のみ交流会
4. ふくしま交流会
5. めぐりあいの会

本章は、避難当事者の関わりを紹介している。第4章第2節とも重複するが、第1節では、愛知での一人ひとりへの支援が、避難当事者とともいどどのような支援が必要かを考える試行錯誤の上に生まれてきたこと、第2節では、大交流会などを含む企画の内容を一緒に準備してきた概要、第3節では交流会に対する避難当事者の関わりと想いを紹介している。



『気持ちを手紙に』
～愛知県に避難されている方のお気持ちを～



飛島村 お米贈呈式

第6章 第1節 当事者を主体にした支援への試行錯誤

執筆者・文責：向井 忍（センター長補佐）

前章まで、市町村の関係機関と多くの専門職による一人ひとりに応じた支援を紹介してきたが、これらは支援者側の裁量で可能になったのではなく、避難当事者とともに必要な支援とはなにかを考える努力の中で生まれてきた。2011～2013年の試行錯誤について、重複するが、推移を紹介する。

1. 出会った一人ひとりの話を聴き、できることを考える

(1) 5月「第一回ふるさと交流会」

2011年4月14日東日本大震災被災者支援ボランティアセンターなごやが開設。企業から提供された布団を5月連休前よりコープあいちとなごや防災ボラネットで市内の避難者に届けた。ここで初めて直接声を聴き、5月15日の第一回ふるさと交流会を案内した。交流会では当事者といっしょに福島の料理（こづゆ）をつくって交流した。

(2) 名古屋国際女性映画祭への取材

名古屋国際女性映画祭が東日本大震災のテーマを取り上げ、6月より名古屋学芸大学のテレビゼミも取材を開始した。その頃新聞報道で取り上げられた福島県から安城市に避難した夫妻の愛知での生活と一時帰宅を密着取材し、映画「あなたへ」として9月7日から名古屋国際女性映画祭で上映された。その後「あなたへ」の上映会が各地で開かれ、本人とテレビゼミの学生も参加した。

(3) 原発事故に対する避難者の怒り

6月13日愛知県被災者支援センターが開設し7月6日に第一回PS会議が発足する。PS会議の相談により、愛知県弁護士会と共催で8月26日に支援者に対する支援制度説明会、27日に原発事故に伴う損害賠償制度説明会が開催された。9月に半田市・津島市・岡崎市・名古屋市で開かれた交流会には弁護士や司法書士が参加し、支援制度や損害賠償制度の説明が行われた。損害賠償説明会では、原発事故による避難者の強い怒りが示された。10月20日に福島原発事故損害賠償弁護団が発足。10月には愛知県弁護士会より「原発・被災者ノート」が全世帯に提供された。

(4) アンケートや市町村による見守り訪問

愛知県PTは6-7月に「県内避難者アンケート」を実施。7月28日の「市町村担当者連絡会」ではPS会議の発足を紹介しつつ、見守りを呼びかけ、8月に「市町村による見守り計画」を把握した。PS会議でも避難当事者の話を伺い、12月14日「第二回被災者支援制度の説明会」では当事者3人から体験報告され支援の実践交流が行われた。

(5) 世帯にあわせた生活物資お届け

企業等から寄せられた生活物資については、登録世帯に案内して希望をとり、数量が限定される場合は、受入被災者登録票により、幼児や高齢者の有無を勘案して公平な提供に努めた。冬期の暖房具は、あらかじめ（灯油ファンヒーター、電気こたつ、電気カーペット）いずれかの希望を聞いた上で、支援者・企業・生協等へ協力要請を行い約140台を調達して届けた。この中で家族や住居環境による課題を知ることができた。

(6) 海部・津島管内市町村による交流会

7月29日（金）愛西市に避難された方より話を伺った際に、避難者が会える場を希望されたことから愛西市にその希望をつたえ、海部・津島管内で「ふるさと交流会」が開催されるようになった。

交流会を準備するため、海部・津島管内の市町村の受入被災者担当部署と市町村社会福祉協議会、地元の生協組合員及び、地元で避難した当事者で実行委員会が構成された。

海部・津島管内での交流会		
津島市	2011年9月17日（土）	ふるさと交流会IN海部・津島
	津島市文化会館	5世帯10名・高校生等支援者43名
愛西市	2011年11月19日（土）	ふるさと交流会IN海部・津島
	愛西市 佐織公民館	1世帯2名・落語
弥富市	2012年3月25日（日）	第3回交流会IN弥富
	弥富市総合福祉センター	15世帯42名・金魚すくい
あま市	2012年12月16日（日）	あま市交流会
	あま市アートビレッジ	6世帯9人、七宝焼・甚目寺観音
蟹江町	2013年3月17日（日）	尾張温泉交流会
	尾張温泉	15世帯34人
大治街	2014年3月16日（日）	ふれあい交流会INおほる
	総合福祉センター希望の家	29名参加・大治太鼓
飛島村	2013年12月14日	「母子・父子元気プロジェクト」
	飛島村公民館	29世帯65名
	2014年12月20日	飛島村温泉交流会
	飛島村ふれあいの郷	

（7） いわき市交流会の始まり

津島市は、いわき市からの避難者が多いことから2012年10月27日（土）に児童科学館で独自に避難者情報交換会を開催し3世帯が参加した。愛知県全体でもいわき市からの避難者が多く、津島市に避難したが実行委員長となり「いわき市交流会」が始まった。2014年3月に相談会をもち第一回は5月25日（日）金山で開催、福島県名古屋事務所をとおして事前にいわき市に質問が届けられ、当日は、いわき市から参加して復興の状況などが紹介された。以降も継続して開催された。

（8） 見守り訪問や孤立感を訴える声から

2011年秋より、市町村と協力して高齢世帯、50歳以上男性世帯への見守り訪問が始まった。交流会に参加できていない男性（単身・夫婦世帯とも）に呼びかけた集まりも持たれた。

2011年11月24日頃、小牧市に避難した29歳の女性より孤立感を伝えるハガキが届き、12月1日（木）に訪問して様子をうかがった。6月末に4歳と0歳の子どもと引っ越してきたが関東からの避難のため交流会に参加しづらく地域でも孤立しているという訴えから、12月22日（木）に小牧市福祉総合センターでボランティアとともに集まり、同じ思いを持った方によびかけた交流会「ゆるりっと会」が始まった。

（9） 「気持ちを手紙に」投稿のよびかけ

また12月発行の「あおぞら」に手記を掲載し、同じ状況の方がいたら「気持ちを手紙に」して寄せてくださいとよびかけた。呼びかけに対して26名から寄稿があり、そこには津波で避難された高齢者の手記が複数あった。2012年1月よりそうした世帯を訪問して様子を伺った。その中で知多市に避難された方と支援者が東海市のんびり村（南医療生協）に集まって相談会をもち、東海市での交流会が始まった。「気持ちを手紙に」は2012年3月31日2000部が発行され、その後も愛知県司法書士会（400部）や支援センター（5000部）、小牧社協（200部）で増刷・普及された。

（10） 飛島村の支援者との出会い

飛島村より全世帯に各10kg（飛島村管内）のお米の提供があり、2012年1月13日（金）同村役場で支援米（新米あいちのかおり）寄贈式が行われた。寄贈式に出席した愛西市への避難者が農作業できる畑を探しており、飛島村関係者の畑を借りられることになった。さつまいも植え付けや草取り、収穫交流会（2012年10月7日（日））が開かれた。

その後、地元の支援者グループによる野菜収穫や餅つき交流会などが開かれ、参加する避難者と飛島村の村長や議員も含む支援者との交流が深まった。2013年11月19日（土）には支援を受けるばかりではなく自分たちの感謝の気持ちを伝えたいと避難当事者の有志が実行委員会を作って準備し、村長や地元支援者を招いた感謝の企画が行われた。2016年12月27日（火）には「飛島村伊勢湾台風と震災体験交流会」が開催され、伊勢湾台風の体験者と東日本大震災での避難当事者より報告された。

（11） 第一回大交流会でのよびかけ

2012年2月に初めてウイルあいちで開催された大交流会では、こうした各地で中心になっている避難当事者から、一緒に参加しませんかと呼びかけられ、相互のつながりがうまれてきた。

2. 交流会と生活支援物資お届けによるつながり

(1) 交流会への参加で5割の世帯とつながり

以上のような避難当事者が参加する企画や、県内各地で行政や社会福祉協議会・支援団体・大学等が企画する交流会等が広がり、それらは定期便で案内された。

その結果、2011年度は受入登録世帯の3割(のべ1003名)、2012年には5割(のべ1646名)と直接顔の見える関係ができた。

2013年は年間61回の交流会に延べ1690人(延べ679世帯)、一回あたり約28人。2014年は年間83回の交流会に延べ1396人(延べ621世帯)、一回あたり約17人。2015年は年間104回の交流会にのべ969人(延べ513世帯)、一回あたり約9人となり、比較的少人数で交流できる場が増えていった。

(2) お米お届けで9割の世帯とつながり

2012年より、1-2月には飛島村から各世帯10Kg、10-11月にはコープあいちと愛知県経済連から各世帯5kgのお米(2015年11月のはのし餅)が提供され、年二回お届けをとおした全世帯見守りが可能になった。直接コミュニケーションを取れた世帯は97%(2012年1月)から93%(2014年10月)で、非常に高い割合であった。

お米お届け・連絡できた内訳(2013年10月)

お届け・連絡割合	95%(注)
対象世帯	519世帯
連絡できた世帯	493世帯
内訳：お届け	470世帯
コープあいちより	458世帯
支援センターより	12世帯
転居／帰省	15世帯
受取辞退	8世帯

注：493/519=95%

(3) 知り合った一人ひとりの様子を聴く

こうして支援センタースタッフと受入登録した各世帯との顔が見える関係ができてきた。2013年には飛島村の支援者により避難された方への野菜(さつまいも、ほうれん草など)が植付けられ、収穫に参加できない世帯にも届けることができた。お届け時には短時間だが心配や関心事(一人暮らし、母子避難、収入減や仕事の不安定さ、今後の見通しのなさ、子どもの体調や子育て、損害賠償や補償、住居の見通し、実家や親戚との悩み、外国人の生活の苦労など)を伺えることができ、その都度、相談先や専門家を紹介し、また市町村の担当者にも報告した。

2013年秋に野菜お届けで伺った東海市に避難された方から「原発事故による避難者の集まりはあるが、津波被災者の集まる場がない」と指摘をうけ、東海市しあわせ村で開催していた交流会を岩手・宮城の交流会として開催することとなった。

(4) 原発事故による避難者支援の法制度

全国の支援団体や弁護士等からは災害救助法による支援の限界が指摘されていた(例：応急仮設住宅は期限を二年間としている)。2012年春には、立法に関わる弁護士から、避難当事者の声を反映するヒアリングが行われた。2012年6月に原発事故子ども被災者支援法が全会派一致で成立した。

名古屋大学黒田研究室によって2012年、2013年に実施されたアンケートでは「精神的な孤立感や津波被害の負荷の大きさ(2012年)」、「地元の復興見通し、住まいや仕事の保障、子どもや家族の関係、事業の再開、二重ローン、放射能による健康被害等のさまざまな不安(2013年)」が出された。どのように被災・被害の回復が図れるか、大きな課題に直面した。

3. 当事者を中心に、専門家や支援者が一緒に考える

(1) 「いっしょにやりますのつどい」(2012年)

避難者が抱える多様で複雑な課題が明らかになり、支援のあり方も支援制度の情報提供や相談窓口の紹介だけでなく、避難当事者を中心に一人ひとりに必要な支援を考えることが求められてきた。そのように進む契機となったのが「いっしょにやりますのつどい」である。豊橋市に避難した方から「中通り・母子・区域外避難の避難者の会をつくりたい」という意向が出された。

ワークショップを提案し、2012年2月29日(日)カリオンビルに避難当事者3名と支援者7名が集まり、「気持ちを手紙に」に寄せられた自主避難者の手記から課題を読みとった。グループでキーワードを書き出すと、「家族や知人・友人と離れたこと、意見の違い」「異なる地域での生活によるギャップ、孤立感」「見通しの不安、さらなる災害への不安」などの【精神的側面】が突出しており、さらに【生活の側面】(子どもの健康、実家の負担、地元へのこる家族など)や【経済的側面】(二重生活の負担など)の課題が続いた。「自主避難の困難さは多くの避難者に共通し、愛知で生活する人にも共通する」と気づき、避難者と支援者の枠を超えて「いっしょにできることを踏み出そう」という共通認識に至った。その場を「いっしょにやりますのつどい」と命名し、社協、NPO、ボランティア、生協、行政等にも呼びかけて開催した。

第2回のつどいでは「これまでの交流会では、支援者と私たち(避難者)が分かれており、話し合いができない。自分たちが企画や場をつくっていく考え方が重要」「これまでの損害賠償説明会では、自主避難地域の補償の見通しなど知りたいことがわからない。どういう説明会が求められているのか、弁護士(弁護団)と当事者で話し合うことが重要」と言う点が共通して出され、できることを工夫して行う方向が話しあわれた。

第3回:4月15日(豊橋市カリオンビル)

当事者4人、支援者8名

6月10日に豊橋市でさつまいも交流会を実施。

第4回5月20日(愛知淑徳大学星ヶ丘)

当事者9人、支援者

放射線検査や健康相談会を開催する。

第5回:7月8日(岡崎市愛知青年の家)

当事者6人、支援者11人

あおぞら編集委員チームが発足。

第6回:9月9日(一宮市総合福祉センター)

当事者10人、支援者16人

あおぞら編集委員に登録。

第7回:11月25日(瀬戸市役所)

当事者4人、支援者19名

瀬戸市やNPOの支援体制づくり。

第8回:2013年3月26日(大府市)

地元での交流・集れる場の希望

(2) 「子ども被災者支援法に声をもち寄る懇談会」(2013年5月)

「子ども被災者支援法」は2012年6月に全会一致で成立したが、その具体的な内容は内閣が「基本方針」として決定するとされた。「基本方針」に当事者の意見が反映されるよう、弁護士(弁護団)と協力して県下17会場で懇談会が開催された。

懇談会では弁護士より「子ども被災者支援法」のポイントが説明され、避難当事者より生活の現状が報告され、参加者した支援者とともに、どのような支援が必要かを話し合った。

「子ども被災者支援法に声をもち寄る懇談会」

開催期間	5月15~31日
開催箇所(午前・午後・夜)	17カ所
参加者	171名
当事者	31世帯(45名)
弁護士	24名(のべ)
支援者:	63名
支援者内訳:4市(受入被災者担当部署)、2市社協、県社協、当事者団体、市民活動センター、託児ボランティア、NPO、ボランティア、研究者、大学生・大学院生、医療生協、生協	
支援センター	48名(のべ)

（3）「私たちの抱えている問題と支援を考える」グループワーク（2013年9月）

2013年6月、「子ども被災者支援法に声を持ち寄る懇談会」出席者と申し込んだが欠席された方に懇談会のまとめを持参、懇談会での話しあいを振り返り、現状と今後への課題を伺った。共通した課題を抱えていることがわかり、それぞれの心境や考えを二ヶ月近くかけてまとめていただき2013年9月26日「私たちの抱えている問題と支援を考える」ワークショップを開催した。

「私たちの抱えている問題と支援を考える」

- ・2013年9月26日
- ・参加者91名（当事者26名、支援者65名）
- ・当事者、弁護士、専門家、支援団体、社協、コープ、ボランティア、研究者、学生等。
- ・当事者6人「医療や健康調査」「子育て世代の食の安全」「生活の自立をめざして」「原発ADRについて」「愛知での地元のつながり」「外国人として避難して」のテーマでリレートーク。
- ・リレートークを受けて9つのグループ（A班「医療と健康調査」、B班「子育て世代の食と安全」、C班「生活の自立をめざして」、D班「避難者の地元のつながり」、E班「原発事故の損害賠償」、F班「震災・津波」、G班「外国人の災害避難」、H班「避難生活と高齢者」、I班「子供を守るのは自分しかない」）にわかれて「私たちができること」と「社会的に解決すること」をだしあった。

■感想（支援者）

○当事者の葛藤と愛知の人たち（支援／受入側）の葛藤を伝え合い、一緒にどうすればいいかを考える事で新しい知見が見いだせました。どの班でも出ていたキーワードですが「つながれない」ところを「つながる」ようにしていくことが大切だと思いました。

○被災された方の話をきき、どうしてこんな思いをしなければならないのかという静かな怒りがふつふつとわいてきました。私自身も子どもたちに食べさせるもの、粉ミルクを飲ませるのも心配も

しなければならず、自分の生活をこわされた怒りはありますが、被災者の方の怒り、くやしさはどれほどのものでしょうか。

■感想（発表者）

○あんなに沢山の方が来て下さるとは思いませんでしたT^T感謝の気持ちでいっぱいですm(_ _)m

○初めてあのような場に参加し、しかも皆さんの前で話をして緊張しましたが自分の事を客観視でき、それがステップにつながったと思います。心のどこかで被災者、支援者という枠で考えてしまっていましたが一緒に進んで行く、助け合って進んで行くということを実感しとても充実した気持ちになりました。

○昨日の会ではたくさんの考え方が聞けて、今後いろいろな方向から自分を見つめる事ができそうです。

4. この間に生み出されたこと

このようにして2013年頃には、一人ひとりに応じた「個別支援」をすすめる土台ができてきた。

一つは、避難当事者の呼びかけによる交流や懇談の場が始まり、交流会には専門職が参加して直接の声を聴き、懇談の場では避難当事者を中心に多分野の支援者が集まって一緒に支援のあり方を考えるという方法が定着してきた。

もう一つは、飛島村等の好意と協力により年二回、約1ヶ月間という短期間内に全世帯に連絡を取り、約95%の世帯と顔の見えるつながりを維持できてきたという事実である⁸⁵。

この二つがあいまって、2014年2月の大交流会以降、分野の異なる複数の専門家が同時に避難当事者の話しを伺う相談方法が定着し、また2014年度より保健師による各世帯訪問を実施することにつながり、そこで得られた各世帯の具体的状況に応じて、必要な支援は何かを多分野の専門職の協力で検討し、実践できるようになった。

⁸⁵ 受入被災者支援要領に「Ⅲ. 生活物資・資金の支援」として「生活支援品の提供」「企業等からの支援物資の提供」が掲げられたのは平成28（2016）年3月31日までであるが、

民間の創意でなされたのは「支援物資提供」にとどまらなかった。

第6章 第2節 交流会をつくりあげた当事者の力

執筆者・文責：戸村京子（センタースタッフ）・今井田正一（センタースタッフ）

第1節のとおり、見知らぬ地に避難した方が同郷の方と出会い、同じ被災・避難体験について語り合い、支援者や専門職とも相談できる交流会の役割は大きいものであった。本節では「母子父子元気回復事業」として行われた交流会、年に一度全地域から参加を呼びかけた「大交流会」、及びオンライン方式を含む「あおぞらカフェ」を紹介する。こうした交流会の昼食は、別途資金協力をえて実施しているが、大交流会についても宿泊や食材費用の拠出を支援団体に要請して行った⁸⁶。

1. 母子父子元気回復事業

母子元気回復事業は、母子避難（両親のいずれかが別居している世帯）の特に親への負担軽減を図ることを目的に、元気回復に資する交流会として2013年度事業に予算化された（夏、冬の年二回実施）。

●パパ・ママ・キッズ☆「ゲンキ・すまいる・プロジェクト！」

日時；2013年度8月31日9：30～16：00

会場：春日井市少年自然の家

機関紙「あおぞら」の編集委員を中心に「母子父子避難者元気回復プロジェクト」実行委員会を結成し、企画段階から参加した（9名）。夏休みの母子父子元気回復事業の企画として、対象者を母子（父子）避難の親子（このイベントのため、別居中の親の合流は可）を優先的に受け付け、定員に余裕がある場合に家族単位の避難者を受け付けるものとした。

<母子避難者からの意見・提案>

『母子元気回復のプラン、寄り添って考えてくださりありがたいなと思います。母親同士は美味しいものでも食べながら、言いたい放題おしゃべりできる場があることで、元気回復できる人も多いと思います。母子も父子も、我が子がのびのび楽しく遊んでいる姿を見たら、安心して嬉しいし助かるのは共通することだと思います。場の設定として、保育が充実していることが大事で、あとは、言いたい放題おしゃべりできる環境作り。（中略）

トークが苦痛な人が心を解放できる方法として、手仕事とか料理とか農作業とか、共同で何かやるのがあったり、何か役割を分担できれば、担当のお仕事がある方が、自分のペースを保持しやすく、好きなように黙っていられるので、かえって気楽になれる人もいます。（中略）座談会をやるなら、参加を強制されず、ちらと様子もわかる程度のゆるやかな話の輪が、大きな部屋の片隅にあって、他の事をしながら様子を見ているうちに水に慣れて、参加したくなったら加わるような感じが理想的と思います。共感できる人の演説を聞くことで、自分の心を重ねてスッキリする人もいます。自分とは違うスタンスの方の話聞くことで、考えを深めたり広げたり共通項を見出したりというのも価値があると思います。（後略）』（Aさん）

実行委員会でイベントの名称を募集したところ、子どもも加わって『パパ・ママ・キッズ☆「ゲンキ・すまいる・プロジェクト！」』というネーミングが提案され、呼びかけ文とチラシも作製された。

<参加呼びかけの言葉>

『母子、父子、家族で避難生活されている皆様へ愛知県での避難生活、いろいろな事があると思いますが、やっぱり元気、笑顔でいて欲しいから…そこで、「ゲンキ・すまいる・プロジェクト」を開催します。子どもたちが学習したり元気に遊ぶ間、お母さんたちは癒しやCafeコーナーで、自由に

⁸⁶ 例えば、第2回交流会の開催にあたっては、2013年1月18日付で、生活協同組合コープあいち理事長宛に「愛知県に避難している被災者支援についてのご協力をお願い」として、本交流会の開催費用及び交流時に参加者が飲食する際の食材などの支援を要請し、協力をえている。

ゆっくり過ごせます。また「子ども健康相談会」などもあります。この場が、これから先に繋がって行くきっかけになれば、と願っています。みんなで元気、笑顔になりましょう!! (「ゲンキ・すまいる・プロジェクト」実行委員：福島/茨城/埼玉からの避難者)』

実行委員会を重ね、避難者の希望を取り入れたイベントのコンセプトは、安全な環境で子どもたちの遊びを学生ボランティアが見守り、母親たちは癒しやカフェコーナーで自由におしゃべりをする時間を過ごせること。安心な食材を使った食事を楽しんで、母子(父子)の毎日の疲れを取って元気を回復すること。

具体的内容は、①子どもたちが元気に遊べる(野外の遊び等ボランティアの見守り) ②夏休みの宿題を終える(学生ボランティアの寄り添い) ③母親たちの美容・健康コース(整体、アロマ・マッサージ等)と手作業コース(キルト制作、念珠づくり等) ④昼食は手作り(食材は地元産)、避難元のふるさと料理(ずんだもち、イカ人参)他。また「子ども健康相談会」では、放射能による子どもの健康不安や避難生活による親の心理的不安を軽減するため、医師・臨床心理士、保健師がカウンセリング・相談にあたった。

参加者：避難者 24 世帯 63 名、支援者 124 名 (計 187 名)。

支援者の内訳：①学生ボランティア (36 名) (5 大学・高校の学生ボランティアが託児・子どもたちの遊び、宿題の手助け等を担当) ②開催地の社協・ボランティア協議会、行政・関係機関(実施協力、相談対応等) ③医師・臨床心理士・保健師等専門家(相談対応) ④地域の NPO 等 8 団体(地元産の食材提供や調理担当他寄り添い) (52 名)

<参加者のアンケートから>

・とても楽しかったです。学生さんをはじめ、ボランティアの皆様のおかげで、この会は成り立っていると思います。助ける側、助けられる側が、それぞれ自分のやる事、やってもらう事、義務や権利など、きちんと把握する事ができないと、皆が楽しく、すっきり、またやろうね!! という気持ちが続きません。ずっと気持ち良くボランティアの輪が広がっていくように、これからも頑張り

ます。

・今日は盛りだくさんの一日でした。子どもたちは、大学生のお姉ちゃんにすっかり甘えっぱなし、大好きになりました。一日中、全力で遊んでくれて、ありがとうございます。私も徐々に子どもたちから離れて、マッサージや健康相談、おしゃべり Café と満喫できました。

・病院の先生のお話やアロマ・マッサージで、今日はリフレッシュできました。みなさんの今の気持ちとか聞けたし、今日は楽しく過ごすことができました。

・いろんな方々と知り合えて、もう少し時間があつたらと思いましたが、またこういう機会があつたら、お手伝いも含めて参加したいと思います。避難している人たちの話をボランティアさんにも聞いてほしかったです。

・バーベキューの食材も気を使って下さって、とても嬉しかったです。口に入れる物のことで、参加したいイベントがあつても見送ることも多いので、思わず書いてしまいました。

避難当事者が企画・運営に主体的にかかわったことから、終了後の実行委員会の反省会では、受け身で交流会に参加する場合とは違って、今後の企画につながるような、積極的な意見や姿勢が見受けられた。

<実行委員会の反省会より>

・全体オリエンテーションを徹底したかった。人員配置や役割分担、スケジュールなど個別対応に追われた。

・子どもたちの元気な姿、笑顔がたくさん見られた。ケガや熱中症などもなく無事に終了できた。

・学生を含めボランティアの方たちが積極的に、そして臨機応変に動いていた。

・手づくりであたたかいご飯が食べられた(イカニンジンとずんだおはぎは絶品)。

・「こども健康相談会」など各相談会は、改まった形での相談でない方が緊張せず相談しやすい。

●**パパ・ママ・キッズ☆「ゲンキ・すまいる・プロジェクト！ ～リラクゼーションとクリスマス・ファミリー・コンサート～** in 飛島村

日時：2013 年 12 月 14 日 10：00～16：00

会場：飛島村中央公民館

母子父子元気回復事業の冬企画も、夏休み企画と同様に避難当事者が多く関わり、また飛島村(全世帯へお米を提供)の多大なご協力により、盛大に開催することができた。

冬企画のコンセプトは、午前中には子どもたちは温水プール等で遊び、大人は癒しのプログラムやフリーな交流会の場を設けてリラックスする。昼食は地元産など安心な食材で、地域のNPOなど支援のボランティアに避難者も交えて手作りする。午後は、避難当事者で声楽家たちによるクリスマス・ファミリー・コンサートを皆で楽しむ。

子どもたちが学生ボランティアと温水プール(飛島村無料チケット提供)でのびのびと遊ぶ間に、癒しタイムでは母親たちが、避難者自身の行う癒し系プログラム(プチ整体、ハンドトリートメント、アロマ・マッサージ等)や交流コーナー「おしゃべりカフェ」でのんびり過ごすことができた。または、飛島村他の支援ボランティアと一緒に、調理室で昼食づくりを楽しんだ人もいた。昼食は地元産野菜の豚汁、ホッキごはん(避難元のふるさとの味)、中国の本場手作り餃子(避難者の中国人ご夫妻による指導)等を調理した。他に、愛知県で約1年間避難生活をした後福島に帰還したご夫妻が、交流会の開催を知り会場へ駆け付けて、ホッキごはんに腕を振るわれた。避難中には精神的に参加することができなかった交流会に、初参加となった。

午後は公民館ホールにおいて、避難当事者で声楽家の竹内支保子さん(避難元は茨城県)と友人の声楽家夫妻(夫はウクライナ出身。チェルノブイリ被災者、東日本大震災復興支援のチャリティ・コンサートも行っている)によるジョイント・コンサート。子どもたちも楽しめるプログラム内容を工夫したクリスマス・ファミリー・コンサートとなり、多くの子どもたちがステージに上がり、一緒に楽しく歌うことができた。クラシック曲やクリスマスソング、ウクライナ民謡などを楽しむ交流会となった。

また会場ロビーでは、地元飛島村の伊勢湾台風の被害を伝える展示が行われ、互いに災害被災者の理解・交流も図れた。会場ホールは無償提供され、午前中から参加している飛島村学園の生徒た

ちの他、お米配布やさつまいも掘りなど日頃からお世話になっている飛島村の村民の方にも参加を呼びかけた。

参加者：避難者 29 世帯 65 名 支援者 128 名(計 193 名)。

支援者・協力団体：学生ボランティア 2 大学等、飛島村学園、人権擁護委員会有志、飛島村役場、コンサート関係者 4 名、NPO 等 4 団体、帰還家族

<参加者のアンケートより>

- ・とてもすてきなコンサートでした。聞いたことのある曲もあって、楽しかったです/ウクライナの原因事故は福島と違い、8000 kmも離れた日本まで放射能が飛ぶくらい大変でしたよね…。大切な古里をうばわれるのって、悲しいと思います。
- ・飛島村のみなさま、おいしい食事を作っていたいてありがとうございます。とてもおいしくて、心も体もあたたまりました。
- ・心も体ものんびりできて、楽しかったです。いつもありがたいです。皆さんの笑顔があたたかく、とてもいやされました。また明日への生きる活力となりましたこと、深く感謝いたします。

以上のように、地元の団体・ボランティアの協力のおかげで、各地で開催される交流会では避難当事者が自ら手を挙げて、料理や癒し、コンサートまで、自分の得意とすることを発揮される場面が増えていった。



母子・父子元気プロジェクト・楽しいコンサート

2. 大交流会とふるさとサポーター

当初は、県内各地で地元市民団体や社会福祉法人・市町村行政などが加わって、避難者を招く交流会が開催された。支援制度説明会や相談会も並行して行われた。一方それぞれの避難者からは、「同じ体験をした人とゆっくりと話したい」、「幅広く相談をしたい」との意見や、「生活再建に追われ参加しづらい」、「自分の趣味を生かした同好会を紹介したい」、「同郷の人同士で繋がりたい」等の様々な意見もあった。そこで避難者一同に参加をよびかける全体の「大交流会」を開催することとなった。この場には県知事も参加。「大交流会」は回を重ねるごとに、避難当事者が役割をもって運営や企画に関わる場に、また生活再建に向けた個別相談の場にもなっていくた。

(1) 第1回 名古屋市・ふるさと交流会

●「ふるさと大交流会」(2012年2月25日)

震災から概ね一年が経ち、避難生活が少しずつ整いつつある時期の2012年2月に名古屋市の「アイリス愛知」で開催された。56世帯138人の参加があり、避難元自治体からは復興状況や支援制度の説明が、また愛知県大村知事からも避難者への慰労の言葉をいただいた。

震災の頃のことを誰かに聞いて欲しいとの思いがあっても、周囲に誰も話す人がなく、同じ境遇の方たちと話したい、という声・要望に応える趣旨の交流会となった。自分たちと同じ避難者がたくさんいることに一様に驚かれたほか、今住む地域ごとにテーブルを配置したことで、普段話すことがない避難者が身近に思え気持ち楽になったとの意見もあった。また、弁護士、司法書士、臨床心理士なども参加し身近な距離での相談も進められた。

(2) 第2回 蒲郡市・温泉大交流会

●「くつろぎの時間・一泊二日温泉交流会」(2013年1月31日～2月1日)

二年目には、初めての1泊2日の「温泉交流会」が開かれた。震災から二年が経ち、避難後の苦労をねぎらい一時的にもくつろいでもらうため企画

したが、参加申込みが多く「蒲郡ホテル」に加えて「ホテル三河海陽閣」の2会場にわかれての開催となった。92世帯264人の参加があり、その人の多さに参加者も驚いた。

同郷の人とのふれあいを大切に、くつろぐ場として、温泉旅行のようなゆっくりした場で、「初めて避難の苦しさから解放されて、避難者同士、また支援者とも心から語り合え、今後の生活に向け新たな活力になった」との言葉もいただいた。同年代や同郷の人との交流が励みとなり、少しずつ顔見知りが増えた安心感や、他の地域からの人々と交流することで東北・関東という区切りがとれたという効果もあった。

(3) 第3回 西尾市・温泉大交流会

●「温泉交流会」(2014年2月1日～2日)

震災から三年が経ち、避難後の生活再建へのひとやすみの場を提供するとともに、子育てや生活費、支援策・損害賠償、放射能による健康への心配など複合的な課題への相談も出来るよう、西尾市の「三河湾リゾートリンクス」で開催された。

「新春のひとときを温泉でくつろぎませんか？」として参加を呼びかけ、113世帯334人の参加があり、当時の全世帯519世帯の22%が参加された。また、今回が初参加という世帯が27あり、初めて参加された方からは避難者数の多さに驚かれてもいた。この交流会は1泊と云うことで専門家との相談にじっくりと時間をかけることが出来、複合的な課題には複数の専門家が一緒に相談に関わることが出来たことも特徴的だった。

◎「ふるさとサポーター」の参加

初参加者の孤立を防ぐ為、最初は「おせっかい係」という役割を避難者に呼びかけた。約15名が名乗りを上げ、その後名称を「ふるさとサポーター」に改め、実行委員会形式で会場の下見やそれぞれの役割、スケジュール等の打合せに参加していただき、交流会を一緒に作り上げていった。当日は、会場入り口での参加者への声かけ、交流の輪への案内、避難元ごとに設定したグループ交流の進行役等の役割を担っていただいた。「ふる

さとサポーター」は、避難した一人ひとりの当事者が主体的関わりを持って参加するという、これまで以上に積極的な交流会への参加の仕方となった。

○「ふるさとサポーター」の反省会での感想・意見・反省点

- ・出身区域を超えた人のつながりがうれしい。
- ・いろいろな人に声をかけて、「交流会は初めてで、知り合いもいないのでどうしたらいいか」という人と、少しお話したり同郷の輪に入ってみるといことが、とても意味があると実感した。
- ・夜の女子会も本当に楽しかった。震災がなければ決して出会うことのなかった人たちと知り合い、真剣に本音をぶつけ合うことのできる関係を築けた。
- ・事実から学び、気づき、前進していく強さを皆さんから与えてもらっていることに感謝の気持ちでいっぱい。
- ・交流会で機会が与えられ、「立場が人を作る」といことが大きいと思う。
- ・一人で来ている人へのフォローが不足していた。
- ・夜の個別の交流会では本音が出て、避難区域の違いや立場の違いによる不満が噴出して、根深い問題で不快な思いをした人もいた。
- ・世代別の交流会があるとよい。
- ・交流会の「輪」が小さいと参加しやすい。
- ・趣味の場は世代を超えて集まれるので、特技のある人に料理や親子で作れるハンドメイドの会などがあるとよい。

(4) 第4回 西尾市・温泉大交流会

●「温泉大交流会」(2015年1月31日～2月1日)

前年と同様の「三河湾リゾートリンクス」で、生活再建への慰労と複合的な課題の相談の場として開催された。過去3回の全体交流会がほぼ定着し、その意味合いが被災者にも伝わっている一方で孤立した避難者もみられるようになり、あらためて避難者同士のコミュニケーションやそれぞれの課題の相談する場として開催された。

第4回より、参加者に費用の一部を負担頂くことになったが、93世帯267人で前年に匹敵する参加となった。

第3回、第4回を通じ温泉旅行のゆっくりした環境の中で、避難者同士が心から語り合える場所となり、「初めて参加したが良い出会いがあった」、「同じ故郷の人と出会えた」、「同じ方言で話げできた」、「思い切り愚痴が言えた」、「同じことを考えている人と出会ってほっとした」などの感想が出された。避難者の「孤立防止」だけでなく、被災者同士のつながり、被災者と専門家のつながり、専門家同士のつながり・支援者間のつながりなど大きな広がりが生まれてきた。

前年度に好評だった「ふるさとサポーター」には10名の参加があり、前年とまた違った形で活躍された。放射能や食生活を含む保健医療、子育てや家族の暮らし、仕事への不安、損害賠償、人権など幅広いテーマに、避難当事者を中心にしたグループや専門家による相談会が開催された。

「ふるさとサポーター」の声かけにより、「最初誰にどこに相談したらよいかわからなかったが、相談会で話や相談ができて良かった」という避難者の声が聞かれた。互いに避難当事者同士であるからこそその安心感や共感があり、避難者と医師や臨床心理士、弁護士などの専門家とをつなぐ役割も果たされた。何人かの「ふるさとサポーター」は、ご自分の趣味や特技を生かしたコーナーを設け、リラックス・癒しコーナーは、予約の順番をとる行列ができる大盛況で、参加者同士の交流や癒しの場になった。

○「ふるさとサポーター」の活動：

- ・パッチワークの展示と体験 (Bさん)：避難前から避難後もパッチワーク教室を主宰し、何枚ものパッチワークの大作をロビーに展示した。パッチワーク体験コーナーも開設(15名参加)。
- ・デコパージュ体験 (Cさん)：近年身につけたデコパージュ体験コーナーは子どもたちにも大人気だった(36名参加)。
- ・アロマハンドトリートメント (Dさん)：福島県での避難所生活がきっかけで学んだアロマハンドトリートメントの施術(21名参加)
- ・整膚施術 (Eさん)：避難生活の中で学び、他の避難者も癒したいと施術(11名参加)

- ・健康の話 (F さん) : 医療専門家と共に「健康ノート」・体と心についての話(23名参加)
- ・子育てについての話 (G さん) (5名参加)
- ・お金と仕事についての話 (H さん) (5名参加)
- ・全体のサポート (I さん、J さん)

(5) 第5回 名古屋市・大交流会

●「全体交流会」(2016年2月11日)

第5回より一泊交流会ではなく、日帰りの形となり、名古屋国際会議場白鳥ホールで開催。県知事及びセンター長挨拶のあと、産地にこだわった昼食、テーブルごとの交流、子どものひろば、17の専門家等の相談コーナー、避難当事者の専門技術で施術等をする癒し・リラックスコーナー、避難当事者の自主グループが地域で行っている交流会や活動等の発表展示コーナーを設置した。避難当事者がコーナーごとに立って、興味を持って見学する人々に積極的に説明したり活動へのお誘いを行った。

○リラックスコーナー：

- ・避難当事者による整体、整膚、マッサージ、岩盤浴、アロマハンドトリートメント&ハーブティーの実施。
- ・支援団体等によるリラックス技術の提供

○活動展示コーナー：

- ・交流会グループ (ふれあいひろば小牧、岩手県・宮城県 気軽にお茶のみ交流会、めぐりあいの会、濱田農園交流会)
- ・避難当事者自主グループ (あゆみ R. P. Net、グリーンスマイルの会、3.11ing、いのちと未来を守るネットワークあいち@名古屋、福島のみんな! あそびにおいでんプロジェクト in あいち)
- ・趣味同好グループ (パッチワーククラブ、囲碁クラブ)
- ・被災者支援センターボランティア (「あおぞら」編集委員、新聞スクラップグループ)



第1回 名古屋市・ふるさと交流会



第2回 蒲郡市・温泉大交流会



第3回 西尾市・温泉大交流会



第4回 西尾市・温泉大交流会

3. 様々な交流会のかたち

2016年度からは「全体交流会」は行わず、「これからの暮らしを考える」など、テーマと目的をしばった交流相談会として開催された。また地域ごとに、避難当事者が実行委員となって準備・運営する交流会が定着していった。

(1) 当事者が実行委員となる交流会

- ・ゆるりっと会（小牧市）
- ・めぐりあいの会（名古屋市）
- ・ふれあいひろば小牧（小牧市）
- ・気軽にお茶飲み交流会（東海市）
- ・双相地区交流会ーふくしま交流会（豊橋市）
- ・ふれあいひろば豊橋（豊橋市）

（次節「避難者の想いが詰まった交流会」参照）

(2) 当事者実行委員の「あおぞらカフェ」

「あおぞらカフェ」（2018年～2021年）

避難者が気楽に被災者支援センターを訪れ、お茶を飲みながらおしゃべりし集える場として、支援センター内に「カフェ」コーナーを設けた。

センター内のスペースを利用して、手芸やテーマを設けた話し合いの場・勉強会等を、避難当事者の実行委員会が主催し、センターとの共催で「あおぞらカフェ」（少人数の交流会）として実施している。

○「あおぞらカフェ」の内容

- ・アロマハンドトリートメント体験
（2018年8月、2019年2月）
- ・ビーズのプレスレットづくり
（2018年9月、2019年5月他3回）
- ・我が家の防災について
（2018年10月）
- ・放射能についての勉強会
（2019年3月）
- ・エコクラフト細工
（2019年7月他2回、2020年2回）

オンライン「あおぞらカフェ」

2019年度後半から2020年度にかけては新型コロナウイルス感染症拡大で、交流会として集うことが困難な状況となったため、2020年度はスマートフォン、パソコンによるオンライン「あおぞらカフェ」を実施。定期的に行える貴重な交流会となっている。外出がままならず、精神的なストレスがたまりがちなコロナ禍の生活の中で、オンラインという新たな方法で、互いの顔を見て声を聴くことで、安心感やつながり、一体感が感じられる場となっている。

○オンライン「あおぞらカフェ」の内容

- ・「夏休み・ハーブのマロードリンクを作ろう」
（2020年8月）
- ・「ハーブで手浴」
（2020年12月）
- ・「足湯で温まろう」
（2020年10月）
- ・「ハーブティーでほっと一息」
（2021年2月）
- ・「ネットルのコンソメスープ」
（2021年3月）
- ・「オンライン・ファミリーコンサート交流」
（2021年3月）

「あおぞらカフェ」の講師は、これまでの交流会でも活躍されていた避難当事者の方々が担当し、それがまた自身の活躍の場、生活の張り、生きがいにもなっている。オンライン接続の技術的なサポートはスタッフが行っている。初めて参加した人からは、新しい経験や他の人とのつながりに喜びの声が聞かれている。



あおぞらカフェ（ビーズのプレスレットづくり）

第6章 第3節 避難者の想いが詰まった交流会

執筆者・文責：今井田正一（センタースタッフ）

避難当事者の呼びかけのもと、同じ気持ちを持つ人の想いが詰まった交流会が、それに共感する地域・団体の方々の協力の下 震災から10年が経つ今も続いている。各交流会の実行委員でもある避難当事者の交流会への想いを寄せて頂いた。

1. ゆるりっと会

交流会の概要、特徴

2011年10月 小さな子どもを育てる若い母親から、支援センターに手紙が届いた。その手紙には、「関東から避難したため、自分は避難者と云って良いのかを自問する孤独で不安な毎日。多くの交流会の案内をもらっても、参加して良いのかわからず足が遠のく。自分の気持ちを誰かに聞いて欲しい。」と綴られ、避難者の声を集める「お手紙プロジェクト」に発展、さらに同じ思いを持つ人が集まる交流会「ゆるりっと会」の開催へと繋がった。

2012年2月から小牧市社会福祉協議会 ふれあいセンターを会場に、避難者自らが企画しボランティア登録された会員の方の協力のもと、2012年11月まで3回開催された。

2. ふれあいひろば小牧

交流会の概要、特徴

2013年9月から小牧市社会福祉協議会 ふれあいセンターを会場に、ボランティア登録された会員の方の協力のもと 1年に2~3回開催されている。身近な場所で、身近な人との繋がりを深めたいとの避難者の希望から始まった交流会、避難者とボランティアと共同で作られた料理を囲んでの昼食は格別。避難者による特別な料理教室が開催されることもある。

また高校生ボランティアによるお楽しみや、地元ボランティアによる小牧山、小牧城など近くへの散策、観光案内も行われる。2020年11月にも開催し、22回を迎えた。

避難当事者の交流会への想い

（福島県白河市から避難されたAさん）

8年前、我が家は2歳と生後1ヶ月の娘を連れて愛知県小牧市へ避難してきました。友達も知り合いも居ない土地への突然の引越し。当時は育児に追われ外出することも殆どなく、家族以外の人と話すこともありませんでした。育児相談を出来る人もなく、24時間子どもと向き合っていました。ふとした瞬間に「なんでココにいるんだろう」と思ったことを時々思い出します。環境に慣れるために必死の毎日でした。そんな時、愛知県被災者支援センターの方に声をかけて頂き、久しぶりに自分の想いを話すことが出来たように思います。当時の交流会は名古屋市にしかなく、土地勘のない私が幼い子どもを連れて参加することは、とても難しいことでした。そのような事情を理解して頂き、小牧市で交流会を立ち上げることになりました。多くのボランティアさんに助けて頂き、毎回温かくおいしい食事を食べながら、地元の言葉でいろんな話が出来ました。自分でも気づかなかったストレスから、少し解放されたと感じたこともありました。人と会って話すことの大切さも実感しました。

東日本大震災から10年。子どもも大きくなり、生活スタイルも変化し、居住地でのコミュニティーも広がり、交流会の役割も変わりつつあると感じています。必要な方が、必要な時に参加できる場所がある、という安心感が交流会だったら嬉しいです。

3. 岩手・宮城 気軽に お茶のみ交流会

交流会の概要、特徴

2014年4月から東海市しあわせ村（同市社会福祉協議会）健康ふれあい交流館を会場に、コープ

あいちのボランティア「絆カフェ」の協力のもと1年に春と秋の2回開催されている。岩手県、宮城県の主に津波被害を受けた方が、故郷を思い互いに励まし合える場を持ちたいとの意見が集まり交流会の開催に至った。避難者とボランティアと共同で作られた料理を囲んでの昼食は格別。同じ敷地内公園の散策の他、参加するボランティアの特技を生かした温灸や笑いヨガなども行われる。昨年2020年10月にも開催し、16回を迎えた。

避難当事者の交流会への想い

(岩手県釜石市から避難されたBさん)

人生最大の断捨離を体験してしまった東日本大震災から被災者にとって、激動の10年がたちました。岩手の釜石から、息子の務める会社の計らいで東海市に移転し、ここから愛知県被災者支援センターとのご縁を頂き、センターを中心に沢山の方々のご協力、ご支援のお陰で今こうして生きています。岩手、宮城、福島の大震災の交流会が開かれ、被災状況の違いを知り、改めて心の震えを感じた事を思い出します。センターの方が自宅を訪ねて下さり、今、希望する事として、同じ被災状況である津波被害者の皆さんと、田舎ならではのこたつを囲んだお茶っこ飲みながらの話をする場が欲しいことを伝えた事から、岩手、宮城お茶飲み交流会を立ち上げて頂く事になりました。と同時に被災者ではありますが、実行委員として加えて頂く形となりました。初顔合わせの方、地元でのご近所さんなどテーブルを囲み、自己紹介をし溢れる涙を流したり、お一人で避難されている高齢の方のたくましさや励まされたり辛い中にもどこかほっとする感覚を覚えました。心の内をさらけ出して少しでも気が晴れる場所がほしい。顔で笑って心で泣いての我慢をしない場所が必要そんなことを思っていた事が思い出されます。

当初からすると、生活の安定と共に地元に戻られたり、参加者が少なくなったりもしますが、復興の証と受け止めて喜ぶべきことと思います。被災者交流会からご協力頂いている皆さんとの元気になる会、同じ時間を共有し食事を楽しみ至福の時を頂ける事に感謝です。志の高い全ての皆様へ感謝です。本当にありがとうございます。

4. ふくしま交流会

交流会の概要、特徴

2013年8月からコープあいち・豊橋会館を会場に、コープあいちのボランティアなどの協力のもと1年に1回開催されている。当初は福島県相双地区(相馬市から双葉町に広がる地域)の夏祭り企画として、主に避難指示区域の方を中心に故郷の夏祭り・盆踊りを懐かしみ、楽しむために始まった。この交流会の特徴として甲状腺エコー検診の実施や相談会も併設され、遠地となる名古屋市での交流会・相談会には参加が困難という方には身近な存在となっている。さらに福島県から避難地域復興局(広域避難担当)職員の参加もあることから、支援制度や福島県の復興状況の説明を聞いたり福島県が身近に感じられる場にもなっている。昨年2020年10月にも開催し(福島県からはオンラインで参加)、8回を迎えた。

避難当事者の交流会への想い

(いわき市から避難したCさん)

私たち家族は、震災のあった年の10月頃に愛知県に住所を移しました。交流会へはその後しばらくしてから、支援センターの方から直接誘ってもらい、少し迷いはありましたが豊橋会場に参加させて頂きました。やはり避難というかたちでの愛知県への移住でしたので、同じ境遇の方とのつながりは、とても大切なことだと感じたからです。それからは、実行委員として微力ではありますが、協力、参加させていただき、交流会には興味はあるけれどちょっと気が引ける方なども、気軽な気持ちでほっと出来る場所、交流できる回になればよいなあ・・・とっていました。

これからの交流会に向けてですが、コロナウイルスへの感染予防が大きな課題となってくると思うので、やはりZoomによる交流会や、季節を選び会場を屋外にするなど、また内容についてはテーマを決めて、進行していくことにより、まとまりやすいなあと思いました。ウイルスがいつ落ち着いてくれるか分かりませんが、少しでも交流会に興味があったら気負わず、気軽な感じで参加できる、そんな交流会であれば良いなあと思いました。

(福島県富岡町から避難したDさん)

年が経つのも早いもので、震災から10年が経ってしまいました。上の子どもも今は神奈川で仕事に就いています。福島県の自宅は原発から数kmのところにあつて、強制避難区域になってしまいました。今も自宅は残っているのですが、自由に入ることや住むことも出来ず考えると辛いです。いくつかの交流会に参加をしてきた中で、避難の理由がそれぞれ違うために避難者同士で話をする中、話がかみ合わず疲れて帰ってくることもありました。原発事故のための避難であっても自主避難の人、特に福島県外の人からの賠償金の話になると、益々交流会には行きづらくなりました。また「近く、〇〇市に帰る」と皆の前で話すのを聞いた時は、帰る場所がない私にとってはとてもショックでした。強制避難区域からの人が少なかったこともあり、支援センターと相談をする中、まずは自分たちのやりたい交流会をやってみようとうこととなり、福島に住んでいた頃と同じようなお祭り「相双地区交流夏祭り」を2013年8月に開催しました。名前の通り南相馬市や富岡町などからの避難者が中心で、和太鼓の披露や福島県人会の皆さんと一緒に踊った盆踊りはとても嬉しく思いました。

今では、甲状腺エコー検診と一緒に交流会も開催されることになり、1年に1回ではあるけれど定例の行事みたいな形になっているようにも思えます。検診のために名古屋まで行くには遠く、身近なところで検診を行ってもらえるのはとても有り難いです。子どもも大きくなって毎回と云うことは出来ないけれど、親としては今も心配で、これからも続けて検診を受けさせたいと思っています。

実行委員として交流会に臨むことは、できるだけたくさんの人に参加して欲しいこと。最近の交流会では、両親の知人の参加がありました。愛知県に避難していたことは親から聞いて、電話では話したこともありますが、福島でも会うことも少なく避難した先で会えたのは奇遇でした。交流会は福島県らしさをもっと出すことができればと思います。豊橋で開催していても、会場内は福島県に来ているような、そんな雰囲気を出せれば良いな、と思っています。

5. めぐりあいの会

交流会の概要、特徴

2012年4月から主に社会福祉法人名古屋キリスト教社会館関連の施設を会場に、所属する職員や関係するボランティアの協力のもと、1年に春と秋の2回開催されている。名古屋市東区社会福祉協議会で開催された南相馬市のNPO法人はらまちクラブ主催の「名古屋 de めぐりあい結うすぽつと」がきっかけで、南相馬市から避難した人(当時ははらまちクラブの地域特派員)が中心となり今も継続されている。屋外での開催も多く、山間部でのキャンプの他 開催場所や催事内容を工夫し多彩な内容で、多くの参加者を楽しませてくれる。昨年2020年11月にも開催し27回を迎えた。

避難当事者の交流会への想い

(福島県南相馬市から避難されたEさん)

避難当初から、愛知県被災者支援センターからの案内で、幾つかの交流会に参加させていただいていました。みなさんとても優しく迎えてくださり、少し緊張しながらも、楽しい時間を過ごしたのを覚えています。でも、支援者の方々と色々な話はできても、避難してきた者同士で、気楽に交流することがなかなかできず、「お客さん」という感じがして、避難者同士の繋がりを求めている私にとっては、少し違うかなと感じていました。避難者自身で交流会をしたいという私と、それを一緒にやってみませんかと言って下さったキリスト教社会館のTさんとを、支援センターが繋いで下さいました。どこの交流会に行ってもとっても美味しいものがあるのに、ビールが飲めないのが残念。アルコールも出したいのですと言う私に、キリスト教社会館のTさんがものすごく共感してくださって、話しが盛り上がったのを覚えています。

この震災は、地震、津波、原発事故と、被害が様々でその思いを互いに分かり合えるのは難しい、だから、そんなことを忘れてただただ楽しい時間を共有したい。難しいことはとりあえず置いておいて、避難した人も、支援する人も一緒に楽しく過ごせる交流会にしたい、そんな思いを持っていました。私一人ではなく、同じ避難者のFさんをはじめ、同じ思いを持つ仲間がいたからこそ、そして支援して下さる社会館の方々や学生ボラン

ティアの方々、みんなで一緒に作った交流会は、準備も含め楽しく充実した時間でした。そんな中「めぐりあいの会」として、2012年4月に第1回となるお花見を開催しました。その後も、夏のキャンプ、秋の芋煮会と1年に3回の交流会が恒例となり、多くの方とともに楽しませて頂きました。ここ何年か、私は交流会に参加するのが難しくなってきました。仕事や、子どもの試合などで、休日にはほとんど予定が入ってしまうこともありますが、交流会が私にとってあまり必要でなくなってきた、というのが正直なところです。

でも、それは私個人の気持ちであって、交流会の必要性というのはまだまだあると思いますし、実際、楽しみにして、参加されている方々がいらっしゃいます。これからの交流会に参加して下さる方がいる限り、小さくていいので、その方たちが中心になって作っていく交流会であつたらいいな、と思います。それから、1年か数年に1回でも良いので、同窓会のように集まれるような、そんな会が細くても息長く続くといいなと、思います。



岩手・宮城 気軽にお茶のみ交流会



ゆるりっと会



ふくしま交流会



ふれあいひろば小牧



めぐりあいの会

第7章 あおぞら・広報・定期便

1. あおぞら
2. 広報
3. 定期便

本章では、毎年のニュース「あおぞら」で紹介してきた内容、あおぞら編集委員の役割、及び広報と定期便発行を、避難者のニーズや声に応じて改善してきた概要を紹介する。また、愛知県被災者支援センターが発行した冊子についても紹介している。



愛知県被災者支援センターニュース 『あおぞら』

第7章 あおぞら・広報・定期便

執筆者・文責：柿田佳邦（センタースタッフ）・戸村京子（センタースタッフ）

1. あおぞら

愛知県被災者支援センターニュース『あおぞら』は、2011年度第1号(6月30日初刊)より月二回発行(毎月10、25日)、2012年度は第20号(5月15日発行)、21号～28号(毎月25日発行)、29号(1月10日発行)、それ以降は2020年度現在まで月一回発行(毎月25日発行)となっている。

(1) 2011年度<第1号～第19号>

一年目の『あおぞら』は、避難先市町村でのイベント情報、各種相談・問合せ窓口等の支援情報を中心に掲載。義援金や法律相談、原発事故損害賠償制度の説明会、県内市町村社会福祉協議会連絡先一覧、地域でのふるさと交流会案内、県被災者用貸貸住宅借上事業の案内、生活支援物品情報、PS(パーソナルサポート)支援チームについて、就職相談情報、高速道路通行無料について等、避難生活支援の関連情報が多く掲載された。その他に、冊子『気持ちを手紙に』のきっかけとなった避難当事者の手紙・手紙募集の記事が数号に渡って取り上げられた。

(2) 2012年度<第20号～第32号>

『あおぞら』避難当事者の編集委員

二年目に入ると、『あおぞら』の編集ボランティアの募集が始まり、5名の参加があった。編集委員によるインタビュー記事や各地での交流会の参加者・主催者への原稿依頼から、交流会での同郷の人との出会いや感想、避難についてのいろいろな考えなどが掲載され、避難当事者と支援者の姿がページから浮かんでくるようになった。以降、さらに掲載内容が多彩になり、NPOによる学習会「チェルノブイリから今を考える」の感想・報告や、「アレルギーっ子の緊急時防災対策」情報、支援団体によるシンポジウム「東日本大震災による広域避難者の今とこれから」、シンポジウム「避難者支援法制の確立に向けて」など、避難者を取り巻く状況について共に広く考えるものが開催され、

紙面に社会状況が反映されている。また「情報掲示板」では、買い物・安全な食・遊び場など身近な生活に役立つ情報が連載され、避難先の情報に乏しい避難者に好評だった。

(3) 2013年度：<第33号～第45号>

三年目の主な記事は、避難当事者が地域で活動する「福島の子どもの保養」、特別寄稿「東京官邸前脱原発を訴えるデモに参加して」、「防災フェスタ」、「私のすすめるこの一冊」など、避難当事者の原稿掲載が多くなった。避難当事者が主体の活動「原発事故被害者支えあいの会あゆみ R.P. Net」/「めぐりあいの会」/「31ling」/「アースデイいわき in なごや 2013」の実施報告、支援センター主催「くつろぎの時間 1泊2日温泉交流会」の報告・アンケート、原発ADRの弁護士会の説明、「子ども被災者支援法を学び声を持ち寄る懇談会」、公開フォーラム「大震災・原発事故一人ひとりを地域で支える」、「いっしょにやりますのつどい」の報告。母子元気回復事業①・②「パパ・ママ・キッズ☆ゲンキ・すまいる・プロジェクト」の企画・感想等。

(4) 2014年度<第46号～第57号>

四年目の主な記事：「内部被ばく検査の実施と今後の日程」、連載「旬のお出かけ情報/産直施設ガイド」他、避難当事者のリレートークの連載、方言講座、表紙絵の募集、やりたいサポート事業紹介、第四回全体交流会の報告・アンケート等

(5) 2015年度<第58号～第69号>

五年目の主な記事：3.11 追悼式報告、郷土料理の紹介、招待企画・交流の報告、岩手県・宮城県気軽に茶のみ交流会、相双地区交流会、ふれあいひろば小牧、飛島村交流会、第五回全体交流会報告、飛島村支援米贈呈式等。

(6) 2016 年度<第 70 号~第 81 号>

六年目の主な記事：あま市小中学校「寒中見舞い絵手紙」贈呈式、囲碁クラブ交流会、濱田農園交流会、愛知淑徳大・なごやであそび隊交流会、ふくしま交流会、支援制度紹介(ハローワーク、奨学金等)、「これからの暮らしをいっしょに考えよう」相談会専門家紹介、「ぼくの夢・わたしの夢」等。

(7) 2017 年度<第 82 号~第 93 号>

七年目の主な記事：防災施設インタビュー、未来会議 in 岡崎、田原被災者支援交流会、甲状腺エコー検診&交流相談会、各県支援制度紹介、ユース・プロジェクト京都、子育て体験記、空き家バンク紹介、認知症予防等。

(8) 2018 年度<第 94 号~第 105 号>

八年目の主な記事：夜ノ森桜お花見交流会、めぐりあい交流花見会、濱田農園農業体験交流会、写真特集 Day to Day、森林浴・石窯交流会、コラム「こんなとき、どうしたらいいの?」、あおぞらカフェ「アロマハンドトリートメント体験会」、100号記念「センターのこれまでと現在」/『あおぞら』に関わって(編集委員)、あおぞらカフェ「被災体験から学ぶ我が家の防災対策」、支援団体紹介「いわき放射能市民測定室たらちね」、コラム「保健師さんの健康だより」、名古屋工業大学ボランティア部(新聞スクラップ)、あおぞらカフェ「放射能について学ぼう」等。

(9) 2019 年度<第 106 号~第 117 号>

九年目の主な記事：甲状腺エコー検診&交流相談会、寄稿「避難者とのピザ交流~風舎が見る夢」、夏休み「ユース交流会」、あれから8年半①「避難の合理性」(黒田由彦氏アンケートより)、寄稿「災害に学び、備える~伊勢湾台風 60 年市民防災の集い」/「飛島村村長インタビュー」、速報・「台風 19 号の被災地で、今」、寄稿「岡崎×いわき・高校生インターアクトクラブ交流」、講演会「原発事故は、終わっていない」(あゆみ R.P. Net 主催)、「ふ

くしまとあなたをつなぐ交流・相談会」(@いわき)、あれから8年半②「福島子ども健康プロジェクト」(成元哲氏「調査報告書」より)、寄稿「多文化共生・外国人避難者支援」、「東日本大震災追悼式 2014~2020」、寄稿・当事者団体紹介「原発事故避難者の会・愛知」/「311 当事者ネットワーク HIRAETH (ヒラエス) 等。

(10) 2020 年度<第 118 号~第 129 号>

十年目の主な記事：寄稿「NPO 埼玉広域避難者支援センター「福玉便り」、特集①「ハーブで自然療法」、特集②新型コロナウイルス感染症予防についての情報、カナさんのレシピ、愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト情報、編集委員紙上トーク、「オンラインでつながる・広がる講座&懇親会」(甲状腺エコー検診に変えて)、愛知県相談会情報、オンラインあおぞらカフェ、寄稿「笑いヨガ」で体調を整える、里山を歩きましょう、地域・暮らしの助け合い一生協編、金城学院大学ゼミ「ガラスの中の福島~フィルターなきリアル」、福島交流相談会、インタビュー「あの人・この人の近況」、寄稿「311・東日本大震災から 10 年」等。

(11) あおぞら編集委員の役割

(2) のとおり、あおぞら編集委員は、二年目に入って『あおぞら』編集ボランティアとして募集してスタートした。避難当事者が「あおぞら」の編集委員として、月一回の編集会議に参加し、他の避難者へのインタビュー記事、子育て・地域活動や個人の興味関心分野の手記・寄稿等を行っており、避難当事者一人ひとりの主体的な関わり方として、現在まで続いている。

2. 広報

ホームページでの掲載等

東日本大震災の被害の大きさ、避難者の実態を周知し、県民に理解してもらおう事をねらい、継続的な広報活動として、愛知県被災者支援センターの情報誌「あおぞら」は、市町村、NPO などにも配布し、愛知県被災者支援センターのホームページ⁸⁷にも都度掲載している。

イベント等でのパネル展示

又、大震災で愛知県に避難者がどれほどいるのか、何処にいるのか、どうして愛知県に避難してきたのか、何に困っているのか等、避難者を見守る、支援する行動を呼び起こすようように、地域でのイベント開催時に、東日本大震災の災害状況、愛知県への避難者の推移等パネルなどを展示したブースなど設置を行ってきた。特にマスコミの取材には、全面的に協力してきた。

マスコミ取材等

活動周知は、主にNPO 団体と市域の市民団体と一緒に活動を展開してきたが、5年を過ぎた頃から活動も減ってきた。マスコミ取材も当初は避難者全体に関する取材が多かったが、徐々に避難者個人へと取材が変化していった。

発行物

「気持ちを手紙に～愛知県に避難されている方のお気持ちを～」

発行の経緯：愛知に避難した女性から孤独を訴える手紙が届いたきっかけで、その気持ちを「あおぞら」に投稿していただき、次のように「気持ちを手紙にしませんか」と呼びかけた。

『沢山の決断をして、大切なものだけを背負って「がんばるぞ」と勢いで故郷を離れ「寂しさ」や「虚しさ」・・・と「ここでやっていくんだ」という両方の気持ちにさいなまれながらも心のバランスをとり日々生活していることと思います。

そんな気持ちを同じ境遇の方に伝えてみませんか。私は伝えたいと思いました。そして皆さんの気持ちも聞きたいです。聞いてこれからのバネにしたいと思います。誰に伝えていいのかぶつけていいのか分からない気持ちを手紙にした事で私の気持ちは本当に救われました。(中略) あなたの気持ちを待っています。』

この呼びかけにより26人からの手紙が集まり冊子として発行するに至った。

中間まとめ冊子「愛知県被災者支援センター」

また、愛知県被災者支援センターがこれまで実施してきた相談支援に関する取り組みと、受入被災者の相談支援に係った団体・専門家等の紹介や想い等を冊子にまとめて、2018年3月に発行した。この冊子でお互いのことをもっと知り合いそれぞれの役割を活かしながら、より有益な支援につなげることも期待している。

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
活動周知活動回数	4回	6	4	12	7	3	3	3	3	1
マスコミ取材回数	多数	24	18	多数	12	5	0	0	0	多数

⁸⁷ <http://aichi-shien.net/>

3. 定期便

東日本大震災で愛知県に避難し受入被災者登録をした人と市町村、避難者支援に係る団体に、避難者支援に役立つ情報を、定期的に送付している。以下の通り、発送頻度、送付内容、送付先、封筒の仕様などは、避難者のニーズや声にあわせて変更してきている。

(1) 発送頻度

定期便は、2016年度まで月2回 10、25日発送していたが、2017年下期から25日発送に変更になった。臨時便は重要なお知らせ、期限が限られて短納期に通知する必要がある場合に発送した。通常は日本語版を送付しているが、重要なお知らせは、全員に伝達出来るように、外国人ヘルプライン東海等の協力を得て、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語、英語、インドネシア語など母語に変換して送付している。

(2) 送付内容

- ・愛知県・ふるさとからの支援情報等
- ・新聞スクラップ（愛知県の主要新聞、福島民報、河北新報（名古屋工業大学のボランティア学生、2019年から宮城県からの避難者）
- ・交流会案内、甲状腺エコー検診&相談会など
- ・招待イベント案内

(3) 定期便の発送先

当初は、愛知県の受入被災者登録全世帯に送付していたが、2016年度の全世帯を対象にしたアンケート実施の時に定期便のお知らせを継続か停止を希望するかを聞き取り対応した。但し、支援情報として大切なものは臨時便として送付した。当初、愛知県被災者支援センターの表示がある封筒では、私が避難者であることが周りに分かるので、何とかしてもらいたいという意見があった。

(4) 封筒の仕様変更

愛知県への受入被災者登録から5・6年を過ぎると、帰還を含めた住所変更手続きをしない人が出てきた、そこで住所が変更になった場合、転送せずに愛知県被災者支援センターに返却してもらえるように、封筒の様式を変更した。このことにより、受入被災者の住所変更が早期に把握することが可能となった。

(5) 定期便発送作業への支援

定期便の発送作業は、月に2回日にちを決めて実施している。県別の支援情報や新聞切り抜きなどを分けて封入し、各国語対応も確認しながら、受入被災者登録世帯と市町村等に送付する。センタースタッフ全員が係ることができないこともあり、東日本大震災支援ボランティアセンターなごや等の協力を得て、作業を行っている。

(6) 新聞スクラップ作り

愛知県に馴染みのない受入被災者にいち早く愛知を知ってもらおう情報として、中日新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞記事のスクラップを、東三河のボランティアに2015年まで実施していただいた。その他、避難者の故郷の主要な新聞スクラップを出身県別に送付した。岩手日報、福島民報は、それぞれの県からスクラップを提供してくれたが、河北新報は宮城県の提供がなく、名古屋市内の名古屋工業大学の学生がスクラップ作成を2018年度まで担当して頂いた、その後は、宮城県出身の避難者に依頼して、現在に至っている。

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
定期便	19回	22	23	23	23	24	15	12	12	12
臨時便	8回	6	4	6	4	6	6	6	4	4

第8章 愛知県の取り組みの特徴と課題

第1節 愛知県と埼玉県における広域避難者支援の比較から

第2節 継続支援の先にみえる課題（災害看護）

本章は、愛知県における広域避難者支援について、その特徴と今後への課題を提示する。埼玉県における広域避難者支援と比較することによって、両県の共通点と各々の特徴が示されている。「継続支援の先にみえる課題」は、支援に関わった在宅保健師へのインタビューによるもので、支援者支援の重要性にもふれている。

第8章 第1節 愛知県と埼玉県における広域避難者支援の比較から

執筆者・文責：原田 峻（金城学院大学人間科学部講師）

1. はじめに

東日本大震災と福島原発事故により全国へと長期・広域にわたる避難が発生し、避難元のコミュニティと受け入れ先のコミュニティの狭間で「帰りたいけど帰れない」人びとをいかに支えるのかという課題が、各地で浮上することになった。これらの広域避難者に対して、北海道から沖縄まで全都道府県にわたって避難者を支援する団体が立ち上がり、各地の行政と民間による支援の取り組みが喚起された⁸⁸。ただし、長期・広域の避難においては、従来の復興支援と異なり避難者の生活再建の見通しが立ちにくいだけでなく、避難者の生活再建とコミュニティの復興が必ずしも連動しておらず、避難者のニーズも極めて複雑化・多様化している。そのため各地の支援者は、どのような支援をどのように実施するか、試行錯誤を繰り返

してきた。

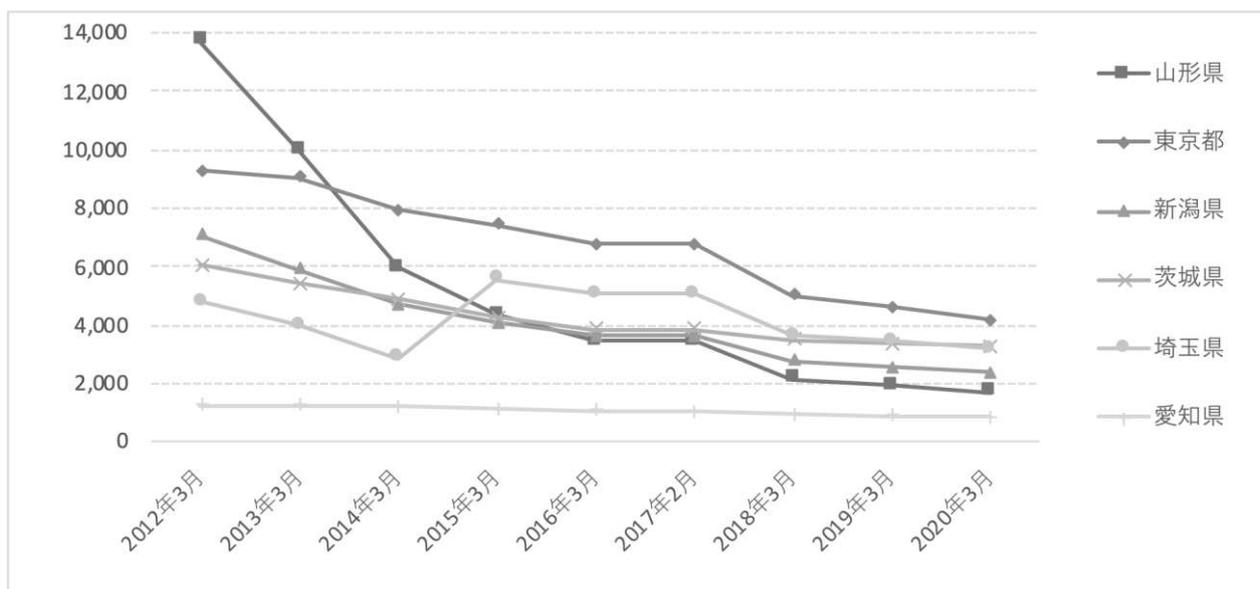
筆者は2011年3月以来、埼玉県における広域避難者支援に研究・実践として関わってきた⁸⁹。他方で2018-2020年度に金城学院大学に勤務したご縁で、愛知県被災者支援センターの活動にも時折参加させていただいた。本論では埼玉県との比較を通して見えた、愛知県の避難者支援の特徴を紹介したい。

2. 避難者の人数・構成比の比較

愛知県と埼玉県の避難者支援を比較する前に、その前提となる、2県における避難者の人数・構成比を確認しておきたい。

まず図1は、避難者数の多い5都県および愛知県における、避難者数の推移を示したものである。

図1 5都県および愛知県における避難者数の推移



出典：復興庁ホームページ「全国の避難者の数（所在都道府県別・所在施設別の数）」
(<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/sub-cat2-1/hinanshasuu.html>)

掲載データより筆者作成

⁸⁸ 2015年時点における各都道府県の支援の概要は、関西学院大学災害復興制度研究所ほか編（2015）を参照。

⁸⁹ 2018年までの埼玉県における避難者支援の変遷は、西城戸・原田（2019）を参照。

避難者数は、東北3県との交通の便などを背景に首都圏と山形県・新潟県が多く、これらの都県では震災直後に6千~1万人、あるいは1万人以上の避難者を抱えていた⁹⁰。他方で被災3県への帰還・移住などもあり、避難者数は時間の経過とともに減少していった。これらの都県では、避難者の人数規模と流動性により、全域で網羅的・継続的な支援を実施する難しさがあったといえる。

これに対して愛知県では、約1,200人の避難者を受け入れたところから始まり、その後も避難者数は微減であった。この人数規模と安定性が、愛知県の網羅的・継続的な支援を可能にした要因の1つとして考えられる。

続いて、各地の避難者の構成比は、被災3県からの距離・交通網や、首都圏からの避難者の受入態勢などによって、都道府県ごとに異なる傾向を持っている。例えば2015年時点の福島県からの避難者の割合は、山形県・新潟県では9割以上、茨城県や東京都では8割程度、北海道や沖縄県では6~7割程度で、岡山県では福島県内外の避難者の割合が逆転していた（関西学院大学災害復興制度研究所ほか編2015）。

その中で埼玉県では、筆者らが2013年3月に県内市町村に調査した結果によると、岩手県2.9%、宮城県8.1%、福島県88.2%、その他0.9%であった（『福玉便り2013春の号外』）。埼玉県では福島県、とりわけ避難指示区域からの避難者が多く、福島県庁や避難指示区域の各町役場と連携した支援が実施された反面、岩手県・宮城県からの避難者への支援が課題となってきた。

これに対して、2012年4月時点の愛知県の避難者の構成比は、岩手県6.7%、宮城県19.6%、福島県64.8%、その他8.9%であった（本報告書22ページ）。愛知県では他県と比べて比較的偏りのない構成比によって、福島県からの避難者だけでなく、岩手県・宮城県からの避難者に特化した交流会なども実施できたと考えられる。

以上の前提を踏まえつつ、愛知県と埼玉県の避難者支援を比較していきたい。

3. 愛知県と埼玉県における支援の共通点

愛知県と埼玉県の避難者支援を比較してまず気付かされるのが、両県における支援の共通点である。

本報告書で詳細に述べられているように、愛知県では愛知県被災者支援センターが愛知県庁・各市町村や様々な団体・専門家と連携しながら、個別相談と法的支援・心の支援・医療的支援、交流会開催、情報誌『あおぞら』の発行、などを実施してきた。

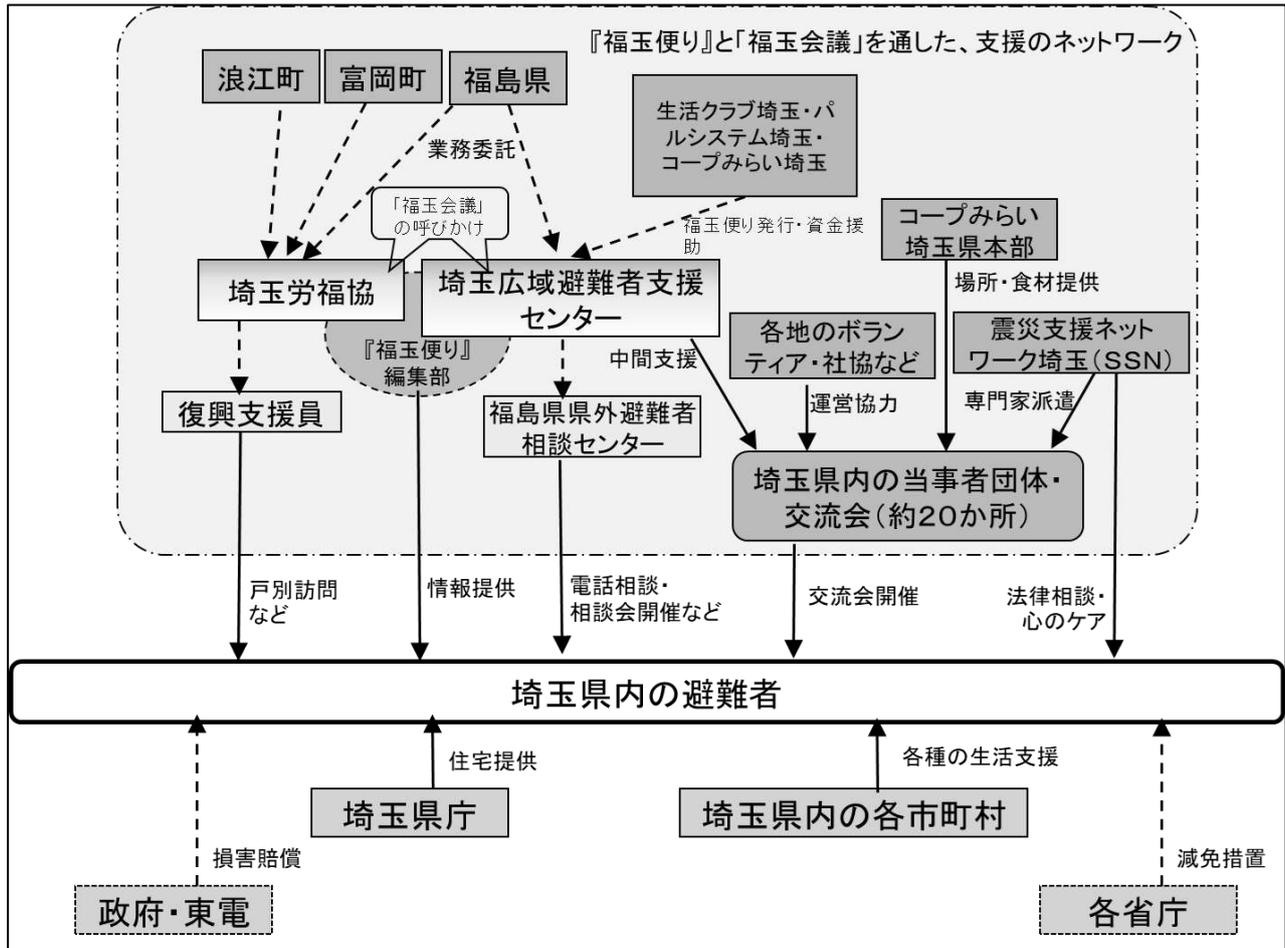
同じように埼玉県でも、埼玉県労働者福祉協議会、震災支援ネットワーク埼玉、『福玉便り』編集部（のちにNPO法人埼玉広域避難者支援センターに移行）を中心に、行政や各種団体・専門家と連携しながら、個別相談・支援、交流会、情報誌『福玉便り』の発行、などを実施してきた（図2）。交流会は孤立を防ぐ大事な機会となるが、交流会に参加できない人もいれば、交流会で打ち明けられない話題などもある。その際に、支援団体・専門家による訪問や相談が、個々の悩みを解決する手立てとなる。さらに情報誌が届くことによって避難者同士の近況や思いを共有したり、交流会や支援団体の情報を手に入れたりすることができる。こうした支援を重層的に実施しながら、多様な背景・立場の避難者に対して、まずはその選択を肯定しつつ、なるべく間口の広い支援を実施することが目指されてきた（西城戸・原田2019）。これらは愛知県の支援と共通する点が多々ある。

愛知県・埼玉県に限らず全国の支援団体は、東日本大震災支援全国ネットワーク（JCN）のミーティング等を通じて情報交換もおこなってきたが、他県の情報を得る前に各県の支援の土台は既に行きあがっていたことは興味深い。各地における支援の試行錯誤と積み重ねが、結果的に類似した支援のスタイルに到達したと解釈できるのではないか。これらは、今後の災害支援などにも継承していける重要な実践知であるように思う。

存在していた。その経緯は後述する。

⁹⁰ 復興庁調査の埼玉県の避難者数は図1の通りだが、『福玉便り』編集部調査では2013年時点で約7,000人の避難者が

図2 埼玉県における避難者支援のガバナンス（2017年4月～）



出典：西城戸・原田（2019）、214ページを改編

4. 愛知県と埼玉県における支援の相違点

他方で、愛知県と埼玉県の避難者支援に相違点も存在する。埼玉県との比較を通して筆者が気付いた愛知県の特徴として、以下3点を指摘しておきたい。

1 点目は、震災直後に公設民営の愛知県被災者支援センターが設置されたことと、それによって可能になった「愛知県受入被災者登録制度」の活用である。埼玉県では震災直後、県庁がさいたまスーパーアリーナ・旧県立騎西高校の避難所開設などに尽力したものの、避難者支援に特化した部署や公設民営のセンターは設置されず、支援の官民連携は不十分なままであった。支援団体を再編してNPO法人埼玉広域避難者支援センターを立ち上げて、埼玉県庁と県営住宅の避難者優先入居な

どの連携が取れるようになったのは、2016年のことである。

加えて埼玉県では、避難者の登録制度が実施されなかったため、埼玉県内のすべての避難者を把握する名簿が存在していない。それによる「個人情報壁」は大きく、民間団体では、復興支援員事業等で福島県・各町から提供される名簿を事業の範囲内で利用したり、避難先市町村に『福玉便り』の発送を依頼したり、『福玉便り』に読者登録をしてもらったりしながら、避難者を把握するしかなかった。また、名簿の不在に付随した問題として、埼玉県庁が避難者数として県と一部市町村の借り上げ住宅の入居者のみを集計し、この数字が復興庁に報告されていたため、避難者数が過少に把握されていた⁹¹。

こうしたセンターの設置や避難者名簿の整備は、

⁹¹ 2013年1月・2014年1月の『福玉便り』調査および2014年7月の毎日新聞報道により、埼玉県は2014年7月に集計

方法を改め、それ以降は『福玉便り』調査と埼玉県・復興庁発表の避難者数は一致することになった。

官民連携の支援の基盤となるものであるが、時間が経てば経つほど実施が難しくなる。初動でいち早くこれらを実施した愛知県の取り組みは大きく評価できるだろう。

2点目は、全県的な支援のネットワークと、個別の支援を検討する「パーソナルサポート支援チーム会議（PS 会議）」が、同じ愛知県被災者支援センターによって実施されてきたことである。埼玉県でも、埼玉県労働者福祉協議会と『福玉便り』編集部を中心とする「福玉会議」によって県内の支援団体・当事者のネットワークを形成しつつ、反貧困ネットワーク埼玉を母体とする震災支援ネットワーク埼玉が避難者の個別相談に対応してきた⁹²。ただし、震災直後には7千人以上の避難者が存在していたこともあり、県内の支援の連絡調整と個々のケース検討を同じ場所で議論するには困難があった。対して愛知県では、約1,200人という避難者数がおそらく適正規模であったのと、愛知県被災者支援センターが当初の事業計画に盛り込まれてなかった PS 会議を迅速に立ち上げたことにより、両者を一体的に実施してきた。マクロ・メゾレベルのネットワークの構築と、ミクロレベルのケース検討は、支援において表裏一体のものであり、これらを接続できたことの意義は大きいように思う。

3点目は、多文化支援である。筆者も埼玉県で、主に日本人配偶者を持った外国にルーツのある避難者の方々と接する機会が何度かあったが、外国ルーツの避難者に特化した支援は実施されてこなかった。従前からの多文化共生の蓄積と、多文化ソーシャルワーカーとの連携のもと、外国にルーツをもつ避難者に支援を提供してきたことも、愛知県の特徴の1つとして挙げられるだろう。

これらはいずれも、埼玉県と異なる愛知県の避難者支援の特徴である。なお、愛知県と異なる埼玉県の避難者支援の特徴としては、福島県・浪江町・双葉町・大熊町・富岡町の復興支援員事務所が揃って設置されたことや、県内に最大時で20団体ほどの当事者団体が結成されたこと、などが挙げられる。詳細は西城戸・原田（2019）をご参照いただきたい。

5. 10年を迎えた避難者支援の今後の課題

最後に、10年を迎えた避難者支援の課題についても触れておきたい。

埼玉県では、時間の経過とともに避難者の「立場やニーズの分散」がますます拡大し、「まだ、避難直後から変わっていない」人もいれば、すでに新たな生活をスタートさせ、「もう避難者とは呼ばれたくない」という人もいる。他方で今後の生活再建のあり方は、各個人・世帯の選択と責任に帰せられている現状がある。加えて、受け入れ自治体による避難者対応の縮小や、支援団体における疲労と資金不足も見えるようになってきた。

その上に起きたのが今般のコロナ禍であり、雇用や経済状況への影響、交流機会・訪問機会の減少、ステイホームによる心身のストレス、などが懸念される。避難者以外の一般住民も同じ状況だが、避難者の場合は故郷以外の土地で今なお「待避」の状況の上に、これらの問題が起きていることに再度注意する必要があるだろう。

そして最大の課題は、避難者支援をいつまで続けて、いつどのように終えるのか、という点である。

愛知県でも、こうした課題が共有されていると思われる。各県の特徴を踏まえながら、今後の避難者支援に向けて、引き続き情報交換させていただければ幸いである。

文献

関西学院大学災害復興制度研究所・東日本大震災支援全国ネットワーク・福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク編、2015、『原発避難白書』人文書院。

西城戸誠・原田峻、2019、『避難と支援——埼玉県における広域避難者支援のローカルガバナンス』

⁹² NPO 法人埼玉広域避難者支援センターの設立後、同法人が2017年に福島県の生活再建拠点事業を受託して、ようやく

ネットワークとケース検討を同じ団体で議論できることになった。

第8章 第2節 継続支援の先にみえる課題（災害看護）

執筆者・文責：河村 諒（日本赤十字豊田看護大学看護学部助教）

はじめに

2011年3月11日、発災した東日本大震災（以下、震災）による広域避難者数は、現在、減少傾向に転じているが、未だ約42,000人（全国932市区町村）に上っている¹⁾。2013年6月の災害対策基本法の一部改正により、災害時における高齢者、障害者、乳幼児等は、要配慮者と位置づけられ、健康問題や生活困難への対策や避難行動要支援者名簿の作成などが義務付けられることが規定された²⁾。今回、被災地域から愛知県に避難された高齢被災者に継続支援に携わってきた看護職者が直面している困難についてインタビュー調査で得られた語りの一部を紹介しながら、今後の継続支援の在り方について考察した。

（1）高齢被災者が生活力量を形成していく過程

高齢被災者は、被災による特異な喪失体験を経て被災後の生活に折り合いをつけ、生活力量（震災による被災とその後の生活を受け止め、多様な力を統合させながら生活を営むこと）を形成していた。被災後、生き抜くうえで生命を脅かす危険がなく衣食住の保証、他者と情緒的な繋がり、家族と行動を共にすることで安心感を形成していた。また、長期避難という問題的側面だけではなく、“故郷に帰りたいけど帰れない”という葛藤を常に抱きながらも、広域避難先で家族・被災者・地域住民らと親密な関係性の継続と社会的役割を見出すことで「今」の生活をコントロールしている。これらの生活力量は、被災による生活をする場所や環境、状況、条件が変化し、新たな地域で人との繋がりを築いていかざるを得ない状況に置かれた場合に形成していた³⁾。

（2）広域避難した高齢被災者に関わる看護職者の困難

災害時における看護職者の活動の実態や活動報告は多数存在するが、本震災の場合は、これまで

に類をみない程の広域避難者が現れ復興が長期に及んでいる。見通しが立て辛く、日常生活の課題も複雑化すると同時に継続的に関わる看護職者も生活支援に関する困難が生じている実態があることから、先ずその困難について明らかにした。結果、4名（全て女性であり、広域避難後から調査日までの継続的な関わり期間の平均は6.2年（5.5年～6.5年）である）の研究協力が得られた。なお、研究協力者4名は在宅保健師会「あいち」に所属し、これまで広域避難者の世帯訪問や定期的開催される健康相談会等に参加している。愛知県に広域避難した高齢被災者と関わる看護職者の生活支援に関する困難として、5カテゴリー、15サブカテゴリーに整理された。以下、カテゴリーは【 】, サブカテゴリーは『 』、語りは「 」、補足説明は（ ）、高齢被災者の語りは“ ”を用いる。研究協力者の語りは、これまで継続的な支援に携わってきたが故の内容であり、全て事実に基づいている。本章では、語りの内容をありのまま紹介するが、一部の表現において、広域避難者が今後、市町村担当者に対して不安を抱きかねない。しかし、単に当時対応した行政職員を批判するというものではなく、研究協力者が当該の自治体に引き継ぐ際の困難事例を紹介したものであり、今後の継続支援の在り方を検討することや、これまで以上の関係機関との強固な協働体制を築いていくための課題でもあることを念頭に読み進めてもらいたい。

1)【初期の関係性のため具体的な支援がみえない難しさ】

広域避難した高齢被災者と信頼関係を構築する初期段階では「遠慮もあり、なかなか自分のことを話さないの、本音を聞きだすまでにかかなりの時間を要する」「最初の頃は、仲の良くなった配達の人にだけ…徐々に“放射線や持病が心配だ”とか…ポロポロッと少しずつ言葉を発するようになった」のように『関係性の形成までに時間を要する』経験があった。同時に「繰り返し関わっても1回2回だけじゃあね…“また僕を説得させに来

たのか!”と話された」「“越した先にちゃんと支援してくれるのか!”と強く言われた」といった『感情的な訴えに苦慮する』経験があり、これらは継続的に関わっている看護職者に共通していた。

2)【精神的ケアの難しさ】

高齢被災者の『体験に寄り添うことしかできない』では、「向こうに帰らない、帰れないという意志を持っている方、チャンスがあれば帰りたいと思っている方、息子・孫達の故郷を無くして辛いという思いを毎回感じている方もお話を聞くだけしかできない」などの経験があった。高齢被災者との関係性が形成されると『死に関連する話を打ち明けられる』経験がみられた。具体的に「向こうに帰っても知っている人は亡くなったし、帰っても仕方がないから…もうこっちで死のうかなと言われた」「これまで長い間、関わってきた方でも“年だからもう死にたい”“(パートナーが亡くなり)もう生きる希望がなくなった”“生きている価値がないから早くね…”などと言われて困った」という語りがあり、危機的な局面に対峙していた。

3)【家族生活の見通しが立たないが故の難しさ】

継続的に関わってきた看護職者は「地域と全然繋がりをもたない人だったので“時々電話しても大丈夫?”とこちらから約束したりね、こればかりはマニュアルなんかないんです」「親や子どもという感覚で見守っていかないと、その先が不安になる」のように『家族のような付き合いがある』経験をしていた。また、「家族のそれぞれの思いを聞くが、価値観が異なるので、どういう風に擦り合わせていくと良いのかわからない」「息子さんの転勤があるので、また移動しないといけない…転勤すれば、ついて行くしかないのかな…最終的にご家族が決めることだから、口出しはできない」のように容易には『同居家族と折り合いをつけられない』事例にも直面していた。さらに、「震災前は港町の水産加工工場で勤めていたが津波で工場も家も流されたので、戸惑いながら姉のいる愛知県に来ました…でも、仕事合わず、姉が辞めさせて…なかなか調整することが難しいです」「家族って、良くも悪くもシステムで、本人さんの思いもある」「ファミリーケアは関わる人間の役割を変えないと、本音は語らないので難しい」のように

『家族役割の調整が難しい』ことを経験していた。

4)【保健医療福祉サービスの継続支援の難しさ】

継続的な支援となるように「お茶っ子サロンに誘ったけど、やっぱり足が悪いから“来てもらわないといけない”ので…」「高齢のご夫婦で“移動手段がないので受診にも行けない、交通量が多いから道路を横切るのが怖い”と話されると、適切な病院を紹介したくても紹介することが難しい」のように広域避難者を対象とする集会や身体症状に応じた医療機関の連携先はあるが『移動手段がない』などの物理的困難や、「自主避難した高齢者は貯金や年金でギリギリの生活し、帰省後に住む家がない方もおり、経済的な問題を扱うことが難しい」「こちらでも家賃補助がなくなると、ガラッと生活を落とすことになり…お風呂もないようなアパート生活なので、生活費も僅かなので…」のように『経済的な問題についての触れにくさ』を経験していた。また、「県(防災担当)が情報を一括管理していると、社協や我々のような下部の実働部隊にこそ連絡が来なければ何もできない」「せっかくだくさん関わって連携してきても、今までの情報が上手に伝わっていないことがある」のように同じ支援者でも『支援の連携がとれない』ことを実感していた。その反面、「この区役所の担当者には話していない内容のはずが“なんでその情報を知っているの?”という場面に出くわした」「信頼のおける支援者のみに心を開いている…必要であるはずの情報が関係機関に伝わりきらず、個人情報保護法のみが先立っている」のように『個人情報の取り扱いを懸念する』困難もあり、情報共有の在り方が浮き彫りとなっていた。さらに、「広域避難後、気力や意欲もなく、倦怠感が増すなど、会う度に悪い方に…このままご家族との繋がりがサポートが受けられない方は放っておけない」「たとえ高血圧や心疾患など有していても、ご本人さんはその時その時で一生懸命なので、そこまで見通せず、受診するようお話しても軽くとられちゃう」などから『ハイリスク者の適切な支援に結びつかない』ことにも直面していた。

5)【関連機関と協働することの難しさ】

関連機関と協働していく困難としては「介護保険に関する手続きは、ケアマネに頼めばやってく

れるって伝えたが、私に直接電話が掛って“来てくれ”って…」「知り得た情報をその人が生活する市町の保健師に直接繋げたいが、上手く連携できなかった」のように『引継ぎが円滑に進まない』困難を経験していた。また、「最初から保健師が関わっている地域では、“大変な苦労をされた1人の住民として関わっていく”と捉える市町もあれば…”他にもやる仕事があるので、そこまでは関われない”って言い切る市町もある」「防災(市町村)の人に現状を伝えても、支援は必要だと感じていないので次に繋がらないことがもどかしい」

「避難後の歴史はまだ浅いんです“6年も経っているのだから、被災者だからって別に特別扱いなんかする必要はあるのか!”と言われる」などの語りから『行政担当者との生活支援の温度差』を実感していた。さらに、「一緒に同行する若い職員や相談員は、災害に遭われた方は全て親族が亡くなったり、住居の喪失した方のように捉え、共感より前に同情ばかりが先にきてしまう」「経済的な不安を訴えられる方との面談で、“今、預金はいくらあるんですか?年金は年間どれくらいもらってて…”というような問い返しをする場面の後、若い職員は“何でそんな細かいことまで聞くんですか?”って言われた」経験から同じ職種でも『若手職員の経験の未熟さ』を実感する語りがかかれた。

(3) 今後の継続支援の在り方

1) 災害医療サイクルからみた生活支援上の困難

広域避難した高齢被災者と継続的に関わる看護職者の生活支援に関する困難について災害医療サイクル⁴⁾を基に、震災後から急性期(震災直後～3週間)、慢性期(2～3か月)、復旧復興期(2～3年～)、静穏・準備期(3年～現在～)の4期に分類した結果、看護職者個人の力量による困難と、多施設・他同職種間の相互理解や協働・連携に関する環境調整困難の2つに分けられた(図1)。慢性期では【初期の関係性のため具体的な支援がみえない困難さ】を体験しており、徐々に高齢被災者と関係性が築かれる復旧復興期から静穏・準備期にかけて【精神的ケアの難しさ】を実感していた。そして、静穏・準備期では【家族生活の見通しが立たないが故の難しさ】がみられた。この領

域のカテゴリーは、経年的な変化があり、研究参加者との継続的かつ親和性のある関係が維持できているが故の結果であったと考えられ、看護職者個人の力量困難であった。次に、慢性期から復旧復興期にかけて【保健医療福祉サービスの継続支援の難しさ】を体験しており、復旧復興期から静穏・準備期にかけては【関連機関と協働することの難しさ】が示された。この領域のカテゴリーでは、経年と共に、既に居住していた住民と同様に存在そのものが同一化しており、多施設・他同職種間の相互理解や協働・連携に関する環境調整困難であると考えられた。

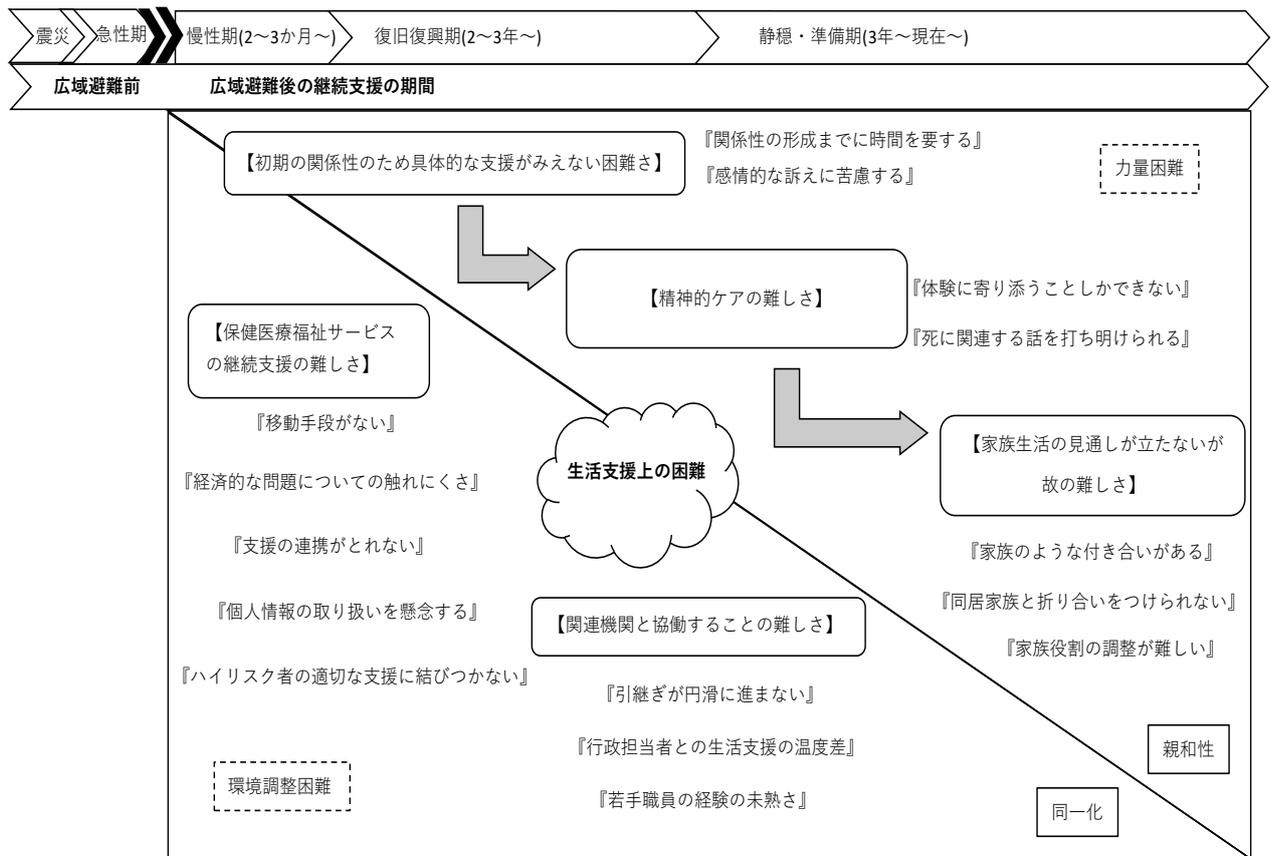
2) 継続的に関わらないと見えない困難

災害初期は様々な情報が錯綜しているため多くの被災者が、身の安全や今後のことに関して強い不安を抱いている⁶⁾。高齢被災者と不慣れな土地で受援過程を築いていくなかで『関係性の形成までに時間を要する』ことは容易に推測できる。同時に『感情的な訴えに苦慮する』という共通の体験があった。語りからも関係性を形成していく過程には高齢被災者との信頼関係を築き、複数回の関わりが現在に至るような、親和性のある関係となったと考えられた。現在もなお広域避難状態の者、生活者としての意思決定権が高齢被災者にはない者も存在している。このあり様からも、看護職者は【初期の関係性のため具体的な支援がみえない難しさ】を経験していたことは語りの結果であった。また、看護職者は『体験に寄り添うことしかできない』というもどかしさから、継続的な関わりを積み重ねることで『死に関連する話を打ち明けられる』体験がみられた。この危機的な局面に【精神的ケアの難しさ】に直面していた。高齢被災者個々の性格、生活歴、被災状況などによって心理的影響は様々であり、支援の方法や配慮すべき点多用で幅広い⁷⁾ことから、関係性が十分ではない看護職者にとっては、個々への影響を十分に配慮しなければならず【精神的ケアの難しさ】となった。また、継続的に関わってはいるが、1回の対応時間が短い場合もあることや一過点であり、具体的な支援が導き出せないことも影響していたと考える。災害後の心のケアは長期に及ぶ。有効な災害健康ニーズ支援のためには、安心を与え、孤立化を防止することが必要である⁸⁾こ

とからも、継続的な関わりは支援に欠かせない。さらに、個人で避難してきた高齢被災者は集団避難と異なり孤立化し易い傾向もあり、他地域住民への支援において、この安心感(継続的な関わり)

を与えることは重要である。今後、次なる避難先へ転居・広域避難していく場合は孤立や不安の増幅を見込み、通過点であるからこそ継続的な支援の在り方を考えなければならない。

図1 広域避難した高齢被災者と継続的に関わる看護職者の生活支援上の困難の構造⁵⁾



3) 次に繋いでいくための支援の連携

個々の被災状況や精神状況を把握し専門職と連携しながら支援し、専門職をコーディネートする者に繋ぐことは重要となる。独居高齢者の支援者連携において病院等単独施設の中の連携と違い、複数の他施設との連携が多く、保健医療福祉等様々な職種が支援者である場合が多いため連携が難しい現実がある⁹⁾。また、医療職以外の支援者は処方の確認や服薬介助は可能でも疾患を踏まえた状態の観察、疾患と薬理作用を理解して援助することは困難であるのも教育を受けていないため

要求はできない¹⁰⁾。これらの多職種間の支援者連携に関する先行研究からも、専門職の教育的背景や職業観から対象理解の方法や支援の考え方に、差異が生じた結果といえ『支援の連携がとれない』事象となり『個人情報の取り扱いを懸念する』ような実態はまさに、お互いが分かり合うことの困難であり、今回の結果を裏付けていた。さらに、語りのなかには、医療専門職のみならず防災担当者、社会福祉協議会、ボランティアスタッフ、民生委員などの多職種も含まれていたことから、相互理解の困難さがあった。支援者同士の連携のな

かで其々の機能を果たすためには、対象理解に加えて他の支援者の教育的背景、職業観等の理解が必須であることが示唆された。

広域避難した高齢被災者への支援のなかで担当者への『引継ぎが円滑に進まない』ことや『行政の担当者との生活支援の温度差』があった。さらに同職種である『若手職員の経験の未熟さ』などから【関連機関と協働することの難しさ】を経験していた。保健師と看護師が連携し、切れ目のない援助を提供することが重要である¹¹⁾ことから、他地域からの住民、特に高齢被災者を受け入れの場合は、居住予定地区の市町村保健師のみでの活動に限界があり、通常の災害保健活動よりも連携の必要性は高く、これまでの生活が断絶することは多くの不安を抱えることを想定し、保健医療福祉部門以外の機関との協働も必要となる。しかし、語りの内容から行政の一部の担当者の認識は震災後6年が経過した状況は被災者ではないという見解が見受けられたという結果からも双方が広域避難者の定義について改めて認識し直す機会は見られなかったのではないかと考えられる。震災後の継続的な生活支援は初めて経験する事象であるため、まずは支援者側同士で次の支援先へ繋いでいく方略について議論していく必要性が示唆された。

4) 継続支援の先に見える課題

これまで継続的に関わってきた看護職者は、現在も『家族のような付き合いがある』。これは、高齢被災者に対する支援を考えるうえで、次の関連機関に繋ぐことのみを目的にしたとするならばこのような語りは通常は少ないと考える。本研究では、野菜や餅のお裾分けなど高齢被災者と支援者側には親和性が示されていた。被災後約30%の被災者が親しみのある近所付き合いや相談者がいない¹²⁾ことが明らかにされている。また、対人関係においては、性・年齢・出身地の属性が転居先でコミュニケーションを阻害する要因となる¹³⁾ことや、転居は住み慣れた地域を離れ新たな地域で生活の再編というストレスフルな出来事¹⁴⁾であると理解されている。しかし、これまで継続的に関わってきた看護職者だからこそ、実の家族の様なやりとりがあり、業務時間外での対応も厭わなかった結果、高齢被災者との信頼を形成し、安心に繋がっていた。さらに、家族の思いや価値観を尊重

することで『同居家族と折り合いをつけられない』場面や今後の家族間のバランスや援助の調整を含め、重要な決断を迫られる局面に対峙した看護職者も散見していた。これらは、看護職者が、高齢被災者が主体的に生活できるよう、縁の下の力持ちとして、時には親戚として調整役に徹したことで家族環境を整えていた結果であると考えられた。震災で多くの被災者を受け入れた柏崎市の支援活動では、初期段階から自己管理を促す支援であった¹⁵⁾。単純比較には限界があるが、今後の支援活動を考えていくうえでは重要な視点である。支援においては受け入れの段階だけではなく、今後の移動や希望が経年的に変化することなどから定期的に対面し確認すること、身体・精神上的の機能変化をきたすことを前提に長期滞在となる広域避難生活を見据えて、高齢被災者の自立への支援を早期に始めていくことが重要であると考えられる。現に『引継ぎが円滑に進まない』ことや『行政担当者との生活支援の温度差』から【関連機関と協働することの難しさ】がある。どこまでの支援とするのか、いつまで支援を続けていくべきなのかという暗礁に乗りあげている問いに対して、支援者側自身がゴール設定を困難にしている要因ではないか。2020年には世界中、日本中でCOVID-19が猛威を振るってきた。現下となり、ワクチン接種も開始されてはいるが、全てを終えるまでには長期に及ぶ。つまり、これまでと同様の継続支援では追従できないだろう。今日まで構築してきた関係性を破綻させず、孤立化を防ぐ方略が急務といえる。同時に、高齢被災者の各自の役割を尊重し、生活力量を引き出すような継続的かつ新たな関わりが求められることが示唆された。

参考・引用文献

- 1) 全国の避難者の数（所在都道府県別・所在施設別の数）（復興庁）
https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/sub-cat2-6/20210129_kouhou1.pdf
- 2) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府）
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/h25/pdf/hinansien-honbun.pdf>
- 3) 河村諒, 坪井秀介, 國松秀美, 臼井千津(2018): 東日本大震災後に広域避難した高齢被災者が生活

力量を形成していく過程, 日本災害看護学会誌, (19)3, 17-27

4) 黒田裕子, 酒井明子(2005): 災害看護 人間の生命と生活を守る, メディカ出版

5) 河村諒, 國松秀美, 坪井秀介, 臼井千津(2020) 東日本大震災により広域避難した高齢被災者と継続的に関わる看護職者の生活支援に関する困難 日本災害看護学会誌 vol. 22(2), p38-50

6) 端詰勝敬, 鈴木友理子, 坪井康次(2012): 震災時におけるこころのケア, 心身医学, 52, 365-372

7) 荻野谷真人, 下田和孝(2012): 災害医療メンタルケア, Dokkyou Journal of Medical Sciences 2012, 39(3), 273-277

8) 井伊久美子(2005): 災害時に保健師力を発揮するために, 地域保健, 36(7), 8-13

9) 蒔田寛子(2013): 独居高齢者の療養生活継続支援における支援者連携—訪問看護師の役割に焦点をあてて—, 豊橋創造大学紀要, (17), 9-22

10) 桐原美鈴(2008): 介護職の担う医療行為の解釈と対応について, 知識・技能が身につく実践・高齢者介護第4巻医療と介護の連携・調整, 44-49, ぎょうせい, 東京

11) 國松秀美, 河村諒, 臼井千津(2020): 避難所における保健師との連携の在り方—東日本大震災における看護師の活動から—, 梅花女子大学看護保健学部紀要, (10), 13-21

12) 井伊久美子(2001): 阪神淡路大震災後の長期支援の検討 恒久住宅転居後の震災被災者の健康問題と生活の実態, 兵庫県立看護大学紀要, (8), 87-100

13) 土室修(2003): ケアハウスの転居と利用者の対人関係, 日本赤十字秋田短期大学紀要(7), 7-14

14) 安藤孝敏(1994): 地域老人における転居の影響に関する研究の動向, 老年社会科学 16(1), 59

15) 西内義男(2011): 取材 新潟県中越沖地震の経験を避難所運営に活かして 柏崎市における避難

者への対応, 地域保健, 42(7), 52-57

第9章 到達点・成果と今後への課題

1. 短期目標～10年以降も取り組むべきこと
2. 中長期目標～次に生きる支援ネットワークをめざして

本章では、愛知県被災者支援センターの経験を、今後の支援ネットワークにどのように活かすかについて、短期目標と中長期の目標を示す。



「子ども被災者支援法」説明会



「私たちの抱えている問題と支援を考える」
～当事者と支援者で話し合いませんか～



第5回 名古屋市・大交流会

第9章 到達点・成果と今後への課題

執筆者・文責：栗田暢之（センター長）

1. 短期目標～10年以降も取り組むべきこと

(1) 引き続きの支援

2011年6月13日の開設以来、避難者からの相談を待つだけではなく、避難者が相談しやすい場の提供はもとより、むしろ声があげられない、あげづらい方々にこちらから積極的に声をかけて、必要な支援につなげてきた。その生の声からは、震災から10年が経過するも、この月日の中で、疾患や持病の悪化、死別、離婚や別居などの家庭環境の変化、子どもの成長に伴う学費等の出費の増加、高齢化に伴う孤独や孤立、コロナ禍の影響による収入減などにより、さらに不安定な生活が続いている方も少なくないことを把握している。また、2020年度に当センターが実施したアンケート調査から、「現在、生活で困っていることはありますか」という問いに、42.7%が「ある」と回答し、その相談先は「愛知県に住む知人・友人」「愛知県に住む家族・親族」「医療機関」、そして、「愛知県被災者支援センター」に集中していることがわかった。

こうした現状から、支援が必要な方や積極的に見守りを続けるべき方を中心に、引き続き官民連携のもと、10年目以降も支援の継続を行うこととした。なお、同アンケートで、「これからの支援」について、希望する内容を尋ねたところ、「支援情報を入手したい」「市町村の相談窓口を知りたい」「支援団体や専門家の相談窓口を知りたい」が上位を占めた。このことから、避難先の市町村との連携強化やニーズに沿った支援のつなぎ先を充実させていくなどを強化していきたいと考えている。

(2) 「愛知県版災害ケースマネジメント（仮）」としての明文化

当センターで培われた「多様な支援主体の集結」は大きな意義と成果があった。このことは、2016年鳥取県中部地震を機に県が条例で制度化したことで知られる「災害ケースマネジメント」の取

り組みを、当センターが結果として実践していたとも言える。総務省『災害時の「住まい確保」等に関する行政評価・監視—被災者の生活再建支援の視点から—結果に基づく勧告(勧告日:令和2年3月31日 勧告先:内閣府)』の中では、以下ののように、その有益性が紹介されている(「3 避難所閉鎖以降の被災者の把握・支援」P53)。

② 複合的な課題を有する世帯への支援

被災者は、住まいの再建に加え、健康、福祉、就労、住宅ローン等生活再建上の様々な課題を複合的に抱えている場合が少なくなく、このような場合には、関係機関は多岐に及ぶ。複数の課題を有する被災者に対しては、東日本大震災以降、被災者の個別の状況を聞き取り、関係する機関や民間支援団体等が連携して支援を行ういわゆる「災害ケースマネジメント」の手法を採る都道府県及び市町村がみられる。このような取組を行った都道府県及び市町村では、住まいの再建方策が未定の世帯への支援のほか、生活資金等の問題がある場合には専門家の紹介や、福祉的な支援が必要な場合には福祉部局も交えた支援の検討を行うことなどにより、在宅被災者の住まいと生活の再建に向けた支援を効果的に進めている。

これまで当センターが取り組んできた個別対応の中には、高齢独居や生活困窮、外国人世帯などに対して、まさに「関係する機関や民間支援団体等が連携して支援を行う」様々な取り組みを実践してきた。このことから、広域避難者支援における「愛知県版災害ケースマネジメント（仮）」として明文化しておくべきだと考えている。言うまでもなく、この問題は全国的な課題であることから、愛知県の実践を広く紹介していくことで、今後、他地域への参考事例として活用され、避難者支援がより有益に推進されることにつながりたいと願うからである。

2. 中長期目標～次に生きる支援ネットワークをめざして

(1) 愛知県被災者支援センターからの引き継ぎ

「はじめに」で触れたように、当センターは、「官民連携」「多様な支援主体の集結」「財源の確保」により成り立っている。しかし、特に財源については永久的に継続されるものではないことは承知している。一方で、避難者が抱える「健康・住まい・就業・就学・子ども・暮らし・地域コミュニティ・賠償」等の諸課題が、どの時点で「解決された」となるのかは誰にもわからない。震災から10年を機に、改めて「復興とは何か」が問われる中、特に原発事故からの避難者の「人生を返して」「私たちの存在がなかったことにされるのが一番悔しい」との言葉からも、今後完全に課題が解消されるとは考えにくい。従って、その時点でなお残る必要な支援については、当該者に個人情報扱いに関しての同意を得た上で、NPO等が引き継いでいくことも考えておきたい。

(2) 南海トラフ地震に向けて

周知の通り、この地域では南海トラフ地震の近い将来の発生が危惧されている。その際にも、当センターが育ててきた「多様な支援主体」が支援活動に生かされるよう、ネットワーク化・組織化を推進すべきだと考える。ただし、南海トラフ地震が東日本大震災と違うのは、愛知県自身が被災地になること。つまり、想定されるケースとしては、愛知県から他県への避難、愛知県内でも被害が甚大な地域から被害の少ない地域への県内避難、また、南海トラフ地震の被害は、愛知県のみならず、主に太平洋側の全域に及び、東日本大震災をも超える想定が示されていることから、他県から愛知県への避難も考え得る。従って、現状の支援主体だけでは不十分であることは明らかである。また、県民が避難した場合の対応については未経験であり、今回避難者がなかった市町村にとっては、受け入れの経験知にも乏しい。

従って、官民によるさらなる課題認識の共有やその体制の整備に加え、民間側のより多くの人材や組織との連携、さらには、新たな発掘や育成を図っていくことも求められる。互いに学ぶ機会や

一緒に対応を考える「場」づくりなどは必須だと考えるが、これは災害発生前に進めなければならない。南海トラフ地震までの時間的猶予を鑑みると、より多くの方々と顔に見える関係の創出と、ネットワーク強化は迅速に進めなければならない。

すでに、愛知県地域防災計画には、以下の通り、「多様な民間支援団体・組織等と一層の相互協力・連絡体制を推進する」と明記されている。これは、県内での被災者支援の体制強化をうたったものであるが、東日本大震災当初の「全国的にも広域避難者への支援は後回しになる傾向があった」という反省を踏まえると、避難者も対象としておくことは忘れてはならない。

第2編 災害予防／第1章 防災協働社会の形成推進／第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携／6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

(3) NPO・ボランティア関係団体等との連携
県及び市町村は、震災時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

県は、災害時にNPO・ボランティア関係団体等が効果的・効率的に活動するために開催される情報共有会議が円滑に運営できるよう、平常時から、「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結した団体を構成員とした「防災のための愛知県ボランティア連絡会」及び多様な民間支援団体・組織等と一層の相互協力・連絡体制を推進する。

また、市町村においても、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

加えて昨今は、新型コロナウイルス感染症による感染拡大が新たな課題をもたらしている。支援体制は自ずと「地域主体」にならざるを得ない一方で、南海トラフ地震の場合は、愛知県のみならず、東海圏や中部圏、さらには全国域との連携を視野に入れておかなければ、とても太刀打ちでき

そうにない。課せられた宿題は山積する一方であるが、当センターの失敗を含む数々の経験と実績が、災害時に本当に生きる支援体制の構築のさらなる発展に寄与できることを願ってやまない。



あま市・絵手紙贈呈式



あま市小中学生から心温かい絵手紙

【資料】

愛知県被災者支援センター 事業実績一覧

アンケート結果から

愛知県受入被災者支援要領



水餃子づくり（みんなで材料から調理）



オンラインファミリーコンサート交流



癒やしのプログラム（母子・父子元気プロジェクト）

愛知県被災者支援センター 事業実績一覧



避難元	2011年6月	2012年4月	2013年4月
岩手県	43世帯 79人	49世帯 84人	42世帯 75人
宮城県	98世帯 211人	126世帯 246人	120世帯 228人
福島県	236世帯 664人	321世帯 812人	318世帯 790人
その他	30世帯 58人	50世帯 112人	64世帯 155人
合計	407世帯 1,012人	546世帯 1,254人	544世帯 1,248人

※その他は、青森県、茨城県、栃木県、東京都、千葉県、神奈川県、

事業名	趣旨目的	2011年度	2012年度	2013年度
定期便の発送	支援制度、交流会・相談会、新聞スクラップ等の情報提供	(月2回) 19回	(月2回) 22回	(月2回) 23回
機関紙「あおぞら」発行	紙面による避難者が必要とする各種情報と交流の提供	(月2回) 計19回	(月1回) 計12回	(月1回) 12回
招待イベント等の案内	企業・団体による招待企画(スポーツ観戦、演奏会、舞台等)の案内	37回	61回	53回
交流会	避難者同士や避難者と支援者がつながり、思いを共有する場の提供	28回 延べ1004人	40回 延べ886人	46回 延べ740人
大交流会(全体交流会)	大勢の避難者が一堂に会して交流する機会の提供	56世帯 139人参加	88世帯 264人参加	113世帯 339人参加
相談会	弁護士・臨床心理士など専門家を交えた各種相談対応、支援制度の説明等	16回	5回	3回
生活支援品提供	企業・団体等から寄贈された生活物資の提供	1,871点	1,067点	ランドセル 6点
米の全戸配布	飛島村、JA、コープあいち提供の米を全戸配布、同時に個別の安否確認	2月: 97%	秋: 95% 冬: 94%	秋: 95% 冬: 96%
見守り活動(個別訪問等)	避難者の状況把握や孤立防止のための個別訪問や電話連絡等	複数頻度 (未カウント)	複数頻度 (未カウント)	28件
支援調整会議	市町村や保健師、社協、専門家等と連携した地域での支援体制の構築	(未カウント)	(未カウント)	5回
市町村訪問	避難者情報を共有し、市町村と連携した地域での支援の定着	複数頻度 (未カウント)	延べ 81市町村	延べ 48市町村
意見交換会(人材の養成)	避難者支援に関わる人材養成や支援協力のため意見交換会・研修会等		3回	1回
PS支援チーム	個別支援のための専門家や支援組織等との協議や勉強会などの実施	会議18回 勉強会開催	会議20回 勉強会開催	会議22回 懇談会17回
その他			いっしょにやります のついで: 5回	元気回復事業: 2回 延べ128人
(参考情報)				

2014年4月	2015年4月	2016年4月	2017年4月	2018年4月	2019年4月	2020年4月
36世帯 66人	31世帯 62人	28世帯 55人	27世帯 50人	25世帯 48人	25世帯 47人	27世帯 50人
108世帯 208人	96世帯 193人	87世帯 178人	76世帯 163人	70世帯 154人	69世帯 149人	63世帯 137人
288世帯 723人	262世帯 680人	242世帯 631人	225世帯 596人	202世帯 547人	193世帯 535人	187世帯 519人
72世帯 185人	69世帯 185人	66世帯 181人	64世帯 174人	61世帯 168人	58世帯 157人	58世帯 157人
505世帯 1,182人	458世帯 1,120人	423世帯 1,045人	392世帯 983人	358世帯 917人	345世帯 888人	335世帯 863人

埼玉県、群馬県

※2020年度は暫定数

2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
(月2回) 23回	(月2回) 23回	(月2回) 24回	(月1~2回) 15回	(月1回) 12回	(月1回) 12回	(月1回) 12回	
(月1回) 12回	(月1回) 12回	(月1回) 12回	(月1回) 12回	(月1回) 12回	(月1回) 12回	(月1回) 12回	
27回	17回	19回	29回				
63回 延べ699人	101回 延べ708人	83回 延べ561人	66回 延べ437人	46回 延べ592人	46回 延べ476人	21回 延べ148人	
93世帯 267人参加	58世帯 128人参加						
1回	6回	7回	6回	3回	3回	3回	
237点						(マスク) 1000点	
秋：93% 冬：96%	秋：94% 冬：95%	※表記のパーセンテージは全戸配布による安否確認できた割合を示す					
216件	訪問114件 電話115件	訪問49件 電話53件	訪問25件 電話80件	訪問22件 電話は複数頻度(未カウント)	訪問58件	訪問27件	
	7回	7回	8回	(未カウント)	10回	4回	
延べ 49市町村	延べ 44市町村	延べ 40市町村	延べ 38市町村	延べ 12市町村	延べ 14市町村	延べ 45市町村	
11回	意見交換会2回 他3回	意見交換会2回 他4回	意見交換会2回他 2回	意見交換会 2回	意見交換会 2回		
会議23回 研修会2回	会議23回 学習会3回	会議24回 学習会2回	会議24回 学習会1回	会議24回 学習会3回	会議24回 学習会2回	会議24回	
生き甲斐づくり事業：51回		相談件数： 177件	相談件数： 166件	相談件数： 178件	相談件数： 137件	相談件数： 123件	

2015年12月 ◆ ◆ 2017年3月 <福島県ふるさと住宅移転補助金>

<福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業> 2017年1月 ◆ ◆ 2019年3月

<福島県生活再建支援拠点の設置> 2016年度 ◆

<福島県県外避難者心のケア訪問事業> 2018年度 ◆

アンケート結果から

□2011年⁹³

平成23年7月27日(水)
愛知県被災地域支援対策本部
被災者受入対策プロジェクトチーム
担当 丹羽・松井 内線 5381、5383
FAX 052-954-6724

受入被災者アンケート調査結果について

東日本大震災により愛知県に避難されている被災者の現状等を把握し、今後の支援施策の基礎資料とするため、アンケート調査を実施し、その結果を取りまとめましたので、お知らせします。

(主なアンケート結果)

- 愛知県への避難理由としては、「家族、親族がいるから」が76.4%、「原発や放射能の不安が少ないと思ったから」が35.6%
- 主たる家計の維持者の就労状況については、「就労している」が51.5%、「仕事を探している」が17.8%
- 行政に期待する支援については、「住宅に関する支援」が35.1%、「資金の支援」が34.5%、「生活物資の支援」が31.0%
- 今後の予定等については、「原発事故の収束の見通しによって決める」が30.4%、「時期はわからないが、いつか地元に戻る」が23.0%、「見通しがたたない」が11.5%（これらを合わせた“地元に戻る見通しがたたない”は64.9%）。また、「このまま愛知県に住む」は28.7%

(調査方法等)

目的：東日本大震災により愛知県に避難され、生活されている方々の現状等を把握し、今後の支援施策の基礎資料とする。

調査方法：郵送による無記名調査

調査対象：受入被災者登録制度に登録された全世帯（H23.6.30現在 407世帯）

調査時期：6月30日から7月11日まで

回答数：174世帯（回収率42.8%）

⁹³ <https://www.pref.aichi.jp/saigaijoho/pdf/20110727-ankeito.pdf> 本アンケートの調査結果（概要）全文は愛知県被災者支援センターホームページ「資料室（ダウンロードサイト）」より閲覧できる。

「愛知県に避難された方の支援のあり方を考えるためのアンケート調査」の結果概要

名古屋大学 黒田由彦

本年5月に実施した表題のアンケート調査の際には、ご協力をいただき、誠にありがとうございました。調査結果の概要を報告いたします。

まず最初に、被災時の住所を都道府県別で見ると、図1のとおりです。回答して下さった方は、1都7県にわたります。岩手県、宮城県、福島県の東北3県で94%を越えます。前回(2011年6月、愛知県被災者支援プロジェクトチーム実施、以下「前回調査」と略称)は、岩手県11%、宮城県26%、福島県59%でした。ちなみに、2012年5月11日時点で県受入被災者登録制度の登録状況は、岩手県9%、宮城県23%、福島県が59%ですので、アンケート調査の結果と大きな乖離はないと判断されます。

表1 被災時住所(都道府県)

都道府県名	絶対度数	相対度数
岩手	12	7.8%
宮城	50	19.8%
福島	102	66.7%
茨城	5	3.3%
栃木	1	0.7%
千葉	1	0.7%
東京	1	0.7%
神奈川	1	0.7%
計	153	100.0%

被災時の住所を市町村別で見ると、福島第一原発事故の警戒地域が9%、一部が警戒地域が20%で、それ以外の福島県内が43%、それ以外が29%です。立ち入りが制限・禁止された地域から避難してきた人が全体の約3割を占めています。

現住所は愛知県全域に散らばっており、前回調査と同様の結果でした。現在の住居形態を図2に示します。何らかの形で家賃補助のある住居に住んでいる人が半数以上を占めている。図3は家族類型です。この家族類型を被災時住所都県別に見たのが図4です。母子・父子の家族が福島県に多いことが見て取れます。被災地に家族のどなたかがまだ残っているかを被災時居住都県別に見たのが表5です。やはり福島県が多くなっていますが、岩手県も同様に多いことがわかります。

次に、愛知県に避難した理由を尋ねた結果が、表6です。親や親戚の勧め、自分や家族が以前

表2 現在の住居の形態

形態	絶対度数	相対度数
専任・市営住宅	40	25.5%
県および名古屋市の住宅供給公社	10	6.4%
賃貸住宅・福祉民間住宅	4	2.6%
民間アパート・マンション(築造り上げ物件)	47	31.0%
民間アパート・マンション	22	14.0%
企業から提供された住宅・社員寮	4	2.6%
家族・親族宅	31	19.7%
知人・友人宅	4	2.6%
その他	3	1.9%
計	157	100.0%

表3 家族類型

家族類型	絶対度数	相対度数
単身	18	11.0%
母子・父子	43	27.7%
夫婦	24	15.5%
核家族(夫婦+子ども)	30	19.5%
二世帯	24	15.5%
その他	8	5.0%
計	155	100.0%

表4 被災時住所4分組と家族類型のクロス表

被災時住所4分組	世帯数	家族類型						合計
		単身	母子・父子	夫婦	核家族(夫婦+子ども)	二世帯	その他	
岩手	世帯数	4	0	1	1	5	0	11
	被災時住所4分組の%	36.4%	0.0%	9.1%	9.1%	45.5%	0.0%	100.0%
宮城	世帯数	5	5	8	5	3	0	26
	被災時住所4分組の%	20.7%	20.7%	27.0%	20.7%	10.3%	0.0%	100.0%
福島	世帯数	6	30	14	31	15	6	102
	被災時住所4分組の%	5.9%	29.4%	13.7%	30.4%	14.7%	5.9%	100.0%
その他	世帯数	1	7	0	0	1	0	9
	被災時住所4分組の%	11.3%	77.8%	0.0%	0.0%	11.3%	0.0%	100.0%
合計	世帯数	17	43	23	38	24	6	151
	被災時住所4分組の%	11.3%	28.5%	15.2%	25.2%	15.9%	4.0%	100.0%

⁹⁴ <http://aichi-shien.net/modules/d3downloads/index.php?cid=6>
愛知県被災者支援センターホームページ「資料室(ダウンロードサイト)より

表5 被災時住所4分類と被災時居住地の有無のクロス表

被災時住所4分類	居住地の有無	被災時居住地の有無		合計
		あり	ない	
被災時住所4分類 岩手	度数	5	6	11
	被災時住所4分類の%	45.5%	54.5%	100.0%
宮城	度数	8	21	29
	被災時住所4分類の%	27.6%	72.4%	100.0%
福島	度数	49	51	100
	被災時住所4分類の%	49.0%	51.0%	100.0%
その他	度数	7	2	9
	被災時住所4分類の%	77.8%	22.2%	100.0%
合計	度数	69	86	155
	被災時住所4分類の%	46.3%	53.7%	100.0%

住んでいた人が多いですが、福島とその他の都県の場合、放射能を避けるために愛知県を選んだ人が多いという結果となっています。

アンケート調査の時点で、被災前に住んでいた市町村に戻るかどうかを尋ねたところ、「はい」と回答した人が30%、「いいえ」が70%でした。後者について

表6 愛知県に避難した理由

理由	岩手	宮城	福島	その他
愛知県に住む親・子ども・親戚から勧められた	58.3%	63.3%	47.1%	22.2%
愛知県に住む友人・知人から勧められた	8.3%	6.7%	15.7%	11.1%
支援制度が整っていると聞いた	0.0%	3.3%	8.8%	0.0%
自分や家族が以前住んでいた	8.3%	23.3%	21.6%	66.7%
仕事が見つかりそうだった	16.7%	23.3%	13.7%	11.1%
原発や放射能の影響が少ないと考えた	16.7%	26.7%	53.9%	55.6%
N (回答者数)	12	30	102	9

その理由を被災時居住都県別に尋ねた結果が表7です。復興のめどがたっていないと回答した人が岩手県に多く、他方、放射能による被曝を避けるためと回答した人が福島県、その他の都県が多いのが特徴です。宮城県は中間的な性格を示しています。

表8は、被災時居住都県別にこの先定住する場所についてどのようにお考えかを尋ねた結果です。総じて、愛知県に定住すると考えている人と現時点ではわからないと回答する人に分かれています。

表7 「いいえ」の理由

理由	岩手	宮城	福島	その他
以前住んでいた地域の復興のめどがたっていない	77.8%	40.9%	34.7%	0.0%
愛知県が気に入った	33.3%	13.6%	22.2%	14.3%
放射能による被曝を避けるため	0.0%	18.2%	79.2%	85.7%
N (回答者数)	9	22	72	7

表8 被災時住所4分類とこの先定住する場所のクロス表

被災時住所4分類	居住地	この先定住する場所					合計
		愛知県に定住することを考えている	被災前にすんでいた住居に戻ることを考えている	被災前に住んでいた地域の近くに戻ることを考えている	上記以外の場所に定住することを考えている	現時点ではわからない	
被災時住所4分類 岩手	度数	4	2	1	1	4	12
	被災時住所4分類の%	33.3%	16.7%	8.3%	8.3%	33.3%	100.0%
宮城	度数	14	3	3	1	9	30
	被災時住所4分類の%	46.7%	10.0%	10.0%	3.3%	30.0%	100.0%
福島	度数	39	15	8	2	38	102
	被災時住所4分類の%	38.2%	14.7%	7.8%	2.0%	37.3%	100.0%
その他	度数	2	2	0	1	4	9
	被災時住所4分類の%	22.2%	22.2%	0.0%	11.1%	44.4%	100.0%
合計	度数	59	22	12	5	55	153
	被災時住所4分類の%	38.6%	14.4%	7.8%	3.3%	35.9%	100.0%

愛知県被災者用賃貸住宅借上制度を利用している人に対して、2年後家賃が発生したときの見通しを尋ねたところ、79名の方から回答を頂きました。払える見通しがあると回答した人は18%、払える見通しがないが28%、いまのところわからないが37%、その他が18%という結果でした。家賃負担に不安を抱えている家計の状況がうかがえます。毎月の家計の状態について尋ねたところ、余裕があると回答した人は2%、余裕はないが生活はできるが57%、ぎりぎり生活できる水準が22%、足りないが20%でした。ぎりぎり生活できる水準と足りないを合わせると42%となり、4割の家庭で厳しい状況にあることがわかります。

表9 生活費の工面（複数回答）

内容	
自らが働いて得た収入	47.8%
被災地にいる家族からの送金	21.0%
愛知にいる親戚・知人の援助	8.9%
貯金の取り崩し	48.3%
失業保険	5.1%
生活資金貸付などの公的資金	4.5%
東京電力からの賠償金	23.6%
義捐金などの支援金	15.9%
その他	21.0%
N（回答者数）	157

送金が続いています。なお、収入先の数が1つだけと回答した人は38%で、あとの62%が複数の収入先があると回答しており、複数の収入を組み合わせてながら、生活していることがうかがえます。

貯金を取り崩すことは家計にとって好ましいことではないことを考え、貯金の取り崩しをしている人とそうでない人で、家計の状況がどうかを見たのが表10です。そこから、貯金を取り崩して

表11 必要な支援（複数回答）

内容	
住宅	38.2%
生活用品	26.8%
生活資金	7.6%
健康・福祉	34.4%
教育資金	15.3%
子供の学習	25.5%
子供の進学相談、情報提供	20.4%
就労支援	26.1%
被災地復興状況に関する情報提供	34.4%
支援制度に関する情報提供	36.9%
賠償請求に関する情報提供・相談	28.7%
二重債務に関する情報提供・相談	5.1%
情報誌（あおぞら）の定期的発行	24.8%
避難者同士の交流支援	21.0%
身近な地域の医者や店の情報	36.3%
家族や子供の病気など、いざという時に頼める相手や場	22.3%
なんでも気軽に話したり、相談できたりできる相手や場所	26.8%
離れて暮らす家族の食生活や健康、日常生活支援	28.7%
自分ができることを見つけたい	17.2%
N（回答者数）	157

表10 貯金の取り崩しと家計リコードのクロス表

		家計リコード			合計
		余裕あり	足りている	ぎりぎり+足りない	
貯金の取り崩し	0	3	57	26	86
	貯金の取り崩しのみ	3.3%	68.5%	30.2%	100.0%
1	複数	9	30	38	68
	貯金の取り崩しのみ	0.0%	44.1%	55.9%	100.0%
合計	複数	3	87	84	154
	貯金の取り崩しのみ	1.9%	56.5%	41.6%	100.0%

では、どのように生活費を工面しているかを見たのが表9です。割合で多いのは、貯金の取り崩し、自らが働いて得た収入であり、次いで東京電力からの賠償金、家族からの

いる家庭の方が家計に余裕がない状態であることが浮かびあがってきます。

家計にとどまらず様々な問題に直面していると予想されますが、どのような支援や情報が必要かを複数回答で尋ねた結果が表11です。3割以上の方が必要だとお考えの支援が、住宅支援、健康・福祉に関する支援、被災地の復興状況に関する情報提供、支援制度に関する情報提供、身近な地域の医者や店の情報提供の5つです。四分の一以上の方が必要だとお考えの項目が、生活用品の提供、子供の学習支援、就労支援、賠償請求に関する情報提供・相談、なんでも気軽に話したり、相談できたりする相手や場所、離れて暮らす家

族の食生活や健康、日常生活への支援の6つとなっています。

避難している方同士の交流会については、ほとんどの方(94%)が認知していますが、参加したことがあるかどうかについては、参加したことがあると回答した人が43%、参加したことがないが57%と分かれています。今後、交流会に参加しますかとお尋ねしたところ、参加すると回答

表12 参加の有無と今後の交流会への参加意思のクロス表

			今後の交流会への参加意思		合計
			参加する	参加しない	
参加の有無	参加したことがある	度数	46	15	61
		参加の有無の%	75.4%	24.6%	100.0%
	参加したことはない	度数	22	58	80
		参加の有無の%	27.5%	72.5%	100.0%
合計		度数	68	73	141
		参加の有無の%	48.2%	51.8%	100.0%

表13 交流会に参加しない理由(複数回答)

内容	
自分は参加する対象にあてはまらない	21.7%
仕事や子どもの部活動などで日時があわない	25.8%
開催場所が遠く、交通手段がない	38.0%
家族の介護や体調が良くない	8.7%
自分の体調や慣れない場所のため参加できず	16.3%
場の空気があわない	19.6%
他の参加者が少ない	4.3%
有用な情報が入手できない	7.6%
マスコミなどの取材を受ける	17.4%
プライバシーが侵害される	9.8%
被災者という立場に抵抗がある	19.6%
その他	22.8%
N(回答者数)	92

表14 交流会の意義(複数回答)

内容	
被災者同士のネットワークづくり	45.9%
現在の生活の情報交換	51.6%
同郷の人たちとのコミュニケーション	54.1%
支援団体や支援者とのつながり	36.9%
その他	10.2%
N(回答者数)	157

した方が48%、参加しないが52%とやはり態度は割れています。交流会への参加経験の有無と今後の参加するかどうかのクロス集計が表12です。参加した経験がある人はこれからも参加すると回答し、参加した経験のない人はこれからも参

加しないと答える傾向のあることが明らかです。

今後も交流会に参加しないと回答した人に、その理由を複数回答で尋ねた結果が表13です。比率の高い項目を挙げると、開催場所が遠く、交通手段がないが38%、仕事や子どもの部活動で日時があわないが約26%、自分は参加する対象にあてはまらないが約22%、場の空気があわないが約20%、被災者という立場に抵抗があるが約20%、です。最初の二つからは、交流会そのものに対しては興味はあるけれども、都合がつかないので参加していないだけという事情が読み取れます。最後の二つについては、交流会そのものに消極的な気持ちが示されていると解釈できます。

交流会の意義について複数回答で尋ねた結果が表14です。やはり同郷の人たちとのコミュニケーションを挙げる方が約54%と一番多く、現在の生活の情報交換が約52%、被災者同士のネットワークづくりが約46%となっています。

「広域避難をされた方々の現状を正しく理解し、今後のより有益な支援等につなげるためのアンケート調査」調査結果のご報告

<実施機関> 名古屋大学大学院環境学研究科社会学講座黒田由彦研究室

<調査責任者> 教授 黒田 由彦 / 担当・まとの 浅井 南(修士課程2年)

<はじめに>

2013年9月に実施した表題のアンケート調査の際には、ご協力をいただき、誠にありがとうございました。このアンケートの回収率は41.7%です。

<調査結果の概要>

1. 回答者の性別・年代・住居等

回答者の性別は、男性が30%、女性が69%でした(無回答1%)。回答者の年代ですが、幅広い年代からご回答いただきました。最も多い年代は30代(30%)、次いで40代(24%)でした。性別で分けてみますと、男性より女性の方が年代の偏りが大きく、女性は30~40代の占める割合が約6割となっています。

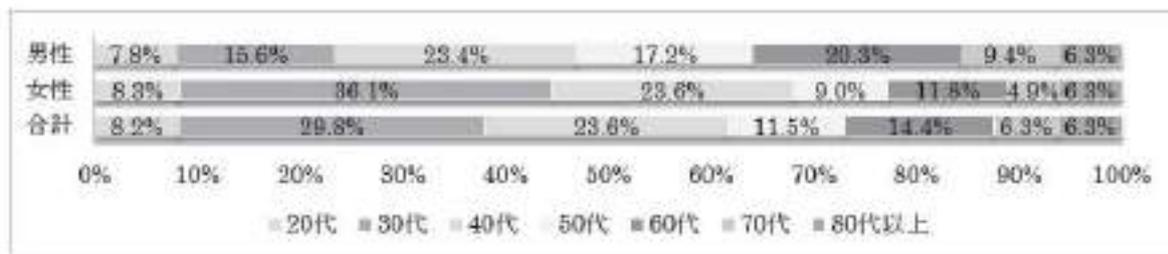


図1 回答者の年代

表1 都道府県別の被災時住所

	回答者数	有効パーセント	累積パーセント
岩手県	20	9.4%	9.4%
宮城県	36	17.0%	26.4%
福島県	134	63.2%	89.6%
山形県	1	0.5%	90.1%
関東	21	9.9%	100.0%
(茨城県)	5	2.4%	92.5%
(栃木県)	2	0.9%	93.4%
(千葉県)	5	2.4%	95.8%
(埼玉県)	5	2.4%	98.1%
(東京都)	3	1.4%	99.5%
(神奈川県)	1	0.5%	100.0%
合計	212	100.0%	

被災時の住所を都道府県別で見ると、表1のとおりです。回答してくださった方は、1都9県にわたります。岩手・宮城・福島の東北3県から避難されている方が90%を占めます。前回調査(2012年8月、名古屋大学黒田研究室実施)では、岩手・宮城・福島の東北3県の合計が94%でした。2013年9月30日現在での愛知県受入被災者登録制度の登録状態は、岩手県6%、宮城県18%、福島県62%、その他地域が14%ですので、本調査の結果と大きな差はないと判断できます。

被災時の住所を市町村別で見ると、原発事故の警戒地域(自治体全域)が6%、警戒地域(一部地域)が12%、それ以外の福島県内が46%、その他地域が36%でした。つまり、立ち入り制限・禁止された地域から避難してきた人が全体の約2割を占めています。この値は前回調査では約3割でした。

また、現住所は愛知県全域に散らばっており、前回調査と同様の結果でした。

⁹⁵ <http://aichi-shien.net/modules/d3downloads/index.php?cid=6>
愛知県被災者支援センターホームページ「資料室(ダウンロードサイト)より



図2 住居の形態

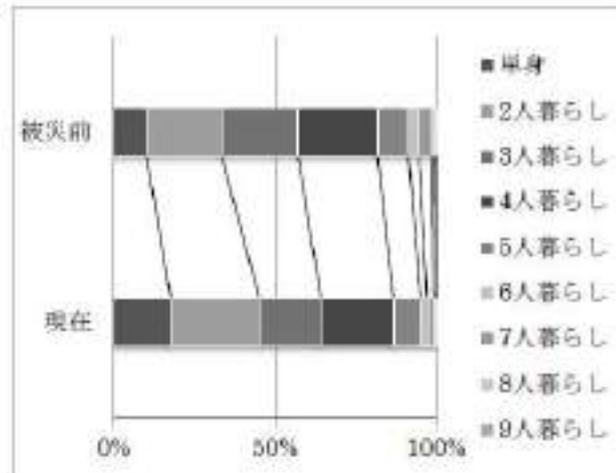


図3 同居家族人数の変化

現在の住まいに定住・仮定住した年については、2011年と答えた方が66%と最も多く、2013年になって定住・仮定住された方はわずかに7%でした。現在の住居形態については、図2に示します。前回調査と同じく何らかの形で家賃補助のある住居に住んでいる人が半数以上を占めています。図3は同居家族人数の変化です。被災前に比べ、単身世帯や2人暮らし世帯が多いことがわかります。

未成年の子供と母子・父子避難している世帯の割合をみると、有効回答193票の約2割にあたる40票が母子・父子避難していることがわかりました。それを被災時の住所別でみると、関東その他地域、福島県(警戒区域外)、福島県(警戒区域)の順に割合が高いです。さらに、被災地でまだ生活している家族がいるかどうかを尋ねた結果、有効回答194票の36%にあたる70票で、被災地でまだ生活している家族がいることがわかりました。

2. 今後の見通し・家計の状況

愛知県に住民票を移動していないと答えた方は、有効回答211票のうち40票でした。その理由について複数回答可でお尋ねしたところ、福島県の警戒区域から避難されていて住民票を移動していない方の約6割が「東電の賠償が心配であること」を挙げています。

今後の定住先について、被災時の住所別に示したものが図4です。「愛知県に定住する」と「わからない」に分かれています。この傾向は前回調査と同様でした。

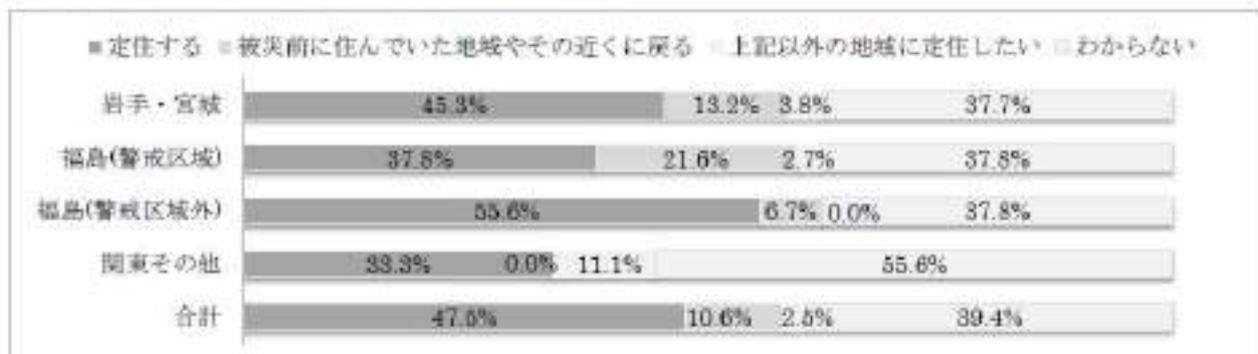


図4 今後の定住先

公営住宅や民間住宅借り上げなど、県の住宅借上制度を利用している方は、有効回答 199 票のうち 114 名(57%)でした。来年度家賃が発生したときの見通しを尋ねたところ、「払える見通しがある」と回答した人は 18%、「払える見通しがない」が 28%、「払える見通しはわからない」が 59%、「その頃には愛知県外に移る」が 6%、「その他」が 8%で、前回調査と同様の結果でした。昨年と同じく、家賃負担に不安を抱えている家計の状況がうかがえます。毎月の家計の状況について尋ねたところ、「余裕がある」と回答した人は 3%、「余裕はないが生活はできる」が 40%、「ぎりぎり生活できる」が 34%、「足りない」が 23%でした。「ぎりぎり生活できる」と「足りない」を合わせると 57%で、前回調査の 42%を大きく上回り、約 6 割の家庭で厳しい状況にあることがわかります。

表 2 生活費の工面 (複数回答)

生活費の工面	カッコ内は前回結果
自ら働いて得た収入	62.4% (47.8%)
貯金の取り崩し	36.6% (48.3%)
被災地にいる家族からの送金	14.9% (21.0%)
東京電力からの賠償金	14.4% (23.6%)
その他(年金等)	12.9% (21.0%)
義援会などの支援金	10.9% (16.8%)
生活支援貸付など公的資金	5.9% (4.5%)
親戚・知人の援助	5.0% (8.9%)
失業保険	2.5% (5.1%)
回答者数	202 (157)

生活費の工面について見たのが表 2 です。割合で多いのは、「自らが働いて得た収入」、「貯金の取り崩し」であり、次いで「被災地にいる家族からの送金」、「東京電力からの賠償金」が続いています。前回調査よりも、「貯金の取り崩し」の割合が 10%ほど減少し、「自らが働いて得た収入」の割合は 15%ほど増加、「東京電力からの賠償金」は 10%ほど減少しました。

次に働いている人の状況をみてみると、被災前では正社員と非常勤・パートの割合は 6 : 4 でしたが、現在では 4 : 6 と逆転しています。つまり自ら働いて収入を得ている世帯が多いといっても、被災前と同じような収入を得ているとは考えにくく、それは家計の状況が厳しい世帯が増加していることから伺えます。

3. 人間関係や地域とのつながり

様々な所属団体での活動頻度についてお尋ねしたところ、「市民活動団体」など大きな変化が見られない項目もありましたが、「町内会・自治会」と「趣味・同好会等クラブ」で、表 3・4 で示したように加入している人の割合や活動頻度の目立った減少が見られました。この結果から、被災前の生活と比べて、団体に所属して積極的に活動できる余裕がもてなくなっていることが伺えます。

表 3 町内会・自治会への所属・活動頻度

	積極的に参加	あまり参加しない	加入していない	合計
被災前	29.7%	32.3%	38.0%	100.0%(回答者数 192)
現在	14.4%	31.9%	53.7%	100.0%(回答者数 188)

表 4 趣味・同好会クラブへの所属・活動頻度

	積極的に参加	あまり参加しない	加入していない	合計
被災前	23.9%	7.6%	68.5%	100.0%(回答者数 164)
現在	8.3%	5.0%	86.7%	100.0%(回答者数 181)

交流会への参加回数をみると、有効回答 202 票のうち、6 回以上参加した人は 30 票(15%)、3～5 回は 47 票(23%)、1～2 回は 53 票(26%)、0 回は 72 票(36%)でした。次に参加回数別に今後の交流会参加意思を見たものが図 5 です。参加回数が多いほど、参加意思が喜動的である傾向が明らかです。

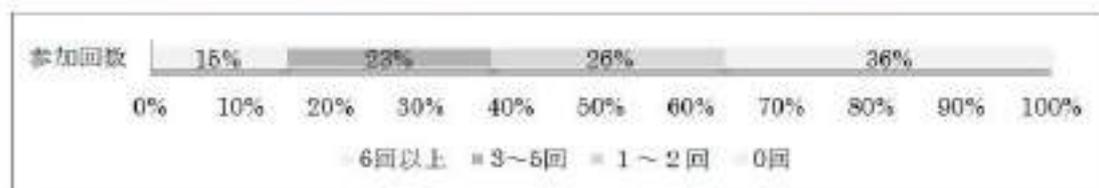


図 5 交流会への参加意思

交流会で得られたもの(複数回答)については、前回調査と同様に同郷の人達との会話(60%)が最も多いです。その後、支援者・支援団体とのつながり(47%)、避難者同士のネットワーク(37%)と続いています。

避難や避難生活に関するお考えを尋ねる質問群では、ほとんどの質問で比較的どの選択肢にも回答があり、避難されている方のお考えが様々であることがわかりました。しかし、「避難先での人間関係」と「国や社会の対応」を尋ねる質問では、それぞれ「避難先で新しい人間関係を形成したい」、「国や社会は被災者に対して不公平な対応をしている」と回答される方が多い傾向にありました。

4. 支援への評価・要望

愛知県被災者支援センターの取り組みについて、「評価できる・やや評価できる」と答えた方の割合を項目別にみると、「お米の配布」が 92%と最も高く、以降「定期便での情報提供」(88%)、「交流会の開催」(76%)、「子供向け各種支援」(64%)と続いています。「日々の暮らしに関する相談」、「見守り活動」、「専門家の紹介」については、「評価できる・やや評価できる」と「評価できない・やや評価できない・わからない」がほぼ半数で評価が分かれました。

現在の生活満足度について尋ねる質問群では、ほとんどの質問で家計の状況が厳しいほど満足度が低い傾向にあることがわかりました。特に、住まい、健康・医療、就労、子育てでそうした傾向がみられました。しかし、離れて暮らす家族に関することについては、家計の状況に関わらず全体的に満足度が低い傾向にありました。

今後必要だと感じる支援を尋ねる質問群については、全ての質問で「必要である・やや必要である」と答える方が「あまり必要でない・必要でない」と答える方を上回る結果でした。しかし、家計の状況別にみると、住まいや就労の支援に関しては、家計の状況が厳しい方ほど強く求める傾向が見られました。3 ページで既にみたように、貯金や貯蓄金を生活費に充てられなくなってきており、加えて避難による転職・離職等で収入が減少している現状が伺えます。住まいの支出は生活費の大部分を占め、就労の状況は収入に直結することから、家計の状況を改善する支援が強く望まれていることがわかります。

<おわりに>

紙幅の都合上、調査結果の概要をお伝えするにとどまりましたが、本調査では約 7 割の方が自由回答欄に沢山のご意見をお寄せくださいました。現在避難生活で直面している深刻な状況についてつぶられた方も少なくなく、これまでの支援活動だけではまだ十分に支援が行き届いていない方が多くいらっしゃるということが明らかになりました。今後のよりよい支援につなげるため、近く皆さまから頂戴したご意見をまとめた報告書を作成する予定です。

愛知県避難者アンケート2020の結果より

■実施時期 2020年6月～7月

■調査対象 愛知県受入被災者登録している18歳以上の方（個人別に送付）

■配布数580人、回収数191票（134世帯）、

■回収率（配布数比32.9%/世帯比40.2%）

回答者性別は女性57%、男性43%で、送付の割合と同じでした。20代以下と50代では男性の回答数が上回りました。20代以下も10名より回答がありました。

日常生活・地域でのつきあい・健康面について

【日常生活の様子について】

「規則正しい寝起き」「家事」「買い物・散歩」などの日常生活は、8割以上が支障なく送っているようです。

「地域や社会活動でのやりがい」の項目では「感じている・やや感じている」は4割弱、「あてはまらない」は3割でした。

【地域での人とのつきあいの様子について】

「あいさつを交わす」「知り合いがいる」方が8割以上が、あてはまる・ややあてはまるの回答でした。

「避難の経験を話し合える人」の項目では、「いる・少しいる」は4割弱。「あてはまらない」は4割強でした。

【健康や心理面（避難前と比べて）について】

「疲れやすさ」や「足腰の痛み」は約半数が、「眠れない」は4割弱が「ある・少しある」と答えています。

「憂うつ」「楽しめない」「動揺・孤独」「震災を思い出すことを避ける」ことが「ある・少しある」は2割強～約3割になります。健康や心理面の各項目とも、回答者の1割前後が「ある」としています。

これからの住まいについて

【これからの生活拠点について】

75%が「これからの生活拠点は決まっている」と回答し、「どちらともいえない」「決まっていない」は25%でした。「決まっていない・どちらとも言えない」の割合は、福島県(27%)宮城県(22%)に対し、それ以外の都県が(32%)とでした（岩手県の回答者では0%）。

「決まっていない」理由は、「実家がある」「子どもが成長したら戻りたい」「家族がバラバラなので」「仕事次第」「定年後は戻りたい」などでした。

【「決まっている」方の生活拠点について】

「これからの生活拠点が決まっている」方の(94%)は、今後も愛知県内の現在の住所で生活をするという回答でした。「避難元に転居する」ことが決まっている方は1%でした。

仕事の見通しや、収入・生計について

【現在の就業状況について】

回答者の32%（男性回答者の53%、女性回答者の14%）が正規職員、25%が非正規職員（男性回答者の9%、女性回答者の35%）でした。

【現在の就業先で仕事を続ける見通し】

現在の就業先で「安定して働き続けられる」は66%、「仕事が続くかどうか・どのような見通しかわからない」は24%。「その他」(10%)には、転職・起業するという回答も含まれました。

【震災・原発事故当時の収入の変化】

収入は「震災原発事故当時より増えた」(29%)、「当時と変わらない」(35%)、「当時より減った」(37%)でほぼ3分の1ずつでした。

年代別では「増えた」の回答は30～60代からあり、その中で「40代以下」が76%を占めました。「減った」の回答は30～80代からあり、その中で「40代以下」が45%、「50代」が14%、「60代以上」が39%でした。

【現在の生活や生計について】

「生活は問題なくやっつけられる」は54%でした。「やや厳しい・非常に厳しい」は45%で、具体的な状況として「支出の増加（子どもの教育費など）」「収入の減少」「仕事の変化」などが出されています。「生活が非常に厳しい」方は10%を占めます。

生活での困りごとや、相談ごとについて

【現在、生活で困っていること】

何らかの困り事がある方は43%でした。「困りごと」の内容は「生活資金」45%「家族のこと」4割弱、「健康」3割弱、「住宅」「仕事」「実家やお墓のこと」はそれぞれ2割以上から出されています。

【「生活で困っていること」を相談したことの有無】

「生活で困っていることがある」と回答した方の中で「相談したことがある」は41%でした。

【「相談したことがある」方の相談先】

相談した先は「愛知県内の知人・友人」が35%「愛知県内に住む家族・親戚」と「医療機関」および「愛知県被災者支援センター」が約3割でした。

【「相談したことがない」方の理由】

「相談したことがない」方の理由として「相談しても解決しないと思う」が6割、で突出、「どこに相談すればよいか、わからない」が3割弱で二位でした。

「その他」1割の理由として、「今すぐ相談したいことはない」「もう少し時間がたたないとわからない」「自宅やお墓など」の他、「福島県等に相談したがまともに返答しなかった」もありました。

避難元からの情報や、愛知県での支援について

【愛知県被災者支援センターの取組みについて】

支援センターの取組み17項目について伺いました。全項目で過半数の方が「大いに役立った」「やや役立った」と回答していますが「役立っていない」「あまり役立っていない」も10～15%程度ありました。

「支援制度情報」、「あおぞら」、「ふるさと新聞の切り抜き」などの送付は約7割が役立っているとの回答でした。

「スタッフによる声掛け」が役に立ったという方が7割弱、「避難者交流会」や「健康相談会や検診」などは65%前後でした。

震災・原発事故から10年を迎えこれからのについて

【これからの支援について】

今後の支援として10項目について伺いました。「支援情報」の入手が6割を超え、「市町村・専門家等の相談窓口を知りたい」も約4割ありました。

「自身の避難や相談経過をふまえて支援してほしい」「震災や原発事故による避難を理解した相談先がほしい」は3割弱、「被災や避難のことにふれずに相談したい」「被災や避難の事は相談先に知られたくない」は15%弱でした。

「支援が必要ない」が「あてはまる」10%、「少しあてはまる」方は20%です。「支援が必要ない」と回答した方の内訳をみると、「困りごとがない」方では約4割、「困り事がある」方では12%。「生活拠点が決まっている」方では34%、「決まっていない・どちらともいえない」方では16%でした。

【どのような支援情報が必要か】

必要な支援情報は「震災・原発事故当時の地域」より「現在の地域」についての要望が高くなっています。

「震災・原発事故当時の地域」の情報では「市町村の情報」・「復興に関する情報」は4割以上が必要と答えています。

「避難先の情報」は各項目とも全般的に要望が高いですが、とりわけ「市町村」「医療機関」は6割を超える方、「支援団体」「商業施設等」「進学先」などは5割が必要と回答しています。

愛知県受入被災者支援要領

愛知県受入被災者支援要領⁹⁶

平成	23	年	6	月	6	日	策定
平成	24	年	3	月	31	日	改正
平成	25	年	3	月	21	日	改正
平成	26	年	3	月	19	日	改正
平成	27	年	4	月	1	日	改正
平成	28	年	4	月	1	日	改正
平成	29	年	4	月	1	日	改正
平成	30	年	4	月	1	日	改正
平成	31	年	4	月	1	日	改正
令和	2	年	4	月	1	日	改正

1 趣旨

- ・平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、愛知県に避難された被災者（以下「受入被災者」という。）は、地震による人的・物的被害によるショックに加え、遠く離れた慣れない環境の中での生活を余儀なくされている。
- ・こうした受入被災者の方々に安心して生活していただき、その生活の再建等を支援するため、県は、全庁的な体制のもとで、受入被災者を総合的に支援していくものとする。

2 受入被災者の定義

- ・東日本大震災及び福島原子力発電所の事故に伴う原子力災害により、愛知県に避難してきた方

3 期間

- ・支援の実施については、原則として愛知県被災地域支援対策本部を設置している間とする。ただし、法令等により期間が定められたものについては、この要領で整理する。

4 内容（44 事業）

- ・愛知県は、次に掲げる支援策を講じることにより、受入被災者に対し、住宅確保、健康福祉、教育、就労など、きめ細やかで総合的な支援を行う。
- ・また、支援策については、市町村をはじめ、県民、企業、NPO、ボランティア団体等との連携・協力のもとで取り組む。
- ・以下の支援策の詳細は必要に応じ各所管部局が別に定めるものとし、合わせて、支援策の見直しや追加を図っていくものとする。

I. 受入被災者等への情報提供（4 事業）

○愛知県受入被災者登録制度（被災者受入対策PT）

受入被災者を対象とした登録制度により、被災された方に適切なサポートを行うとともに、これまでお住まいの被災自治体発の情報を提供する。

○受入被災者への情報提供（被災者受入対策PT）

愛知県や被災自治体からの情報はもとより、支援を希望する企業やボランティアなどの情報を積極的に提供する。

○被災自治体との情報共有（被災者受入対策PT）

岩手県、宮城県、福島県を始めとする被災自治体との緊密な連絡調整を図り、幅広く情報を共有する。

○広報活動（被災者受入対策PT、政策企画局）

⁹⁶ <https://www.pref.aichi.jp/saigaijoho/pdf/20200401-hisaisyayouryou.pdf>

受入被災者支援に関する情報について、受入被災者を始め、広く県民等に周知するため、広報あいち等の広報媒体を活用した広報に努める。

II. 住宅の確保 (12 事業)

○県営住宅の提供【新規受付は平成 24 年 12 月 28 日まで】(保健医療局、建築局)

住宅に困窮されている受入被災者に対して、県営住宅を無償で提供する。なお、人工透析を必要とされる方については提供する住宅の所在地に配慮する。

○県営住宅の入居資格の特例 (建築局)

福島復興再生特別措置法及び子ども・被災者支援法の対象となる被災者に対して、県営住宅の入居者募集にあたって、入居収入基準や同居親族要件を緩和する。

○県教職員住宅の提供【平成 24 年 3 月 31 日まで】(教育委員会)

住宅に困窮されている受入被災者に対して、4 地区 20 戸の県教職員住宅を無償で提供する。

○市町村の職員住宅等に関する情報提供 (被災者受入対策 P T)

住宅に困窮されている受入被災者に対して、市町村の職員住宅等に関する情報を提供する。

※ 全ての市町村職員住宅等の無償提供の新規受付は平成 26 年 3 月 31 日までで終了

○国家公務員宿舎の集団避難用としての提供【平成 24 年 9 月 30 日まで】(被災者受入対策 P T)

県内に存する国家公務員宿舎を、県が東海財務局から無償使用許可を受け、避難先でもコミュニティを維持できる集団避難用として確保し、被災地の市町村からの要請に基づき提供する。

○企業社宅等の借り上げによる集団避難用としての提供【平成 23 年 8 月 29 日まで】(被災者受入対策 P T)

企業等からの社宅や寮の提供 (家賃や敷金は無償) の申し出について調整し、棟貸しや同一地区でまとまった無償提供の申し出があった社宅等については、避難先でもコミュニティを維持できる集団避難用として借り上げ、被災地の市町村からの要請に基づき提供する。

○企業社宅等 (集団避難用を除く) に関する情報提供【平成 23 年 8 月 29 日まで】(被災者受入対策 P T)

企業等からの社宅や寮の提供 (家賃や敷金は無償) の申し出について調整し、受入被災者に情報提供する。

○民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供与【新規受付は平成 24 年 12 月 28 日まで】(建築局)

岩手県、宮城県、福島県からの災害救助法による応援要請に基づき、民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として 3 県からの受入被災者に提供する。

○民間賃貸住宅等に関する情報提供 (建築局)

受入被災者に対し、関係団体の協力 (個人の方が所有する住宅を貸し付ける際の技術的支援については、愛知共同住宅協会の協力) (※) を得て、民間賃貸住宅等の情報 (物件により入居費用の減免有) を提供する。【平成 29 年 3 月 31 日まで】

※ 個人の方が所有する住宅を貸し付ける際の愛知共同住宅協会の技術的支援については継続

受入被災者に対し、愛知県住宅確保要配慮者居住支援協議会と連携してセーフティネット住宅の情報を提供する。

○民間宿泊施設に関する情報提供 (観光コンベンション局)

県内にある民間宿泊施設について、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会等の協力を得て、宿泊等の情報を提供する。

○県有宿泊施設等の提供 (人事局 (※1)、県民文化局 (※2)、福祉局 (※2)、観光コンベンション局 (※2)、農林基盤局 (※2)、教育委員会(※3))

本県が有する宿泊施設等において、指定管理者等の協力を得て、被災者を受け入れる。

※1 平成23年9月30日まで ※2 平成23年6月30日まで ※3 平成26年3月31日まで

○集団避難者の輸送【平成24年9月30日まで】(被災者受入対策PT)

被災地の市町村からの要請に基づき、集団避難を行う場合は、県がバス等の輸送手段を確保し、円滑な移動に配慮する。

Ⅲ. 生活物資・資金の支援 (3 事業)

○生活支援品の提供【平成28年3月31日まで】(被災者受入対策PT)

日常生活用品が必要な受入被災者に対し、支援品(世帯セット16品目、個人セット8品目)を提供する。また、必要に応じ、県の災害備蓄用物資(毛布、マット、タオル)も提供する。

○企業等からの支援物資の提供【平成28年3月31日まで】(被災者受入対策PT)

企業や日本赤十字社(※)等からの支援物資については、受入被災者のニーズを把握しつつ、配送方法等の調整を行った上で、適宜提供する。

※ 日本赤十字社による生活家電品の提供は平成24年12月28日受付分まで

○災害被災者支援資金貸付事業【新規貸付は平成24年3月31日まで】(福祉局)

受入被災者に対し、当分の間、災害特例として愛知県社会福祉協議会が行う最大20万円の生活福祉資金の貸付に上乗せする形で、居住や家財にかかる費用を一世帯あたり、最大30万円まで貸し付ける。

Ⅳ. 健康福祉の支援 (11 事業)

○健康相談(保健医療局)

保健所において、保健師等が受入被災者の健康相談に対応する。

○こころの健康相談(保健医療局)

精神保健福祉センター・保健所等の相談窓口において、こころの健康相談に対応し、必要に応じて適切な専門機関へつなげる。

○放射線被ばく「外部被ばく検査」の実施【平成29年3月31日まで】(病院事業庁)

福島原発事故に関して、希望者を対象に、愛知県がんセンター中央病院、愛知県がんセンター愛知病院において、外部被ばく検査を実施する。

○甲状腺診察の実施【平成30年12月31日まで】(病院事業庁)

あいち小児保健医療総合センターにおいて、福島原発事故で健康面に心配のある児童(福島県以外からの避難者で15歳以下)の甲状腺診察を実施する。

○児童生徒の健康相談(教育委員会)

受入被災者(児童生徒)のこころのケアのため、臨床心理士等による相談を行う。

○子どもの心のケア(福祉局)

児童相談センター等において、被災した子どもの心のケアと、保護者等からの相談に対応する。

○保育所への入所(福祉局)

市町村と連携し、被災した児童の保育所への受け入れを行う。

○高齢者支援(福祉局)

介護施設等の受入れ体制の確保や保険料負担の軽減措置等に関して市町村に適確な指示を行うなど、被災した高齢者への支援において市町村を側面から支援する。

○障害者支援（福祉局）

市町村と連携し、障害福祉サービスの利用調整など、被災した障害者への支援を行う。

○社会福祉施設等における要配慮者の受入調整（福祉局）

被災した要配慮者（高齢者、障害者等）について、厚生労働省からの要請に基づき、県内の社会福祉施設等と調整し、受け入れを行う。

○元気回復支援（被災者受入対策PT）

受入被災者に少しでも心身を癒していただき、元気を取り戻していただくため、県の文化施設や観光施設等の無償利用提供等について調整するとともに、企業等にも協力を求める。

V. 教育の支援（9 事業）

○公立学校への受入れ（教育委員会）

公立学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）について、受入被災者（児童生徒）の希望を踏まえ、転入学の手続き等を弾力的に取り扱う。

○学用品の提供【平成23年9月30日まで】（教育委員会）

公立の学校に転入学する受入被災者（児童生徒）の教科書（学用品）について、災害救助法に準じて無償で給与する。

○入学科等の免除【平成26年3月31日まで】（教育委員会）

県立高等学校に転入学する受入被災者（生徒）の入学検定料・入学科及び授業料（専攻科）について全額免除する。

○就学援助（県民文化局、教育委員会）

被災児童生徒就学支援等事業費補助金制度により県内の学校等へ就学・就園した幼児、児童及び生徒に対する就学支援を行う（平成23年5月2日から）。

なお、上記支援措置の開始に伴い、県立特別支援学校に転入学する受入被災者（児童生徒）の特別支援教育就学奨励費認定への弾力的な対応は平成23年5月1日で終了。

また、就園幼児に対する就学支援については、幼児教育無償化のため、令和2年3月31日で終了。

○私立学校の受入れに関する情報提供（県民文化局）

私立学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校）の受入れに関する情報提供を行う。

○私立学校の授業料等の軽減（県民文化局）

私立学校（幼稚園、高等学校、専修学校、各種学校）に転入学する受入被災者（幼児、生徒）の授業料等について軽減補助する。

○被災地域の大学生の受入れ【平成30年3月31日まで】（政策企画局）

愛知学長懇話会と連携し、被災した学生に対し、授業料等の減免措置などの支援を行っている県内大学の情報を提供する。

○被災大学生の就学支援【平成23年8月29日まで】（県民文化局）

愛知県立大学の5学部で科目等履修生の募集を行う。入学検定料・入学科・授業料は免除する。

○看護師等養成所の学生受入（保健医療局）

県内の看護師等養成所において、被災地域の在校生及び入学予定の学生を受け入れる。

VI. 就労の支援（1 事業）

○就労の場の確保（労働局）

被災者の就労を支援するため、経済界と緊密に連携し、県内企業の雇用の意向を把握するなど、就労の場の確保を図る。【平成 24 年 3 月 31 日まで】

緊急雇用創出事業基金を活用し、県や市の臨時雇用職員として、就労の場の提供を図るとともに、愛知労働局との連携により、被災者向けの求人情報を被災者に提供する。【平成 26 年 3 月 31 日まで】

VII. その他の支援（4 事業）

○愛知県被災者支援センターの設置（被災者受入対策 P T）

受入被災者を広域的に支援するため、愛知県東大手庁舎に公設民営型の支援センターを設置し、NPO、ボランティア、市町村や専門家等と協働しながら、受入被災者の相談対応や見守りなど、生活再建に向けた支援を行う。

○各種団体との連携・情報提供（被災者受入対策 P T）

県弁護士会や県司法書士会等の支援情報を適切に受入被災者に伝える。

○施設利用手続き等の緩和（県民文化局）

女性総合センター情報ライブラリー、愛知芸術文化センター愛知県図書館の利用カードの発行条件を緩和する。

○外国人の受入被災者への情報提供（県民文化局）

外国人の被災者に対し、県や県国際交流協会のホームページにおいて支援情報等を提供する。

5 進行管理

支援状況を「被災地支援対策進捗状況管理表」に記載し定期的に公表する。また、支援策の追加及び修正がある場合は、所管部局から愛知県被災地域支援対策本部幹事会に報告（必要があれば協議）するものとする。

事項索引

愛知県被災者支援センターの受入被災者支援の特徴を示すキーワードについて、
関連事項の掲載頁を示したものです。

受入被災者の登録

住宅入居登録と受入被災者登録	13
愛知県受入被災者登録制度	16・19・20・36
市町村での名簿登録	33
登録名簿に基づくワンストップ支援	37
市町村独自の名簿作成	39
住宅の受入名簿	40
岡崎市における事例	41・42
田原市における事例	46
情報提供への同意	48
名簿の管理と支援の実施の役割分担	49
受入被災者登録票に項目がない多文化背景	101
埼玉県における避難者の把握	131
避難行動要支援者名簿の作成義務	133

関係機関

介護・障がいなどの専門分野	46
個別支援研修会で事例を紹介	27・60
安城市において被災者支援に関わる	34
岡崎市で 登録世帯の支援を要請する先	42
小牧社協が見つないでいる先 その姿勢	45・48
市町村の関係機関	62・107
海外出身者の在留資格に関わる関係機関	104
交流会開催地で相談支援に関わる関係機関	114
支援情報を伝えるべき先としての関係機関	135
被災者の複合的課題に関わる関係機関	141

顔の見える関係

地域の支援者との関係	31
3-500人の範囲での顔の見える支援	62
市町村担当者との関係（個別訪問の目的）	97
個別支援の研修会の成果	99
交流会に参加した5割の世帯との関係	109
支援センタースタッフとの関係	109
お米お届けによる95%の世帯との関係	112

当事者参加型

当事者参加型の広域避難者支援	35
被災者及び支援に関わる当事者	36
当事者参加の場	40
当事者と連携した支援体制	42・43・49
小牧市における当事者参加	45
海部・津島地域における当事者参加	47
当事者の意向を尊重した支援	48
当事者の活動を後方支援で支える	49
避難当事者ヒアリング	56・59
避難当事者による報告	61
当事者による医療機関（医師）探し	70
自分は問題ないとする当事者	71
当事者同士の意見交換の必要性	79
当事者による実行委員会	81
当事者（被災者と東電）による自主的な解決	83
当事者の抱える不安	99
当事者の選択	100
当事者の参加と交流会	106
当事者を主体にした支援への試行錯誤	107
当事者を中心に、専門家や支援者が考える	110
交流会をつくりあげた当事者の力	112
ふるさとサポーターとしての当事者の役割	115
避難当事者によるコーナー	118
避難当事者実行委員によるあおぞらカフェ	118
避難当事者の交流会への思い	119
あおぞらに掲載した当事者の原稿	124
埼玉県における当事者ネットワーク	132

保健師（看護職）

保健師による健康相談	5
保健師による世帯訪問	25・26・33・70・71・97・112
名古屋市保健師	25
要支援者を見守る専門職	37
岡崎市における健康相談（長寿課）	42
田原市における訪問	46
田原市の計画策定時における調整	49
2014年長期派遣保健師によるスタッフ研修	57
2014年交流会への在宅保健師の参加	58
個別支援研修会・意見交換会への参加	60・99
避難経験の振り返り	69
保健師の同行による安心感	71・97
訪問時の保健師同行の定着	71
避難者個別訪問報告書	72
保健師による訪問結果・聴き取り・声掛け	73～76
西尾保健センター保健師	78
地域包括豊橋中央保健師	78
大交流会での複数相談体制	79
在宅保健師会「あいち」の取り組み	90～91
保健師による心理的不安の軽減	114
あおぞらへの健康だよりの掲載	126
看護師（保健師）による高齢者支援	134～139
保健師等による健康相談	147
支援調整会議への参加	151

甲状腺エコー検診

検診の実施	28～31
甲状腺エコー検診の取り組み報告	61
甲状腺エコー検診と相談会	71・81
在宅保健師の甲状腺エコー検診への参加	91
愛知県民連による取り組み	94
甲状腺エコー検診の判定結果	95
ふくしま交流会での甲状腺エコー検診	120
あおぞらでの甲状腺エコー検診の記事	125
定期便での甲状腺エコー検診の案内	127

コミュニティソーシャルワーク

コミュニティソーシャルワーカー	28・62・71
コミュニティソーシャルワーク	58
地域力をつなぐ要	98

多文化ソーシャルワーク

多文化支援	56・58・70・72
多文化ソーシャルワーカーとは	101
	103

支援者の支援

支援者同士をつなぐ媒介	36
支援者のモチベーション	47
支援者による情報共有	48・51
支援者と非支援者の関係性の問い直し	50
支援方法や課題の共有	54
支援センタースタッフメンタルケア	59
スタッフ・支援者研修	59・60
相談を受けてもアドバイスできない精神的負担	62
支援者間のネットワーク	81
弁護士会の関わり	83
臨床心理士会への支援者からの相談	87
支援者に対する支援の重要性	88
支援者に対する支援の重要性	88
支援がいつまで続くかについての不安	99
外国人支援者に求められるスキルと役割	105
支援者支援	128
高齢被災者にかかわる看護職員の困難	133

社会福祉協議会（社協）

東日本大震災被災者支援ボランティアセンターなごや	9
愛知県被災者支援センター運営協力団体	21～31
市町村における受入被災者支援の好事例	23・34
要支援者への見守り	24・26・33・39
個別支援調整会議への参加	26・29・150
意見交換会・研修会の参加	27・60・110・111・113
市町村訪問時の同席	31・40
受入被災者市町村担当者会議への参加	33
多機関連携における関わり	34
福祉部署との関連	37
独自の支援	40
安城市：地区社会福祉協議会による見守り	41
小牧市：社会福祉協議会を核とした連携	45
田原市：社会福祉協議会や生協との連携	46
交流会の実行委員会への参加	47・107
地域福祉活動計画の中での県内避難者支援	47
海部・津島管内での連携	47
情報提供に同意した避難登録者名簿の共有	48
要支援者への支援	48
当事者・市民と行政との連携	49
アントレプレナーシップの発揮	50
社会福祉協議会と個の支援	50
PS 会議への参加	54～57・62
スタッフ研修	59
避難時の支援	65・66・68
コミュニティソーシャルワーカー養成	99
「気持ちを手紙に」増刷	108
交流会の会場確保での協力	119・120
市町村社会福祉協議会連絡先の紹介	123
多職種支援先の一つ	136
生活福祉基金の貸付	146
個別訪問への参加	162
個人情報提供先	164

名古屋市・東日本大震災被災者支援ボランティアセンターなごや

あいち・なごや水害ボランティア本部	4
あいち・なごや東北関東大震災ボランティア連絡会	9
なごや災害ボランティア連絡会	9
名古屋市社会福祉協議会	9
東日本大震災被災者支援ボランティアセンターなごや	9
ボラセンなごや	9
名古屋市保健師による健康調査	25
名古屋市の住宅部局（住まいの相談）	27・58
ボラセンなごやとの定期協議	33
なごや防災ボラネット	34
被災者訪問プロジェクト	34
お茶っ子サロンなごや	34
布団のお届けへの同行	54・107
名古屋市・長期派遣保健師（タッフ研修講師）	57
情報交換会での報告	60
避難経験の振り返り（精神的なささえ）	68
名古屋市内外国人世帯への訪問同行	71
定期便発送での協力	127

生活協同組合

生活協同組合コープあいち	4
お米・家電のお届け	10
愛知県被災者支援センター運営協力団体	21～31
海部・津島地区での連携	23・47
各世帯へのお米の寄付・お届け	22・109・150
多機関連携における関わり	35
市町村を越えた連携	50
布団のお届け	54・107
PS 会議の参加	56・57・62
くらしの相談室	58・62・80
研修会への参加	60
くらしすけあいの会	60・79
大交流会相談コーナーへの参加	60
お米お届けによるコミュニケーション	109
交流会ボランティア	119・120

災害時要支援者		多様な支援	
名簿の作成	122	支援主体の多様さ	4
避難行動要支援者	137	多様な支援主体により全世帯の状況把握	4
		多様な支援主体の善意と熱意	4
複合的な課題		多様な支援ネットワーク	35
複合的な相談体制	12・70・115	多様な支援主体の集結	51・141
複合的な困りごと	77	愛知県被災者支援センターが育む多様な支援	142
複合的に起こる問題	99		
複合的な課題を有する世帯への支援	140	多文化支援（海外出身世帯への支援）	
		外国人支援	4
積極的見守り		外国人の受入被災者への情報提供	20・149
積極的見守り支援	30	外国人世帯への情報	23・25
2019年積極的見守りを開始	71	外国人世帯への見守り	29
外国人世帯への積極的見守り	103	外国人ヘルプライン東海	30・56・58・60・79・80
		安城市における外国人への支援	41
要支援		外国人や高齢者への支援体制	49
個別訪問での要支援チェック	25	外国人支援（通訳）	57
要支援世帯への見守り実績	27～31	外国人在留資格の研修	58・59
要支援者がいる市町村の訪問	33・38	外国人世帯の事例グループワーク	60・111
要支援者への訪問	33・34・42・49	外国人世帯の相談・生活の苦勞	64・70・109
要支援者を見守る専門職	37	外国人世帯への積極的見守り	71・98
要支援世帯	39・43	大交流会での通訳等外国人支援	78
要支援者の把握	40・162・164	海外出身者とその家族の避難状況	101
要支援者に対する連携	43	海外出身者とその家族への支援	101
要支援者の支援事例	44・49	多文化ソーシャルワーカーの関わり	103
保健師訪問による要支援者把握	71・90	外国人避難者支援のためのスタッフ研修	103
コミュニティソーシャルワーカーによる支援	71	一人ひとり向き合う姿勢と外国人支援	105
要支援世帯に対する行政との連携の必要性	91	あおぞらへの外国人避難者支援の寄稿	125
要支援 A 要支援 B 要支援 C	98・99	定期便郵送時の翻訳	128
要支援への個別支援	99	複合的な課題を有する世帯（外国人世帯）	140

はじめに

栗田暢之 センター長・認定NPO レスキューストックヤード代表

第1章 愛知県被災者支援センターの事業

- 第1節 発足までの経緯 栗田暢之 センター長
- 第2節 愛知県における受入被災者登録制度 向井 忍 センター長補佐・生活協同組合コープあいち
- 第3節 愛知県被災者支援センターとその事業 森本佳奈 センター事務局長
向井 忍 センター長補佐

第2章 受入被災者支援の多機関連携

- 第1節 愛知県と市町村における受入被災者支援の体制 向井 忍 センター長補佐
- 第2節 市町村ヒアリングより明らかになった当事者参加型の広域避難者支援をめぐる多機関連携 荒見玲子 名古屋大学大学院法学研究科准教授

第3章 パーソナルサポート支援チーム会議（PS 会議）

- 第1節 PS 会議の構成と概要 向井 忍 センター長補佐
- 第2節 PS 会議関わった主な事業 向井 忍 センター長補佐

第4章 個別支援の相談体制

- 第1節 避難生活の推移と必要な支援 向井 忍 センター長補佐
- 第2節 相談支援の全体像 林 一平 愛知県司法書士会
仲田法子 センタースタッフ

第5章 各分野の相談・支援

- 第1節 法的支援 澤 健二 愛知県弁護士会
林 一平 愛知県司法書士会
- 第2節 心の支援 渡邊素子・今村友木子・永田法子・中村美津子 愛知県臨床心理士会
- 第3節 家族の支援 丸山路代 在宅保健師会「あいち」
- 第4節 健康・医療的支援 日下紀生 愛知県保険医協会
愛知県民主医療機関連合会被ばく対策委員会・事務局 島崎宏行
- 第5節 日常生活支援 菊池邦子 センタースタッフ（コミュニティソーシャルワーカー）
- 第6節 多文化支援 神田すみれ 多文化ソーシャルワーカー

第6章 当事者の参加と交流会

- 第1節 当事者を主体にした支援への試行錯誤 向井 忍 センター長補佐
- 第2節 交流会をつくりあげた当事者の力 戸村京子 センタースタッフ
今井田正一 センタースタッフ
- 第3節 避難者の思いが詰まった交流会 今井田正一 センタースタッフ

第7章 あおぞら・広報・定期便

柿田佳邦 センタースタッフ
戸村京子 センタースタッフ

第8章 愛知県の取り組みの特徴と課題

- 第1節 愛知県と埼玉県との広域避難者支援の比較 原田 峻 金城学院大学人間科学部講師
- 第2節 継続支援の先にみえる課題（災害看護） 河村 諒 日本赤十字豊田看護大学看護学部助教

第9章 到達点・成果と今後への課題

栗田暢之 センター長

⁹⁷ 所属・肩書は執筆時

特集—愛知県被災者支援センターの10年—全体交流会アルバム



第一回「ふるさと大交流会」2011年度(名古屋市)



参加者の集合写真



被災者支援センターについて説明



第二回「温泉大交流会」2012年度(蒲郡市)



夜の懇親会は真夜中まで



夕食の席で「はじめまして」



第三回「温泉大交流会」2013年度(西尾市)



学生ボランティア等説明



フラダンスを皆で踊り楽しむ



第四回「温泉大交流会」2014年度(西尾市)



アロマハンドで癒し



浜辺で思いっきり走った!



第五回「全体交流会」2015年度(名古屋市)



子どもと一緒に相談会



避難当事者の活動展示

特集—愛知県被災者支援センターの10年—交流会アルバム



「ゆるりっと会」2012(小牧市)



ふるさと祭り芋煮会 2012(名古屋市)



「ふれあいひろば小牧」2013(小牧市)



「岩手県・宮城県気軽にお茶飲み交流会」2016(東海市)



「ふくしま交流会」2018(豊橋市)



「田原市交流会」2017(田原市)



「夏休み・ユース交流会」2019(名古屋市)



「芋ほり交流会」2013
(飛島村)



「濱田農園交流会」2015(東浦町)



「森林浴・石窯交流会」2020(岡崎市)



「めぐりあい花見会」2016(名古屋市)

特集—愛知県被災者支援センターの10年—交流会・説明会アルバム

パパ・ママ・キッズ☆「ゲンキ・すまいる・プロジェクト」夏企画(2013年) @春日井市少年自然の家



パパ・ママ・キッズ☆「ゲンキ・すまいる・プロジェクト〜リラクゼーションとクリスマス・ファミリーコンサート in 飛島村」冬企画(2013年) @飛島村中央公民館



交流相談会 2015



甲状腺エコー検診& 交流相談会 2019



県内避難者支援制度説明会 2011



小中学校絵手紙贈呈式(あま市)2014



お米贈呈式(飛島村)2014



あおぞらカフェ「放射能勉強会」
2018



原発事故損害賠償制度説明会 2011



「子ども被災者支援法」説明会 2013

一人ひとりの暮らしに寄り添って

～愛知県被災者支援センター10年のまとめ～

発行日：2021年3月31日

発行・編集：認定NPO法人レスキューストックヤード
住所：〒461-0001 名古屋市東区泉1-13-34 名建協2階
TEL 052-253-7550 FAX 052-253-7552

愛知県
被災者支援
センター

